官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（七三）　二
○建築士法の一部を改正する法律（七四）　三
○建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（七五）　三
○予防接種法の一部を改正する法律（七六）　三〇
○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（七七）　三
○国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（七八）　三三
〔政　令〕
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二四一）　二七
○総務省組織令の一部を改正する政令（二四二）　二七
○経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四三）　二七
○経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二四四）　二六
〔府　令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六四）　二九
○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令（同六五）　二九
〔府令・省令〕
○産業競争力強化法施行規則及び産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境四）　三
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学四）　三
〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務九六）　四四
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（同九七）　四四
○法務省定員規則の一部を改正する省令（法務四五）　四四
○租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務五一）　四五
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（同五二）　五一
○貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令の一部を改正する省令（同五三）　五一
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二七）　五一
○医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働一一九）　五二
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（同一二〇）　五二
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（同一二一）　五三
○種苗法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五三）　五三
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（同五四）　五四
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六三）　五五
○貿易保険法施行規則の一部を改正する省令（同六四）　五五
○株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令（同六五）　五六
○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通七〇）　五六
○環境省組織規則の一部を改正する省令（環境二一）　五七
○自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令（防衛一九）　五七
〔規　則〕
○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―三〇―一一五）　五九
〔法規的告示〕
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び内閣総理大臣が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示（内閣府八三）　五九
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システム及び内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示（内閣府八四）　六四
○内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体等の一部を改正する告示（同八五）　一七二

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）
○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示
（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　一七三
○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示（**同**二）　一七五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示
（**個人情報保護委**八）　一七六
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する標準を定める命令附則第二条第一項の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体のクラウド利用情報システム並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示（**デジタル庁・総務**二七）　一七八
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第三条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能に係る機能要件を定める告示の一部を改正する告示（**同**二八）　一八三
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示の全部を改正する告示（**同**二九）　一八七
○住民記録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件を改正する件（**総務**二八九）　一八八
○住民記録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件を改正する件（**同**二九〇）　一九六
○戸籍附票システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件を改正する件（**同**二九一）　二〇〇
○戸籍附票システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件を改正する件（**同**二九二）　二〇三
○印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件を改正する件（**同**二九三）　二〇三
○印鑑登録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件を改正する件（**同**二九四）　二〇七
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条の規定に基づき、同条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を定める告示を改正する件（**同**二九五）　二一〇
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示を改正する件（**同**二九六）　二一五
○創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示
（**総務・経済産業**三）　二一四
○事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示（**財務・経済産業**八）　二一五
○令和八年文部科学省告示第六十一号の一部を改正する件
（**文部科学**一〇四）　二一九
○令和八年文部科学省告示第六十二号の全部を改正する件（**同**一〇五）　二二四
○令和八年文部科学省告示第六十三号の一部を改正する件（**同**一〇六）　二二六
○令和八年文部科学省告示第六十四号の全部を改正する件（**同**一〇七）　二二七
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（**厚生労働**二九〇）　二二一
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（**同**二九一）　二二三
○作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（**同**二九二）　二二四
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一〇九七）　二二五
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条の四第五号の経済産業大臣が定める日等に関する告示（**経済産業**九五）　二二七
○貿易保険法第十六条の二第一項の経済産業大臣が定める取決めを定める告示（**同**九六）　二二四
○特定引受業務指針（**同**九七）　二二五
○特定引受基準（**同**九八）　二二五
○マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示（**国土交通**一〇一七）　二二六

〔**その他告示**〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**八）　二二六

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び総務大臣が定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣を定める件（デジタル庁・総務省告示三〇）　二六
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同三一）　二六九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一〇九八一一一〇）　二七〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一一一一）　二七三
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一一一二）　二七六
○肥料の登録が失効した件（同一一一三）　二七六
○種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件（同一一一四）　二七七
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件の一部を改正する件（同一一一五）　二七八

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和八年五月分）（令和八年五月分）（財務省）　二七九

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（法律第七十三号）（総務省）

1　投票環境整備のための公職選挙法改正並びの改正

⑴　開票立会人の選任に係る規定の整備（第七十六条関係）

イ　政党等は、開票立会人を、開票区の投票人名簿に登録された者に限らず、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から届け出ることができるものとする。

ロ　都道府県の選挙管理委員会が市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前二日から国民投票の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとする。

⑵　投票立会人の選任要件の緩和（第四十九条関係）

市町村の選挙管理委員会は、投票立会人を、投票区の投票人名簿に登録された者に限らず、国民投票の投票権を有する者の中から選任することができるものとする。

⑶　ＦＭ放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の追加（第百六条第一項関係）

現行のＡＭ放送（中波放送）の放送設備に加えて、ＦＭ放送（超短波放送）の放送設備によっても憲法改正案の広報のための放送をすることができるものとする。

2　施行期日等

⑴　施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

⑵　その他

その他所要の規定を整備する。

◇建築士法の一部を改正する法律（法律第七十四号）（国土交通省）

1　建築士等の資格要件に関する改正

⑴　一級建築士の資格要件の緩和

イ　二級建築士が一級建築士免許を受けるための実務経験期間の見直し

二級建築士が一級建築士の免許を受けるために必要となる二級建築士としての実務の経験の期間について、次の㈠又は㈡の者であることを要件として、現行の四年を二年に短縮する。（第四条第二項第四号関係）

㈠　二級建築士になる前の実務の経験を含めた実務の経験を八年以上有する者

㈡　高等学校等において建築科目を修めて卒業した者であって、㈠の実務の経験を卒業後六年以上有するもの

ロ　在学中の受験を可能にすることによる受験資格の拡大

大学等に在学する者のうち、一級建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であって、当該大学等において国土交通大臣の指定する建築科目の単位を修得しているものは、一級建築士試験を受けることができるものとする。（第十四条第二号関係）

⑵　二級建築士及び木造建築士の資格要件の緩和

イ　免許を受けるために必要な実務経験期間の短縮

二級建築士又は木造建築士の免許を受けるために必要な実務の経験の期間について、現行の七年から四年に短縮する。（第四条第四項第四号関係）

ロ　在学中の受験を可能にすることによる受験資格の拡大

大学等又は高等学校等に在学する者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等又は高等学校等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であって、当該大学等又は高等学校等において国土交通大臣の指定する建築科目の単位を修得しているものは、二級建築士試験及び木造建築士試験を受けることができるものとする。（第十五条第二号関係）

ハ　試験を受けるために必要な実務経験期間の短縮

二級建築士試験又は木造建築士試験を受けるために必要とされる実務の経験の期間について、現行の七年から二年に短縮する。（第十五条第四号関係）

⑶　建築設備士の定義の見直し

「建築設備士」の定義に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める機関に登録されたものであることを追加する。（第二条第五項関係）

2　契約の適正化を図るための改正

⑴　契約書の相互交付義務の対象範囲の拡大

当事者による契約書の相互交付義務の対象となる契約の範囲について、現行の「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計受託契約又は工事監理受託契約」から、その延べ面積等を問わず、建築士が行う設計又は工事監理に係る「設計受託契約又は工事監理受託契約」の全てに拡大する。（第二十二条の三の三関係）

⑵　見積書の作成等についての努力義務

イ　見積書の内容等を考慮する努力義務の明記

設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、ロの見積書の内容その他の契約に係る事情を考慮して、その設計又は工事監理の委託の内容に応じた適正な委託代金で契約を締結するよう努めなければならないものとする。（第二十二条の三の四関係）

ロ　設計等の業務に係る契約の見積書を作成する努力義務の新設

建築士事務所の開設者は、設計等の業務に係る契約を締結しようとするときは、報酬の算定の根拠を明らかにするための見積書を作成するよう努めなければならないものとする。（第二十四条の十関係）

3　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、２は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　その他所要の規定を整備する。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（法律第七十五号）

（国土交通省）

1　題名

題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。（題名関係）

2　目的

法律の目的に、建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を図ることを追加する。（第一条関係）

3　基本理念

⑴　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の安全性、快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たっての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られ、かつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならないものとする。（第一条の二第一項関係）

⑵　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の建築が多様な主体により担われていることに鑑み、建築主等、建築物の設計又は施工を行う事業者、建築材料等製造等事業者その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨として行われなければならないものとする。（第一条の二第二項関係）

⑶　建築物の脱炭素化の促進のため、その設計及び施工に当たっては、建築物の建築が限りある資源を活用して行うものであるとともに、その解体に伴い多量の廃棄物が生ずるものであることに鑑み、建築物の解体により生じた廃棄物又は建築物に関する工事に伴い副次的に得られた物品の全部又は一部を部品又は原材料の一部として利用した建築材料等の利用その他の環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならないものとする。（第一条の二第三項関係）

4　定義

建築生産等の各段階において排出される炭素量を通算した量を「建築物通算炭素排出量」と定義するとともに、建築物通算炭素排出量を算定し、当該算定に係る建築物の環境への負荷について評価することを「建築物通算炭素排出量評価」と定義する。（第二条第一項関係）

5　基本方針

基本方針について、建築物の脱炭素化の促進に係る事項を追加するとともに、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならないこと等とする。（第三条関係）

6　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体の責務として、建築物の脱炭素化の促進に係る事項を追加する。（第四条、第五条関係）

7　特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に係る措置

⑴　国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主等及び特定一戸建て住宅建設工事業者等のうち、規格化された住宅の供給数について住宅市場に占める割合が特に大きいものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するもの等とする。（第二十二条の二、第二十五条の二関係）

⑵　経済産業大臣及び国土交通大臣は、⑴による指定を受けた者（以下「特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。（第二十二条の三、第二十五条の三関係）

⑶　特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、定期に、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないものとする。（第二十二条の四、第二十五条の四関係）

⑷　特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、毎年度、⑶の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る前年度の取組状況を国土交通大臣に報告しなければならないものとする。（第二十二条の五、第二十五条の五関係）

⑸　国土交通大臣は、⑷の取組状況等が⑵の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、勧告を行うことができるものとし、勧告に従わない場合において、その供給する住宅のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるとき等は、命令等を行うことができるものとする。（第二十三条、第二十六条関係）

8　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定制度の拡充

⑴　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準として、⑵による認定を受けた建築物であることを追加する。（第三十条第一項関係）

⑵　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有することを国土交通大臣が認定することができるものとする。（第三十条の二関係）

⑶　⑵による認定のための審査に当たっては、審査に係る建築物の建築物エネルギー消費性能誘導基準への適合に関する評価であって、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行うものに基づきこれを行うもの等とする。（第三十条の三、第三十条の四関係）

⑷　⑵による認定を受けるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における一定の床面積を、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないものとする。（第三十五条第一項関係）

⑸　登録建築物エネルギー消費性能評価機関が行う業務に⑶の評価の業務を追加する。（第五十三条第一項関係）

9　建築物通算炭素排出量評価に係る措置等

⑴　建築主等にあっては建築物通算炭素排出量の削減に、建築士及び建設業者にあっては建築物通算炭素排出量の削減に資する事項の説明に、建築材料等製造等事業者にあってはその製造等する建築材料等の炭素排出量原単位の表示に努めなければならないものとする。（第六十四条の二関係）

⑵　国土交通大臣及び主務大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のために特に必要があると認めるときは、国土交通大臣にあっては建築主等又は建築物の設計若しくは施工を行う事業者に、主務大臣にあっては建築材料等製造等事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとする。（第六十四条の三関係）

⑶　主務大臣は、基本方針に基づき、建築物通算炭素排出量の算定及び評価の方法、建築物通算炭素排出量評価に係る建築主の判断の基準となるべき事項等を定めた建築物通算炭素排出量評価指針を定め、公表するもの等とする。（第六十四条の四関係）

⑷　建築主は、建築物の建築（環境への負荷が少ないものを除く。）をしようとするときは、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計段階における建築物通算炭素排出量評価（以下「設計時建築物通算炭素排出量評価」という。）を行うよう努めなけ

ればならないものとし、当該建築物の設計の委託を受けた建築士は、当該建築主に対し、設計時建築物通算炭素排出量評価の実施に必要な事項の説明その他の協力を行うものとする。（第六十四条の五関係）

⑸　建築主（国等の機関の長を除く。）は、建築物（特定の用途に供するものに限る。）の建築（一定規模以上のものに限る。）をしようとするときは、当該建築に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、その工事に着手する日の十四日前までに、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならないもの等とし、国土交通大臣は、届出の内容が⑶の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるもの等とする。（第六十四条の六関係）

⑹　国等の機関の長は、建築物（特定の用途に供するものに限る。）の建築（一定規模以上のものに限る。）をしようとするときは、当該建築に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、当該建築物について設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならないもの等とし、国土交通大臣は、通知の内容が⑶の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分と認めるときは、必要な措置について協議を求めることができるものとする。（第六十四条の七関係）

⑺　⑷～⑹の規定は、建築物通算炭素排出量が著しく少ない建築物その他の設計時建築物通算炭素排出量評価の実施の必要性が乏しい建築物等については適用しないものとする。（第六十四条の八関係）

⑻　建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い主務大臣が定める方法により炭素排出量原単位を算定したときは、その旨、当該炭素排出量原単位等を当該建築材料等又は広告等に表示することができるものとする。（第六十四条の九第一項関係）

⑼　⑻の場合を除くほか、⑻に規定する方法により算定した旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないものとし、主務大臣は、これに違反した者に対し、必要な措置をとるべき旨の指示、命令等をすることができるものとする。（第六十四条の九第二項～第八項関係）

10　建築物環境性能の認証

⑴　建築主等は、⑷により国土交通大臣の登録を受けた機関（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証を申請することができるものとし、当該申請をしようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者に対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができるものとする。（第六十四条の十関係）

⑵　⑴の申請を受けた登録建築物環境性能認証機関は、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣が定める認証の基準に従い認証を行ったときは、標章を付した認証書を交付することができるものとする。（第六十四条の十一関係）

⑶　⑵により認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物等に⑵の認証書に係る標章を付することができるものとし、何人も、この場合を除くほか、⑵の認証書に係る標章又はこれと紛らわしい標章を建築物等に付してはならないものとする。（第六十四条の十二関係）

⑷　登録建築物環境性能認証機関の登録は、建築物環境性能の認証の業務を行おうとする者の申請により行うものとするとともに、その登録に関する所要の規定を設ける。（第六十四条の十三～第六十四条の十八関係）

11　その他

その他所要の改正を行う。

12　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所要の経過措置等を定める。（附則第二条～第九条、第十三条関係）

⑶　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第十条関係）

⑷　その他所要の改正を行う。

◇予防接種法の一部を改正する法律（法律第七十六号）（厚生労働省）

1　「予防接種」の定義について、人体に注射し、又は接種する医薬品として、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンに加え、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を含むものとする。（第二条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

3　施行期日等

⑴　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（法律第七十七号）（こども家庭庁）

1　題名及び総則

⑴　題名

本法において支援の対象を「医療的ケア児及びその家族」から「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に拡大することに伴い、題名を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改める。

⑵　目的

目的に、「医療的ケア児等及び重症心身障害者についてそれらの意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにする」こと、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して暮らすことができる社会の実現を推進」すること等を明記する。（第一条関係）

⑶　定義（第二条第三項及び第四項関係）

イ　この法律において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　医療的ケア児

⑵　医療的ケア児であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの

⑶　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

ロ　この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、「重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。

⑷　基本理念

基本理念に、「医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、」その日常生活及び社会生活を社会全体で支えること、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する地域において」日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること等を明記する。（第三条関係）

⑸　学校等の設置者の責務

在籍する医療的ケア児等及び重症心身障害者に対し、適切な支援を行う責務を有する学校等の設置者として、大学及び高等専門学校並びに専修学校（高等課程に限る。）の設置者を追加する。（第七条関係）

⑹　支援に関して講じた施策に係る公表等

政府は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする（地方公共団体については、努力義務）。（第八条の二関係）

２　医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に係る施策

⑴　保育を行う体制の拡充等

保育所の設置者等及び放課後児童健全育成事業を行う者が講ずる措置の例示として、喀痰吸引等を行うことができる介護従事者の配置を追加する。（第九条第二項及び第三項関係）

⑵　社会的養護に係る体制の拡充

国及び地方公共団体は、社会的養護が必要な医療的ケア児及び重症心身障害児ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。（第九条の二関係）

⑶　教育を行う体制の拡充等（第十条第二項及び第三項関係）

イ　保護者の付添いがなくても、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、学校等の設置者が講ずる措置の例示として、介護従事者の配置を追加する。

ロ　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保するため、それらの者の生涯学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

⑷　日常生活における支援

国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の地域社会における自立を支援し、並びにそれらの家族の身体的及び精神的な負担を軽減するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が、個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、医療的ケアの実施、一時的に預かり必要な保護を行うサービス、夜間に居宅において提供される保健医療サービス又は福祉サービス、通学等の移動の支援、重度訪問介護その他の日常生活において必要な支援を受けられるよう、福祉サービスを提供する事業所への看護師等の配置の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。（第十一条関係）

⑸　切れ目ない医療の提供

国及び地方公共団体は、医療的ケア児及び重症心身障害児が十八歳に達した後も切れ目なく地域で必要な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。（第十一条の二関係）

⑹　就労の支援（第十一条の三関係）

イ　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の就労の希望の実現に向けて、それらの者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所その他の関係機関等相互の連携を確保しつつ、在宅勤務その他の個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の特性に応じた就労形態による適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援、医療的ケア児等及び重症心身障害者を雇用し又は雇用しようとする事業主に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

ロ　国及び地方公共団体は、必要に応じ、医療的ケア児等及び重症心身障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校等において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

ハ　事業主は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、それらの者の個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

⑺　住居の確保

国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者がその希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する期間入居できる共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保のために必要な措置を講ずるものとする。（第十一条の四関係）

⑻　相談体制の整備等（ピアサポートに関する規定の新設）

国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が孤独を覚え又は孤立することのないよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関等の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。（第十二条第二項関係）

３　医療的ケア児等支援センター等

⑴　医療的ケア児等支援センター（第十四条第一項関係）

イ　「医療的ケア児支援センター」の名称を「医療的ケア児等支援センター」に改称するとともに、それを設置することができる者を、都道府県知事から都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の長に拡大する。

ロ　医療的ケア児等支援センターの業務として、次に掲げる業務を追加する（都道府県等の長が自ら行うことも可）。

㈠　医療的ケア児等及び重症心身障害者（進行性の疾病その他の事由により医療的ケア児等又は重症心身障害者となることが相当程度見込まれる者を含む。）並びにそれらの家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

㈡　医療的ケア児等及び重症心身障害者に係る個別避難計画の作成について協力を行うこと。

㈢　災害時において市町村（特別区を含む。）と連携して医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対し必要な情報の提供を行うこと。

⑵　医療的ケア児等支援地域協議会（第十八条の二関係）

イ　都道府県等は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族、学識経験者その他の関係者並びに関係機関等及び関係機関等の業務に従事する者（ロにおいて「関係者等」という。）により構成される医療的ケア児等支援地域協議会（⑵において「協議会」という。）を置くことができる。

ロ　協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

ハ　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

４　補則

⑴　人材の確保

医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するために講ずる措置の例示として、当該支援に係る研修の実施方法の適宜の見直しを追加する。（第二十条関係）

⑵　医療的ケアの提供の在り方についての見直し

国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜の見直しを行うものとする。（第二十条の二関係）

⑶　研究開発等の推進（第二十一条関係）

イ　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の保育、教育、労働その他の日常生活及び社会生活を支援するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者の日常生活及び社会生活の質の維持向上に資する技術の研究開発並びにそれらの成果の活用が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

ロ　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の数の把握、医療的ケア児等が医療的ケアを必要とする程度を判定するための基準の定期的な見直しその他の医療的ケア児等及び重症心身障害者の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

⑷　地域格差の是正のための検証等（第二十二条関係）

イ　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他各地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

ロ　国及び地方公共団体は、イの検証の結果を踏まえ、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差を是正するため必要な措置を講ずるものとする。

5　その他

⑴　施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　検討

この法律による改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（以下「新法」という。）の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。（附則第三条関係）

⑶　その他

その他所要の規定の整備を行う。

◇国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（法律第七十八号）（内閣官房）

1　総則

⑴　目的

この法律は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害（以下「大規模災害」という。）に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能の継続性が確保された国土の形成を図るための施策（以下「国家社会機能継続性確保施策」という。）に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散型経済圏の形成を通じた我が国経済の成長に資することを目的とする。（第一条関係）

⑵　定義（第二条関係）

イ　この法律において「国家社会機能」とは、我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能をいう。

ロ　この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏（首都直下地震対策特別措置法第二条第一項に規定する東京圏をいう。⑵及び３の⑶ロにおいて同じ。）における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。

ハ　この法律において「首都中枢機能代替地域」とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域（東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域に限り、副首都の区域を除く。）をいう。

ニ　この法律において「副首都」とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県として、４の⑴イにより指定された道府県をいう。

ホ　この法律において「多極分散型経済圏の形成」とは、人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、それぞれの圏域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土を形成することをいう。

⑶　基本理念（第三条関係）

イ　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、国土強靱化基本法第九条第五号に規定する脆弱性評価（５の⑴ニにおいて「脆弱性評価」という。）その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して行われるものとする。

ロ　国家社会機能継続性確保施策の推進は、国家社会機能が特定の地域に過度に集中したことによる弊害を克服するため、国家社会機能の特定の地域への集積による効果にも留意しつつ、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるように行われるものとする。

ハ　国家社会機能継続性確保施策の推進は、首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置を通じて行われるものとする。

ニ　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続について、地方公共団体及び民間事業者等が行う主体的かつ積極的な取組を尊重しつつ支援することを通じて行われるものとする。

ホ　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、大規模災害が発生した場合における我が国の政治、行政、司法、経済等の活動を持続可能なものとするため、情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。３の⑴において同じ。）その他の先端的な技術の活用を図りつつ、多重性及び代替性が確保された交通通信体系が整備された国土の形成を目指して行われるものとする。

ヘ　副首都の整備に係る施策の推進は、副首都が首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能及び多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を果たすことにより我が国経済の成長に資することとなるよう、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

㈠　副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を図ること。

㈡　副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備を図ること。

㈢　副首都の区域内における国の機関等（国の機関、独立行政法人及び特殊法人をいう。以下同じ。）の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化を図ること。

㈣　副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携を図ること。

⑷　国の責務等

イ　国の責務（第四条関係）

㈠　国は、基本理念にのっとり、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

㈡　国の関係行政機関は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

ロ　地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、国が実施する副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。（第五条関係）

ハ　民間事業者等の責務

民間事業者等は、基本理念に配意してその事業を行うとともに、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。（第六条関係）

ニ　関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、民間事業者等その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進に関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。（第七条関係）

⑸　法制上の措置等及び国会に対する報告（第八条関係）

イ　政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

ロ　政府は、毎年、国会に、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施の状況を報告しなければならない。

２　基本方針

⑴　基本方針（第九条関係）

イ　政府は、基本理念にのっとり、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定めなければならない。

ロ　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

㈠　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の意義及び目標に関する事項

㈡　人口及び国家社会機能の分散的な配置に関する基本的な事項

㈢　首都中枢機能代替地域に関する基本的な事項で次に掲げるもの

①　首都中枢機能代替地域が担うべき機能に関する事項

②　首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置に関する事項

③　首都中枢機能代替地域がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

㈣　大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

㈤　民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他大規模災害が発生した場合における民間事業者等の事業の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

㈥　相互に代替性のある交通手段の確保及び情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に関する取組を通じた多重性及び代替性が確保された交通通信体系の整備に関する基本的な事項

㈦　副首都に関する基本的な事項で次に掲げるもの

①　副首都が担うべき機能に関する事項

②　副首都の区域に係る都市の基盤の整備その他の副首都の整備に関する事項

③　副首都がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

④　副首都を中核とした多極分散型経済圏の形成に関し必要な副首都における経済基盤の強化に関する事項

㈧　４の⑴イにより指定された副首都ごとの整備に関する基本的な事項

㈨　㈠～㈧のほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進のために必要な事項

ハ　内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

ニ　内閣総理大臣は、ハによる閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

ホ　政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

⑵　基本方針と国の他の計画との関係等（第十条、第十一条関係）

イ　国土強靱化基本法第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画その他の国の計画は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関しては、基本方針を基本とするものとする。

ロ　内閣総理大臣は、基本方針に基づく施策の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

３　基本的施策

⑴　人口及び国家社会機能の分散的配置

国及び地方公共団体は、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるようにするため、人口及び国家社会機能が過度に集中した地域から他の各地域への移住等をしようとする者への情報の提供及び便宜の供与、地域における大学の振興、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、情報通信技術を活用した行政の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。（第十二条関係）

⑵　首都中枢機能代替地域の機能の十分な発揮

国は、首都中枢機能代替地域がその機能を十分発揮することができるようにするため、首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる機能の整備、官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。）の円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備、民間の事業所等の首都中枢機能代替地域への移転等に係る投資を促進するために必要な税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。（第十三条関係）

⑶　地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続（第十四条関係）

イ　国及び地方公共団体は、大規模災害が発生し、地方公共団体が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、当該地方公共団体の業務を処理するために利用できる資源が限られている状況において優先的に処理すべき業務を継続して処理することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

ロ　国及び地方公共団体は、東京圏において大規模災害が発生し、民間事業者等が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、その事業を継続して行うことができるようにするため、民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑷　交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復

国及び地方公共団体は、大規模災害が発生した場合における交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るため、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備、高度情報通信ネットワークの利用のための基盤の整備その他の交通通信体系の整備のために必要な施策を講ずるものとする。（第十五条関係）

⑸　地方公共団体等に対する支援

国は、地方公共団体その他の者が行う副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。（第十六条関係）

⑹　国民の理解の増進

国は、広報活動等を通じて副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。（第十七条関係）

4　副首都の指定等

⑴　副首都の指定（第十八条関係）

イ　内閣総理大臣は、１の⑵ハの要件及び次に掲げる要件のいずれにも該当する地域を含む道府県について、副首都として指定するものとする。

㈠　行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えていること。

㈡　多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮するため、人口及び経済の集積の状況について政令で定める要件を備えていること。

㈢　副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えていること。

ロ　イによる指定（以下「指定」という。）は、道府県からの申出に基づいて行うものとする。この場合において、当該申出をしようとする道府県は、あらかじめ、当該道府県の議会の議決を経なければならない。

ハ　内閣総理大臣は、指定の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で告示しなければならない。

ニ　指定の処分は、ハによる告示によってその効力を生ずる。

ホ　内閣総理大臣は、ロの申出をした道府県について、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨を当該道府県に通知しなければならない。

ヘ　内閣総理大臣は、指定に係る地域が１の⑵ハの要件及びイ㈠～㈢の要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該指定に係る副首都の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。この場合においては、ハ及びニを準用する。

ト　イ～ヘのほか、指定及びその解除に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

⑵　副首都の機能の十分な発揮

国は、副首都がその機能を十分発揮することができるようにするため、３の⑵の施策を副首都について講ずるほか、首都中枢機能の代替のための国の機関等の拠点の整備、交通施設の整備及び都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進に必要な施策を講ずるとともに、必要な規制緩和の推進、民間投資を促進するために必要な税制上の措置、民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用等に必要な施策を講ずるものとする。（第十九条関係）

⑶　副首都整備方針（第二十条関係）

イ　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都ごとに、基本方針に即して、当該副首都の総合的かつ計画的な整備に関する方針（⑶及び５の⑴ロ㈡において「副首都整備方針」という。）を定めなければならない。

ロ　副首都整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

㈠　副首都の整備の目標

㈡　副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を通じた我が国経済の成長に関する事項

㈢　副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備に関する事項

㈣　副首都の区域内における国の機関等の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化に関する事項

㈤　副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携に関する事項

㈥　㈠～㈤のほか、副首都の整備に関し必要な事項

ハ　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、あらかじめ、当該副首都整備方針に係る副首都（当該副首都整備方針に係る道府県でまだ指定の処分の効力が生じていないものを含む。ハにおいて同じ。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。この場合において、当該副首都の長は、当該副首都整備方針の案の内容となるべき事項を申し出ようとするときは、当該副首都に係る地域防災計画その他当該副首都の整備に関係する計画を考慮するものとする。

ニ　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

ホ　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、副首都及び関係地方公共団体に送付しなければならない。

5　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部

⑴　設置及び所掌事務（第二十一条、第二十二条関係）

イ　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

ロ　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

㈠　基本方針の案の作成及び基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

㈡　基本方針に基づく施策の実施状況の総合的な検証に関すること。

㈢　関係行政機関が基本方針に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

㈣　副首都整備方針の作成及び副首都整備方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

㈤　㈠～㈣のほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

ハ　本部は、基本方針の案を作成しようとするときは、必要に応じて、都道府県、市町村及び学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

ニ　本部は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して、基本方針の案を作成しなければならない。

⑵　組織

本部は、本部長（内閣総理大臣）、副本部長（内閣官房長官及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進担当大臣）及び本部員（本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣）をもって組織する。（第二十三条～第二十六条関係）

⑶　資料の提出その他の協力（第二十七条関係）

イ　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

ロ　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、イの者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

⑷　事務局

本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。（第二十八条関係）

6　施行期日等

⑴　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（⑵及び⑶イにおいて「施行日」という。）から施行する。（附則第一条関係）

⑵　基本方針の策定時期

基本方針は、施行日から一年以内に定めるものとする。（附則第二条関係）

⑶　集中的な推進等（附則第三条関係）

イ　政府は、施行日から令和十三年三月三十一日までの間（ロにおいて「集中推進期間」という。）、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を集中的に推進するものとする。

ロ　政府は、集中推進期間が経過した場合において、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策について、集中推進期間におけるその実施状況の検証を行い、その結果を国会に報告するとともに、引き続き講じようとする副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に十分に反映させなければならない。

⑷　国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方についての検討等（附則第四条関係）

イ　国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方については、この法律の趣旨及び内容、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、国会及び裁判所において、それぞれ検討が行われるものとする。

ロ　政府は、イによる検討の結果を基本方針に適切に反映させるものとする。

⑸　本部についての検討

本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。（附則第五条関係）

⑹　大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正（附則第七条関係）

イ　目的規定の改正（大都市法第一条関係）

目的規定のうち大都市地域における特別区の設置に関する法律（６において「大都市法」という。）が定める事項として、「特別区を設ける道府県の名称を変更するための手続」を加える。

ロ　特別区包括副首都の名称変更の特例（大都市法新第十一条関係）

㈠　地方自治法第三条第二項の規定にかかわらず、特別区を包括する道府県であって副首都であるもの（ロにおいて「特別区包括副首都」という。）の名称の変更（道府県を都とする変更に限る。）は、当該特別区包括副首都の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

㈡　㈠の申請については、特別区包括副首都の議会の議決を経なければならない。

㈢　㈠の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

㈣　㈠の処分は、総務大臣の告示によりその効力を生ずる。

㈤　特別区の設置の処分及び副首都の指定の処分が行われたがこれらの処分の一方又は双方の効力が生じていない道府県は、特別区包括副首都とみなして、㈠～㈢を適用する。この場合における㈠の処分は、特別区の設置の処分及び副首都の指定の処分が効力を生ずるまでの間は、その効力を生じない。

ハ　その他（大都市法新第十二条～新第十四条関係）

事務の分担等に関する意見の申出に係る措置及び特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例の規定の対象となる道府県に、ロ㈠によりその名称を変更したものを含める。

⑺　その他

その他所要の規定を設ける。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二百四十一号）（内閣官房）

１　法務省の定員を改正する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第二百四十二号）（総務省）

１　国際戦略局事業展開技術課の設置

国際戦略局に事業展開技術課を設置するとともに、その所掌事務を定める。（第六十七条、第六十九条及び第七十二条関係）

２　国際戦略局参事官の廃止等

国際戦略局参事官を廃止するとともに、その所掌事務を同局国際戦略課へ移管する。（第六十七条、第六十八条及び改正前の第七十五条関係）

３　情報流通行政局参事官の設置等

情報流通行政局地域通信振興課を廃止するとともに、その所掌事務を同局に設置する参事官へ移管する。（第七十六条、第八十一条及び第八十六条関係）

４　その他規定の整備をする。

５　この政令は、令和八年八月四日から施行する。（改正令附則関係）

◇経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百四十三号）（経済産業省）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行期日は、令和八年七月三十一日とする。

◇経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二百四十四号）（経済産業省）

第１　産業競争力強化法施行令の一部改正

産業競争力強化法第二十一条の二十四第一項第一号の政令で定める認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置について見直しを行う。（第七条関係）

第２　貿易保険法施行令の一部改正

１　国債の償還等に関する規定の整備

会社は、国債の償還の請求をしようとするときは、その償還の内容に関し、経済産業大臣に協議するものとし、この場合において、経済産業大臣は財務大臣に協議するものとする。（附則第三条関係）

２　国庫への納付手続に関する規定の整備

会社は、貿易保険法附則第六条の規定による納付金を納付するときは、当該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならないものとする等、国庫への納付手続に関する所要の規定を整備する。（附則第四条関係）

３　その他所要の改正を行う。

第３　特別会計に関する法律施行令の一部改正

特別会計に関する法律により政令で定めるものとされている国債に、貿易保険法附則第三条第一項の規定に基づき発行する国債を追加する。（第四十条関係）

第４　施行期日

この政令は、令和八年七月三十一日から施行する。（附則関係）

法律

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十三号

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「各投票区における投票人名簿に登録された」を「国民投票の投票権を有する」に改め、同条第二項中「その投票区における投票人名簿に登録された」を「国民投票の投票権を有する」に改める。

第五十二条の二第五項の表第四十九条第一項の項を削り、同表第四十九条第二項の項中

投票所又は共通投票所	投票所
登録された者（共通投票所にあっては、国民投票の投票権を有する者）	

を

投票所	

に改める。

第六十条第五項の表第四十九条第一項の項中

各投票区における投票人名簿に登録された者	国民投票の投票権を有する者
二人以上五人以下	二人

を

二人以上五人以下	二人

に改め、同表第四十九条第二項の項中

投票所又は共通投票所	投票所

に改める。

第六十条第五項の表第四十九条第一項の項中

投票所	期日前投票所
その投票区における投票人名簿に登録された者	国民投票の投票権を有する者

を

投票所	期日前投票所

に改める。

第七十六条第一項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない。

第七十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「達しないとき又は」の下に「開票立会人が」を加え、「における」を「の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県の選挙管理委員会が第七条において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を国民投票の期日前二日から国民投票の期日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を国民投票の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の投票人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同一の政党等に属する者を三人以上選任することができない。

第九十条中「第七十六条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「者」と、「市町村の選挙管理委員会」の下に「に届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない」を加え、「国民投票分会長」と、同条第二項」を「国民投票分会長に届け出ることができる」と、同条第二項」に、「同条第四項中「又は」を「同条第五項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「」に、「、国民投票分会の」を「国民投票分会の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「に」と、」の下に「同項ただし書中」を加える。

第九十五条中「第七十六条」の下に「（第四項を除く。）」を加え、「各開票区における」を「開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「者」と、「市町村の選挙管理委員会」の下に「に届け出ることができる。ただし、同一人を他の開票区における開票立会人となるべき者として届け出ることはできない」を加え、「国民投票長」と、同条第二項」を「国民投票長に届け出ることができる」と、同条第二項」に、「同条第四項中「又は」を「同条第五項本文中「達しないとき又は」とあるのは「達しないとき、」と、「」に、「、国民投票会の」を「国民投票会の」に、「その開票区における」を「その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の」に改め、「に」と、」の下に「同項ただし書中」を加える。

第百六条第一項中「ラジオ放送」の下に「（同条第十六号に規定する中波放送又は同条第十七号に規定する超短波放送をいう。）」を加え、「同条第十六号に規定する中波放送又は」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（適用区分）

第二条　改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定（新法第百六条第一項の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に登録基準日（新法第二十二条第一項第一号に規定する登録基準日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票（新法第一条に規定する国民投票をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

2　新法第百六条第一項の規定は、施行日以後に憲法改正発議日（新法第二条第一項に規定する国会が憲法改正を発議した日をいう。以下この項において同じ。）がある国民投票について適用し、施行日前に憲法改正発議日がある国民投票については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一号中「の次に掲げる事項その他」を削り、同号イ及びロを削り、同条第二号中「国民投票の」を「国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という。）第一条に規定する国民投票をいう。以下同じ。）の」に改める。

建築士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十四号

建築士法の一部を改正する法律

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「者」の下に「であつて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が定める機関に登録されたもの」を加え、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

第三条第二項中「大規模の修繕」の下に「（建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）」を、「大規模の模様替」の下に「（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）」を加える。

第四条第二項第四号を次のように改める。

四　設計その他の国土交通省令で定める実務の経験（以下この号において単に「実務の経験」という。）を有する次のイ又はロに掲げる者であつて、その実務の経験の期間のうち二級建築士としての実務の経験の期間が二年以上であるもの

イ　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校（第四項第二号及び第十五条において「高等学校等」という。）において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後実務の経験を六年以上有するもの

ロ　実務の経験を八年以上有する者

第四条第四項第一号中「よる専門学校」の下に「（第十四条及び第十五条において「大学等」という。）」を加え、同項第二号中「学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校」を「高等学校等」に改め、同項第四号中「七年」を「四年」に改める。

第十四条第一号中「学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校」を「大学等」に、「同法」を「学校教育法」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　大学等に在学する者のうち、一級建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する学校教育法による専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であつて、当該大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しているもの

第十五条第一号中「学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校又は旧中等学校令による中等学校」を「大学等又は高等学校等」に、「同法」を「学校教育法」に改め、同条第三号中「七年」を「二年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　大学等又は高等学校等に在学する者のうち、二級建築士試験が行われる日又は木造建築士試験が行われる日の属する年度の末日までに当該大学等又は高等学校等を卒業する見込みがある者（同日までにその在学する学校教育法による専門職大学の前期課程を修了する見込みがある者を含む。）であつて、当該大学等又は高等学校等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目の単位を修得しているもの

第二十二条の三の三の見出しを「（設計受託契約等の内容）」に改め、同条第一項中「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る」を削り、「工事監理受託契約」の下に「（建築士が行う設計又は工事監理に係るものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二十二条の三の四中「準拠した」を「準拠し、及び第二十四条の十に規定する見積書の内容その他の当該設計受託契約又は工事監理受託契約に係る事情を考慮して、その設計又は工事監理の委託の内容に応じた適正な」に改める。

第二十四条の九の次に次の一条を加える。

（設計等の業務の見積り）

第二十四条の十　建築士事務所の開設者は、設計等の業務に係る契約を締結しようとするときは、報酬の算定の根拠を明らかにするための見積書を作成するよう努めなければならない。

第二十六条第二項第一号中「第四項」を「第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日

二　第二条の改正規定（同条第五項の改正規定を除く。）、第三条第二項の改正規定、第二十二条の三の三（見出しを含む。）の改正規定、第二十二条の三の四の改正規定、第二十四条の九の次に一条を加える改正規定及び第二十六条第二項第一号の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築士法第二条第五項に規定する建築設備士である者は、この法律による改正後の建築士法（次条及び附則第四条において「新法」という。）第二条第五項に規定する国土交通大臣が定める機関に登録されていない場合においても、この法律の施行の日から起算して一年間に限り、同項に規定する建築設備士とみなす。

第三条　建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号。次項において「平成十八年改正法」という。）の施行の日前における建築に関する実務の経験（同項において「平成十八年改正前の実務の経験」という。）は、新法第四条第二項第四号に規定する実務の経験（次項において「新法の実務の経験」という。）とみなす。

2　平成十八年改正法の施行の日前に平成十八年改正法第一条の規定による改正前の建築士法第十五条第二号に規定する課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業しているものは、新法第四条第二項第四号イに規定する科目を修めて卒業した者とみなし、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の平成十八年改正前の実務の経験は、当該科目を修めて卒業した後の新法の実務の経験とみなす。

第四条　新法第二十二条の三の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に締結される建築士法第二十二条の三の二に規定する設計受託契約又は工事監理受託契約（以下この条において「契約」という。）について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（建築士法の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「新法」を「建築士法」に、「第十四条第三号」を「第十四条第四号」に、「第十五条第二号」を「第十五条第三号」に改め、同条第七項中「新法」を「建築士法」に改め、「第四条第二項第四号に規定する」の下に「二級建築士としての」を加え、「第十五条第三号」を「第十五条第四号」に改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第二条）
第二章　基本方針等（第三条―第五条）
第三章　エネルギー消費性能の向上に係る措置
　第一節　総則（第六条―第九条）
　第二節　建築主の基準適合義務等（第十条―第二十条）
　第三節　分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置（第二十一条―第二十三条）
　第四節　請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置（第二十四条―第二十六条）
　第五節　販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第二十七条・第二十八条）
　第六節　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十九条―第三十五条）
第四章　登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
　第一節　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第三十六条―第五十二条）
　第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第五十三条―第五十九条）
第五章　建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十条―第六十四条）
第六章　建築物通算炭素排出量評価に係る措置等
　第一節　総則（第六十四条の二・第六十四条の三）
　第二節　建築物通算炭素排出量評価指針（第六十四条の四）
　第三節　建築主に係る措置（第六十四条の五―第六十四条の八）
　第四節　建築材料等製造等事業者に係る措置（第六十四条の九）
第七章　建築物環境性能の認証（第六十四条の十―第六十四条の十二）
第八章　登録建築物環境性能認証機関（第六十四条の十三―第六十四条の十八）
第九章　雑則（第六十四条の十九―第六十八条）
第十章　罰則（第六十九条―第七十六条）

附則

第一条中「増加している」を「増加し、かつ、建築物が建築生産等の各段階において環境に負荷を与える側面がある」に、「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）」を「脱炭素化の促進」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等を」を「建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、及び建築物通算炭素排出量評価その他の措置を講ずることにより、建築物の脱炭素化の促進を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第一条の二　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。次条第一項第五号において同じ。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の促進の取組は、自然災害による被害の発生の防止又は軽減その他の建築物の安全性、健康の増進その他の建築物の快適性その他の建築物に必要な性能を確保するとともに、建築物の取得又は賃借に当たっての国民の負担能力を考慮しつつ、長期にわたり良好な状態で使用することができる建築物の確保が図られ、かつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として行われなければならない。

2　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進の取組は、建築物の建築が多様な主体により担われていることに鑑み、建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）、建築物の設計又は施工を行う事業者、建築物の所有者、管理者、占有者又は利用者、建築材料等製造等事業者（建築材料又は建築設備（以下「建築材料等」という。）の製造、加工又は輸入（以下「製造等」という。）を行う事業者をいう。以下同じ。）その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨として行われなければならない。

3　建築物の脱炭素化の促進のため、その設計及び施工に当たっては、建築物の建築が限りある資源を活用して行うものであるとともに、その解体に伴い多量の廃棄物が生ずるものであることに鑑み、建築物の解体により生じた廃棄物又は建築物に関する工事に伴い副次的に得られた物品の全部又は一部を部品又は原材料の一部として利用した建築材料等の利用その他の環境への負荷の低減が図られるよう配慮しなければならない。

第二条第一項第五号を同項第八号とし、同項第四号中「（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同項第七号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五　建築物通算炭素排出量　建築生産等（建築物に使用され、又は設置される建築材料等の製造等並びに当該建築物の建築、修繕、模様替、使用、維持保全及び解体（その解体により生ずる廃棄物の廃棄を含む。）をいう。）の各段階において排出される炭素量（温室効果ガスその他これに類するものとして国土交通省令で定める物質の量を二酸化炭素に換算した量をいう。第六十四条の二第四項において同じ。）を通算した量をいう。

六　建築物通算炭素排出量評価　建築物通算炭素排出量を算定し、当該算定に係る建築物の環境への負荷について評価することをいう。

第二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　建築　建築物の新築、増築又は改築をいう。

第三条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、「この条、第三十条第一項第二号及び第六十条第一項において」を削り、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、同項第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第六十四条の四第一項に規定する建築物通算炭素排出量評価指針に関する基本的な事項

第三条第三項中「規定する基本方針」の下に「及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画」を加え、同条第四項中「経済産業大臣」を「関係行政機関の長」に改める。

第四条及び第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上等」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進」に改める。

第六条第一項中「（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）」を削り、「次章第一節」を「次節」に改める。

第九条中「製造、加工又は輸入」を「製造等」に改める。

第二十四条中「その一年間に新たに建設した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に、「を同項」を「を次条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者及び特別特定共同住宅等建設工事業者の指定）

第二十五条の二　国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設工事業者のうち、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

2　特定一戸建て住宅建設工事業者は、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その請負型一戸建て規格住宅の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定一戸建て住宅建設工事業者（次項及び第九項において「特別特定一戸建て住宅建設工事業者」という。）については、この限りでない。

3　特別特定一戸建て住宅建設工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　請負型一戸建て規格住宅の新たな建設を行わなくなったとき。

二　前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

4　国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5　国土交通大臣は、特定共同住宅等建設工事業者のうち、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第七項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

6　特定共同住宅等建設工事業者は、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その請負型規格共同住宅等の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定共同住宅等建設工事業者（次項及び第九項において「特別特定共同住宅等建設工事業者」という。）については、この限りでない。

7　特別特定共同住宅等建設工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　請負型規格共同住宅等の新たな建設を行わなくなったとき。

二　前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

8　国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

9　国土交通大臣は、第一項及び第五項の規定による指定並びに第四項及び前項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等若しくは特別特定一戸建て住宅建設工事業者等（特別特定一戸建て住宅建設工事業者又は特別特定共同住宅等建設工事業者をいう。以下同じ。）に対し、その新たに建設した、若しくは建設しようとする請負型一戸建て規格住宅等の戸数に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等若しくは特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項）

第二十五条の三　経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の判断の基準となるべき事項を定めなければならない。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、請負型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（中長期的な計画の作成）

第二十五条の四　特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（定期の報告）

第二十五条の五　特別特定一戸建て住宅建設工事業者等は、第二十五条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十六条の見出し中「特定一戸建て住宅建設工事業者等」の下に「及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」を加え、同条第一項中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「特定一戸建て住宅建設工事業者等」の下に「又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建設工事業者等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建設工事業者等が第二十五条の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項に係る取組状況が第二十五条の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第三章第三節を同章第四節とする。

第二十一条中「その一年間に新築する」を「前年度に新築した」に改め、「この項及び次条第一項において」を削り、「同項において」を「以下」に改める。

第二十二条第一項中「この条及び次条において」を削り、「次項及び同条において」を「以下」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（特別特定一戸建て住宅建築主及び特別特定共同住宅等建築主の指定）

第二十二条の二　国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主のうち、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第三項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

2　特定一戸建て住宅建築主は、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その分譲型一戸建て規格住宅の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定一戸建て住宅建築主（次項及び第九項において「特別特定一戸建て住宅建築主」という。）については、この限りでない。

3　特別特定一戸建て住宅建築主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　分譲型一戸建て規格住宅の新築を行わなくなったとき。

二　前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

4　国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

5　国土交通大臣は、特定共同住宅等建築主のうち、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が、住宅市場に占める割合が特に大きいものとして政令で定める戸数（次項及び第七項第二号において「基準戸数」という。）以上であるものを、エネルギー消費性能の一層の向上に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

6　特定共同住宅等建築主は、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が基準戸数以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その分譲型規格共同住宅等の戸数その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された特定共同住宅等建築主（次項及び第九項において「特別特定共同住宅等建築主」という。）については、この限りでない。

7　特別特定共同住宅等建築主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一　分譲型規格共同住宅等の新築を行わなくなったとき。

二　前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数が基準戸数を下回った場合において、当該年度に新築する分譲型規格共同住宅等の戸数が再び基準戸数以上となることがないと明らかに認められるとき。

8　国土交通大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第五項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

9　国土交通大臣は、第一項及び第五項の規定による指定並びに第四項及び前項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等若しくは特別特定一戸建て住宅建築主等（特別特定一戸建て住宅建築主又は特別特定共同住宅等建築主をいう。以下同じ。）に対し、その新築した、若しくは新築しようとする分譲型一戸建て規格住宅等の戸数に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等若しくは特別特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（特別特定一戸建て住宅建築主等の判断の基準となるべき事項）

第二十二条の三　経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、特別特定一戸建て住宅建築主等がエネルギー消費性能の一層の向上に計画的に取り組むための建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標の設定の目安及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、特別特定一戸建て住宅建築主等の判断の基準となるべき事項を定めなければならない。

2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、特別特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れているものの当該エネルギー消費性能、分譲型一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（中長期的な計画の作成）

第二十二条の四　特別特定一戸建て住宅建築主等は、第二十二条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上に係る目標及びその達成のために取り組む事項を定めた中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

（定期の報告）

第二十二条の五　特別特定一戸建て住宅建築主等は、第二十二条の二第一項又は第五項の指定を受けた日の属する年度の翌々年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、前条の計画で定めた事項及びエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な措置に係る当該年度の前年度の取組状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第二十三条の見出し中「特定一戸建て住宅建築主等」を「特定一戸建て住宅建築主等」の下に「及び特別特定一戸建て住宅建築主等」を加え、同条第一項中「前条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　国土交通大臣は、第二項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図ることが困難であると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「特定一戸建て住宅建築主等」の下に「又は前項の勧告を受けた特別特定一戸建て住宅建築主等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　国土交通大臣は、特別特定一戸建て住宅建築主等が第二十二条の四の規定により作成した計画の内容又は当該計画で定めた事項に係る取組状況が第二十二条の三第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別特定一戸建て住宅建築主等に対し、当該計画で定めた事項の見直し又は当該計画で定めた事項に係る取組状況の改善に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第三章第二節を同章第三節とする。

第十二条第一項中「この条及び次条第二項において」を削る。

第十七条第一項中「（以下「評価」という。）」を削る。

第三章第一節を同章第二節とする。

第三章の章名を削り、第五条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章　エネルギー消費性能の向上に係る措置

第一節　総則

第四章の章名を削り、第二十六条の次に次の節名を付する。

第五節　販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

第五章の章名を削り、第二十八条の次に次の節名を付する。

第六節　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第三十条第一項第一号を次のように改める。

一　申請建築物が次のいずれかに該当するものであること。

イ　そのエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。次条及び第三十条の三第一項において同じ。）に適合するものであること。

ロ　次条第一項に規定する同等性の認定を受けたものであること。

第三十条第一項第四号中「のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する」を「が第一号イ又はロのいずれかに該当する」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（建築物エネルギー消費性能向上計画に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定）

第三十条の二　建築主は、第二十九条第一項の規定による認定の申請をしようとする場合において、当該申請に係る建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定（以下「同等性の認定」という。）を申請することができる。

２　前項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

３　国土交通大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、当該建築物について同等性の認定をすることができる。

（審査のための評価）

第三十条の三　国土交通大臣は、同等性の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の建築物エネルギー消費性能評価機関が行うものに基づきこれを行うものとする。

２　前条第一項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第二項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同等性の認定のための審査を行うものとする。

（手数料）

第三十条の四　第三十条の二第一項の規定による申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第三十一条第一項中「前条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「第三十条」に改める。

第三十五条第一項中「建築物エネルギー消費性能誘導基準」を「第三十条第一項第一号イ又はロのいずれか」に改める。

第三十八条第一項第二号中「この号及び第五十五条第一項第二号において」を削り、同号イ中「第五十五条第一項第二号イ」の下に「及び第六十四条の十五第一項第二号イ」を加え、同号ロ中「第五十五条第一項第二号ロ」の下に「及び第六十四条の十五第一項第二号ロ」を加える。

第五十三条第一項中「認定」の下に「及び同等性の認定」を、「評価」の下に「（以下この節及び第六十九条第二項において「評価」という。）」を加える。

第六章を第四章とし、第七章を第五章とし、同章の次に次の二章を加える。

第六章　建築物通算炭素排出量評価に係る措置等

第一節　総則

（建築物通算炭素排出量の削減に係る関係者の努力）

第六十四条の二　建築主は、その建築又は修繕若しくは模様替をしようとする建築物について、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、又は占有する建築物について、建築物通算炭素排出量の削減を図るよう努めなければならない。

２　建築士は、建築物の建築又は修繕若しくは模様替に係る設計を行うときは、国土交通省令で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

３　建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。第六十四条の十第二項において同じ。）は、建築工事の請負契約の締結を行うときは、当該請負契約の相手方である建築主に対し、当該請負契約に係る建築物の建築物通算炭素排出量の削減に資する事項について説明するよう努めなければならない。

４　建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、炭素排出量原単位（建築材料等の製造等に伴って排出される当該建築材料等の単位数量当たりの炭素量をいう。以下同じ。）を表示するよう努めなければならない。

（建築物等に係る指導及び助言）

第六十四条の三　国土交通大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築主等又は建築物の設計若しくは施工を行う事業者に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

２　主務大臣は、建築物通算炭素排出量の削減のため特に必要があると認めるときは、建築材料等製造等事業者に対し、炭素排出量原単位の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

第二節　建築物通算炭素排出量評価指針

第六十四条の四　主務大臣は、基本方針に基づき、建築物通算炭素排出量評価の実施に関する指針（以下「建築物通算炭素排出量評価指針」という。）を定めるものとする。

２　建築物通算炭素排出量評価指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物通算炭素排出量評価に係る建築物通算炭素排出量の算定及び評価の方法

二　建築物通算炭素排出量評価に係る建築主の判断の基準となるべき事項

三　炭素排出量原単位その他の建築物通算炭素排出量評価の実施のために必要な建築材料等に係る情報の収集及び整理の方針に関する事項

３　主務大臣は、建築物通算炭素排出量評価指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、建築物通算炭素排出量評価指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、建築物通算炭素排出量評価指針の変更について準用する。

第三節　建築主に係る措置

（設計時建築物通算炭素排出量評価の実施）

第六十四条の五　建築主は、建築物の建築（環境への負荷が少ないものを除く。）をしようとするときは、当該建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計段階における建築物通算炭素排出量評価（以下「設計時建築物通算炭素排出量評価」という。）を行うよう努めなければならない。

２　前項の建築物の設計の委託を受けた建築士は、同項の建築主に対し、当該建築物の設計に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の実施に必要な事項の説明その他の協力を行うものとする。

（設計時建築物通算炭素排出量削減計画等の届出等）

第六十四条の六　建築主（国等の機関の長を除く。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画（設計段階における建築物通算炭素排出量の削減のための建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）の構造方法及び当該建築物における建築材料等の使用又は設置に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、その工事に着手する日の十四日前までに、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に届け出なければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

２　国土交通大臣は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容が、第六十四条の四第二項第二号に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出を受理した日から十四日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

３　建築主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る建築物が第六十四条の十第一項に規定する登録建築物環境性能認証機関が行った設計時建築物通算炭素排出量評価についての認証その他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるものを受けたものであるときは、国土交通省令で定めるところにより、その結果その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を提出することができる。この場合において、前二項の規定の適用については、第一項中「十四日前」とあるのは「三日以上十四日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、前項中「十四日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

第六十四条の七　国の機関の長は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画に係る建築物について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。次項において同じ。）をしようとするときも、同様とする。

一　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

２　都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の機関の長は、次に掲げる行為をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る設計時建築物通算炭素排出量削減計画を作成し、当該設計時建築物通算炭素排出量評価指針に従い、設計時建築物通算炭素排出量評価を行い、当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画及び当該設計時建築物通算炭素排出量評価の結果を国土交通大臣に通知しなければならない。当該設計時建築物通算炭素排出量削減計画の変更をしようとするときも、同様とする。

一　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の新築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

二　建築物（政令で定める用途に供するものに限る。）の増築又は改築であって、建築物通算炭素排出量評価の実施により建築物通算炭素排出量の削減を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの

３　国土交通大臣は、前二項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る設計時建築物通算炭素排出量評価の結果の内容が、第六十四条の四第二項第二号に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、その必要な限度において、当該通知をした者に対し、当該建築物の建築物通算炭素排出量の削減のためとるべき措置について協議を求めることができる。

（適用除外）

第六十四条の八　この節の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一　建築に当たって使用する建築材料等の数量が少ないこと、高い開放性を有することその他の事由により建築物通算炭素排出量が著しく少ない建築物その他の設計時建築物通算炭素排出量評価の実施の必要性が乏しいものとして政令で定める建築物

二　法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物通算炭素排出量の削減が困難なものとして政令で定める建築物

三　仮設の建築物であって政令で定めるもの

第四節　建築材料等製造等事業者に係る措置

第六十四条の九　建築材料等製造等事業者は、その製造等を行う建築材料等について、建築物通算炭素排出量評価指針に従い主務大臣が定める方法により炭素排出量原単位を算定したときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該炭素排出量原単位その他主務大臣が定める事項を当該建築材料等又はその広告その他の主務省令で定めるもの（次項及び第六項において「広告等」という。）に表示することができる。

２　何人も、前項に規定する場合を除くほか、建築材料等又はその広告等に、同項に規定する方法により算定した旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

３　主務大臣は、前項の規定に違反した者があるときは、その者に対し、表示の除去、表示方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

４　主務大臣は、前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5　主務大臣は、第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかった場合において、当該指示を受けた者が第二項の規定に違反する行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6　主務大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、建築材料等製造等事業者に対し、その表示に関し報告させ、又はその職員に、建築材料等製造等事業者の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、当該表示をしている建築材料等若しくはその広告等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7　第十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、第一項の規定による表示に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七章　建築物環境性能の認証

（建築物環境性能の認証の申請）

第六十四条の十　建築主等は、第六十四条の十三から第六十四条の十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物環境性能認証機関」という。）に対し、建築物環境性能（建築物のエネルギー消費性能又は設計時建築物通算炭素排出量評価若しくは建設された建築物について行う建築物通算炭素排出量評価において評価された環境への負荷の低減の程度をいう。以下同じ。）の認証（以下「認証」という。）を申請することができる。

2　認証を申請しようとする者は、当該認証を受けようとする建築物の設計を行った建築士又は建築工事を請け負った建設業者に対し、認証の申請に必要な当該建築物の建築物環境性能に係る情報の提供を求めることができる。

3　認証の申請の手続に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（認証書の交付）

第六十四条の十一　登録建築物環境性能認証機関は、認証の申請があった場合において、建築物環境性能について、建築物通算炭素排出量評価指針及び国土交通大臣の定める認証の基準に従って認証を行ったときは、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した認証書（次条において「建築物環境性能認証書」という。）を交付することができる。

（標章の表示等）

第六十四条の十二　建築物環境性能認証書の交付を受けた建築主等は、認証を受けた建築物若しくはその敷地、売買契約に係る契約書若しくはこれに添付する書類又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「建築物等」という。）にその建築物環境性能認証書に係る標章を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物等に建築物環境性能認証書に係る標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

第六十九条第一項中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条第二項中「又は第五十七条第二項」を「、第五十七条第二項又は第六十四条の十八第二項」に、「又は評価の業務」を「、評価の業務又は認証の業務」に改める。

第七十一条中「第二十三条第三項、第二十六条第三項又は第二十八条第三項」を「第二十三条第四項若しくは第五項、第二十六条第四項若しくは第五項、第二十八条第三項又は第六十四条の九第五項」に改める。

第七十二条第一号中「第二十三条第四項、第二十六条第四項若しくは第二十八条第四項」を「第二十二条の二第九項、第二十三条第六項、第二十五条の二第九項、第二十六条第六項、第二十八条第四項若しくは第六十四条の九第六項」に改め、同条第二号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同号を同条第五号とし、同条第一号の次に次の三号を加える。

二　第二十二条の二第二項若しくは第六項又は第二十五条の二第二項若しくは第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第二十二条の四又は第二十五条の四の規定に違反して提出をしなかったとき。

四　第二十二条の五又は第二十五条の五の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十三条各号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

四　第六十四条の十二第二項の規定に違反して、標章を付したとき。

第七十六条各号中「第五十三条第二項」の下に「又は第六十四条の十三第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第六十四条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、同項に規定する工事に着手した者

第九章を第十章とする。

第八章中第六十五条の前に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第六十四条の十九　第六十四条の三第二項における主務大臣は、農林水産大臣又は経済産業大臣とする。

2　第六十四条の四第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3　第六十四条の九第一項及び第三項から第六項までにおける主務大臣は、国土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

4　第六十四条の九第一項及び第八項における主務省令は、前項に定める主務大臣の発する命令とする。

第六十七条中「この法律に」を「この法律（第六十四条の九を除く。以下この条において同じ。）に」に改める。

第八章を第九章とし、同章の前に次の一章を加える。

第八章　登録建築物環境性能認証機関

（登録）

第六十四条の十三　第六十四条の十第一項の登録（以下この章において「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める認証の区分（以下この章において「認証の区分」という。）ごとに認証の業務を行おうとする者の申請により行う。

2　第三十九条第一項及び第四十条の規定は登録について、第三十九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五十一条までの規定は登録建築物環境性能認証機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第六十四条の十五第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条まで	第六十四条の十三第一項、第六十四条の十四及び第六十四条の十五
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第六十四条の十四各号
第四十三条	適合性判定員	第六十四条の十六の認証員
第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第二項	判定の業務	認証の業務
第四十五条	判定業務規程	認証業務規程
第四十八条	第三十八条第一項各号	第六十四条の十五第一項各号

（欠格条項）

第六十四条の十四　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　第三十七条第一号から第三号までに掲げる者

二　第六十四条の十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　心身の故障により認証の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

四　法人であって、その役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第六十四条の十五　国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次条の認証員が認証を実施し、当該認証員の数が認証の区分ごとに国土交通省令で定める数以上であること。

二　登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

三　認証の業務を適正に行うために認証の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四　債務超過の状態にないこと。

2　登録は、登録建築物環境性能認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録建築物環境性能認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録建築物環境性能認証機関が行う認証の区分

四　登録建築物環境性能認証機関が認証の業務を行う事務所の所在地

五　次条の認証員の氏名

六　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（認証員）

第六十四条の十六　登録建築物環境性能認証機関は、認証を行う認証の区分に応じ、建築物環境性能に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから認証員を選任しなければならない。

（認証の区分等の掲示等）

第六十四条の十七　登録建築物環境性能認証機関は、国土交通省令で定めるところにより、認証を行う認証の区分その他国土交通省令で定める事項について、その事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（登録の取消し等）

第六十四条の十八　国土交通大臣は、登録建築物環境性能認証機関が第六十四条の十四第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2　国土交通大臣は、登録建築物環境性能認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第六十四条の十三第二項において準用する第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十一条第一項の規定に違反したとき。

二　第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する第四十五条第一項又は第三項の規定による届出のあった認証業務規程によらないで認証の業務を行ったとき。

三　正当な理由がないのに第六十四条の十三第二項において準用する第四十六条第二項各号の請求を拒んだとき。

四　第六十四条の十三第二項において準用する第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条の規定による命令に違反したとき。

五　認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認証員若しくは法人にあってはその役員が、認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六　不正な手段により登録を受けたとき。

3　第五十二条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による認証の業務の停止について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第四条及び第九条の規定　公布の日

二　第二十四条の改正規定、第二十五条第一項の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、第二十六条の改正規定、第二十一条の改正規定、第二十二条第一項の改正規定、同条の次に四条を加える改正規定、第二十三条の改正規定、第十七条第一項の改正規定、第三十条第一項の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、第三十一条の改正規定、第三十五条第一項の改正規定、第五十三条第一項の改正規定、第七十一条の改正規定、第七十二条第一号の改正規定及び同条第二号を同条第五号とし、同条第一号の次に三号を加える改正規定並びに附則第三条、第六条から第八条まで、第十二条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百五十五号の二㈠及び㈡の改正規定を除く。）及び第十三条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（基本方針に関する準備行為）

第二条　国土交通大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律（以下「新法」という。）第三条第六項において準用する同条第四項の規定の例により、同条第一項に規定する基本方針の変更の案について関係行政機関の長に協議することができる。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録に関する経過措置）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十七条第一項の登録を受けている者は、同号に掲げる規定による改正後の同法（以下「第二号新法」という。）第五十三条第一項に規定する評価の業務を行う者として第二号新法第十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

（建築物通算炭素排出量評価指針に関する準備行為）

第四条　新法第六十四条の十九第二項に定める主務大臣は、施行日前においても、新法第六十四条の四の規定の例により、建築物通算炭素排出量評価指針（同条第一項に規定する建築物通算炭素排出量評価指針をいう。以下同じ。）を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、及び公表された建築物通算炭素排出量評価指針は、施行日において新法第六十四条の四第一項の規定により定められ、及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたものとみなす。

（建築主の届出等に関する経過措置）

第五条　新法第六十四条の六の規定は、施行日から起算して十四日を経過した日以後にその工事に着手する同条第一項各号に掲げる行為について適用する。

2　新法第六十四条の七の規定は、施行日から起算して十四日を経過した日以後にその工事に着手する同条第一項の国の機関の長が行う同項各号に掲げる行為又は同条第二項の都道府県若しくは建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の機関の長が行う同項各号に掲げる行為について適用する。

（登録建築物環境性能認証機関の登録に関する準備行為）

第六条　新法第六十四条の十第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、新法第六十四条の十三第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

２　国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、施行日前においても、新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第三十九条第一項並びに新法第六十四条の十四及び第六十四条の十五の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合において、当該登録及び公示は、施行日以後は、新法第六十四条の十第一項の登録及び新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第三十九条第一項の規定による公示とみなす。

（登録建築物環境性能認証機関の認証業務規程に関する準備行為）

第七条　前条第二項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新法第六十四条の十三第二項において読み替えて準用する新法第四十五条の規定の例により、同条第一項に規定する認証業務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

（第二号新法第七十一条及び第七十二条第一号の規定の適用に関する経過措置）

第八条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から施行日の前日までの間における第二号新法第七十一条及び第七十二条第一号の規定の適用については、第二号新法第七十一条中「、第二十八条第三項又は第六十四条の九第五項」とあるのは「又は第二十八条第三項」と、第二号新法第七十二条第一号中「、第二十八条第四項若しくは第六十四条の九第六項」とあるのは「若しくは第二十八条第四項」とする。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条まで及び附則第十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（建築基準法及び独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第十一条　次に掲げる法律の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第三号

二　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第十一号

（登録免許税法の一部改正）

第十二条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十五号の二中「又は登録建築物エネルギー消費性能評価機関」を「、登録建築物エネルギー消費性能評価機関又は登録建築物環境性能認証機関」に改め、同号㈠及び㈡中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改め、同号に次のように加える。

㈢　建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第六十四条の十第一項（登録建築物環境性能認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　第二号施行日から施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第百五十五号の二㈢に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同号㈢中「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第六十四条の十第一項（登録建築物環境性能認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第七十五号）附則第六条第二項（登録建築物環境性能認証機関の登録に関する準備行為）の登録」とする。

（都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十四条　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

第五十四条第一項第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律第二条第一項第四号」に改め、同条第八項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十五条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上及び脱炭素化の促進に関する法律」に改める。

財務大臣　片山さつき
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

予防接種法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十六号

予防接種法の一部を改正する法律

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ワクチン」を「特定医薬品（次に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。第二号において同じ。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　ワクチン

二　単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品

第三条第二項第五号及び第四条第二項第四号中「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

第十三条第四項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改め、「（昭和三十五年法律第百四十五号）」を削り、「ワクチンの」を「特定医薬品の」に改める。

第二十三条第三項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改める。

第四十七条第二項中「ワクチン」を「特定医薬品」に改め、同条第五項中「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に改める。

第五十三条第一項中「ワクチンに」を「特定医薬品に」に、「ワクチンの」を「特定医薬品の」に、「ワクチン製造販売業者」を「特定医薬品製造販売業者」に、「ワクチンを」を「特定医薬品を」に改め、同条第二項中「ワクチン」を「特定医薬品」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

2　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第一項中「ワクチン」を「予防接種法第二条第一項に規定する特定医薬品」に改める。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三十一日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十七号

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に、「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

第一条中「医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者」に、「応じた」を「応じて保健医療サービスと福祉サービスとの連携による」に、「医療的ケア児及びその家族に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に」に改め、「係る施策」の下に「、日常生活における支援に係る施策、就労の支援に係る施策」を加え、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改め、「より、医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、「図るとともに、その」を「図り、並びに医療的ケア児等及び重症心身障害者についてそれらの意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにするとともに、医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に、「に資し」を「を図り、これらにより医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して暮らすことができる社会の実現を推進し」に改める。

第二条第二項中「に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部」を「第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）及び高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）並びに同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に限る。第七条において「専修学校」という。）」に改め、「及び第十四条第一項第一号」を削り、「次条第二項」を「第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　この法律において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる者をいう。

一　医療的ケア児

二　医療的ケア児であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの

三　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者（前二号に掲げる者を除く。）

4　この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、「重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。

第三条第一項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、その」に改め、同条第二項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児が医療的ケア児でない児童」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者がそれらの者でない者」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に改め、「必要とする医療的ケア」の下に「その他の支援」を、「労働」の下に「、防災」を、「民間団体」の下に「（以下「関係機関等」という。）」を加え、同条第三項中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改め、「、医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を、「後も」の下に「切れ目なく」を、「受けながら」の下に「、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する地域において」を加え、「にも配慮して」を「を旨として」に改め、同条第四項中「医療的ケア児及びその家族」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に、「医療的ケア児及びその保護者（」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者（配偶者、」に、「医療的ケア児を現に監護する」を「医療的ケア児等又は重症心身障害者を現に保護する」に改め、「第十条第二項」の下に「及び第二十二条第一項」を加え、同条第五項中「医療的ケア児及びその家族に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に」に、「医療的ケア児及びその家族が」を「それらの者が」に改める。

第四条及び第五条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第六条中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加える。

第七条の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同条中「学校（」を「学校等（」に、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」を「学校及び専修学校」に、「学校に」を「学校等に」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改める。

第一章中第八条の次に次の一条を加える。

（支援に関して講じた施策に係る公表等）

第八条の二　政府は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表するものとする。

2　地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関して講じた施策の実施の状況を適切な方法により随時公表するよう努めなければならない。

第二章の章名中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第九条第一項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、同条第二項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を加え、「次項並びに次条第二項及び第三項」を「以下この章」に改め、「。次条第三項において同じ」を削り、「できる」の下に「介護の業務に従事する者（次項及び第十条第二項において「介護従事者」という。）」を加え、同条第三項中「医療的ケア児」の下に「及び重症心身障害児」を、「看護師等」の下に「又は介護従事者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（社会的養護に係る体制の拡充）

第九条の二　国及び地方公共団体は、社会的養護が必要な医療的ケア児及び重症心身障害児ができる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十条第一項中「医療的ケア児に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者に」に、「医療的ケア児が」を「それらの者が」に、「学校」を「学校等」に改め、同条第二項中「学校」を「学校等」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改め、「なくても」の下に「、授業に出席し、及び修学旅行その他学校等の行事に参加するために必要となる」を、「看護師等」の下に「又は介護従事者」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者が生涯にわたって学習する機会を確保するため、それらの者の生涯学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第十一条中「医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の地域社会における自立を支援し、並びにそれらの家族の身体的及び精神的な負担を軽減するため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が、個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者」に改め、「実施」の下に「、一時的に預かり必要な保護を行うサービス、夜間に居宅において提供される保健医療サービス又は福祉サービス、通学等の移動の支援、重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）」を加え、「にするため」を「、福祉サービスを提供する事業所への看護師等の配置の促進その他の」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（切れ目ない医療の提供）

第十一条の二　国及び地方公共団体は、医療的ケア児及び重症心身障害児が十八歳に達した後も切れ目なく地域で必要な医療を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

（就労の支援）

第十一条の三　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の就労の希望の実現に向けて、それらの者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、医療的ケア児等支援センター（第十四条第一項に規定する医療的ケア児等支援センターをいう。）、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関等相互の連携を確保しつつ、在宅勤務その他の個々の医療的ケア児等及び重症心身障害者の特性に応じた就労形態による適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援、医療的ケア児等及び重症心身障害者を雇用し又は雇用しようとする事業主に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、必要に応じ、医療的ケア児等及び重症心身障害者が就労のための準備を適切に行えるようにするための支援が学校等において行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3　事業主は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、それらの者の個々の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

（住居の確保）

第十一条の四　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者がその希望に応じて、地域において自立した生活を営むことができるよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が希望する期間入居できる共同生活を営むべき住居その他の地域において生活を営むべき住居の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

第十二条の見出し中「整備」の下に「等」を加え、同条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児の」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の」に、「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体」を「関係機関等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が孤独を覚え又は孤立することのないよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関等の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十三条中「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体」を「関係機関等」に、「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改める。

「第三章　医療的ケア児支援センター等」を「第三章　医療的ケア児等支援センター等」に改める。

第十四条の見出しを「（医療的ケア児等支援センター等）」に改め、同条第一項中「都道府県知事」を「都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の長」に、「「医療的ケア児支援センター」を「この章及び第二十二条第一項において「医療的ケア児等支援センター」に、「又は自ら」を「又は自ら」に改め、同項第一号中「医療的ケア児（十八歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。）及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者（進行性の疾病その他の事由により医療的ケア児等又は重症心身障害者となることが相当程度見込まれる者を含む。第三号及び第三項並びに附則第二条第二項において同じ。）並びにそれらの」に改め、同項第二号中「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれ」を「関係機関等及び関係機関等の業務」に改め、「医療的ケア」の下に「その他の支援」を加え、同項第三号中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体」を「関係機関等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　医療的ケア児等及び重症心身障害者に係る個別避難計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十四第一項に規定する個別避難計画をいう。）の作成について協力を行うこと。

五　災害時において市町村（特別区を含む。）と連携して医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対し必要な情報の提供を行うこと。

第十四条第三項中「都道府県知事」を「都道府県等の長」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に、「又は」を「又は」に、「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に改める。

第十五条中「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改める。

第十六条第一項、第十七条及び第十八条中「都道府県知事」を「都道府県等の長」に、「医療的ケア児支援センター」を「医療的ケア児等支援センター」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（医療的ケア児等支援地域協議会）

第十八条の二　都道府県等は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族、学識経験者その他の関係者並びに関係機関等及び関係機関等の業務に従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される医療的ケア児等支援地域協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くことができる。

２　協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

３　協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

第十九条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「学校」を「学校等」に改める。

第二十条中「医療的ケア児及びその」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの」に、「医療的ケア児に」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者に」に改め、「ため」の下に「、適宜、当該支援に係る研修の実施方法の見直しその他の」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（医療的ケアの提供の在り方についての見直し）

第二十条の二　国は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の家族の負担の軽減に資するよう、医療的ケア児等及び重症心身障害者に対する医療的ケアの提供の在り方について、適宜、見直しを行うものとする。

第二十一条中「地方公共団体は」の下に「、医療的ケア児等及び重症心身障害者の保育、教育、労働その他の日常生活及び社会生活を支援するため」を加え、「医療的ケア児の支援のために必要な調査研究」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者の日常生活及び社会生活の質の維持向上に資する技術の研究開発並びにそれらの成果の活用」に改め、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者の数の把握、医療的ケア児等が医療的ケアを必要とする程度を判定するための基準の定期的な見直しその他の医療的ケア児等及び重症心身障害者の支援のために必要な調査研究が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（地域格差の是正のための検証等）

第二十二条　国及び地方公共団体は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差の是正を図るため、医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの保護者の意思を尊重した教育の実施その他各地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援の状況の検証を行うものとする。

２　国及び地方公共団体は、前項の検証の結果を踏まえ、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する地域格差を是正するため必要な措置を講ずるものとする。

附則第二条第二項中「医療的ケア児」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族」に改め、同条第三項中「医療的ケア児が」を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が」に改め、「適切な医療的ケア」の下に「その他の支援」を加え、「医療的ケア児に」を「それらの者に」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の規定による指定を受けている医療的ケア児支援センターは、この法律による改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（以下「新法」という。）第十四条第一項の規定による指定を受けた医療的ケア児等支援センターとみなす。

（検討）

第三条　新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十八号

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　基本方針（第九条―第十一条）
第三章　基本的施策（第十二条―第十七条）
第四章　副首都の指定等（第十八条―第二十条）
第五章　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（第二十一条―第三十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害（以下単に「大規模災害」という。）に備えて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能の継続性が確保された国土の形成を図るための施策（以下「国家社会機能継続性確保施策」という。）に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他基本となる事項を定め、及び副首都の指定等について定めるとともに、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部を設置すること等により、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び多極分散型経済圏の形成を通じた我が国経済の成長に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「国家社会機能」とは、我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能をいう。

２　この法律において「首都中枢機能」とは、東京圏（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第二条第一項に規定する東京圏をいう。以下この条及び第十四条第二項において同じ。）における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。

３　この法律において「首都中枢機能代替地域」とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域（東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域に限り、副首都の区域を除く。）をいう。

４　この法律において「副首都」とは、大規模災害が発生し、東京圏において首都中枢機能を維持することが困難となった場合に、必要に応じて、一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県として、第十八条第一項の規定により指定された道府県をいう。

５　この法律において「多極分散型経済圏の形成」とは、人口及び経済に関する機能が特定の圏域に過度に集中することなく国土全体にわたり適正に配置され、それぞれの圏域が有機的に連携しつつその特性を生かして発展している国土を形成することをいう。

（基本理念）

第三条　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号。第十条において「国土強靱化基本法」という。）第九条第五号に規定する脆弱性評価（第二十二条第三項において単に「脆弱性評価」という。）その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して行われるものとする。

2　国家社会機能継続性確保施策の推進は、国家社会機能が特定の地域に過度に集中したことによる弊害を克服するため、国家社会機能の特定の地域への集積による効果にも留意しつつ、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるように行われるものとする。

3　国家社会機能継続性確保施策の推進は、首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置を通じて行われるものとする。

4　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続について、地方公共団体及び民間事業者等が行う主体的かつ積極的な取組を尊重しつつ支援することを通じて行われるものとする。

5　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進は、大規模災害が発生した場合における我が国の政治、行政、司法、経済等の活動を持続可能なものとするため、情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。第十二条において同じ。）その他の先端的な技術の活用を図りつつ、多重性及び代替性が確保された交通通信体系が整備された国土の形成を目指して行われるものとする。

6　副首都の整備に係る施策の推進は、副首都が首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能及び多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を果たすことにより我が国経済の成長に資することとなるよう、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

一　副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を図ること。

二　副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備を図ること。

三　副首都の区域内における国の機関等（国の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十七条第一項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。第二十七条第一項において同じ。）の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化を図ること。

四　副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携を図ること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国の関係行政機関は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、国が実施する副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。

（民間事業者等の責務）

第六条　民間事業者等は、基本理念に配意してその事業を行うとともに、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第七条　国、地方公共団体、民間事業者等その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進に関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等及び国会に対する報告）

第八条　政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

2　政府は、毎年、国会に、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施の状況を報告しなければならない。

第二章　基本方針

（基本方針）

第九条　政府は、基本理念にのっとり、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の意義及び目標に関する事項

二　人口及び国家社会機能の分散的な配置に関する基本的な事項

三　首都中枢機能代替地域に関する基本的な事項で次に掲げるもの

イ　首都中枢機能代替地域が担うべき機能に関する事項

ロ　首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置に関する事項

ハ　首都中枢機能代替地域がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

四　大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

五　民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他大規模災害が発生した場合における民間事業者等の事業の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

六　相互に代替性のある交通手段の確保及び情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に関する取組を通じた多重性及び代替性が確保された交通通信体系の整備に関する基本的な事項

七　副首都に関する基本的な事項で次に掲げるもの

イ　副首都が担うべき機能に関する事項

ロ　副首都の区域に係る都市の基盤の整備その他の副首都の整備に関する事項

ハ　副首都がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

ニ　副首都を中核とした多極分散型経済圏の形成に関し必要な副首都における経済基盤の強化に関する事項

八　第十八条第一項の規定により指定された副首都ごとの整備に関する基本的な事項

九　前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進のために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（基本方針と国の他の計画との関係）

第十条　国土強靱化基本法第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画その他の国の計画は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関しては、基本方針を基本とするものとする。

（基本方針に基づく施策の実施に関する勧告）

第十一条　内閣総理大臣は、基本方針に基づく施策の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第三章　基本的施策

（人口及び国家社会機能の分散的配置）

第十二条　国及び地方公共団体は、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるようにするため、人口及び国家社会機能が過度に集中した地域から他の各地域への移住等をしようとする者への情報の提供及び便宜の供与、地域における大学の振興、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、情報通信技術を活用した行政の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（首都中枢機能代替地域の機能の十分な発揮）

第十三条　国は、首都中枢機能代替地域がその機能を十分発揮することができるようにするため、首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる機能の整備、官民データ（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第一項に規定する官民データをいう。）の円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備、民間の事業所等の首都中枢機能代替地域への移転等に係る投資を促進するために必要な税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続）

第十四条　国及び地方公共団体は、大規模災害が発生し、地方公共団体が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、当該地方公共団体の業務を処理するために利用できる資源が限られている状況において優先的に処理すべき業務を継続して処理することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、東京圏において大規模災害が発生し、民間事業者等が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、その事業を継続して行うことができるようにするため、民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復）

第十五条　国及び地方公共団体は、大規模災害が発生した場合における交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るため、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備、高度情報通信ネットワークの利用のための基盤の整備その他の交通通信体系の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体等に対する支援）

第十六条　国は、地方公共団体その他の者が行う副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第十七条　国は、広報活動等を通じて副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

第四章　副首都の指定等

（副首都の指定）

第十八条　内閣総理大臣は、第二条第三項の要件及び次に掲げる要件のいずれにも該当する地域を含む道府県について、副首都として指定するものとする。

一　行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えていること。

二　多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮するため、人口及び経済の集積の状況について政令で定める要件を備えていること。

三　副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えていること。

2　前項の規定による指定（以下この条及び第二十条第三項において単に「指定」という。）は、道府県からの申出に基づいて行うものとする。この場合において、当該申出をしようとする道府県は、あらかじめ、当該道府県の議会の議決を経なければならない。

3　内閣総理大臣は、指定の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で告示しなければならない。

4　指定の処分は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5　内閣総理大臣は、第二項の申出をした道府県について、指定をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨を当該道府県に通知しなければならない。

6　内閣総理大臣は、指定に係る地域が第二条第三項の要件及び第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該指定に係る副首都の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。この場合においては、第三項及び第四項の規定を準用する。

7　前各項に定めるもののほか、指定及びその解除に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（副首都の機能の十分な発揮）

第十九条　国は、副首都がその機能を十分発揮することができるようにするため、第十三条に規定する施策を副首都について講ずるほか、首都中枢機能の代替のための国の機関等の拠点の整備、交通施設の整備及び都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進に必要な施策を講ずるとともに、必要な規制緩和の推進、民間投資を促進するために必要な税制上の措置、民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用等に必要な施策を講ずるものとする。

（副首都整備方針）

第二十条　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都ごとに、基本方針に即して、当該副首都の総合的かつ計画的な整備に関する方針（以下この条及び第二十二条第一項第四号において「副首都整備方針」という。）を定めなければならない。

2　副首都整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　副首都の整備の目標

二　副首都の区域内における産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を通じた我が国経済の成長に関する事項

三　副首都の区域に係る交通網の整備その他の副首都の区域に係る都市の基盤の整備に関する事項

四　副首都の区域内における国の機関等の拠点の整備その他の国の機関等の機能の強化に関する事項

五　副首都の区域を含む圏域を発展させるために必要な副首都と当該圏域内の他の地方公共団体との連携に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に関し必要な事項

3　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、あらかじめ、当該副首都整備方針に係る副首都（当該副首都整備方針に係る道府県でまだ指定の処分の効力が生じていないものを含む。以下この項において同じ。）の長の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。この場合において、当該副首都の長は、当該副首都整備方針の案の内容となるべき事項を申し出ようとするときは、当該副首都に係る地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。）その他当該副首都の整備に関係する計画を考慮するものとする。

4　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を作成しようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

5　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部は、副首都整備方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、副首都及び関係地方公共団体に送付しなければならない。

6　前三項の規定は、副首都整備方針の変更について準用する。

第五章　国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部

（設置）

第二十一条　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の案の作成及び基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

二　基本方針に基づく施策の実施状況の総合的な検証に関すること。

三　関係行政機関が基本方針に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

四　副首都整備方針の作成及び副首都整備方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　本部は、基本方針の案を作成しようとするときは、必要に応じて、都道府県、市町村及び学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

3　本部は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価その他の国家社会機能の継続性が確保された国土の形成の推進に関し必要な評価の結果を考慮して、基本方針の案を作成しなければならない。

4　前二項の規定は、基本方針の変更の案の作成について準用する。

（組織）

第二十三条　本部は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員をもって組織する。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長）

第二十四条　本部の長は、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長）

第二十五条　本部に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員）

第二十六条　本部に、国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十七条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第二十八条　本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3　事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

（主任の大臣）

第二十九条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（次条及び附則第三条第一項において「施行日」という。）から施行する。

（基本方針の策定時期）

第二条　基本方針は、施行日から一年以内に定めるものとする。

（集中的な推進等）

第三条　政府は、施行日から令和十三年三月三十一日までの間（次項において「集中推進期間」という。）、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を集中的に推進するものとする。

2　政府は、集中推進期間が経過した場合において、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策について、集中推進期間におけるその実施状況の検証を行い、その結果を国会に報告するとともに、引き続き講じようとする副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に十分に反映させなければならない。

（国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方についての検討等）

第四条　国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方については、この法律の趣旨及び内容、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、国会及び裁判所において、それぞれ検討が行われるものとする。

2　政府は、前項の規定による検討の結果を基本方針に適切に反映させるものとする。

（本部についての検討）

第五条　本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の七の次に次の一号を加える。

三の八　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正）

第七条　大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「手続」の下に「、特別区を設ける道府県の名称を変更するための手続」を加える。

第二条第三項中「第十二条及び第十三条」を「第十三条及び第十四条」に改める。

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「同一道府県」の下に「（第十一条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例）」を付する。

第十一条第一項中「一の道府県」の下に「（前条第一項の規定による処分によりその名称が変更されたものを含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（特別区包括副首都の名称変更の特例）

第十一条　地方自治法第三条第二項の規定にかかわらず、特別区を包括する道府県であって副首都（国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第二条第四項に規定する副首都をいう。）であるもの（以下この条において「特別区包括副首都」という。）の名称の変更（道府県を都とする変更に限る。）は、当該特別区包括副首都の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

2　前項の申請については、特別区包括副首都の議会の議決を経なければならない。

3　第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

4　第一項の規定による処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

5　第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6　第九条第一項の規定により行われた処分に係る道府県であって、副首都の指定（国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律第十八条第一項の規定による指定をいう。）の処分を受けたもののうち、これらの処分の一方又は双方の効力が生じていないものは、特別区包括副首都とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「生ずる」とあるのは、「生ずる。ただし、第九条第一項の規定による処分及び次項に規定する副首都の指定の処分が効力を生ずるまでの間は、その効力を生じない」とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十一号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表法務省の項中「五五、八六〇人」を「五六、〇八六人」に改め、同表合計の項中「三〇七、五三五人」を「三〇七、七六一人」に改める。

附則第二項の表内閣の機関の項を削り、同表法務省の項中「五五、八六七人」を「五六、〇九三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十二号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「七課及び参事官一人」を「八課」に、「宇宙通信政策課」を「宇宙通信政策課　事業展開技術課」に改める。

第六十八条第二号中「、国際協力課及び参事官」を「及び国際協力課」に改め、同条第三号中「及び参事官」を削る。

第六十九条第三号中「宇宙通信政策課」の下に「及び事業展開技術課」を加える。

第七十五条を削り、第一章第二節第三款第八目中第七十四条を第七十五条とし、第七十三条を第七十四条とし、第七十二条を第七十三条とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

（事業展開技術課の所掌事務）

第七十二条　事業展開技術課は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術のうち、我が国産業の国際競争力の強化又は我が国社会の発展に資する事業活動の展開を促進するため早期の実用化を図る必要があるものの研究及び開発に関する事務（宇宙通信政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第七十六条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第一項中「九課」を「八課及び参事官一人」に、「地域通信振興課」を「放送政策課」に改める。

第七十九条第一号中「地域通信振興課」を「参事官」に改め、同条第八号中「他課」を「情報通信政策課及び情報通信作品振興課並びに参事官」に改める。

第八十一条を次のように改める。

第八十一条　削除

第八十六条を次のように改める。

（参事官の職務）

第八十六条　参事官は、次に掲げる事務をつかさどり、又は命を受けて、情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一　地域の特性に応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること。

二　前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関すること。

三　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する産業業務施設の再配置に関すること。

附　則

この政令は、令和八年八月四日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十三号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年七月三十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百四十四号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第九十八号）第二十一条の二十四第一項第一号、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二十条の三第二項並びに附則第二条第二項、第四条第一項及び第六条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第一条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に改める。

第二条第一項中「第二条第二十三項第五号」を「第二条第二十四項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第二十三項第八号」を「第二条第二十四項第八号」に改め、同項第八号中「第二条第二十三項第一号」を「第二条第二十四項第一号」に改める。

第三条中「第二条第三十四項」を「第二条第三十五項」に改める。

第七条中「導入又は」を「導入」に改め、「販売」の下に「又は特定生産性向上設備等（法第二条第二十項に規定する特定生産性向上設備等をいう。）の導入」を加える。

第二十五条第二号中「第二条第二十七項」を「第二条第二十八項」に改める。

第二十六条第一項第三号中「第二条第二十九項」を「第二条第三十項」に改める。

第三十条第二項中「第二条第三十一項第五号」を「第二条第三十二項第五号」に改める。

第二条　貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え）

第三条の二　法第二十条の三第二項において法第二十条の二の規定により株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）が区分して行う経理について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十九条第一項	が資本金	が貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	準備金の	同法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
		を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第一号	資本金	貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第二号	準備金	貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金
第八百二十八条第一項第五号	おける資本金	おける貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第八百二十八条第二項第五号	資本金	貿易保険法第二十条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金

第四条中「株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）」を「会社」に改める。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四条を加える。

（納付金額の通知及び納付の期限）

第二条　経済産業大臣は、法附則第二条第二項に規定する経済産業大臣が定める金額を定めたときは、会社に対し、当該金額を通知しなければならない。

2　会社は、前項の規定による通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、当該通知を受けた金額を国庫に納付しなければならない。

（国債の償還等）

第三条　会社は、法附則第四条第一項の規定により国債の償還の請求をしようとするときは、その償還の内容に関し、経済産業大臣に協議するものとする。この場合において、経済産業大臣は、財務大臣に協議するものとする。

（国庫への納付手続）

第四条　会社は、法附則第六条の規定による納付金を納付するときは、当該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　会社は、法附則第六条の規定による納付金を納付するときは、同条の規定に基づいて計算した当該事業年度の納付金の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

（納付金の帰属する会計）

第五条　法附則第二条第二項及び第六条の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）附則第三条第一項の規定に基づき発行する国債

附　則

この政令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

府令

○内閣府令第六十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百五条の二第五項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転経歴情報の抹消） **第三十条の十六**　運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法その他の法令の規定により市町村（特別区を含む。）の長（番号利用法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等であるものにあつては、出入国在留管理庁長官）に返納した場合は、この限りでない。 ２　［略］	（運転経歴情報の抹消） **第三十条の十六**　運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所地を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法第十七条第八項に規定する住所地市町村長に返納した場合は、この限りでない。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第六十五号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額） **第十九条**　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、次項から第十項までに規定する場合を除き、八万五千八百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が二十八万六千円に満たないときは、二十八万六千円）から二十八万六千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。 ２　［略］	（令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額） **第十九条**　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（以下「令」という。）第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、次項から第十項までに規定する場合を除き、八万百円と、その単位療養につき健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。 ２　［同上］

3　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第二号本文、船員保険法施行令第九条第一項第二号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第二号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第二号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第二号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二十七万三百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が九十万千円に満たないときは、九十万千円）から九十万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

4　［略］

5　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第三号本文、船員保険法施行令第九条第一項第三号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第三号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第三号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第三号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、十七万九千百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が五十九万七千円に満たないときは、五十九万七千円）から五十九万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

6　［略］

7　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第四号本文、船員保険法施行令第九条第一項第四号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第四号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、六万千五百円とする。

8　［略］

9　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第五号本文（同令第四十四条において準用する場合を含む。）、船員保険法施行令第九条第一項第五号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第五号本文、国家公務員共済組合

3　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第二号本文、船員保険法施行令第九条第一項第二号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第二号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第二号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第二号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二十五万二千六百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

4　［同上］

5　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第三号本文、船員保険法施行令第九条第一項第三号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第三号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第三号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第三号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、十六万七千四百円と、その単位療養につき健康保険法施行令第四十二条第一項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額とする。

6　［同上］

7　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第四号本文、船員保険法施行令第九条第一項第四号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第四号本文、国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の五第一項第四号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第四号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、五万七千六百円とする。

8　［同上］

9　児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第五号本文（同令第四十四条において準用する場合を含む。）、船員保険法施行令第九条第一項第五号本文、国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第五号本文、国家公務員共済組合

法施行令第十一条の三の五第一項第五号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第五号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万六千九百円とする。

［10・11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和八年八月一日から施行する。

法施行令第十一条の三の五第一項第五号本文（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の四第一項第五号本文の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

［10・11　同上］

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法施行規則及び産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

産業競争力強化法施行規則及び産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令

（産業競争力強化法施行規則の一部改正）

第一条　産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、財務省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第五条）	第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　削除	第二章　削除
第二章の二　事業適応の円滑化	第二章の二　事業適応の円滑化
第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六）	第一節　事業適応計画（第十一条の二―第十一条の六）
第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十二）	第二節　特例措置（第十一条の七―第十一条の二十）
第三章　事業再編の円滑化	第三章　事業再編の円滑化
第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）	第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）
第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条の三）	第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条の三）
第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条の二）	第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条の二）
第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）	第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）
第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）	第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）
附則	附則
（事業適応計画の認定の申請）	（事業適応計画の認定の申請）
第十一条の二　（略）	**第十一条の二**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）

6　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上であるものとし、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の六第四項又は第四十二条の十二の七第三項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用に係る国際経済事情激変事業適応に関する計画の実施期間は九年を超えないものとする。

（認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等）

第十一条の四　（略）

2　（略）

3　第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上であるものとし、租税特別措置法第十条の五の六第四項又は第四十二条の十二の七第三項の所得税又は法人税に係る課税の特例措置の適用に係る国際経済事情激変事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、九年を超えないものとする。

4～7　（略）

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第十一条の七　法第二十一条の二十五第一項の事業適応促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　（略）

二　事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　法第二十一条の二十四第一項第一号及び第三号に掲げる業務に関する事項

(1)～(7)　（略）

ロ　（略）

三　事業適応促進円滑化業務による資金の貸付け及び利子補給金の支給の対象とする貸付け並びに当該資金の貸付けの条件に関する事項

四　（略）

（業務規程の記載事項）

第十一条の九　法第二十一条の二十六第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　事業適応促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けに関する事項

(1)　貸付けの相手方

(2)　貸付けの対象となる資金

(3)　貸付けの限度額

(4)　貸付けの手続及び審査に関する事項

ロ　社債の引受けに関する事項

(1)　社債の発行者

(2)　社債の引受けの対象となる資金

6　第一項の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は十年以上とする。

（認定事業適応計画の変更に係る認定の申請及び認定等）

第十一条の四　（略）

2　（略）

3　第一項の変更の認定の申請に係る事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。ただし、法第二十一条の三十五に規定する課税の特例に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年を超えないものとし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業適応計画に従って事業適応を実施した期間を含め、十年以上とする。

4～7　（略）

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第十一条の七　法第二十一条の二十五第一項の事業適応促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　（略）

二　事業適応促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　法第二十一条の二十四第一項第一号に掲げる業務に関する事項

(1)～(7)　（略）

ロ　（略）

三　事業適応促進円滑化業務による資金の貸付け及び利子補給金の支給の対象とする貸付けの条件に関する事項

四　（略）

（業務規程の記載事項）

第十一条の九　法第二十一条の二十六第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　事業適応促進業務の実施方法に関する事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項

(3)　社債の引受けの限度額
(4)　社債の引受けの手続及び審査に関する事項
三　貸付けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給並びに社債の引受けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付けの内容に関する事項
四～七　（略）
（証明の求め）
第十一条の二十一　認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。次項及び次条において同じ。）は、認定事業適応計画の実施期間の開始の日を含む事業年度から当該実施期間の終了の日を含む事業年度までの各事業年度終了後一月以内に、主務大臣（当該認定事業適応計画の認定をした主務大臣をいう。第四項及び次条において同じ。）に対し、当該各事業年度において当該認定事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応のための措置を行っていたことの証明を求めることができる。
2　認定事業適応事業者は、前項の規定による証明を求めるときは、様式第十八の二十一による適合証明申請書（次項及び第四項において「適合証明申請書」という。）を提出するものとする。
3　適合証明申請書には、第十一条の三第一項の認定書の写し（第十一条の四第四項の規定により変更の認定書の交付を受けているときは、当該変更の認定書の写し）を添付するものとする。

三　貸付けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の内容に関する事項
四～七　（略）
（新設）

4　主務大臣は、適合証明申請書及び前項の書類のほか、国際経済事情激変事業適応のための措置が認定事業適応計画に従って行われたものであることを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
（適合証明書の交付）
第十一条の二十二　主務大臣は、認定事業適応事業者から前条第一項の規定により証明を求められた場合において、当該認定事業適応事業者が当該認定事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応のための措置を行っていたと認めるときは、当該認定事業適応事業者に様式第十八の二十二による適合証明書を交付するものとする。
（特定中堅企業者に関する主務省令で定める要件）
第三十一条の三　法第三十四条の二第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一～五　（略）
六　直前の三事業年度のいずれかの事業年度において次のいずれかの要件に該当するもの
イ～ハ　（略）
ニ　教育訓練費（その国内雇用者（租税特別措置法第十条の五の四第四項第一号又は第四十二条の十二の五第四項第二号に規定する国内雇用者をいう。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で事業再編の実施に関する指針で定めるものをいう。）の額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。
(1)～(4)　（略）

（新設）

（特定中堅企業者に関する主務省令で定める要件）
第三十一条の三　法第三十四条の二第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一～五　（略）
六　直前の三事業年度のいずれかの事業年度において次のいずれかの要件に該当するもの
イ～ハ　（略）
ニ　教育訓練費（その国内雇用者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第四項第一号又は第四十二条の十二の五第四項第二号に規定する国内雇用者をいう。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で事業再編の実施に関する指針で定めるものをいう。）の額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。
(1)～(4)　（略）

様式第十八及び様式第十八の十九を次のように改める。

様式第十八（第11条の２第１項関係）

事業適応計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の22第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

事業適応計画

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標

（２）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容

①　事業適応の類型

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

③　事業適応の具体的内容

（２）事業適応を行う場所の住所

（３）事業適応に伴う設備投資等の内容

（４）事業適応の実施時期

①　事業適応の開始時期及び終了時期

②　毎事業年度の実施予定

（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

①　必要な資金の額及び調達方法の概要

②　必要な資金の額及び調達方法

３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

４．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

４．第11条の２第２項及び第３項の書類並びに同条第４項の規定による求めに係る書類を添付すること。

（記載要領）

１．事業適応の目標

（１）事業適応に係る事業の目標（事業適応を行おうとする背景となる経済社会情勢の変化及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれるもの（以下「資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）にあっては、別表１により環境への負荷の低減に関する野心的な目標（事業適応の実施に関する指針（令和３年財務省・経済産業省告示第６号。以下「実施指針」という。）第３項第２号イに規定する目標をいう。以下同じ。）についても記載する。

（２）下記２．（１）①で記載する事業適応の類型（複数記載する場合はその全て）に応じ、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す数値目標（実施指針に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。また、生産工程効率化等設備に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち事業所又は事業者全体のエネルギー起源二酸化炭素排出量が増加する計画を策定する者は、今後、環境負荷の低減を図りながら、生産の拡大により、市場の獲得を目指す旨を記載し、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者のうち２．（２）に記載する住所において既に２．（１）①に記載する産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている者は、本認定申請書の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（６以上の事業年度において生産及び販売を行っている場合は、前事業年度を含む連続する５事業年度）の生産数量及び販売数量を事業年度別に記載する。

（３）財務内容の健全性の向上を示す目標（実施指針に規定する目標を用いる。）を記載する。

２．事業適応の内容及び実施時期

（１）事業適応に係る事業の内容を記載する。

①　法第２条第12項各号に掲げる事業適応の類型（①情報技術事業適応、②エネルギー利用環境負荷低減事業適応及び③国際経済事情激変事業適応）のいずれに該当するか（複数該当する場合は全て）を記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画を申請する場合には、生産する産業競争力基盤強化商品を半導体・自動車・鉄鋼・基礎化学品・燃料のうちから選択し記載する。また、半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載すること。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第１号イに規定する半導体。
	パワー半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素（けい素）で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（２）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（３）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第３条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。

③　事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。

（イ）情報技術事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ハに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。

（ロ）エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあっては、１．（２）に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。また、エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する計画のうち、連携事業計画（実施指針第１項第２号ロ①(1)（イ）（注３）①に規定する連携事業計画をいう。以下同じ。）を含むものにあっては、当該連携事業計画に係る特定大企業等（同号ロ①(1)（イ）に規定する特定大企業等をいう。以下同じ。）とその連携事業者（同号ロ①(1)（イ）（注３）に規定する連携事業者をいう。以下同じ。）との間の当該連携事業計画等に係る合意の内容など、当該連携事業計画における取組の内容が連携事業（同号ロ①(1)（イ）（注３）に規定する連携事業をいう。）に該当することが明らかとなるよう具体的に記載する。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画にあっては、産業競争力基盤強化商品省令において定める産業競争力基盤強化商品の要件が満たされることが明確となるよう、生産及び販売する商品の詳細を記載する。

（ハ）国際経済事情激変事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ホに規定する「予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの」への該当性。

（２）事業適応を行う場所の住所を記載する。

（３）上記（１）①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、別表２により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。
（４）事業適応の実施時期について記載する。
①　事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
②　別表３により、毎事業年度の実施予定を記載する。
（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては任意記載事項とする。
①　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
②　必要な資金の額及び調達方法は、別表４により記載する。
３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程
原則、第11条の２第２項第５号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。
４．その他
資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、別表５により必要な事項を記載する。
産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、以下の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）を記載する。
（１）付加価値の創出を実現するための生産性の向上及び需要の拡大に関する現状の取組及び今後の取組方針、並びに事業適応を実施する事業所における産業競争力基盤強化商品の販売を行う事業年度ごとの付加価値率の数値目標
（２）生産及び販売する産業競争力基盤強化商品に応じて事業分野別実施指針に定める、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針、及び当該取組方針に係る数値目標
（３）生産活動の安定化に向けた現状の取組及び今後の取組方針。具体的には、主要部素材の調達先や、継続的な投資及び人材の確保に向けた経営資源の配分を含め、安定的な生産活動が行われるための取組の方針
（４）継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた現状の取組及び今後の取組方針
加えて、自動車、鉄鋼、基礎化学品又は燃料の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については、（５）の必要事項（事業分野別実施指針において必要事項が定められている場合には、それらの事項も含む。）
（５）当該産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の定量的な削減量（次に掲げる産業競争力基盤強化商品の区分に応じ次に定める商品との比較）及び当該削減量の更なる拡大に向けた取組の方向性
①　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）　自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるもの）
②　鉄鋼　高炉又は転炉を使用して製造された鉄鋼
③　基礎化学品　化学製品の原材料である化学品であって化石燃料に由来するもの
④　燃料　化石燃料

別表１（環境への負荷の低減に関する野心的な目標）

環境への負荷の低減に関する野心的な目標

目標の設定時期	目標の概要	目標の設定方法

（注）外部評価機関（第11条の２第２項第８号に規定する外部評価機関をいう。以下同じ。）による認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、「目標の設定方法」については、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表２－１（情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容）

情報技術事業適応に伴う設備投資等の内容
（１）全ての設備等

	事業者名	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1							
2							
3							
合計							（　）

（注）
１．「種類」は、ソフトウェアや機械及び装置、繰延資産など、税務上の種類を記載すること。
２．「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。繰延資産については、当該繰延資産に係るソフトウェア等の機能について記載すること。
３．「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。

（２）上記（１）のうちデータ連携に必要なソフトウェア等

	ソフトウェア等の名称	ソフトウェア等の機能	「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」における役割
1			
2			

（注）ソフトウェア等とは、取得又は製作をするソフトウェア及び情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアでその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出の対象となるものをいう。

別表２－２（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う設備投資等の内容
（１）事業者及び事業所の概要

中小企業者等、特定大企業等及び連携事業者の該当の有無	設備を導入する事業所の概要		
	事業所の名称	事業所の住所	エネルギー使用量（原油換算）3,000 キロリットル以上の該当の有無

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「中小企業者等、特定大企業等及び連携事業者の該当の有無」は、いずれかに該当する場合はその「該当する区分」を、該当しない場合は「無」と記載すること。なお、「中小企業者等」とは、租税特別措置法第 10 条の５の５第３項第１号に規定する中小事業者又は同法第 42 条の 12 の６第２項第１号に規定する中小企業者をいう。

3．「エネルギー使用量（原油換算）3,000 キロリットル以上の該当の有無」は、該当する場合は「有」と、該当しない場合は「無」と記載すること。

（２）生産工程効率化等設備の内容

	事業所名	種類	設備等の名称	炭素生産性の向上率（%）	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1							
2							
3							
					合計		

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「種類」は、生産工程効率化等設備の税務上の区分（機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備、構築物又は車両及び運搬具）を記載すること。

3．「事業の用に供する時期」は、年月をもって記載する。

4．「炭素生産性の向上率」は、生産工程効率化等設備に関する命令（令和３年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第３号）に基づき、計算した値を記載すること。ただし、設備が車両（列車の走行に伴う二酸化炭素の排出量の削減に資する鉄道車両として国土交通大臣が定めるものに限る。）の場合にあっては、併せて鉄道業の事業適応の実施に関する指針（令和６年国土交通省告示第 289 号）第４号に規定する「エネルギー利用環境負荷低減事業適応についての要件」に基づき、計算した値を記載すること。なお、設備の導入前は、基準年度（実施指針に規定する基準年度を用いる。）の値とし、設備の導入後は、設備を導入する年度の値とする。ただし、設備を導入する年度については、設備の導入時期が年度途中であること等により、当該設備を導入する年度において十分な炭素生産性の向上効果が現れないことが見込まれる場合にあっては、その翌年度とすることができる。

（３）半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内容

	種類	設備等の名称	数量	新規投資	事業供用時期	合計金額（千円）
1						
2						
3						
				合計		（　）

（注）

1．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画及び生産工程効率化等設備の導入に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画については記載を要しない。

2．「種類」は、半導体生産用資産（租税特別措置法第 42 条の 12 の６第３項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第６項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）及びこれらとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産（以下「特定減価償却資産」という。）の税務上の区分（機械及び装置、建物、建物附属設備、構築物）を記載すること。

3．特定減価償却資産は、当該特定産業競争力基盤強化商品の生産設備が設置された工場に現にある申請者が取得した生産設備（当該事業適応計画の認定の日以前に取得したものも含む。）及び自動車産業の事業適応の実施に関する指針（令和３年経済産業省告示第 160 号）第３号ロ（２）に規定する生産設備に該当するものを記載すること。

4．「設備等の名称」は、生産及び販売を計画する産業競争力基盤強化商品に係る半導体生産用資産又は特定商品生産用資産（以下「半導体生産用資産等」という。）及び特定減価償却資産の具体的な内容を記載する。

5．「新規投資」は、当該半導体生産用資産等の取得が、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 45 号）の施行の日以後における、取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定にて、新規導入される設備の価額や当該投資の新規導入に係る事業採算性が具体的に決定された場合、「○」を記載する。

6．「事業供用時期」は、半導体生産用資産等の事業供用を予定する年月を記載する。既に事業の用に供している特定減価償却資産については、「事業供用済」と記載する。

7．「合計金額」は、半導体生産用資産等については予定する取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と本認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額を記載する。なお、半導体生産用資産等及び特定減価償却資産について、租税特別措置法第 42 条の 12 の７第１項又は第２項の規定の適用を受けようとするものがある場合は、これらの規定の適用を受けようとする半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額を除いた金額を括弧書で記載すること。

別表２－３（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応に伴う投資の内容

（注）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための投資計画について要約的に記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表２－４（国際経済事情激変事業適応に伴う設備投資等の内容）

国際経済事情激変事業適応に伴う設備投資等の内容

（１）全ての設備等

	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1						
2						
3						
合計						

（注）

1．「種類」は、設備等の税務上の区分（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェア）を記載すること。

2．「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。

3．「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。

（２）上記（１）のうち、国際経済事情激変事業適応のための措置として導入する特定生産性向上設備等に該当する設備等

	種類	設備等の名称	設備等の機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額（千円）
1						
2						
3						
合計						

（注）

1．特定生産性向上設備等に係る確認書の写し及び確認に際し提出した書類の写しを添付すること。

2．「種類」は、特定生産性向上設備等の税務上の区分（機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェア）を記載すること。

3．「設備等の機能」は、事業適応を実施する上で果たす機能を記載すること。

4．「事業の用に供する時期」は年月をもって記載する。

別表３－１（事業適応の実施時期）

事業適応の実施時期

年　度	実　施　内　容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

（注）

1．計画の実施期間に応じて年度ごとに記載する。

2．資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては、環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略についても記載する。この際、外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

別表３－２（半導体生産用資産等による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売計画）

年度	産業競争力基盤強化商品の名称	生産数量	販売数量	主な販売先

（注）

1．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の開始日以後10年以内の日を含む各事業年度のうち、生産又は販売を予定している年度における計画を記載すること。

2．「産業競争力基盤強化商品の名称」は、産業競争力基盤強化商品省令第１号イ及びロ（１）から（３）まで、第２号イ及びロ、第３号、第４号イからナまで並びに第５号イ及びロに掲げるもののいずれに該当するかを記載すること。

3．産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量は、産業競争力基盤強化商品省令の要件を満たすものの数量（燃料にあっては、化石燃料に係る部分を除く。）を記載するものとし、その単位は、生産及び販売を行う産業競争力基盤強化商品に応じてそれぞれ以下のとおりとする（以下同じ。）。

（１）半導体：枚（200ミリウエハー換算）

（２）自動車：台
（３）鉄鋼：トン
（４）基礎化学品：トン
（５）燃料：リットル

別表４（事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法）

事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

費用＼調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	社債の発行	自己資金	その他	合計	備考
事業適応の実施に必要な資金の額							

（注）

１．「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」、「社債の発行」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

２．法第21条の24第１項に基づく認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを受けようとする場合又は当該資金を調達するために社債を発行しようとする場合にあっては、その旨を、資金の貸付けを行う金融機関名又は社債の引受けを行う金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

別表５（資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項）

資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画におけるその他の事項

（１）環境への負荷の低減に関する野心的な目標を実現するための戦略の実効性を担保するための管理体制

（２）自社の事業活動における気候変動の重要性

（３）環境への負荷の低減に関する野心的な目標に関する実施状況の報告方法・達成状況の検証方法

（注）

１．外部評価機関に認証を受けるに当たって、外部評価機関に対して行った説明の内容を記載すること。ただし、外部評価機関に認証を受けるに当たって作成した書類等の写しを添付することをもって記載に代えることができる。

２．公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給しない場合においては、（３）の記載は要しない。

様式第十八の十九（第11条の20第１項関係）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第21条の35の確認を受けたいので、申請します。

記

１．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

２．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

（１）エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

（２）半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容並びにこれらの資産に投資した金額の内訳

	種類	設備等の名称	数量	取得時期	事業供用時期	投資額（千円）
1						
2						
3						
					合計	（　）

（注）

１．半導体生産用資産等とは、半導体生産用資産（租税特別措置法第42条の12の６第３項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第６項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

２．特定減価償却資産とは、半導体生産用資産等とともにその産業競争力基盤強化商品を生産するた

めに直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。

３．「投資額」は、半導体生産用資産等については取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と事業適応計画の認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額を、それぞれ記載する。なお、半導体生産用資産等及び特定減価償却資産について、租税特別措置法第42条の12の７第１項又は第２項の規定の適用を受けたものがある場合は、これらの規定の適用を受けた半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額を除いた金額を括弧書で記載すること。

（３）当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売先	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量

（４）当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の生産数量の合計	当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量の合計

（５）認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の販売数量

（６）半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

事業供用日からの期間	調整後販売数量	返品等数量
事業供用日から事業供用日以後７年を経過する日までの期間		
事業供用日以後７年を経過する日の翌日から事業供用日以後８年を経過する日までの期間		
事業供用日以後８年を経過する日の翌日から事業供用日以後９年を経過する日までの期間		
事業供用日以後９年を経過する日の翌日以後の期間		

（７）その他

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．当該認定事業適応計画及びそれに係る第11条の20第２項の規定による求めに係る書類を添付すること。

（記載要領）

１．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

認定事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標を記載する。

２．エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

（１）エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的内容

事業適応について確認を求める年度（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行った事業年度であり、本様式により産業競争力強化法第21条の35の確認を求める年度をいう。以下同じ。）とともに、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う場所などを記載する。

（２）半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容

認定事業適応計画に従ってその認定の日から当該事業年度終了の日までに取得及び事業供用をした半導体生産用資産等及び特定減価償却資産について、認定事業適応計画における半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内訳と整合的な形で、当該半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額及び取得時期、事業供用の開始年月日を記載し、それを確認できる書類を添付して提出する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。

（３）確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

様式の表の形式にて整理し記載する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。また、納品書など、産業競争力基盤強化商品の販売先、販売数量の証拠となる書類を添付すること。確認を求める事業年度の生産数量については、認定事業適応計画における半導体生産用資産等を用いて生産した産業競争力基盤強化商品の数量を記載すること。

産業競争力基盤強化商品のうち半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記載すること（以下（４）も同じ。）。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第１号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（２）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（３）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第３条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

（４）確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類別に、当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計を記載すること。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。

（５）認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

当該認定事業適応計画の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている事業年度に限るものとし、当該申請日を含む事業年度開始の日前５年以内に開始した事業年度の全てにおいて産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合には当該５年以内に開始した事業年度とする。）の各事業年度における当該産業競争力基盤強化商品の販売数量（当該認定事業適応計画２．⑵に記載された住所において、当該認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量として、当該認定事業適応計画１．⑵に記載されたもの）を当該各事業年度の月数の合計数で除し、これに当該確認を求める事業年度の月数を乗じて計算した数量を記載すること。

（６）半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

半導体生産用資産等の事業供用日からの経過期間ごとの、確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の調整後販売数量及び返品等数量を記載すること。

①　調整後販売数量については、上記（４）に記載した数量から上記（５）に記載した数量を控除した数を記載すること。

②　返品等数量については、次に掲げる数量の合計数量を調整後販売数量を上限として記載すること。

イ　確認を求める事業年度において、認定事業適応事業者に返品された数量及び認定事業適応事業者がその関係会社等（当該認定事業適応事業者の関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）及び当該認定事業適応事業者と同一の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第４号に規定する親会社をいう。）をもつ会社をいう。以下同じ。）に販売した産業競争力基盤強化商品のうちその関係会社等に対して返品された数量の合計

ロ　当該認定事業適応事業者による製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）第10条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したものの数量

（７）その他

①　認定事業適応計画に記載された、付加価値の創出を実現するための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された当該事業年度における付加価値率の目標と、事業適応を行う事業所における当該事業年度の付加価値額及び付加価値率の実績値を記載すること。

②　認定事業適応計画に記載された、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された、経済波及効果に関する指標の目標と、当該事業年度における同指標の実績値を記載すること。

③　認定事業適応計画に記載された、安定的な生産活動が行われるための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。

④　認定事業適応計画に記載された、継続的な賃上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。

⑤　認定事業適応計画に記載された、産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量の更なる拡大に向けた取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。ただし、半導体の生産及び販売に係る認定事業適応計画については、記載を要しない。

⑥　本申請書が提出された日における、認定事業適応事業者による受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第２条第５項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針の公表の有無を記載すること。

様式第十八の二十の次に次の二様式を加える。

様式第十八の二十一（第11条の21第２項関係）

国際経済事情激変事業適応計画に係る適合証明申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法施行規則第11条の21第１項の証明を受けたいので、申請します。

記

１．認定を受けた事業適応の開始時期及び終了時期
２．証明を受けようとする期間
３．認定事業適応計画に従って実施した事業適応の内容

（備考）
１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
３．産業競争力強化法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条の３第１項の認定書の写し（施行規則第11条の４第４項の規定により変更の認定書の交付を受けているときは、当該変更の認定書の写し）を添付すること。
４．施行規則第11条の21第４項の規定による求めに係る書類を添付すること。

（記載要領）
「２．証明を受けようとする期間」については、「１．認定を受けた事業適応の開始時期及び終了時期」で記載した期間のうち、証明を受けようとする事業年度の期間を記載する。

様式第十八の二十二（第11条の22関係）

国際経済事情激変事業適応計画に係る適合証明書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで申請のあった認定事業適応計画（国際経済事情激変事業適応に関するものに限る。以下同じ。）に係る適合証明について、貴社が実施した事業適応が、認定事業適応計画に従って実施されたものであることを認め、その証明をします。

記

１．証明をした期間
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．認定事業適応計画に従って実施した事業適応の内容
５．証明を受けようとする期間終了の日までに、認定事業適応計画の認定を取り消されていない旨
６．証明を受けようとする期間終了の日が、認定事業適応計画の実施期間内の日である旨

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった適合証明申請書の写しを添付する。

（記載要領）
１．「１．証明をした期間」については、様式第18の21の「１．認定を受けた事業適応の開始時期及び終了時期」に記載された期間のうち、証明をした事業年度の期間を記載する。
２．「６．証明を受けようとする期間終了の日が、認定事業適応計画の実施期間内の日である旨」については、租税特別措置法第10条の５の６第４項又は第42条の12の７第３項の規定の適用がある場合に記載する。

様式第四十一中「第２条第32項第１号」を「第２条第33項第１号」に、「第２条第32項第２号」を「第２条第33項第２号」に改める。

（産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部改正）

第二条　産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第十一中「第２条第26項第１号」を「第２条第27項第１号」に、「第２条第26項第２号」を「第２条第27項第２号」に改める。

附　則

この命令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○内閣府総務省文部科学省令第四号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第四号ハ及び第十四項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（月間の高額療養費の決定の請求等）	（月間の高額療養費の決定の請求等）
第百十条の四　［略］	**第百十条の四**　［同上］
［２　略］	［２　同上］
３　高額療養費の支給を受けようとする場合において、組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関から受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係る自己負担額にあつては、二万千円（令第二十三条の三の三の二第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）が二以上あるときは、それぞれの療養ごとの高額療養費請求書とこれらの療養に係る金額の合算額により算定した高額療養費請求書とを併せて、組合に提出しなければならない。	３　高額療養費の支給を受けようとする場合において、組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関から受けた療養（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係る自己負担額にあつては、二万千円（令第二十三条の三の四第五項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）が二以上あるときは、それぞれの療養ごとの高額療養費請求書とこれらの療養に係る金額の合算額により算定した高額療養費請求書とを併せて、組合に提出しなければならない。
（令第二十三条の三の三の年間の高額療養費の決定の請求等）	（年間の高額療養費の決定の請求等）
第百十条の四の四　法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の三第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（申請者が令第二十三条の三の四第十項第二号に該当するときは、当該申請書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。	**第百十条の四の四**　法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の三第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（令第二十三条の三の三第一項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。
［一～五　略］	［一～五　同上］
［２　略］	［２　同上］

３　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該申請者に適用される令第二十三条の三の三第一項に規定する高額療養費算定基準額並びに基準日組合員合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

［二　略］

［４・５　略］

（令第二十三条の三の三の年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の四の五　［略］

（令第二十三条の三の二の年間の高額療養費の支給の申請等）

第百十条の四の五の二　法第六十二条の二第一項の規定により高額療養費（令第二十三条の三の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（申請者が、令第二十三条の三の四第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに掲げる者に該当するときは、当該申請書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。

一　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

二　計算期間の始期及び終期

三　申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四　申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

２　精算対象者（計算期間の中途で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額療養費の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を前項の申請者とみなして、同項の規定を適用する。

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ若しくはハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号のいずれかに掲げる区分に該当する旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当する旨

２　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号若しくは第三号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

［３　略］

３　［同上］

一　当該申請者に適用される令第二十三条の三の三第一項に規定する基準日組合員合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

［二　同上］

［４・５　同上］

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百十条の四の五　［同上］

［新設］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百十条の六　令第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した書類を、組合に提出しなければならない。

［一～五　同上］

六　認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当する旨又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当する旨

２　前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三条の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

［３　同上］

4　認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、限度額適用証を組合に返納しなければならない。 ［一～三　略］ 四　令第二十三条の三の五第一項第一号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号ロ若しくはハに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。 ［五・六　略］ ［5～7　略］	4　［同上］ ［一～三　同上］ 四　令第二十三条の三の五第一項第一号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第二号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ホに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第二十三条の三の五第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十三条の三の四第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第二十三条の三の五第一項第四号ロに掲げる者が令第二十三条の三の四第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第二十三条の三の五第四項若しくは第五項の規定により令第二十三条の三の四第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。 ［五・六　同上］ ［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十四条第三項の規定による申請）

第二条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号。以下「改正政令」という。）附則第三十四条第三項の規定による申請は、この命令による改正後の第百十条の四の五の二第一項の申請書に、改正政令第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済法施行令」という。）第二十三条の三の三第一項ただし書に規定する基準日（新地共済法施行令第二十三条の三の五第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員である者（新地共済法施行令第二十三条の三の四第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。）に該当している旨を付記することによって行うものとする。

省　令

○総務省令第九十六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第九号及び第十四号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三十　略］	（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　［同上］ ［一～三十　同上］

三十一　国民健康保険法施行規則第二十七条の十七の二第一項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定による確認又は同条第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知	［新設］
三十二　国民健康保険法施行規則第二十七条の十七の三第一項（同条第六項の規定により医療保険者を経由する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第三項の規定による証明書の交付、同条第四項の規定による確認、同条第五項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査若しくは証明書の交付又は同条第六項の規定による情報の提供	［新設］
三十三　国民健康保険法施行規則第二十七条の十七の四第一項（同条第四項の規定により適用する場合及び同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査又は同条第二項（同条第四項の規定により適用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項の規定により適用する場合を含む。）の規定による確認	［新設］
三十四～四十八　［略］	三十一～四十五　［同上］
（法別表第十四号の総務省令で定める事務）	（法別表第十四号の総務省令で定める事務）
第十四条　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。	**第十四条**　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで、第十九号の五から第十九号の七まで、第十九号の九、第十九号の十若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第十三号の四、第十三号の六、第十四号、第十六号、第十八号、第十九号の四、第十九号の八、第十九号の十一、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し	九　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第七条第一号から第十九号の三まで若しくは第二十号の規定による受付又は同条第二号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十三号の二、第十三号の四、第十三号の六、第十四号、第十六号、第十八号、第十九号の四、第二十一号若しくは第二十二号の規定による引渡し
［十～十八　略］	［十～十八　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月一日）から施行する。

○総務省令第九十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の四第十項第二号、第十一項第四号並びに第十二項第四号及び第五号の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（高額療養費に係る療養に要した費用の額等）	（高額療養費に係る療養に要した費用の額等）
第二条の四の六　［略］	**第二条の四の六**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］

5　令第二十三条の三の四第十項第二号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

6　令第二十三条の三の四第十一項第四号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

［新設］

7　令第二十三条の三の四第十二項第四号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

［新設］

8　令第二十三条の三の四第十二項第五号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の三の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

［新設］

（令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の九　令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日組合員又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

第一欄	第二欄
［一～四　略］	
五	［略］
	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
［六～八　略］	

（令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の十　［略］

［一　略］

二　令第二十三条の三の六第一項第五号に掲げる金額に相当する金額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した金額

［略］	［略］

（令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の九　［同上］

第一欄	第二欄
［一～四　同上］	
五	［同上］
	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額
［六～八　同上］	

（令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の十　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［同上］	［同上］

五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
［略］	［略］

［三・四　略］

（令第二十三条の三の六第五項の総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第二条の四の十一　令第二十三条の三の六第五項の総務省令で定めるところにより算定した同条第一項各号に掲げる金額に相当する金額は、組合員であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
［一～四　略］		
五	［略］	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
［六・七　略］		

（令第二十三条の三の六第六項の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の十二　令第二十三条の三の六第六項の総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

［略］	［略］

五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）
［同上］	［同上］

［三・四　同上］

（令第二十三条の三の六第五項の総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第二条の四の十一　［同上］

	第一欄	第二欄
［一～四　同上］		
五	［同上］	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
［六・七　同上］		

（令第二十三条の三の六第六項の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の十二　［同上］

［同上］	［同上］

五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［略］	［略］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第二条の四の十四　令第二十三条の三の七第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］	［略］
健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［略］	［略］	［略］
	［略］	第四十四条第八項	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［同上］	［同上］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第二条の四の十四　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	第四十四条第七項	［同上］

附　則

この省令は、令和八年八月一日から施行する。

○法務省令第四十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

法務大臣　平口　洋

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員）		
本省	四七、三三〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、九〇三人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。

第一条　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

改正前		
区分	定員	備考
（本省及び各外局別の定員）		
本省	四七、三三〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
出入国在留管理庁	六、六七七人	
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。

第一条　法務省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第五十一号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四第一項、第十条の五の三第一項、第十条の五の五第一項、第十条の五の六第四項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第三項及び第六項並びに第四十二条の十二の七第三項並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の六第一項及び第二項第二号並びに第二十七条の十二の七第一項及び第二項の規定に基づき、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

財務大臣　片山さつき

租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十を削り、第五条の九を第五条の十とし、第五条の八の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の九　法第十条の四第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第五条の十一第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十条の五の三第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第五条の十二の二第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の五の五第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第五条の十二の四を第五条の十二の五とし、第五条の十二の三を第五条の十二の四とし、第五条の十二の二の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十二の三　施行令第五条の六の六第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2　施行令第五条の六の六第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画とする。

3　法第十条の五の六第四項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、同項に規定する初日の属する年から同項の規定の適用を受けようとする年までの各年について、産業競争力強化法施行規則第十一条の二十二の主務大臣から同項の認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同条に規定する適合証明書（当該各年の十二月三十一日が当該認定国際経済事情激変事業適応計画の実施期間内の日である旨の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）の交付を受け、かつ、その交付を受けた適合証明書を保存している場合とする。

第二十条の六の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の六の二　法第四十二条の十一の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第二十条の九第三項中「第五項第二号ロ」を「第六項第二号ロ」に改め、同条第四項中「次項第二号ロ」を「第六項第二号ロ」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第四十二条の十二の四第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

第二十条の十の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「いう。）に」を「いう。以下この項において同じ。）に」に、「金額の」を「金額（当該特定商品生産用資産等に該当する法第四十二条の十二の七第一項に規定する特定機械装置等で同項（同項の規定に係る法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定を含む。）又は法第四十二条の十二の七第二項の規定の適用を受けたものの取得価額に相当する金額を除く。）の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「いう」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「金額の」を「金額（当該半導体生産用資産等に該当する法第四十二条の十二の七第一項に規定する特定機械装置等で同項（同項の規定に係る法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定を含む。）又は法第四十二条の十二の七第二項の規定の適用を受けたものの取得価額に相当する金額を除く。）の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「。第三項」を「。第四項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第四十二条の十二の六第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する確認に係る経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画の実施期間とする。

公安調査庁	一、八四九人
合計	五六、〇八六人

公安調査庁	一、八四九人
合計	五五、八六〇人

第二十条の十の二の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の十の三　施行令第二十七条の十二の七第一項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

2　施行令第二十七条の十二の七第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条第二項第二号に規定する特定生産性向上設備等投資計画とする。

3　法第四十二条の十二の七第三項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた場合は、同項に規定する初日を含む事業年度から同項の規定の適用を受けようとする事業年度までの各事業年度について、産業競争力強化法施行規則第十一条の二十二の主務大臣から同項の認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同条に規定する適合証明書（当該各事業年度終了の日が当該認定国際経済事情激変事業適応計画の実施期間内の日である旨の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）の交付を受け、かつ、その交付を受けた適合証明書を保存している場合とする。

第三十条の二第六項中「第二条第三十三項」を「第二条第三十四項」に改める。

（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表六(七)の記載要領第一号(4)中「青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第２項」を「租税特別措置法第42条の12の７第８項」と、「の規定」を「に規定する法人が同条第２項の規定」に改める。

別表六(二十六)の記載要領第七号を同第八号とし、同第六号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6　「投資した金額の合計額　(9)」の欄は、租税特別措置法施行規則第20条の10の２第４項（生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）に規定する確認申請書に記載された同項に規定する投資した金額の合計額又は同条第６項に規定する確認申請書に記載された同項に規定する投資した金額の合計額を記載すること。

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

○財務省令第五十二号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五第十項第二号、第十一項第四号並びに第十二項第四号及び第五号並びに第十一条の三の六第一項第四号ハ及び第十五項の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日　　財務大臣　片山さつき

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（月間の高額療養費の決定の請求等）	（月間の高額療養費の決定の請求等）
第百五条の四　［略］	**第百五条の四**　［同上］
［項を削る。］	2　前項の規定にかかわらず、高額療養費の支給を受けるべき者について、当該者の属する組合の運営規則で定めるところにより、高額療養費を支給することができる。
（令第十一条の三の四第一項の年間の高額療養費の決定の請求等）	（年間の高額療養費の決定の請求等）
第百五条の四の二　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（同項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（請求者が令第十一条の三の五第十項第二号に掲げる者に該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。	**第百五条の四の二**　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（同項第一号に規定する基準日組合員をいう。以下同じ。）（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　請求者及び基準日被扶養者（令第十一条の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日	三　申請者及び基準日被扶養者（令第十一条の三の四第一項第三号に規定する基準日被扶養者をいう。以下同じ。）の氏名及び生年月日

四　請求者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る外来療養（令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月

五　請求者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

六　［略］

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の請求書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

一　［略］

二　基準日における請求者の所得区分を証する書類

3　第一項の規定による請求書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該請求者に適用される令第十一条の三の四第一項に規定する高額療養費算定基準額並びに基準日組合員合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二　［略］

4　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の請求者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5　［略］

（令第十一条の三の四第二項から第七項までの年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五条の四の三　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第十一条の三の四第二項から第七項までに規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

［一～三　略］

四　請求者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五　請求者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

六　［略］

2　前項の請求書を提出する場合には、基準日における請求者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。

四　申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る外来療養（令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月

五　申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

六　［同上］

2　前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

一　［同上］

二　基準日における申請者の所得区分を証する書類

3　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該申請者に適用される令第十一条の三の四第一項に規定する基準日組合員合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二　［同上］

4　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5　［同上］

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の四の三　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（令第十一条の三の四第二項から第七項までに規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

［一～三　同上］

四　申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五　申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

六　［同上］

2　前項の申請書を提出する場合には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。

3　組合は、第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を請求者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　［略］

二　請求者が計算期間において当該組合の組合員であつた期間

三　請求者の氏名及び生年月日

四　令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（請求者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該請求者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（請求者が当該組合の組合員であり、かつ、当該請求者の被扶養者であつた者が当該請求者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該請求者の被扶養者であつた者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

［五・六　略］

4　第一項の規定による請求書の提出を受けた組合は、当該請求に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、請求者等に対して当該請求に関する確認を行つたときは、当該請求書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5　［略］

6　第一項の請求書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該請求書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（令第十一条の三の四の二の年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五条の四の四　法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（令第十一条の三の四の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日組合員（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（請求者が令第十一条の三の五第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに掲げる者に該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を組合に提出しなければならない。

一　組合員等記号・番号又は個人番号

二　計算期間の始期及び終期

三　請求者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四　請求者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

五　次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用しようとする者　支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を利用する旨

ロ　イに掲げる者以外の者　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

2　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を前項の請求者とみなして、同項の規定を適用する。

3　組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　［同上］

二　申請者が計算期間において当該組合の組合員であつた期間

三　申請者の氏名及び生年月日

四　令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が当該組合の組合員であつた間に限る。）において、当該申請者が当該組合の組合員（法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該組合の組合員であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が当該組合の組合員の被扶養者（法第五十七条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

［五・六　同上］

4　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5　［同上］

6　第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

［条を加える。］

（高額療養費に関する手続の特例）

第百五条の四の五　第百五条の四から前条までの規定にかかわらず、法第六十条の二第一項の規定により高額療養費の支給を受けるべき者について、当該者の属する組合の運営規則で定めるところにより、高額療養費を支給することができる。

（令第十一条の三の五第一項第五号に規定する財務省令で定める者等）

第百五条の七　［略］

２　［略］

３　令第十一条の三の五第三項第六号（同条第四項第六号、第五項第三号並びに第七項第二号ヘ及び第三号ハにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号ヘ、第三号ヘ又は第四号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

４　令第十一条の三の五第十項第二号に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の四第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

５　令第十一条の三の五第十一項第四号に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の四の二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

６　令第十一条の三の五第十二項第四号に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の四の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

７　令第十一条の三の五第十二項第五号に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の四の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号ヘ、第三号ヘ又は第四号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

８　［略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ若しくはハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

［一～四　略］

［条を加える。］

（令第十一条の三の五第一項第五号に規定する財務省令で定める者等）

第百五条の七　［同上］

２　［同上］

３　令第十一条の三の五第三項第六号（同条第四項第六号、第五項第二号並びに第七項第二号ヘ及び第三号ロにおいて引用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める者は、令第十一条の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十一条の三の六第一項第二号ヘ、第三号ヘ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

４　［同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定）

第百五条の九　令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を記載した限度額適用・標準負担額減額認定申請書を、当該事実を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

［一～四　同上］

２　［略］

３　［略］

［一～四　略］

五　令第十一条の三の六第一項第一号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号へに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号へに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第四号ロ若しくはハに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

六　［略］

［4～6　略］

（基準日組合員の高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百五条の十一　請求者（法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日組合員をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　請求者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四　請求者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

五　請求者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者並びに介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

六　［略］

２　前項の請求書を提出する場合には、令第十一条の三の六の二第一項第二号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ併せて提出しなければならない。ただし、証明書に記載すべき金額が零であるときは、前項の請求書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

３　請求者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該請求者は、第一項の請求書にその旨を証する書類を併せて提出しなければならない。

４　第一項の規定による請求書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該請求者に適用される令第十一条の三の六の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

２　［同上］

３　［同上］

［一～四　同上］

五　令第十一条の三の六第一項第一号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第二号へに掲げる者が令第十一条の三の五第三項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号ホに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第五号に掲げる者に該当しなくなつたとき、令第十一条の三の六第一項第三号へに掲げる者が令第十一条の三の五第四項第六号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第四号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第五項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。

六　［同上］

［4～6　同上］

（高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百五条の十一　申請者（法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日組合員をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　申請者及び基準日被扶養者の氏名及び生年月日

四　申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

五　申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者並びに介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

六　［同上］

２　前項の申請書を提出する場合には、令第十一条の三の六の二第一項第二号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（同項第三号に掲げる金額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。）をそれぞれ併せて提出しなければならない。ただし、証明書に記載すべき金額が零であるときは、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

３　申請者が、令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を併せて提出しなければならない。

４　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該申請者に適用される令第十一条の三の六の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二　当該請求者に適用される令第十一条の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三　［略］

5　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の請求者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

6　［略］

（組合員であつた者の高額介護合算療養費の決定の請求等）

第百五条の十二　法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第十一条の三の六の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

［一～三　略］

四　請求者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五　請求者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

六　［略］

2　組合は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を請求者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　［略］

二　請求者が計算期間において組合の組合員であつた期間

三　請求者の氏名及び生年月日

四　令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる金額又は第二号に掲げる組合員であつた期間に、当該請求者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

［五・六　略］

3　第一項の規定による請求書の提出を受けた組合は、当該請求に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、請求者等に対して当該請求に関する確認を行つたときは、当該請求書は、提出されなかつたものとみなすことができる。

4　［略］

5　第一項の請求書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該請求書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

二　当該申請者に適用される令第十一条の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三　［同上］

5　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する組合員は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

6　［同上］

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の十二　法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（令第十一条の三の六の二第三項から第五項まで及び第七項に規定する組合員であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

［一～三　同上］

四　申請者及び計算期間においてその被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五　申請者が計算期間における当該組合の組合員であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

六　［同上］

2　組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　［同上］

二　申請者が計算期間において組合の組合員であつた期間

三　申請者の氏名及び生年月日

四　令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる金額又は第二号に掲げる組合員であつた期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額

［五・六　同上］

3　第一項の規定による申請書の提出を受けた組合は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内に同項第三号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該申請書は、提出されなかつたものとみなすことができる。

4　［同上］

5　第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた組合は、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（令第十一条の三の六の二第一項第五号の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十三　［略］

［略］	［略］	［略］	
五	［略］	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	
［略］	［略］	［略］	

（令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十四　［略］

一　［略］

二　［略］

［略］	［略］	
五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）	［略］
［略］	［略］	

［三・四　略］

（令第十一条の三の六の二第五項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第百五条の十五　［略］

［略］	［略］	［略］

（令第十一条の三の六の二第一項第五号の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十三　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］	
五	［同上］	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	
［同上］	［同上］	［同上］	

（令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十四　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［同上］	［同上］	
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）	［同上］
［同上］	［同上］	

［三・四　同上］

（令第十一条の三の六の二第五項の財務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）

第百五条の十五　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］

五	［略］	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
［略］	［略］	［略］

（令第十一条の三の六の二第六項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十六　［略］

［略］	［略］	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［略］	［略］	［略］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第百五条の十八　［略］

［略］	［略］	［略］
健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［略］	次条第一項
［略］	［略］	［略］
	［略］	第四十四条第八項
	［略］	［略］

五	［同上］	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
［同上］	［同上］	［同上］

（令第十一条の三の六の二第六項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十六　［同上］

［同上］	［同上］	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［同上］	［同上］	［同上］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第百五条の十八　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［同上］	次条第一項
［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	第四十四条第七項
	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十一条第三項の規定による申請）

第二条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号。以下この条において「改正政令」という。）附則第三十一条第三項の規定による申請は、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百五条の四の四第一項の請求書に、改正政令第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項ただし書に規定する基準日（同令第十一条の三の六第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員である者（同令第十一条の三の五第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。）に該当している旨を付記することによって行うものとする。

○財務省令第五十三号

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十七条第一項及び第五項の規定に基づき、貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

財務大臣　片山さつき

貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令の一部を改正する省令

貿易保険法に規定する法人税に係る課税の特例に関する省令（平成二十九年財務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第二項中「第二条第二項」を「第二条第七項」に改める。

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

○文部科学省令第二十七号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の施行に伴い、並びに私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五第十項第二号、第十一項第四号並びに第十二項第四号及び第五号並びに第十一条の三の六第一項第四号ハ及び第十五項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（要保護者である者の範囲） **第四条の十一**　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項、第二項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 2　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 3　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第六号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項、第四項、第五項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ヘ、第三号ヘ又は第四号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 4　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。	（要保護者である者の範囲） **第四条の十一**　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第一項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項、第二項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 2　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項、第四項又は第七項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 3　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第六号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。 ［項を加える。］

5　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十一項第四号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

6　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十二項第四号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ、第三号ホ又は第四号ロの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

7　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十二項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二第二項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ヘ、第三号ヘ又は第四号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

8　前各項の規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下この項において「平成十九年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第四条第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項において「平成二十五年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年中国残留邦人等支援改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を必要とする状態にある世帯に属する者（中国残留邦人等支援法第十四条第一項若しくは第三項、平成十九年中国残留邦人等支援改正法附則第四条第一項又は平成二十五年中国残留邦人等支援改正法附則第二条第三項の規定による生活保護法第八条第一項の基準による額の算出に係る者に限る。）は、要保護者とみなす。

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ若しくはハ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用・

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

4　前三項の規定の適用については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下この項において「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下この項において「平成十九年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第四条第一項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この項において「平成二十五年中国残留邦人等支援改正法」という。）附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年中国残留邦人等支援改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。）を必要とする状態にある世帯に属する者（中国残留邦人等支援法第十四条第一項若しくは第三項、平成十九年中国残留邦人等支援改正法附則第四条第一項又は平成二十五年中国残留邦人等支援改正法附則第二条第三項の規定による生活保護法第八条第一項の基準による額の算出に係る者に限る。）は、要保護者とみなす。

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において「限度額適用・標準負担額

標準負担額減額認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～六　［略］

2～6　［略］

（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の年間の高額療養費の決定の請求等）

第五条の二　請求者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する基準日加入者をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（請求者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十項第二号に掲げる者に該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び生年月日

二　請求者の加入者等記号・番号又は個人番号

三～五　［略］

六　請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月

七　請求者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

八　［略］

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の請求書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

一　［略］

二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）における請求者の所得区分を証する書類

3　事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該請求者に適用される施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する高額療養費算定基準額並びに基準日加入者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二　［略］

4　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。次条第五項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の請求者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5　［略］

減額認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～六　［同上］

2～6　［同上］

（年間の高額療養費の申請等）

第五条の二　申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する基準日加入者をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号又は個人番号

三～五　［同上］

六　申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する外来療養をいう。以下同じ。）を受けた者の氏名及びその年月

七　申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の名称及びその加入期間

八　［同上］

2　前項の申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき金額が零である場合は、前項の申請書にその旨を記載して、提出を省略することができる。

一　［同上］

二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）における申請者の所得区分を証する書類

3　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該申請者に適用される施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項に規定する基準日加入者合算額、基準日被扶養者合算額及び元被扶養者合算額

二　［同上］

4　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。次条第五項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5　［同上］

（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項から第七項までの年間の高額療養費の決定の請求等）

第五条の二の二　請求者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までに規定する加入者であつた者をいう。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　請求者の氏名及び生年月日

二　請求者の加入者等記号・番号又は個人番号

三　［略］

四　計算期間において請求者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五・六　［略］

七　請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

八　［略］

2　前項の請求書を提出する場合には、基準日における請求者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。

3　事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を請求者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　請求者の氏名及び生年月日

二　請求者の加入者等記号・番号

三　請求者が計算期間において加入者であつた期間

四　施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（請求者が加入者であつた間に限る。）において、当該請求者が加入者（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（請求者が加入者であり、かつ、当該請求者の被扶養者であつた者が当該請求者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該請求者の被扶養者であつた者が加入者の被扶養者（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

五・六　［略］

4　事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けた後、当該請求書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、請求者等に対して当該請求書に関する確認を行つたときは、当該請求書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5　［略］

6　第一項の請求書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該請求書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の二の二　申請者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする者（施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第二項及び第五項から第七項までに規定する加入者であつた者をいう。）をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、第三項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号又は個人番号

三　［同上］

四　計算期間において申請者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日

五・六　［同上］

七　申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

八　［同上］

2　前項の申請書を提出する場合には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を併せて提出しなければならない。

3　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項第一号に規定する場合又は第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号

三　申請者が計算期間において加入者であつた期間

四　施行令第六条において読み替えて準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第三号、第九号若しくは第十五号に掲げる金額、計算期間（申請者が加入者であつた間に限る。）において、当該申請者が加入者（法第二十五条において準用する組合法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が加入者であり、かつ、当該申請者の被扶養者であつた者が当該申請者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該申請者の被扶養者であつた者が加入者の被扶養者（法第二十五条において準用する組合法第五十七条第二項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第一号に規定する合算額

五・六　［同上］

4　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行つたときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5　［同上］

6　第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第三項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（年間の高額療養費の算定において読み替える金額等）

第五条の二の三　［略］

2～4　［略］

5　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十七号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日加入者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日加入者の被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。次項及び第五条の二の九において同じ。）であつた者（基準日被扶養者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

6　［略］

（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二の年間の高額療養費の決定の請求等）

第五条の二の七　請求者（法第二十五条において準用する組合法第六十条の二第一項の規定により高額療養費（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。）の支給を受けようとする基準日加入者をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した請求書（請求者が施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号のいずれかに掲げる者に該当するときは、当該請求書及びその該当することを証明する書類）を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び生年月日

二　請求者の加入者等記号・番号又は個人番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　基準日被扶養者の氏名及び生年月日

五　計算期間の始期及び終期

六　請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

七　その他必要な事項

2　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を前項の請求者とみなして、同項の規定を適用する。

第五条の二の八　［略］

（基準日において加入者又はその被扶養者である者が被保険者等であつた間に当該被保険者等又はその被扶養者等が受けた療養について算定した金額）

第五条の二の九　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日加入者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
［略］	［略］	［略］

（年間の高額療養費の算定において読み替える金額等）

第五条の二の三　［同上］

2～4　［同上］

5　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の四第一項第十七号の文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日加入者が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日加入者の被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。次項及び第五条の二の八において同じ。）であつた者（基準日被扶養者を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる金額とする。

6　［同上］

［条を加える。］

第五条の二の七　［同上］

（基準日において加入者又はその被扶養者である者が被保険者等であつた間に当該被保険者等又はその被扶養者等が受けた療養について算定した金額）

第五条の二の八　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日加入者又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

	第一欄	第二欄
［同上］	［同上］	［同上］

五　日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	
［略］	［略］	［略］

（七十歳以上合算対象サービスについて算定した金額）

第五条の三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　［略］

二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に掲げる金額に相当する金額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額

［略］	［略］	
五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）	
［略］	［略］	［略］

三・四　［略］

五　日雇特例被保険者であつた期間	健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額	
［同上］	［同上］	［同上］

（七十歳以上合算対象サービスについて算定した金額）

第五条の三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　［同上］

二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第五号に掲げる金額に相当する金額　同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額

［同上］	［同上］	
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）	
［同上］	［同上］	［同上］

三・四　［同上］

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る通算対象負担額）

第五条の四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した同条第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。

［略］	［略］	［略］
五	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
［略］	［略］	［略］

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額）

第五条の五　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第六項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

［略］	［略］
五の項	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［略］	［略］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第五条の七　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［略］	［略］
	次条第一項	第四十四条第八項
［略］	［略］	［略］

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る通算対象負担額）

第五条の四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第五項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した同条第一項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる金額に相当する金額は、加入者であつた者が基準日において該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。

［同上］	［同上］	［同上］
五	日雇特例被保険者又はその被扶養者	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
［同上］	［同上］	［同上］

（基準日において被保険者等又は被扶養者等である者が加入者であつた間に当該加入者であつた者又はその被扶養者であつた者が受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額）

第五条の五　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第六項に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した金額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した金額とする。

［同上］	［同上］
五の項	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［同上］	［同上］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する規定の読替え）

第五条の七　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［同上］	［同上］
	次条第一項	第四十四条第七項
［同上］	［同上］	［同上］

（基準日加入者の高額介護合算療養費の決定の請求等）

第五条の十　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び生年月日

二　請求者の加入者等記号・番号

三～五　［略］

六　請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

七　請求者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

八　［略］

2　前項の請求書には、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（事業団が同項第三号に掲げる金額に関する証明書を添付する必要がないと認める場合は、当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき金額が零である場合にあつては、前項の請求書にその旨を記載して、当該金額に関する証明書の添付を省略することができる。

3　請求者が、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該請求者は、第一項の請求書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4　事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該請求者に適用される施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二　当該請求者に適用される施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三　［略］

5　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の請求者とみなして、同項から第三項までの規定を適用する。

6　［略］

（高額介護合算療養費の支給の申請等）

第五条の十　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする基準日加入者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。

一　申請者の氏名及び生年月日

二　申請者の加入者等記号・番号

三～五　［同上］

六　申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

七　申請者及び基準日被扶養者が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者及び介護保険者（介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。）の名称及びその加入期間

八　［同上］

2　前項の申請書には、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号及び第五号から第七号までに掲げる金額に関する証明書（事業団が同項第三号に掲げる金額に関する証明書を添付する必要がないと認める場合は、当該証明書を除く。）をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき金額が零である場合にあつては、前項の申請書にその旨を記載して、当該金額に関する証明書の添付を省略することができる。

3　申請者が、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の三第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、第二項の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一　当該申請者に適用される施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額

二　当該申請者に適用される施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第二項に規定する七十歳以上介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

三　［同上］

5　精算対象者（計算期間の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する加入者は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項から第三項までの規定を適用する。

6　［同上］

（加入者であつた者の高額介護合算療養費の決定の請求等）

第五条の十一　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　請求者の氏名及び生年月日
二　請求者の加入者等記号・番号
三　［略］
四　計算期間において請求者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日
五・六　［略］
七　請求者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月
八　［略］

2　事業団は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を請求者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　請求者の氏名及び生年月日
二　請求者の加入者等記号・番号
三　請求者が計算期間において加入者であつた期間
四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる金額又は前号に掲げる加入者であつた期間に、当該請求者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額
五・六　［略］

3　事業団は、第一項の規定による請求書の提出を受けた後、当該請求書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、請求者等に対して当該請求書に関する確認を行つたときは、当該請求書は提出されなかつたものとみなすことができる。

4　［略］

5　第一項の請求書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該請求書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第五条の十一　法第二十五条において準用する組合法第六十条の三の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする者（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第三項、第五項及び第七項に規定する加入者であつた者をいう。以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる金額が零である場合にあつては、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日
二　申請者の加入者等記号・番号
三　［同上］
四　計算期間において申請者の被扶養者であつた者の氏名及び生年月日
五・六　［同上］
七　申請者が計算期間における加入者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月
八　［同上］

2　事業団は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項本文に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　申請者の氏名及び生年月日
二　申請者の加入者等記号・番号
三　申請者が計算期間において加入者であつた期間
四　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第三号に掲げる金額又は前号に掲げる加入者であつた期間に、当該申請者が受けた療養若しくはその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同項第一号に規定する合算額
五・六　［同上］

3　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けた後、当該申請書に係る基準日の翌日から二年以内に同項第六号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請書に関する確認を行つたときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

4　［同上］

5　第一項の申請書は、同項第六号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、事業団は、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けたときは、当該医療保険者に対し、番号利用法第二十二条第一項の規定により第二項第二号から第六号までに掲げる事項に関する内容を含む利用特定個人情報を提供しなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十七条第三項の規定による申請）

2　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三十七条第三項の規定による申請は、この省令による改正後の私立学校教職員共済法施行規則第五条の二の七第一項の請求書に、改正政令第十三条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する改正政令第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令（以下「準用新国共済令」という。）第十一条の三の四第一項ただし書に規定する基準日（準用新国共済令第十一条の三の六第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬月額が十六万円未満の加入者である者（準用新国共済令第十一条の三の五第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。）に該当している旨を付記することによって行うものとする。

○厚生労働省令第百十九号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章の二の二の二　（略）	第一章～第四章の二の二の二　（略）
第四章の二の三　地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十三）	第四章の二の三　地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十三）
第四章の二の四～第七章　（略）	第四章の二の四～第七章　（略）
附則	附則
（オンライン診療の実施等）	（オンライン診療の実施等）
第九条の六の十二　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、診療計画若しくは訪問看護指示書その他の保健師助産師看護師法第三十七条の主治の医師又は歯科医師の指示が記載された文書（以下「訪問看護指示書等」という。）又はその両方に基づき、予測された範囲内に限り、オンライン診療を受ける患者に対して、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（当該医師若しくは歯科医師が勤務する病院若しくは診療所に勤務する者又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）その他これに準ずる事業所に勤務する者に限る。）に診療の補助（それぞれ保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）又は言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）に基づき行うことができるものに限る。）を行わせることができる。	**第九条の六の十二**　医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、診療計画若しくは訪問看護指示書その他の保健師助産師看護師法第三十七条の主治の医師又は歯科医師の指示が記載された文書（以下「訪問看護指示書等」という。）又はその両方に基づき、予測された範囲内に限り、オンライン診療を受ける患者に対して、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（当該医師若しくは歯科医師が勤務する病院若しくは診療所に勤務する者又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をいう。）その他これに準ずる事業所に勤務する者に限る。）に診療の補助（それぞれ保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）又は言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）に基づき行うことができるものに限る。）を行わせることができる。
2　（略）	2　（略）
（厚生労働大臣による情報提供の求め）	（厚生労働大臣による情報提供の求め）
第三十条の二十七の二　厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第一項又は第二項の規定により、法第三十条の十三第二項に規定する医療機関機能等報告対象病院等（以下「医療機関機能等報告対象病院等」という。）の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「無床診療所」という。）の開設者若しくは管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。	**第三十条の二十七の二**　厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第一項又は第二項の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「無床診療所」という。）の開設者若しくは管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これらをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第二項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。
2　（略）	2　（略）

第四章の二の三　地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進

（医療機関機能及び病床の機能の区分）

第三十条の三十三の二の五　法第三十条の十三第一項の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一　高齢者救急・地域急性期機能　高齢者その他の者に対し、救急医療を提供するとともに、必要に応じ、医療提供施設及び第一条各号に掲げる場所と連携しながら、早期の在宅復帰に向けた入院早期からのリハビリテーションの提供及び退院支援を行い、並びに退院後のリハビリテーションその他の必要な保健医療サービス及び介護給付等対象サービス等（介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法に基づく福祉サービスをいう。第三号において同じ。）の提供を確保する機能

二　急性期拠点機能　地域において、医療従事者が継続的かつ安定的に医療に従事することができる体制及び医療の質の確保に資することを目的として、手術、救急医療その他の医療資源を多く要する医療を集約的に提供する機能

三　在宅医療等連携機能　地域における在宅医療を提供し、又は他の病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設若しくは同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第八条第二項に規定する訪問介護を行う事業所その他の患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するため介護給付等対象サービス等を提供する者との円滑な連携の下、診療の実施及び入院の受入れその他の必要な対応を行う体制を常時確保する機能

四　専門等機能　集中的なリハビリテーション、中長期にわたる入院医療若しくは地域の実情に応じた医療（有床診療所（法第一条の五第二項に規定する診療所のうち、十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。）が提供するものに限る。）を提供し、又は一部の診療科に特化して医療を提供する機能（前三号に掲げる機能を除く。）

五　医育及び広域診療機能　医師養成課程を設置する大学に附属する病院のうち主たるものが担う機能であつて、広域的な医師の確保に寄与する役割、医師養成課程を履修する学生の大学卒業前及び卒業後の教育その他の医療従事者の育成をする役割並びに広域的な観点が求められる診療を総合的に提供する役割を担い、並びにこれらの役割が地域全体で果たされるよう都道府県と必要な連携を行う機能

2　法第三十条の十三第一項の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　包括期機能　高齢者その他の者に対し、治療並びに入院早期からのリハビリテーションその他の早期の在宅復帰に向けた療養上必要な管理及び支援を一体的に行うもの又は急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療若しくはリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、ＡＤＬ（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四　（略）

（法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十条の三十三の三　法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六及び第三十条の三十三の九において「医療機関機能等報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

第四章の二の三　地域における病床の機能の分化及び連携の推進

（病床の機能の区分）

第三十条の三十三の二の五　（新設）

法第三十条の十三第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一・二　（略）

三　回復期機能　急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、ＡＤＬ（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四　（略）

（法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日）

第三十条の三十三の三　法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六及び第三十条の三十三の九において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）

第三十条の三十三の四　法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和二十二年六月三十日までの期間とする。

（法第三十条の十三第一項第六号の厚生労働省令で定める報告事項）

第三十条の三十三の五　法第三十条の十三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

（医療機関機能等報告の方法）

第三十条の三十三の六　医療機関機能等報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から十一月三十日までの間に行うものとする。

一・二　（略）

2　前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて医療機関機能等報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ～ハ　（略）

3　（略）

（報告事項の変更）

第三十条の三十三の七　法第三十条の十三第二項の厚生労働省令で定めるときは、医療機関機能等報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同条第一項の規定により報告した基準日後医療機関機能（同項第二号に規定する基準日後医療機関機能をいう。以下同じ。）と異なる同項の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分に係る医療の提供又は同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2　（略）

（医療機関機能等報告の公表）

第三十条の三十三の八　（略）

（法第三十条の十三第七項の厚生労働省令で定める場合）

第三十条の三十三の八の二　法第三十条の十三第七項の厚生労働省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　法第三十条の十三第一項又は第二項の規定により報告された基準日後医療機関機能が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が担うことについて法第三十条の十四第一項の協議の場において協議が調ったものと異なる場合であつて、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要であると都道府県知事が認めた場合

二　前号に掲げる場合のほか、法第三十条の十三第一項又は第二項の規定により報告された基準日後医療機関機能が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が現に行っている医療の実態と著しく乖離（かい）しているものとして都道府県知事が適切でないと認めた場合

（法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等）

第三十条の三十三の九　法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、医療機関機能等報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。

（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）

第三十条の三十三の四　法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。

（法第三十条の十三第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項）

第三十条の三十三の五　法第三十条の十三第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

（病床機能報告の方法）

第三十条の三十三の六　病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から十一月三十日までの間に行うものとする。

一・二　（略）

2　前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ～ハ　（略）

3　（略）

（報告事項の変更）

第三十条の三十三の七　法第三十条の十三第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2　（略）

（病床機能報告の公表）

第三十条の三十三の八　（略）

（新設）

（法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等）

第三十条の三十三の九　法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。

第二条　医療法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第四章の二　（略）	第一章～第四章の二　（略）
第四章の二の二　地域医療構想及び医療計画（第三十条の二十七の三―第三十条の三十三）	第四章の二の二　医療計画（第三十条の二十八―第三十条の三十三）
第四章の二の二の二～第七章　（略）	第四章の二の二の二～第七章　（略）
附則	附則
（医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等）	（医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等）
第一条の二　法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。	**第一条の二**　法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。
一　法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域（法第三十条の四第五項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの	一　法第三十条の四第二項第十四号イ(2)に掲げる区域
二　法第三十条の四第二項第九号イ(2)に掲げる区域	二　法第三十条の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域
2・3　（略）	2・3　（略）
第一条の十四　（略）	**第一条の十四**　（略）
2～11　（略）	2～11　（略）
12　法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（法第三十条の三の三第一項の規定により所在地の都道府県が定める地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）において定める同条第二項第二号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、地域医療構想において定める当該構想区域における同項第四号に規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十七の四において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。	12　法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）において定める同条第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。
13　法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第九項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合若しくは同条第十項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合又は法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制（以下「医療提供体制」という。）の確保のために必要と認められる限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）において定める同条第二項第十二号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病	13　法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第十項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合若しくは同条第十一項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合又は法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制（以下「医療提供体制」という。）の確保のために必要と認められる限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）のうち、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計

床及び一般病床の数の合計）のうち、同条第七項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。

第二条の二　法第七条の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、当該構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置又は病院若しくは診療所の病床数の増加が必要である理由並びに同項の申請に係る医療機関機能及び病床の機能の予定の具体的な内容とする。

2　法第七条の二第五項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一　法第七条の二第三項の協議の場における協議が調わないとき。

二　法第七条の二第三項の規定により都道府県知事から求めがあつた申請者が同項の協議の場に参加しないことその他の理由により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認めるとき。

第二条の三　（略）

第四章の二の二　地域医療構想及び医療計画

（法第三十条の三の三第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第三十条の二十七の三　法第三十条の三の三第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める基準は、法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における法第三十条の三の三第二項第五号に規定する医療機関機能の分化及び連携並びに同項第六号に規定する病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

（将来の病床数の必要量の算定）

第三十条の二十七の四　構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

（法第三十条の三の三第二項第七号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の二十七の五　法第三十条の三の三第二項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　外来医療及び在宅医療に係る医療提供体制の確保並びに医療と介護の連携及び医療従事者の確保に関する事項

二　その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第三十条の二十八の二から第三十条の二十八の四まで　削除

画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。

（新設）

第二条の二　（略）

第四章の二の二　医療計画

（新設）

（新設）

（新設）

（法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第三十条の二十八の二　法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十四号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

（医師の数に関する指標の算定方法）

第三十条の二十八の五　法第三十条の四第二項第九号ロの厚生労働省令で定める方法は、同項第十二号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

第三十条の二十八の六　法第三十条の四第二項第九号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十三号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

（特殊な医療）

第三十条の二十八の七　法第三十条の四第二項第十三号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

（法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十条の二十八の八　法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準）

第三十条の二十八の九　法第三十条の四第五項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たす区域であることとする。

一　法第三十条の四第二項第九号ロに規定する指標の値が、全国の同項第十二号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であること。

（将来の病床数の必要量の算定）

第三十条の二十八の三　構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

2　都道府県知事は、法第三十条の四第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域（厚生労働大臣が認めるものに限る。）における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。

（法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項）

第三十条の二十八の四　法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　構想区域における将来の居宅等（法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。別表第七において同じ。）における医療の必要量

二　その他厚生労働大臣が必要と認める事項

（医師の数に関する指標の算定方法）

第三十条の二十八の五　法第三十条の四第二項第十一号ロの厚生労働省令で定める方法は、同項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

第三十条の二十八の六　法第三十条の四第二項第十一号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十五号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

（特殊な医療）

第三十条の二十八の七　法第三十条の四第二項第十五号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

（法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十条の二十八の八　法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準）

第三十条の二十八の九　法第三十条の四第六項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値が、全国の同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であることとする。

（新設）

二　法第三十条の四第二項第九号ロに規定する指標の値が、全国の同項第十二号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値未満であり、かつ、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件からみて医師の確保を特に図るべきと認められること。

（法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十条の二十八の十　法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（医師の数が多いと認められる区域の設定に関する基準）

第三十条の二十八の十一　法第三十条の四第六項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第九号ロに規定する指標の値が、全国の同項第十二号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以上であることとする。

（区域の設定に関する基準）

第三十条の二十九　法第三十条の四第七項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一　法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（第三十条の二十八の七に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二　法第三十条の四第二項第十三号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

（基準病床数の算定）

第三十条の三十　法第三十条の四第二項第十五号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一～四　（略）

第三十条の三十二の二　法第三十条の四第十項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一～十四　（略）

2　前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第十項の規定の適用があるものとする。

（新設）

（法第三十条の四第七項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十条の二十八の十　法第三十条の四第七項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二　（略）

（医師の数が多いと認められる区域の設定に関する基準）

第三十条の二十八の十一　法第三十条の四第七項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値が、全国の同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以上であることとする。

（区域の設定に関する基準）

第三十条の二十九　法第三十条の四第八項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一　法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（第三十条の二十八の七に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二　法第三十条の四第二項第十五号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

（基準病床数の算定）

第三十条の三十　法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一～四　（略）

第三十条の三十二の二　法第三十条の四第十一項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一～十四　（略）

2　前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第十一項の規定の適用があるものとする。

第三十条の三十二の三　法第三十条の四第十一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十条の四第十一項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、地域医療構想（当該申請を行つた参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の三の三第九項の規定により公示したものをいう。）の達成を推進するために必要なものであること。

二～四　（略）

（法第三十条の六第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十二の四　法第三十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第三十条の四第二項第七号に掲げる事項とする。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三十条の三十三　病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第八項の規定による命令、法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第八項の規定による要請若しくは法第七条の四第一項の規定による協議（同項第二号に掲げる場合に行うものに限る。）（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

２・３　（略）

（法第三十条の十四第一項の厚生労働省令で定める者）

第三十条の三十三の八の三　法第三十条の十四第一項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　市町村

二　診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者

三　介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者

四　介護保険法に規定する介護サービス事業者

五　地域住民の代表者

六　その他都道府県知事が必要と認める者

（地域外来医療の要請等）

第三十条の三十三の二十の二　法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した率は、法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の外来医療の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域の診療所（医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものに限る。次項において同じ。）において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除したもの（第三項第一号において「外来医師偏在指標」という。）とする。

第三十条の三十二の三　法第三十条の四第十一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の二十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二～四　（略）

（法第三十条の六第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十二の四　法第三十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第三十条の四第二項第十号に掲げる事項とする。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三十条の三十三　病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一～四　（略）

２・３　（略）

（新設）

（地域外来医療の要請等）

第三十条の三十三の二十の二　法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した率は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の外来医療の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域の診療所（医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものに限る。次項において同じ。）において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除したもの（第三項第一号において「外来医師偏在指標」という。）とする。

２　法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める指標は、法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に係る可住地面積一平方キロメートル当たりの診療所の数（次項第二号において「可住地面積当たり診療所数」という。）とする。

３　法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　その法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の値から全国の外来医師偏在指標の平均値を控除したものを全国の同号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の標準偏差で除したものが一・五以上であること

二　その法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に係る可住地面積当たり診療所数が全国の同号に規定する区域のうち上位十パーセント以上であること

４～９　（略）

第三十条の三十三の二十四　法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条の四第二項第九号ロに規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえること。

二～五　（略）

（法第四十二条の二第一項第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第三十条の三十五の二　法第四十二条の二第一項第四号ロに規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県（当該病院の所在地の都道府県が法第三十条の四第一項の規定により定める医療計画（以下この号及び次号において「医療計画」という。）において定める同条第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。）が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

二　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）及び当該区域に隣接した市町村（特別区を含む。）であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの（第四号において「隣接市町村」という。）に所在すること。

三・四　（略）

（令第五条の五の三第三号の厚生労働省令で定める要件）

第三十条の三十六の七　令第五条の五の三第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、令第五条の五の二第一項第三号の実施期間（次条第二項において単に「実施期間」という。）が十二年（当該医療法人の開設する、救急医療等確保事業（法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。）に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合にあつては、十八年）を超えないものであることとする。

２　法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める指標は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る可住地面積一平方キロメートル当たりの診療所の数（次項第二号において「可住地面積当たり診療所数」という。）とする。

３　法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　その法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の値から全国の外来医師偏在指標の平均値を控除したものを全国の同号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の標準偏差で除したものが一・五以上であること

二　その法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る可住地面積当たり診療所数が全国の同号に規定する区域のうち上位十パーセント以上であること

４～９　（略）

第三十条の三十三の二十四　法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十条の四第二項第十一号ロに規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえること。

二～五　（略）

（法第四十二条の二第一項第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第三十条の三十五の二　法第四十二条の二第一項第四号ロに規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県（当該病院の所在地の都道府県が法第三十条の四第一項の規定により定める医療計画（以下この号及び次号において「医療計画」という。）において定める同条第二項第十四号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。）が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

二　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）及び当該区域に隣接した市町村（特別区を含む。）であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの（第四号において「隣接市町村」という。）に所在すること。

三・四　（略）

（令第五条の五の三第三号の厚生労働省令で定める要件）

第三十条の三十六の七　令第五条の五の三第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、令第五条の五の二第一項第三号の実施期間（次条第二項において単に「実施期間」という。）が十二年（当該医療法人の開設する、救急医療等確保事業（法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。）に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合にあつては、十八年）を超えないものであることとする。

別表第六（第三十条の二十七の四関係）

項	式
（略）	（略）

備考

この表における式において、A、B、C_1、C_2、D_1、D_2、Eは、それぞれ次の値を表すものとする。

A　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口。ただし、七十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口に次の各号に掲げる病床の機能区分ごとのBの値を乗じるに当たつては、当該各号に定める数。

一　急性期機能　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口に〇・五を乗じたもの

二　包括期機能　当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口に、前号に定める数に急性期機能に係るBの値を乗じ包括期機能に係るBの値で除して得た数を加えたもの

B　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数

一　高度急性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

二　急性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

三　包括期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

四　慢性期機能　当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労

別表第六（第三十条の二十八の三関係）

項	式
（略）	（略）

備考

この表における式において、A、B、C_1、C_2、D_1、D_2、Eは、それぞれ次の値を表すものとする。

A　当該構想区域の性別及び年齢階級別の平成三十七年における推計人口

（新設）

（新設）

B　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数

一　高度急性期機能　病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

二　急性期機能　病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

三　回復期機能　病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が二百二十五点以上六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率

四　慢性期機能　病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者

働大臣が認める入院患者を除く。）の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

（削る）

（削る）

C_1　当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの令和二十二年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

を除く。以下「慢性期入院患者」という。）のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数にイに掲げる範囲内で都道府県知事が定める数（イ(1)に規定する慢性期総入院受療率がイ(1)に規定する全国最小値よりも小さい構想区域にあつては、一。以下「補正率」という。）を乗じて得た数に障害その他の疾患を有する入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を加えて得た数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。ただし、当該構想区域がロに掲げる要件に該当するときは、当該構想区域の慢性期機能の平成三十七年における病床数の必要量を平成四十二年までに達成すればよいものとし、都道府県知事は、当該達成の期間の延長に応じた補正率を定めることができる。

イ　次の(1)に掲げる数以上(2)に掲げる数以下

(1)　慢性期総入院受療率（慢性期入院患者のうち当該都道府県の区域又は当該構想区域に住所を有する者の数を(i)に掲げる数で除して得た数に(ii)に掲げる数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が最小である都道府県の当該慢性期総入院受療率（以下「全国最小値」という。）を当該構想区域の慢性期総入院受療率で除して得た数

(i)　当該都道府県の区域又は当該構想区域の性別及び年齢階級別人口に全国の慢性期入院患者に係る性別及び年齢階級別入院受療率を乗じて得た数の合計数

(ii)　全国の慢性期入院患者の数を全国の人口で除して得た数

(2)　(i)に掲げる数に(ii)に掲げる数を乗じて得た数に全国最小値を加えて得た数を当該構想区域の慢性期総入院受療率で除して得た数

(i)　当該構想区域の慢性期総入院受療率と全国最小値の差

(ii)　都道府県における慢性期総入院受療率の全国中央値と全国最小値の差を慢性期総入院受療率が最大である都道府県の当該慢性期総入院受療率と全国最小値の差で除して得た数

ロ　当該構想区域が次のいずれにも該当するものであること

(1)　当該構想区域の慢性期病床減少率（慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数（以下「慢性期病床数」という。）からイ(2)に掲げる数により算定した平成三十七年における慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数をいう。）が厚生労働大臣が認める基準を上回ること

(2)　当該構想区域における全ての世帯数に占める当該構想区域における高齢者の単身の世帯数の割合が全国平均のそれを上回ること

C_1　当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

（独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条　独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第七（第三十条の三十関係）	**別表第七**（第三十条の三十関係）
項	項
（略）	（略）
式	式
（略）	（略）
備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 A_1～F　（略） G　当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等（法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。以下このGにおいて同じ。）における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数 H～X_2　（略）	備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 A_1～F　（略） G　当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等（法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。以下このGにおいて同じ。）における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数 H～X_2　（略）
附　則	**附　則**
（再編成対象施設の移譲を受けて引き続き医療機関を開設する者） **第四条**　令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号（第一号及び第八号を除く。）に掲げる者、同条第十二項に規定する者、保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する	（再編成対象施設の移譲を受けて引き続き医療機関を開設する者） **第四条**　令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項各号（第一号及び第八号を除く。）に掲げる者、同条第七項に規定する者、保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する

改正後	改正前
C$_2$　当該構想区域において他の都道府県の区域内に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの令和二十二年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数	C$_2$　当該構想区域において他の都道府県の区域内に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数
D$_1$　当該構想区域の病床の機能区分ごとの令和二十二年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数	D$_1$　当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数
D$_2$　当該構想区域の病床の機能区分ごとの令和二十二年における推計患者数のうち他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数	D$_2$　当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数
E　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数 一　高度急性期機能　0.79 二　急性期機能　0.84 三　包括期機能　0.89 四　慢性期機能　0.925	E　次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数 一　高度急性期機能　0.75 二　急性期機能　0.78 三　回復期機能　0.9 四　慢性期機能　0.92

学校法人、社会福祉法人並びに一般社団法人又は一般財団法人（医師を会員として設立された法人並びにその事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき次の各号のいずれかに該当する法人に限る。）とする。

一～三　（略）

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）
宮崎県	（略）	（略）
	（略）	門川町　諸塚村　美郷町　椎葉村
	東臼杵郡	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前		
都道府県名	郡名	市町村名
（略）	（略）	（略）
宮崎県	（略）	（略）
	（略）	諸塚村　美郷町　椎葉村
	東臼杵郡	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年九月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十八条の三第一項及び第二項、第百五条第一項、第百八条の三第一項並びに第百九条の四第一項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後
（法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出）
第七十三条の七　第一号被保険者は、法第八十八条の二の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、当該第一号被保険者が第七十三条の九第一項の届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて市町村長に提出し、かつ、当該第一号被保険者が法第八十八条の二の規定に該当したことを厚生労働大臣が確認できるときは、この限りでない。
一～四　（略）
２・３　（略）

改正前
（法第八十八条の二の規定による保険料免除に関する届出）
第七十三条の七　第一号被保険者は、法第八十八条の二の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。
一～四　（略）
２・３　（略）

（法第八十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事由）

第七十三条の八　法第八十八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、第一号被保険者（同項の規定が適用される第一号被保険者に限る。以下この条において同じ。）が法第八十八条の二の出産に係る子と同居しないこととなつたときその他の第一号被保険者が同条の出産に係る子を養育しないこととなつたときとする。

（法第八十八条の三第一項及び第二項の規定による保険料免除に関する届出）

第七十三条の九　第一号被保険者は、法第八十八条の三第一項又は第二項の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第一項の規定により保険料を納付することを要しないこととされる場合において、当該第一号被保険者が第七十三条の七第一項の届書に同条第二項各号に掲げる書類を添えて市町村長に提出し、かつ、当該第一号被保険者が法第八十八条の三第一項の規定に該当したことを厚生労働大臣が確認できるとき（法第八十八条の二の規定により保険料を納付することを要しないものとされた期間の末日までに、当該第一号被保険者が同条の出産に係る子を養育しないこととなつた場合を除く。）は、この限りでない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　子（法第八十八条の二の出産に係る子又は法第八十八条の三第二項に規定する子をいう。以下この条において同じ。）を養育することとなつた日（法第八十八条の二の規定の適用を受ける第一号被保険者が同条の出産に係る子を養育する場合においては、同条に規定する出産予定日から起算して三月を経過した日の属する月の初日）

四　子の氏名、性別、生年月日及び個人番号

五　子との関係（実子、養子、その他法第八十八条の三第二項に規定する子の別）

六　法第八十八条の三第一項又は第二項の規定に該当するに至つた事由

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　子と法第八十八条の三第一項又は第二項の規定が適用される第一号被保険者との身分関係を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　子の性別、生年月日及び住所を明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該子に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

三　子を養育している事実を明らかにすることができる書類

四　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

3　法第八十八条の三第一項又は第二項の適用を受ける第一号被保険者は、子が死亡したとき又は前条若しくは第七十三条の十一各号のいずれかに該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三　第一項の届出に係る子の氏名、性別及び生年月日

四　子との関係（実子、養子、その他法第八十八条の三第二項に規定する子の別）

（新設）

（新設）

五　子の死亡又は前条若しくは第七十三条の十一各号に掲げる事由のいずれに該当するかの別
六　子の死亡又は前条若しくは第七十三条の十一各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つた日の翌日の年月日
（法第八十八条の三第二項の厚生労働省令で定める被保険者等）
第七十三条の十　法第八十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める被保険者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない被保険者とする。
2　法第八十八条の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第一号の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。
（法第八十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事由）
第七十三条の十一　法第八十八条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一　子（法第八十八条の三第二項に規定する子をいう。第三号において同じ。）が養子である場合において、離縁又は養子縁組の取消しがあつたとき。
二　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。
三　第一号被保険者（法第八十八条の三第二項の規定が適用される第一号被保険者に限る。以下この号において同じ。）が子と同居しないこととなつたときその他の第一号被保険者が子を養育しないこととなつたとき。
（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設）
第七十七条の六　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。
一　児童福祉法第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設
二～三十四　（略）
（法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）
第九十六条　法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　第一号被保険者（第一号被保険者であつた者を含む。以下この条において同じ。）及び当該第一号被保険者の属する世帯の他の世帯員にあつては、次に掲げる事項
イ・ロ　（略）
（削る）
ハ　所得の状況
ニ　公的年金制度に関する意識
二～四　（略）

（新設）

（新設）

（令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設）
第七十七条の六　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。
一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設
二～三十四　（略）
（法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）
第九十六条　法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　第一号被保険者（第一号被保険者であつた者を含む。以下この条において同じ。）及び当該第一号被保険者の属する世帯の他の世帯員にあつては、次に掲げる事項
イ・ロ　（略）
ハ　医療保険制度の加入状況及びその保険料の納付状況
ニ　資産及び所得の状況
ホ　公的年金制度に関する意識
二～四　（略）

（法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十八条　法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一～五　（略）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七～十一　（略）

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～十一の二　（略）

十一の三　第七十三条の七第一項及び第七十三条の九第一項の規定による確認

十二～二十七　（略）

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○農林水産省令第五十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改　正　後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
カキツバタ	Iris laevigata Fisch.	草花
ホソバタイセイ	Isatis tinctoria L.	工芸作物
イソトマ　アキシラリス	Isotoma axillaris Lindl.	草花
（略）	（略）	（略）
パッションフルーツ	Passiflora edulis Sims	果樹
キリ	Paulownia Sieb. et Zucc.	林木
サギソウ	Pecteilis radiata (Spreng.) Raf.	草花
（略）	（略）	（略）
コケモモ	Vaccinium vitis-idaea L.	観賞樹
カノコソウ	Valeriana fauriei Briq.	工芸作物

改　正　前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
カキツバタ	Iris laevigata Fisch.	草花
（新設）	（新設）	（新設）
イソトマ　アキシラリス	Isotoma axillaris Lindl.	草花
（略）	（略）	（略）
パッションフルーツ	Passiflora edulis Sims	果樹
（新設）	（新設）	（新設）
サギソウ	Pecteilis radiata (Spreng.) Raf.	草花
（略）	（略）	（略）
コケモモ	Vaccinium vitis-idaea L.	観賞樹
（新設）	（新設）	（新設）

（法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十八条　法第百九条の四第一項第二十三号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。

一～五　（略）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七～十一　（略）

（法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第九十九条　法第百九条の四第一項第三十八号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一～十一の二　（略）

（新設）

十二～二十七　（略）

パンダ	Vanda Jones	草花
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十四号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十八第一項第四号、第三十六条第一項及び第二項（同法第七十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第三十七条第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等） **第六十六条**　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、次のいずれかに該当する会社であって、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の会社（第十二号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。 一～八　（略） 九　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十七条第一項の規定による権利変更決議の認可の決定を受け、又は同法第十一条に規定する権利変更議案につき同法第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意を得た会社 十～十二　（略） ２　（略） ３　前二項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の六十九第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十四条第一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。 一　（略）	（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等） **第六十六条**　法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、次のいずれかに該当する会社であって、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項第二号において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社（以下この条において「上場会社等」という。）以外の会社（第十一号に該当する会社にあっては、上場会社等を含む。）とする。 一～八　（略） （新設） 九～十一　（略） ２　（略） ３　前二項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の六十九第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十四条第一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。 一　（略）

パンダ	Vanda Jones	草花
（略）	（略）	（略）

二　事業再生会社（第一項に規定する会社（同項第二号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）及び前項の規定に該当する会社（その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第一項に規定する会社（同項第二号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）に該当していたもの（その議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第一項に規定する会社（同項第六号又は第七号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

4～6　（略）

（負債の部の区分）

第九十六条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～ホ　（略）

ヘ　未払法人税等（法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税の未払額のうち、貸借対照表日の翌日から起算して一年内に支払の期限が到来しないと認められるものを除いたものをいう。）

ト～ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　長期未払法人税等（法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税、事業税及び特別法人事業税の未払額のうち、前号ヘに掲げるもの以外のものをいう。）

ニ～ト　（略）

（税等）

第百十二条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期利益又は税引前当期損失の次に表示しなければならない。

一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二・三　（略）

2・3　（略）

二　事業再生会社（第一項に規定する会社（同項第二号から第十一号までのいずれかに該当するものに限る。）及び前項の規定に該当する会社（その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得された時（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得された時）に第一項に規定する会社（同項第二号から第十一号までのいずれかに該当するものに限る。）に該当していたもの（その議決権が当該農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第一項に規定する会社（同項第六号又は第七号に該当するものに限る。）の議決権である場合であって、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

4～6　（略）

（負債の部の区分）

第九十六条　（略）

2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一　次に掲げる負債　流動負債

イ～ホ　（略）

ヘ　未払法人税等（法人税、地方法人税、住民税及び事業税の未払額のうち、貸借対照表日の翌日から起算して一年内に支払の期限が到来しないと認められるものを除いたものをいう。）

ト～ヲ　（略）

二　次に掲げる負債　固定負債

イ・ロ　（略）

ハ　長期未払法人税等（法人税、地方法人税、住民税及び事業税の未払額のうち、前号ヘに掲げるもの以外のものをいう。）

ニ～ト　（略）

（税等）

第百十二条　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期利益又は税引前当期損失の次に表示しなければならない。

一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

二・三　（略）

2・3　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十六条第一項及び第三項の改正規定は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第九十六条第二項及び第百十二条第一項の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る計算書類については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十三号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令

第一条　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　（略） 二　既に事業を開始している者であって、次のイからホまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。） イ・ロ　（略） ハ　法第二条第二十八項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社 ニ・ホ　（略） 三　（略） （生産性向上設備等の定義） **第五条**　法第二条第十九項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するもののうち、次に掲げる要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この条及び第六条の四において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの	（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　（略） 二　既に事業を開始している者であって、次のイからホまでのいずれにも該当する者（これに類する外国法人を含む。） イ・ロ　（略） ハ　法第二条第二十七項に規定する特定事業活動に資する事業を行い、又は行おうとする会社 ニ・ホ　（略） 三　（略） （生産性向上設備等の定義） **第五条**　法第二条第十九項の事業の生産性の向上に特に資する設備等として経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するもののうち、次に掲げる要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この条及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの イ　事業者が当該指定設備を導入する時点において、当該指定設備が、同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この号において「型式区分」という。）のうちその型式区分に属する設備の販売が開始された日（以下この号において「販売開始日」という。）が最も新しい型式区分に属するもの（次に掲げるものを含む。）であること。 (1)　（略） (2)　中小企業者等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者及び同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等をいう。以下この条及び第六条の四において同じ。）が導入する機械及び装置であって、当該機械及び装置の固有の機能を実現するための専用ソフトウエア（専用電子計算機（専ら当該機械及び装置の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）が組み込まれたもののうち、当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の

子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この条及び第六条の四において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するもの
イ　事業者が当該指定設備を導入する時点において、当該指定設備が、同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この号において「型式区分」という。）のうちその型式区分に属する設備の販売が開始された日（以下この号において「販売開始日」という。）が最も新しい型式区分に属するもの（次に掲げるものを含む。）であること。
(1)　（略）
(2)　中小企業者等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第六号に規定する中小事業者及び同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等をいう。以下この条において同じ。）が導入する機械及び装置であって、当該機械及び装置の固有の機能を実現するための専用ソフトウエア（専用電子計算機（専ら当該機械及び装置の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）が組み込まれたもののうち、当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及

種別に属する機械及び装置の型式区分のうち販売開始日が最も新しい型式区分に次いで新しい型式区分に属する機械及び装置（当該最も新しい型式区分に属する機械及び装置がロの要件を満たしているものに限る。）

ロ　（略）

表

二　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が十五パーセント以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備	当該投資計画に基づき設備の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この号において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をする年度の翌年度から、当該取得等をする設備の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過する日の属する年度までの各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（設備の取得等をする年度の翌年度から起算して五年度以上十年度以内の事業者が任意に設定する年度の翌年度以降にあっては、当該設定する年度における設備の取得等により増加する営業利益の額）と当該投資計画に基づき取得等をする設備の減価償却費の額の合計額を平均した額÷当該投資計画に基づき取得等をする設備の取得価額の合計額

種別に属する機械及び装置の型式区分のうち販売開始日が最も新しい型式区分に次いで新しい型式区分に属する機械及び装置（当該最も新しい型式区分に属する機械及び装置がロの要件を満たしているものに限る。）

ロ　（略）

表

二　機械及び装置、工具、器具及び備品（サーバー用の電子計算機にあっては、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。）、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が十五パーセント以上（中小企業者等にあっては、五パーセント以上）となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備	（営業利益＋減価償却費）の増加額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三年度の平均額）÷設備投資額（設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額）

（特定生産性向上設備等の確認の申請）

第六条　法第二条第二十項の確認を受けようとする事業者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第一による確認申請書（以下この条及び次条において「確認申請書」という。）を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　確認申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの

二　法第二条第二十項の確認を受けようとする生産性向上設備等の導入に係る前条第二号に規定する投資計画（以下「特定生産性向上設備等投資計画」という。）

三　当該特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類

四　当該特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

五　申請者が、特定生産性向上設備等の導入に伴い、特定生産性向上設備等投資計画に基づき特定生産性向上設備等の導入を開始する事業年度以後の各事業年度の設備の導入、研究開発その他の事業の成長発展を図るための事業活動に係る費用の額を売上高で除して得た数を将来増加させていく旨を記載した書類

六　申請者が受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表していることを示す書類

七　申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員等

ロ　暴力団員等が役員にいる会社

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条　削除

3　経済産業大臣は、確認申請書及び前項の書類のほか、法第二条第二十項の確認を受けようとする生産性向上設備等が第六条の四各号に掲げる基準に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（特定生産性向上設備等の確認）

第六条の二　経済産業大臣は、前条の規定により確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに第六条の四各号に掲げる基準に照らしてその内容を審査し、法第二条第二十項の確認をするときは、様式第二による確認書を申請者に交付するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の場合において、法第二条第二十項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

（新設）

（変更の確認）

第六条の三　法第二条第二十項の確認を受けた者は、当該確認に係る特定生産性向上設備等投資計画を変更しようとするときは、様式第四による変更確認申請書（以下この条において「変更確認申請書」という。）を、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　変更確認申請書の提出は、変更前の特定生産性向上設備等投資計画の写し及び当該特定生産性向上設備等投資計画に係る確認書（次項の規定による変更の確認があったときは、当該変更の確認に係る同項の変更確認書）を添付して行わなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定により変更確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに次条各号に掲げる基準に照らしてその内容を審査し、法第二条第二十項の確認をするときは、様式第五による変更確認書を変更確認申請者（第一項の規定により変更確認申請書を経済産業大臣に提出した者をいう。次項において同じ。）に交付するものとする。

（新設）

4　経済産業大臣は、前項の場合において、法第二条第二十項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第六による通知書を変更確認申請者に交付するものとする。

5　第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の変更確認申請書の提出について準用する。

（特定生産性向上設備等の確認の基準）

第六条の四　法第二条第二十項の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した特定生産性向上設備等投資計画（次の算式により算定した年平均の投資利益率が十五パーセント以上となることが見込まれるものに限り、建物のみの取得等を行おうとするものを除く。以下この条において同じ。）の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

当該特定生産性向上設備等投資計画に基づき設備の取得等をする年度の翌年度から、当該取得等をする設備（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアであって、第三号及び第六号に該当するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の耐用年数のうち最も長い耐用年数の全部を経過する日の属する年度までの各年度の設備の取得等により増加する営業利益の額（設備の取得等をする年度の翌年度から起算して五年度以上十年度以内の事業者が任意に設定する年度の翌年度以降にあっては、当該設定する年度における設備の取得等により増加する営業利益の額）と当該特定生産性向上設備等投資計画に基づき取得等をする設備の減価償却費の額の合計額を平均した額÷当該特定生産性向上設備等投資計画に基づき取得等をする設備の取得価額の合計額

二　特定生産性向上設備等投資計画に基づき取得等をする設備の取得価額の合計額が三十五億円（中小企業者等が策定した特定生産性向上設備等投資計画にあっては、五億円）以上であること。

三　第一号の設備が、第六条の二第一項の確認を受けてから五年以内（前条第三項の規定による変更の確認を受けようとするものにあっては、当該変更の確認を受けてから五年以内）に取得等をされ、及び事業の用に供されるものであること。

四　特定生産性向上設備等投資計画の策定の決議又は決定が取締役会その他これに準ずる機関により行われたものであること。

五　前号の特定生産性向上設備等投資計画の策定の決議又は決定が、経済産業大臣が定める日以後にされたものであること（特定生産性向上設備等投資計画が同日前に策定の決議又は決定（取締役会その他これに準ずる機関により行われたものに限る。）がされた投資計画を変更したものである場合には、その変更の決議又は決定（取締役会その他これに準ずる機関により行われたものに限る。）が同日以後にされたものであることその他経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。）。

六　第一号の設備が、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　試験研究の用に供するもの

ロ　貸付の用に供するもの

ハ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの

（確認の取消し）

第六条の五　経済産業大臣は、法第二条第二十項の確認を受けた事業者が当該確認に係る特定生産性向上設備等投資計画の目的を変更したとき又は当該確認を受けた事業者の責めに帰すべき事由により取得等をした特定生産性向上設備等が前条各号に掲げる基準に適合しないこととなったときは、当該確認を取り消すことができる。

（新設）

2　経済産業大臣は、前項の規定により法第二条第二十項の確認を取り消す場合においては、その旨及びその理由を記載した様式第七による書面を当該確認が取り消される者に交付するものとする。

（生産性の向上に資する設備等の導入の状況に関する調査）

第六条の六　経済産業大臣は、法第百四十五条の二の規定に基づき、毎年度、次に掲げる事項について調査を行うことができる。

一　特定生産性向上設備等導入事業者（特定生産性向上設備等の導入を行う事業者をいう。次条において同じ。）による特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項

二　特定生産性向上設備等投資計画に基づく投資による投資利益率の状況その他の特定生産性向上設備等投資計画の実施の状況に関する事項

2　経済産業大臣は、前項の調査を行った場合には、必要に応じて同項各号に掲げる事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

（特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項の証明の申請）

第六条の七　特定生産性向上設備等導入事業者は、前条第一項第一号に掲げる特定生産性向上設備等の導入の状況について、導入をした特定生産性向上設備等が、第六条の四各号のいずれにも該当すること及び当該特定生産性向上設備等に係る特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることについて、経済産業大臣の証明を受けることができる。

（新設）

2　前項の証明を受けようとする者は、様式第八による申請書及び証明を受けようとする特定生産性向上設備等に係る第六条の二第一項の確認書の写し（第六条の三第三項

の規定による変更の確認があったときは、当該変更の確認に係る同項の変更確認書の写し）各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の証明をするときは、様式第九による証明書を当該特定生産性向上設備等導入事業者に交付するものとする。

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第三十二項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　（略）

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第三十四項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　（略）

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第三十六項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百二十九条第一項の創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第三十一項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

第七条　法第二条第三十一項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　（略）

（特定創業支援等事業）

第八条　法第二条第三十三項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　（略）

（経済産業省令で定める金額）

第九条　法第二条第三十五項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（創業関連保証に係る資金の要件）

第六十二条　法第百二十九条第一項の創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第三十項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

様式第一から様式第九までを次のように改める。

様式第一（第６条第１項関係）

特定生産性向上設備等の確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第２条第20項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条第１項の規定に基づき、下記の設備の確認を受けたいので申請します。

記

１．事業者の名称等

事業者の名称	
所在地	
業種	
事業内容	
資本金の額	
中小企業者等か否か	該当　・　非該当

※中小企業者等とは、租税特別措置法第10条第８項第６号に規定する中小事業者及び同法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者又は同項第９号に規定する農業協同組合等をいう。

２．特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入の目的

３．特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入を行う場所の住所

４．導入を行おうとする設備の内容、導入を行う予定の時期及び特定生産性向上設備等投資計画の実施期間

①導入を行おうとする設備の内容

②導入を行う予定の時期

③特定生産性向上設備等投資計画の実施期間

５．特定生産性向上設備等投資計画の投資利益率及び取得等をする設備の取得価額の合計額

①投資利益率 ②取得等をする設備の取得価額の合計額

６．特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程

７．特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法

８．　特定生産性向上設備等投資計画が経済産業大臣が定める日より前に策定の決議又は決定がされた投資計画を変更したものである場合には、経済産業大臣が定める基準等への該当性

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

３．経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条第２項各号に掲げる書類及び同条第３項の規定による経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を添付すること。

（記載要領）

１．特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入の目的

特定生産性向上設備等を導入することの目的（新製品の生産、新サービスの提供、既存製品の製造能力の強化、生産拠点の刷新・大幅な効率化等）を記載する。

２．特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入を行う場所の住所

特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入を行う場所の住所を記載する。

３．導入を行おうとする設備の内容、導入を行う予定の時期及び特定生産性向上設備等投資計画の実施期間

第６条第２項第２号に掲げる書類に記載された特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の内容、導入を行う予定の時期及び特定生産性向上設備等投資計画の実施期間を記載する。

４．特定生産性向上設備等投資計画の投資利益率及び取得等をする設備の取得価額の合計額

第６条第２項第２号に掲げる書類に記載された投資利益率及び取得等をする設備の取得価額の合計額を記載する。

５．特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程

特定生産性向上設備等投資計画に係る経営の方針の決議又は決定の過程の概要を記載する。

６．特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法

特定生産性向上設備等投資計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法について概要を記載する。

７．特定生産性向上設備等投資計画が経済産業大臣が定める日より前に策定の決議又は決定がされた投資計画を変更したものである場合には、経済産業大臣が定める基準等への該当性

特定生産性向上設備等投資計画が経済産業大臣が定める日より前に策定の決議又は決定がされた投資計画を変更したものである場合には、その変更の決議又は決定が同日以後にされたものであることその他経済産業大臣が定める基準への該当性を記載する。

様式第二（第６条の２第１項関係）

特定生産性向上設備等の確認書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあった特定生産性向上設備等の確認について、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の２第１項の規定に基づき、申請者が同令第６条第２項第５号から第７号までに規定するものであること及び同令第６条の４各号に掲げる基準のいずれにも該当するものであることの確認をします。

記

１．確認をした年月日

２．申請者の名称及び代表者の氏名

３．申請者の住所

４．特定生産性向上設備等の内容

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．申請のあった確認申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第三（第６条の２第２項関係）

特定生産性向上設備等の不確認通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあった特定生産性向上設備等の確認については、下記の理由により確認をしないものとします。

記

不確認の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の４各号に掲げる基準のいずれに該当しないかの別（同令第６条第２項各号に掲げる書類の添付がないことを含む。）及びその該当しない理由を具体的に記載する。

様式第四（第６条の３第１項関係）

特定生産性向上設備等投資計画の変更確認申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

法　人　番　号
住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで確認を受けた特定生産性向上設備等の当該確認に係る特定生産性向上設備等投資計画について下記のとおり変更したいので、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の３第１項の規定に基づき申請します。

記

１．変更事項

２．変更事項の内容

変更前	変更後

（備考）
１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
２．経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条第２項各号に掲げる書類及び同条第３項の規定による経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を添付すること。
３．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
４．変更前の特定生産性向上設備等投資計画の写し及び当該特定生産性向上設備等投資計画に係る確認書（変更の確認を受けているものにあっては、当該変更の確認に係る変更確認書）を添付する。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第五（第６条の３第３項関係）

特定生産性向上設備等投資計画の変更確認書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあった特定生産性向上設備等投資計画の変更について、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の３第３項の規定に基づき、申請者が同令第６条第２項第５号から第７号までに規定するものであること及び同令第６条の４各号に掲げる基準のいずれにも該当するものであることの確認をします。

記

１．変更の確認をした年月日
２．変更後の申請者の名称及び代表者の氏名
３．変更後の申請者の住所
４．変更後の特定生産性向上設備等の内容

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった変更確認申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第六（第６条の３第４項関係）

特定生産性向上設備等投資計画の変更の不確認通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　　名

年　　月　　日付けで申請のあった特定生産性向上設備等投資計画の変更については、下記の理由により確認をしないものとします。

記

不確認の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の４各号に掲げる基準のいずれに該当しないかの別（同令第６条第２項各号に掲げる書類の添付がないことを含む。）及びその該当しない理由を具体的に記載する。

様式第七（第６条の５第２項関係）

産業競争力強化法第２条第20項の確認を取り消す旨の通知書

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けの産業競争力強化法第２条第20項の確認については、下記の理由により取り消します。

記

確認を取り消す理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．確認の取消しの根拠となる規定を記載する。
２．確認の取消しの理由を具体的に記載する。

様式第八（第６条の７第２項関係）

特定生産性向上設備等投資計画への適合証明申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第２条第20項の確認を受けた特定生産性向上設備等の導入の状況について、導入をした特定生産性向上設備等が、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の４各号のいずれにも該当すること及び特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることについて、証明を受けたいので、申請します。

記

１．特定生産性向上設備等の確認を受けた年月日
２．特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項

（備考）
１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
３．証明を受けようとする特定生産性向上設備等に係る確認書の写し（変更の確認を受けているものにあっては、当該変更の確認に係る変更確認書の写し）を添付すること。

様式第九（第６条の７第３項関係）

特定生産性向上設備等投資計画への適合証明書

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

年　月　日付けで申請のあった特定生産性向上設備等投資計画への適合証明について、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の７第３項の規定に基づき、産業競争力強化法第２条第20項の確認を受けた当該特定生産性向上設備等の導入の状況について、導入をした特定生産性向上設備等が、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条の４各号のいずれにも該当すること及び特定生産性向上設備等投資計画に従って導入されたものであることを認め、その証明をします。

記

１．証明をした年月日
２．申請者の名称及び代表者の氏名
３．申請者の住所
４．特定生産性向上設備等の導入の状況に関する事項

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった適合証明申請書の写しを添付する。

様式第十中「同法第２条第21項」を「同法第２条第22項」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部改正）

第二条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（産業復興相談センターの要件） **第一条**　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十四項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。	（産業復興相談センターの要件） **第一条**　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項に規定する認定支援機関に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　東日本大震災により被害を受けた中小企業者（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十三項に規定する中小企業者をいう。）、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人その他の事業者であって、被災県においてその事業の再生を図ろうとするもの（以下「被災事業者」という。）の事業の再生を支援する業務を行うものであること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に産業競争力強化法第二十三条第一項の認定を受けている事業再編計画に従って行う生産性向上設備等の導入であって、同法第三十七条第一項の規定により指定された指定金融機関による同項に規定する資金の貸付けを受けて行うものに関する経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第五条の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十四号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）を実施するため、貿易保険法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

貿易保険法施行規則の一部を改正する省令

貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において、「輸出契約」、「仲介貿易契約」、「技術提供契約」、「外国政府等」、「出資外国法人等」、「出資外国法人等販売契約」、「出資外国法人等仲介貿易契約」、	（定義） **第一条**　この省令において、「輸出契約」、「仲介貿易契約」、「技術提供契約」、「外国政府等」、「出資外国法人等」、「出資外国法人等販売契約」、「出資外国法人等仲介貿易契約」、

「出資外国法人等技術提供契約」、「貿易代金貸付金債権等」、「輸出保証」、「前払購入契約」、「海外投資」、「海外事業資金貸付」、「海外事業資金貸付金債権等」、「信用状確認者」、「信用状発行者」、「特定引受け」、「保険契約等」、「保険金等」、「引受条件」、「前払金」又は「スワップ取引」とは、それぞれ貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第二条第一項、第三項、第五項、第九項から第十五項まで、若しくは第十七項から第十九項まで、第十六条の二第一項、第二十二条、第二十三条、第四十条第一項、第六十六条第二項又は第七十四条第二項に規定する輸出契約、仲介貿易契約、技術提供契約、外国政府等、出資外国法人等、出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約、出資外国法人等技術提供契約、貿易代金貸付金債権等、輸出保証、前払購入契約、海外投資、海外事業資金貸付、海外事業資金貸付金債権等、信用状確認者、信用状発行者、特定引受け、保険契約等、保険金等、引受条件、前払金又はスワップ取引をいう。

2　（略）

（特定引受決定の認可の申請）

第五条の二　会社は、特定引受けの決定について法第十六条の四第二項の規定による認可を受けようとするときは、当該特定引受けについての次の各号に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　当該特定引受けに係る貿易保険又は再保険の内容

二　当該特定引受けが、法第十六条の二第一項に規定する経済産業大臣が定める取決めに係るものであるかどうかを確認するために必要な事項

附　則

第一条　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

第二条　日本貿易保険の成立の際の第四条第一項の適用については、同項中「その実施の日の十日前までに」とあるのは、「その実施前に」とする。

「出資外国法人等技術提供契約」、「貿易代金貸付金債権等」、「輸出保証」、「前払購入契約」、「海外投資」、「海外事業資金貸付」、「海外事業資金貸付金債権等」、「信用状確認者」、「信用状発行者」、「保険契約等」、「保険金等」、「引受条件」、「前払金」又は「スワップ取引」とは、それぞれ貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第二条第一項、第三項、第五項、第九項から第十五項まで、若しくは第十七項から第十九項まで、第二十二条、第二十三条、第四十条第一項、第六十六条第二項又は第七十四条第二項に規定する輸出契約、仲介貿易契約、技術提供契約、外国政府等、出資外国法人等、出資外国法人等販売契約、出資外国法人等技術提供契約、貿易代金貸付金債権等、輸出保証、前払購入契約、海外投資、海外事業資金貸付、海外事業資金貸付金債権等、信用状確認者、信用状発行者、保険契約等、保険金等、引受条件、前払金又はスワップ取引をいう。

2　（略）

（新設）

附　則

1　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2　日本貿易保険の成立の際の第四条第一項の適用については、同項中「その実施の日の十日前までに」とあるのは、「その実施前に」とする。

（国債の登録）

第三条　会社は、法附則第三条第二項の規定により国債の交付を受けたときは、速やかに、国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第二十八条に定めるところにより、国債の登録を請求するものとする。

（新設）

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○経済産業省令第六十五号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十条の規定に基づき、株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

株式会社日本貿易保険の会計に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、「外国政府等」、「信用状発行者」、「保険金等」、「特別勘定」、「銀行等」、「入札者等」又は「保証対象債務」とは、それぞれ法第二条第五項若しくは第十九項、第二十三条、第三十八条の二第一項、第五十七条第一項又は第六十二条第二項に規定する外国政府等、信用状発行者、保険金等、特別勘定、銀行等、入札者等又は保証対象債務をいう。	（定義） **第二条**　この省令において、「外国政府等」、「信用状発行者」、「保険金等」、「銀行等」、「入札者等」又は「保証対象債務」とは、それぞれ法第二条第五項若しくは第十九項、第二十三条、第五十七条第一項又は第六十二条第二項に規定する外国政府等、信用状発行者、保険金等、銀行等、入札者等又は保証対象債務をいう。
2　この省令において、「財務諸表」とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書をいう。	（新設）
3　この省令において、「勘定別財務諸表」とは、法第二十条の二の規定により経理を区分し次条に定める勘定を設けて整理する場合において当該勘定ごとに作成する財務諸表をいう。	（新設）

4　この省令において、「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をいう。

5　この省令において、「勘定別情報」とは、連結財務諸表の作成が必要な場合に、当該連結財務諸表とは別に連結貸借対照表及び連結損益計算書に関して勘定毎に作成された情報をいう。

6　この省令において、「共通経費等」とは、費用又は収益であって、次条に定める勘定のうち一の勘定において経理すべき事項が他の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるものをいう。

7～10　（略）

11　この省令において、「交付国債」とは、法附則第三条第二項の規定により政府より交付される国債をいう。

（勘定区分）

第二条の二　法第二十条の二の規定により設ける勘定は、次に掲げる勘定とする。

一　法第二十条の二第一号に掲げる業務に係る勘定　一般勘定

二　法第二十条の二第二号に掲げる業務に係る勘定　特別勘定

第三条・第四条　（略）

（財務諸表の様式）

第五条　会社は、別表第一の様式により財務諸表及び勘定別財務諸表を、別表第二の様式により連結財務諸表をそれぞれ作成しなければならない。

（新設）

2～5　（略）

（新設）

第三条・第四条　（略）

（財務諸表の様式）

第五条　会社は、別表第一の様式により貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書を、別表第二の様式により連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び連結キャッシュ・フロー計算書をそれぞれ作成しなければならない。

（勘定別情報の作成）

第六条　会社が連結財務諸表を作成したときは、別表第三の様式に定めるところにより、勘定別情報を注記しなければならない。

（区分経理に係る会計処理の原則）

第七条　会社は、次に掲げる原則によって勘定別財務諸表を作成しなければならない。

一　同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続は、原則として会社において統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続を適用してはならないこと。

二　各勘定の費用及び収益は、各勘定が経理すべき業務に基づき合理的に帰属させ、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならないこと。

（共通経費等の配賦原則）

第八条　会社は、共通経費等であるため、一の勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該共通経費等については、経済産業大臣の承認を受けて定める基準（以下この条において「配賦基準」という。）に従って、各勘定に配分することにより経理することができる。

2　配賦基準は、毎期継続して適用するものとし、みだりに変更してはならないものとする。

3　会社は、共通経費等を経理する場合は、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

4　会社は、配賦基準を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

5　配賦基準を変更した場合は、変更された配賦基準の内容、変更した理由及び当該変更が勘定別財務諸表に与えている影響の内容を当該勘定別財務諸表に注記しなければならない。

第九条・第十条　（略）

（新設）

（新設）

第六条・第七条　（略）

別表第一の第一号様式から第四号様式まで及び別表第二の第一号から第四号様式までを次のように改める。

別表第一（第五条関係）

第１号様式

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払備金	
預貯金		責任準備金	
買入金銭債権		未経過保険料	
金銭の信託		異常危険準備金	
有価証券		特定引受業務準備金	
国債		短期社債	
地方債		社債	
社債		その他負債	
株式		共同保険借	
外国証券		再保険借	
その他の証券		外国再保険借	
交付国債		借入金	
保険代位債権等		未払法人税等	
有形固定資産		預り金	
土地		前受収益	
建物		未払金	
リース資産		仮受金	
建設仮勘定		リース債務	
その他の有形固定資産		資産除去債務	
無形固定資産		その他の負債	
ソフトウェア		退職給付引当金	
リース資産		役員退職慰労引当金	
その他の無形固定資産		繰延税金負債	
その他資産		負債の部　合計	
未収保険料		（純資産の部）	
共同保険貸		資本金	
再保険貸		新株式申込証拠金	
外国再保険貸		資本剰余金	
未収金		資本準備金	
未収収益		その他資本剰余金	
預託金		利益剰余金	
仮払金		利益準備金	
その他の資産		その他利益剰余金	
前払年金費用		○○積立金	
繰延税金資産		繰越利益剰余金	
貸倒引当金	△	株主資本合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		評価・換算差額等合計	
		純資産の部　合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　金銭の信託の評価基準及び評価方法

③　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④　有形固定資産の減価償却の方法

⑤　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑥　貸倒引当金の計上方法

⑦　退職給付引当金の計上方法

⑧　リース取引の処理方法

⑨　ヘッジ会計の方法

⑩　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りではない。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　会社計算規則第111条に規定する持分法損益等に関する事項

⑺　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑻　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額
⑽　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権又は金銭債務があるときは、その金銭債権の総額及び金銭債務の総額
⑾　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
①　繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
②　繰延税金負債
⑿　リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
⒀　手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
⒁　関係会社の株式又は出資金の総額
⒂　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
⒃　以下に掲げる金額
①　再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
②　再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
⒄　１株当たりの純資産額（銭単位）
⒅　会社法（平成17年法律第86号）以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
⒆　会社計算規則第２条第３項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
⒇　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
(21)　非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項から第６項による。
(22)　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
3　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の１を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
4　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
5　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第２号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
為替差益	
その他保険引受収益	
保険代位等収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
金銭の信託運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
為替差益	
その他運用収益	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
保険代位債権等取得額	△
諸手数料	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
未経過保険料繰入額	
異常危険準備金繰入額	
為替差損	
その他保険引受費用	
保険代位等費用	
資産運用費用	
金銭の信託運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
為替差損	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	

特別利益 　固定資産処分益 　交付国債償還益 　政府交付金収入 　債務繰延協定締結に伴う利益 　その他特別利益	
特別損失 　固定資産処分損 　減損損失 　不動産圧縮損 　債務削減措置に伴う損失 　その他特別損失	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　関係会社との取引高の総額

⑶　以下の収益及び費用に関する内訳

①　正味収入保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の金額

②　正味支払保険金の計算上差し引かれた回収再保険金の金額

③　諸手数料の計算上差し引かれた出再保険手数料の金額

④　支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額

⑤　責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

⑥　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

⑦　保険代位等収益及び保険代位等費用の内訳

⑷　金銭の信託及び金融派生商品に係るそれぞれの評価損益の金額

⑸　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額（銭単位）

⑹　以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い記載すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第３号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
						○○積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額													
新株の発行	××	××		××					××				××
他勘定への振替	△××								××				××
他勘定からの振替	××								××				××
剰余金の配当					××		△××	△××	△××				△××
国庫納付金							△××	△××	△××				
当期純利益							××	××	××				××
・・・・・													××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	―	××	××	―	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要性が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　財務諸表等規則第106条から第109条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

第４号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科　　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
保険金の支出	
諸手数料の支出	
保険代位債権等の回収による収入	
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
国庫納付金の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
政府出資金の振替による収入	
政府出資金の振替による支出	
交付国債の償還による収入	
政府交付金の受入による収入	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科　　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金の増減額（△は減少）	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付引当金の増減額（△は減少）	
保険代位債権等の増減額（△は増加）	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
為替差損益（△は益）	
有形固定資産関係損益（△は益）	
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	
その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
国庫納付金の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	

投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
その他	
資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
政府出資金の振替による収入	
政府出資金の振替による支出	
交付国債の償還による収入	
政府交付金の受入による収入	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

別表第二（第五条関係）

第１号様式

年度（　　年　　月　　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
買現先勘定		支払備金	
債券貸借取引支払保証金		責任準備金	
買入金銭債権		短期社債	
金銭の信託		社債	
有価証券		特定引受業務準備金	
交付国債		その他負債	
保険代位債権等		退職給付に係る負債	
貸付金		役員退職慰労引当金	
有形固定資産		繰延税金負債	
土地		負債の部　合計	
建物		（純資産の部）	
リース資産		資本金	
建設仮勘定		新株式申込証拠金	
その他の有形固定資産		資本剰余金	
無形固定資産		利益剰余金	
ソフトウェア		株主資本合計	
のれん		その他有価証券評価差額金	
リース資産		繰延ヘッジ損益	
その他の無形固定資産		為替換算調整勘定	
その他資産		退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る資産		非支配株主持分	
繰延税金資産		純資産の部　合計	
貸倒引当金	△		
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　株式会社日本貿易保険及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する次の事項を記載すること。

⑴　連結の範囲に関する事項

⑵　持分法の適用に関する事項

⑶　連結される子会社の事業年度等に関する事項

⑷　のれんの償却に関する事項

2　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　金銭の信託の評価基準及び評価方法

③　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

④　有形固定資産の減価償却の方法

⑤　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑥　貸倒引当金の計上方法

⑦　退職給付に係る会計処理の方法

⑧　リース取引の処理方法

⑨　ヘッジ会計の方法

⑩　その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑪　子会社等が採用した会計方針のうちに株式会社日本貿易保険と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第14条の２から第14条の８までの規定に準じて記載すること。ただし、当該連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

⑹　貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヶ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、次のとおり。

①　破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じているものをいう。）に該当する貸出金

②　延滞債権（未収利息不計上貸出金であって、①に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。）に該当する貸出金

③　３カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金（①及び②に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金

④　貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（①、②及び③に掲げるものを除く。）をいう。）に該当する貸出金

⑺　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⑻　手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

⑼　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

⑽　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

⑾　１株当たりの純資産額（銭単位）

⑿　株式会社日本貿易保険の事業年度の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、株式会社日本貿易保険の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社等については、当該子会社等の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。）

⒀　ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第15条の９から第15条の11までの規定に準じて記載すること。）

⒁　企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の３の規定に準じて記載すること。）

⒂　事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20の規定に準じて記載すること。）

⒃　非常事故代位債権、信用事故代位債権、非常事故代位見込債権、信用事故代位見込債権及び譲受債権の額並びにその合計額。なお、それぞれの定義は、第２条第２項から第６項による。

⒄　以上のほか、株式会社日本貿易保険及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

4　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

5　「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

6　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第２号様式

年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

（連結損益計算書）　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
その他保険引受収益	

保険代位等収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
その他運用収益	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
保険代位債権等取得額	△
諸手数料	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
その他保険引受費用	
保険代位等費用	
資産運用費用	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
交付国債償還益	
政府交付金収入	
債務繰延協定締結に伴う利益	
その他特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
不動産等圧縮損	
債務削減措置に伴う損失	
その他特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税及び住民税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益（又は当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益	
（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
親会社株主に帰属する帰属する当期純利益	
（又は親会社株主に帰属する帰属する当期純損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額（銭単位）

⑶　以上のほか、株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

（連結包括利益計算書）　（単位：百万円）

科　　目	金　額
当期純利益（又は当期純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

5　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記４の注記と併せて記載することができる。

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

（連結損益及び包括利益計算書）　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
経常収益	
保険引受収益	
正味収入保険料	
その他保険引受収益	
保険代位等収益	
資産運用収益	
利息及び配当金収入	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
その他運用収益	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
正味支払保険金	
保険代位債権等取得額	△
諸手数料	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
その他保険引受費用	
保険代位等費用	
資産運用費用	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
その他運用費用	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
支払利息	
貸倒引当金繰入額	
貸倒損失	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
交付国債償還益	
負ののれん発生益	
政府交付金収入	
債務繰延協定締結に伴う利益	
その他特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
不動産等圧縮損	
債務削減措置に伴う損失	
その他特別損失	
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	
法人税及び住民税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
当期純利益（又は当期純損失）	
非支配株主に帰属する当期純利益 　（又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
親会社株主に帰属する帰属する当期純利益 　（又は親会社株主に帰属する帰属する当期純損失）	

その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでは無い。

⑵　１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額（銭単位）

⑶　以上のほか、株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

3　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

5　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。

6　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記５の注記と併せて記載することができる。

第３号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額											
新株の発行	××	××		××							××
他勘定への振替	△××			××							××
他勘定からの振替	××			××							△××
剰余金の配当			△××	△××							△××
国庫納付金			△××	△××							
親会社株主に帰属する当期純利益			××	××							××
・・・・・											××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要性が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。

6　連結財務諸表規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。

7　遡及適用（連結財務諸表規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第４号様式

年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

（直接法により表示する場合）　　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料の収入	
保険金の支出	
諸手数料の支出	
保険代位債権等の回収による収入	
保険代位債権等に係る回収金の配分による支出	
営業費及び一般管理費の支出	
その他	
小　　計	

利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
国庫納付金の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付による支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
（営業活動及び資産運用活動計）	（　　）
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
政府出資金の振替による収入	
政府出資金の振替による支出	
交付国債の償還による収入	
政府交付金の受入による収入	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（間接法により表示する場合）　（単位：百万円）

科　　目	金　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
のれん償却額	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金の増減額（△は減少）	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	
保険代位債権等の増減額（△は増加）	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
為替差損益（△は益）	
有形固定資産関係損益（△は益）	
持分法による投資損益（△は益）	
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	
その他	
小　　計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
国庫納付金の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	

貸付による支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	（　　）
（営業活動及び資産運用活動計）	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の取得による支出	
連結の範囲の変更を伴う子会社の株式の売却による収入	
その他	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入による収入	
借入金の返済による支出	
社債の発行による収入	
社債の償還による支出	
株式の発行による収入	
政府出資金の振替による収入	
政府出資金の振替による支出	
交付国債の償還による収入	
政府交付金の受入による収入	
配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（記載上の注意）

1　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

2　法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

別表第二の次に次の別表を加える。

別表第三（第六条関係）

第　期勘定別情報

（1）連結貸借対照表

第　期末（　年　月　日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	一般勘定	特別勘定	調整額	合計
（資産の部）				
現金及び預貯金				
買現先勘定				
債券貸借取引支払保証金				
買入金銭債権				
金銭の信託				
有価証券	△	△	△	△
交付国債				
保険代位債権等				
貸付金				
有形固定資産				
無形固定資産				
その他資産				
退職給付に係る資産				
繰延税金資産				
貸倒引当金	△	△	△	△
資産の部合計				
（負債の部）				
保険契約準備金				
短期社債				
特定引受業務準備金				
その他負債				
退職給付に係る負債				
役員退職慰労引当金				
繰延税金負債				
負債の部合計				
（純資産の部）				
資本金				
新株式申込証拠金				
資本剰余金				
利益剰余金				
株主資本合計				
その他有価証券評価差額金				
繰延ヘッジ損益				
為替換算調整勘定				
退職給付に係る調整累計額				
非支配株主持分				
純資産の部合計				
負債及び純資産の部合計				

（2）連結損益計算書

第　期（　年　月　日から／　年　月　日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	一般勘定	特別勘定	調整額	合計
経常収益				
保険引受収益				
正味収入保険料				
その他保険引受収益				
保険代位等収益				
資産運用収益				
利息及び配当金収入				
金銭の信託運用益				
売買目的有価証券運用益				
有価証券売却益				
有価証券償還益				
金融派生商品収益				
その他運用収益				
その他経常収益				
経常費用				
保険引受費用				
正味支払保険金				
保険代位債権等取得額				
諸手数料				
支払備金繰入額				
責任準備金繰入額				
その他保険引受費用				
保険代位等費用				
資産運用費用				
金銭の信託運用損				
売買目的有価証券運用損				
有価証券売却損				
有価証券評価損				
有価証券償還損				
金融派生商品費用				
その他運用費用				
営業費及び一般管理費				
その他経常費用				
支払利息				
貸倒引当金繰入額				
貸倒損失				
その他の経常費用				
経常利益（又は経常損失）				
特別利益				
固定資産処分益				
負ののれん発生益				
交付国債償還益				
政府交付金収入				
債務繰延協定締結に伴う利益				
その他特別利益				
特別損失				
固定資産処分損				
減損損失				
不動産等圧縮損				
債務削減措置に伴う損失				
その他特別損失				
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）				
法人税及び住民税				
法人税等調整額				
法人税等合計				
当期純利益（又は当期純損失）				
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）				
親会社株主に帰属する当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純損失）				

（記載上の注意点）

法令等に基づき、又は株式会社日本貿易保険及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○国土交通省令第七十号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十五第一項及び第二項（これらの規定を同法第五条の十八第二項において準用する場合を含む。）並びに第三項第五号、第五条の十六第一号及び第三号、第五条の十七（同法第五条の十八第二項及び第五条の十九第二項において準用する場合を含む。）、第五条の十九第一項、第五条の二十第一項、第五条の二十一第一項、第五条の二十四第一項第三号並びに第三十条第二項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第一章の二　（略）	第一章・第一章の二　（略）
第一章の三　管理計画の認定等（第一条の八―第一条の二十六）	第一章の三　管理計画の認定等（第一条の八―第一条の二十四）
第一章の四　マンション管理士	第一章の四　マンション管理士（第一条の二十五―第四十九条）
第一節　マンション管理士試験（第一条の二十七―第二十四条）	第一節　マンション管理士試験（第一条の二十五―第二十四条）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第二章　マンション管理業	第二章　マンション管理業（第五十条―第九十三条）
第一節～第五節　（略）	第一節～第五節　（略）
第三章～第五章　（略）	第三章～第五章　（略）
附則	附則
（マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人）	（マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人）
第一条の二　法第五条の四第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。	**第一条の二**　法第五条の三第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。
（登録の申請）	（登録の申請）
第一条の三　法第五条の四第一項の規定による登録（第三項及び第一条の七において「登録」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。	**第一条の三**　法第五条の三第一項の規定による登録（第三項及び第一条の七において「登録」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第五条の五各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面	四　法第五条の四各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
五　法第五条の五各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面	五　法第五条の四各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
六～八　（略）	六～八　（略）
3　（略）	3　（略）
（個人に関する情報の取扱い）	（個人に関する情報の取扱い）
第一条の四　法第五条の四第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。	**第一条の四**　法第五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）

（名称等の変更）

第一条の五　支援法人は、法第五条の四第三項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2　（略）

（支援法人に係る業務の休廃止の届出）

第一条の六　法第五条の八第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

一～四　（略）

（マンション管理適正化推進計画の作成等の提案）

第一条の七　法第五条の十三第一項の規定によりマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を添えて、これを当該支援法人の登録を行った都道府県知事等が統括する都道府県等に提出しなければならない。

（管理計画の認定の申請）

第一条の八　法第五条の十五第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、第十一号に掲げる書類を添える場合は、第一号から第十号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

一　当該申請の決議（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による決議をいう。以下同じ。）をした集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該申請をすることを証する書類）

二　（略）

三　当該申請の日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあっては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四　区分所有法第三条又は第六十五条に規定する団体が当該申請に係るマンションの管理を行う場合にあっては、区分所有法第二十五条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により管理者を選任することを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類）

（名称等の変更）

第一条の五　支援法人は、法第五条の三第三項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

2　（略）

（支援法人に係る業務の休廃止の届出）

第一条の六　法第五条の七第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

一～四　（略）

（マンション管理適正化推進計画の作成等の提案）

第一条の七　法第五条の十二第一項の規定によりマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案を行おうとする支援法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に当該提案に係るマンション管理適正化推進計画の素案を添えて、これを当該支援法人の登録を行った都道府県知事等が統括する都道府県等に提出しなければならない。

（管理計画の認定の申請）

第一条の八　法第五条の十三第一項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類（第一条の十七を除き、以下「添付書類」と総称する。）を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一　当該認定の申請の決議（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下この項、第八十二条第一号及び第八十五条第二号において「区分所有法」という。）第十八条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）をした集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下同じ。）の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下この項、第一条の十一第四号及び第一条の十五第四号において同じ。）で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）

二　（略）

三　申請の日（以下この項並びに第一条の十第一号及び第二号において「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の集会において決議された管理組合の貸借対照表及び収支計算書（当該直前の事業年度がない場合にあっては、申請日を含む事業年度における集会において決議された収支予算書）並びに当該直前の事業年度の各月において組合員が滞納している修繕積立金の額を確認することができる書類

四　区分所有法第三条又は第六十五条に規定する団体が申請に係るマンションの管理を行う場合にあっては、区分所有法第二十五条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により管理者を選任することを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより管理者が選任されたことを証する書類）

五　区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人が当該申請に係るマンションの管理を行う場合にあっては、区分所有法第四十九条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により理事を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書類）

六　監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書類）

七　（略）

八　当該申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の十一第三号において「区分所有者名簿」という。）及び当該申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九　（略）

十　当該申請に係るマンションの防災に関する方針を記載した書類

十一　その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

2　法第五条の十五第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の二による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる書類を添える場合は、第一号から第三号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

一　長期修繕計画の案

二　規約の案（規約を既に定めている場合にあっては、当該規約の写し）

三　当該申請に係るマンションの防災に関する方針を記載した書類

四　その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

（管理計画の記載事項）

第一条の九　法第五条の十五第三項第五号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の十　法第五条の十六第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画又はその案が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

一　法第五条の十五第一項又は第二項の規定による認定の申請の日（次号において「申請日」という。）以前五年以内に作成され、又は変更されたものであること。

二・三　（略）

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の十一　法第五条の十六第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

五　区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する法人が申請に係るマンションの管理を行う場合にあっては、区分所有法第四十九条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により理事を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより理事が置かれたことを証する書類）

六　監事（管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その監査の結果を集会に報告する者として規約で定めるものをいう。以下この号、第一条の十一第一号並びに第一条の十五第三号及び第四号において同じ。）を置くことを決議した集会の議事録の写し（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより監事が置かれたことを証する書類）

七　（略）

八　申請に係るマンションの区分所有者の名簿（第一条の十一第三号において「区分所有者名簿」という。）及び申請に係るマンションに居住する者の名簿（同号において「居住者名簿」という。）が作成され、かつ、これらの名簿が年一回以上更新されていることを確認することができる書類

九　（略）

（新設）

（新設）

2　前項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類を添える場合には、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

（管理計画の記載事項）

第一条の九　法第五条の十三第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項とする。

（管理の方法の基準）

第一条の十　法第五条の十四第一号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たす長期修繕計画が作成され、これに基づいてマンションの修繕その他の管理が行われることとする。

一　申請日以前七年以内に作成され、又は変更されたものであること。

二・三　（略）

（管理組合の運営の状況の基準）

第一条の十一　法第五条の十四第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～三　（略）

四　規約に次に掲げる事項が定められていること。

イ　マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項

ロ　（略）

ハ　管理者等及び監事の選任及び解任並びに任期に関する事項

ニ　管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項

ホ　区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項

ヘ　集会において決議すべき事項

ト　マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

（認定の通知）

第一条の十二　法第五条の十七の認定の通知は、別記様式第一号の三による通知書に第一条の八第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（管理計画の認定の更新の申請）

第一条の十三　法第五条の十六の認定を受けた管理組合の管理者等は、法第五条の十八第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日前六月以内に、別記様式第一号の四による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第一項各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、同項第十一号に掲げる書類を添える場合は、同項第一号から第十号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

2　法第五条の十六の認定を受けた分譲事業者は、法第五条の十八第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日前六月以内に、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第二項各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、同項第四号に掲げる書類を添える場合は、同項第一号から第三号までに掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

3　第一条の九の規定は、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請について準用する。

（認定の更新の通知）

第一条の十四　法第五条の十八第二項において準用する法第五条の十七の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（法第五条の十九第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の十五　法第五条の十九第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　長期修繕計画又はその案の変更であって、次に掲げるもの

イ　マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画（長期修繕計画又はその案に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。）の変更を伴わないもの

ロ　（略）

四　規約に次に掲げる事項が定められていること。

イ　マンションの管理のため必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項

ロ　（略）

（新設）

（新設）

ハ　マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

（認定の通知）

第一条の十二　法第五条の十五の認定の通知は、別記様式第一号の二による通知書に第一条の八第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（管理計画の認定の更新の申請）

第一条の十三　認定管理者等は、法第五条の十六第一項の認定の更新を受けようとするときは、認定の有効期間の満了の日前六月以内に、別記様式第一号の三による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

（新設）

2　第一条の八第二項及び第一条の九の規定は、前項の認定の更新の申請について準用する。

（認定の更新の通知）

第一条の十四　法第五条の十六第二項において準用する法第五条の十五の規定による認定の更新の通知は、別記様式第一号の四による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更）

第一条の十五　法第五条の十七第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　長期修繕計画の変更であって、次に掲げるもの

イ　マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画（長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画をいう。ロにおいて同じ。）の変更を伴わないもの

ロ　（略）

二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の十六の認定（法第五条の十九第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十八第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　（略）

四　規約（法第五条の十五第一項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の変更であって、監事の職務又は第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

五　規約（法第五条の十五第二項の規定による認定の申請に係るものに限る。）又はその案の変更であって、監事の職務又はマンション管理適正化指針に定める事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十六　法第五条の十九第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第一項各号に掲げる書類又は同条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

2　法第五条の二十第一項の規定による法第五条の十九第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の八による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。ただし、第三号に掲げる書類を添える場合は、第一号及び第二号に掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

一　第一条の八第一項第一号から第九号までに掲げる書類

二　当該申請に係るマンションの管理組合の管理者等の同意書

三　その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

3　第一条の九の規定は、法第五条の二十第一項の規定による法第五条の十九第一項の変更の認定の申請について準用する。

（変更の認定の通知）

第一条の十七　法第五条の十九第二項において準用する法第五条の十七の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の九による通知書に前条第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（表示等）

第一条の十八　法第五条の二十一第一項の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　広告

二　契約に係る書類

三　その他国土交通大臣が定めるもの

2　法第五条の二十一第一項の表示は、国土交通大臣が定める様式により行うものとする。

（法第五条の二十四第一項第三号の国土交通省令で定める期間）

第一条の十九　法第五条の二十四第一項第三号の国土交通省令で定める期間は、認定管理計画（法第五条の十五第二項の規定による認定の申請に係るものに限る。）に係るマンションの人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年六月とする。

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の二十　法第五条の二十六第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の十四の認定（法第五条の十七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　（略）

四　規約の変更であって、監事の職務及び第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（新設）

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十六　法第五条の十七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

（新設）

（新設）

（変更の認定の通知）

第一条の十七　法第五条の十七第二項において準用する法第五条の十五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（新設）

（新設）

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の十八　法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

（法第五条の二十六第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

第一条の二十一　法第五条の二十六第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

第一条の二十二　計画作成都道府県等は、法第五条の二十六第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

２　計画作成都道府県等は、法第五条の二十六第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一～三　（略）

（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の二十三　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十六第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の二十五第二項において「誓約書」という。）

第一条の二十四～第一条の二十七　（略）

（受験手続）

第六条　試験を受けようとする者は、別記様式第二号によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（マンション管理士登録簿の登載事項）

第二十六条　法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　性別

三・四　（略）

２・３　（略）

（準用）

第六十七条　第五条から第二十四条まで（第十条第三項を除く。）の規定は、試験及び指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」と、同条第二項中

（法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務）

第一条の十九　法第五条の二十二第一項第二号の国土交通省令で定める事務は、管理計画が、都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであるか否かについて調査することに関する事務とする。

（認定支援事務の委託の公示等）

第一条の二十　計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一～三　（略）

２　計画作成都道府県等は、法第五条の二十二第一項の規定による委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一～三　（略）

（指定認定事務支援法人に係る指定の申請）

第一条の二十一　令第一条第一項の規定に基づき法第五条の二十二第一項に規定する指定認定事務支援法人の指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を、計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　令第一条第二項各号に該当しないことを誓約する書面（第一条の二十三第二項において「誓約書」という。）

第一条の二十二～第一条の二十五　（略）

（受験手続）

第六条　試験を受けようとする者は、別記様式第一号の七によるマンション管理士試験受験申込書（以下この節において「受験申込書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（マンション管理士登録簿の登載事項）

第二十六条　法第三十条第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍）及び性別

三・四　（略）

２・３　（略）

（準用）

第六十七条　第五条から第二十四条まで（第十条第三項を除く。）の規定は、試験及び指定試験機関について準用する。この場合において、第六条中「別記様式第一号の七」とあるのは「別記様式第十五号」と、「マンション管理士試験受験申込書」とあるのは「管理業務主任者試験受験申込書」と、第九条中「法第十条第一項」とあるのは「法第五十七条において準用する法第十条第一項」と、第十条第一項中「法第十一条第二項」とあるのは「法第五十八条第二項」と、同項第二号中「法第十一条第一項」とあるのは「法第五十八条第一項」と、第十二条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十三条第一項」と、第十三条第一項中「法第十四条第一項前段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項前段」と、同条第二項中「法第十四条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十四条第一項後段」と、第十四条第一項中「法第十五条第一項前段」と、同条第

「法第十五条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項後段」と、第十五条中「法第十五条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第二項」と、同条第五号中「マンション管理士試験委員」とあるのは「管理業務主任者試験委員」と、第十六条中「法第十六条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第二項」と、同条第二号中「第二条各号」とあるのは「第六十四条各号」と、第十七条中「法第十六条第三項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第三項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十七条第一項」と、同条第二項中「法第九条第二項」とあるのは「法第五十七条第二項において準用する法第九条第二項」と、第二十条第一項及び第三項中「法第十九条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十九条」と、第二十三条中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十三条第一項」と、第二十四条中「法第二十三条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十三条」と、「法第二十四条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十四条」と、「法第二十七条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

（法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間）

第八十二条　法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　新たに建設された**マンション**を分譲した場合　当該**マンション**の人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年

二　（略）

別記様式第一号（第一条の八関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の15第１項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項各号に掲げる書類を添付してください。

（第二面）

管　　理　　計　　画

１．マンションの概要

【１．マンションの名称及び所在地】
【名称】
【所在地】

二項中「法第十五条第一項後段」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第一項後段」と、第十五条中「法第十五条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十五条第二項」と、同条第五号中「マンション管理士試験委員」とあるのは「管理業務主任者試験委員」と、第十六条中「法第十六条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第二項」と、同条第二号中「第二条各号」とあるのは「第六十四条各号」と、第十七条中「法第十六条第三項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十六条第三項」と、第十九条第一項中「法第十七条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十七条第一項」と、同条第二項中「法第九条第二項」とあるのは「法第五十七条第二項において準用する法第九条第二項」と、第二十条第一項及び第三項中「法第十九条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第十九条」と、第二十三条中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十三条第一項」と、第二十四条中「法第二十三条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十三条」と、「法第二十四条」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十四条」と、「法第二十七条第二項」とあるのは「法第五十八条第三項において準用する法第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

（法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間）

第八十二条　法第七十二条第一項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　新たに建設された**マンション**を分譲した場合　当該**マンション**の人の居住の用に供する独立部分（区分所有法第一条に規定する建物の部分をいう。次号において同じ。）の引渡しの日のうち最も早い日から一年

二　（略）

別記様式第一号（第一条の八関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の13第１項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項に規定する添付書類を添付してください。

（第二面）

管　　理　　計　　画

１．マンションの概要

【１．マンションの所在地】

【２．マンションの用途】～【５．マンションの階数】　（略）

【２．マンションの用途】～【５．マンションの階数】　（略）

【６．マンションの床面積】
【延床面積】　㎡
【総専有床面積】　㎡

【７．マンションの竣工年月】
年　月

【８．管理組合の形態】

【９．管理組合の名称】

【10．管理者等の氏名又は名称等】
【管理者等の氏名又は名称】

【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】

【管理者等の連絡先】

【11．マンションの管理形態】
□全部委託　□一部委託　□自主管理

【12．管理事務の委託先の情報】
【委託先の氏名又は名称】

【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】

【13．備考】

（注意）
１．【１．マンションの名称及び所在地】から【７．マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
２．【２．マンションの用途】及び【11．マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
３．【８．管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。
⑴～⑺　（略）
４．複数の管理組合が共同で申請する場合、【９．管理組合の名称】から【12．管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。
５．複数の管理者等が置かれている場合には、【10．管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者１名分を記載してください。
６．【12．管理事務の委託先の情報】の欄は、【11．マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

【６．マンションが建設された年月】
年　月

【７．管理組合の形態】

【８．管理組合の名称】

【９．管理者等の氏名又は名称等】
【管理者等の氏名又は名称】

【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】

【管理者等の連絡先】

【10．マンションの管理形態】
□全部委託　□一部委託　□自主管理

【11．管理事務の委託先の情報】
【委託先の氏名又は名称】

【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】

【12．備考】

（注意）
１．【１．マンションの所在地】から【６．マンションが建設された年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
２．【２．建築物の用途】及び【10．マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
３．【７．管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。
⑴～⑺　（略）
４．複数の管理組合が共同で申請する場合、【８．管理組合の名称】から【11．管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。
５．複数の管理者等が置かれている場合には、【９．管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者１名分を記載してください。
６．【11．管理事務の委託先の情報】の欄は、【10．マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

（第三面）

２．マンションの修繕その他の管理の方法

【１．長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
　　年　　月　　日

【２．長期修繕計画の計画期間の開始日】
　　年　　月　　日

【３．長期修繕計画の計画期間】
　　年

【４．備考】

（注意）

長期修繕計画が複数あり、記載事項が異なる場合は、【１．長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】から【３．長期修繕計画の計画期間】までの欄には、それぞれの長期修繕計画ごとに記載してください。

（第四面）

３．マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【１．計画期間当初の修繕積立金の残高】

【２．計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】

【３．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】

【４．機械式駐車場設備の内容】
機械式駐車場設備の有無　□有　□無
機械式駐車場設備が有る場合の内訳
【２段（ピット１段）昇降式】　台
【３段（ピット２段）昇降式】　台
【３段（ピット１段）昇降横行式】　台
【４段（ピット２段）昇降横行式】　台
【エレベーター方式・垂直循環方式】　台
【その他】　台

【５．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】

【６．計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】

【７．現在の借入金の有無】　□有　□無
※借入金がある場合には、その完済予定年月（　　年　　月）

【８．直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】

（第三面）

２．マンションの修繕その他の管理の方法

【１．長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日】
　　年　　月　　日

【２．長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
　　年　　月　　日

【３．長期修繕計画の計画期間】
【計画期間】　　年

【４．備考】

（注意）

１．【３．長期修繕計画の計画期間】の欄は、計画作成時点からの修繕計画期間を記載してください。

（第四面）

３．マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【１．計画期間当初の修繕積立金の残高】

【２．計画期間全体で集める修繕積立金の総額】

【３．計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】

【４．機械式駐車場設備の内容】
機械式駐車場設備の有無　□有　□無
機械式駐車場設備が有る場合の内訳
【２段（ピット１段）昇降式】　台
【３段（ピット２段）昇降式】　台
【３段（ピット１段）昇降横行式】　台
【４段（ピット２段）昇降横行式】　台
【エレベーター方式（垂直循環方式）】　台
【その他】　台

【５．計画期間全体での修繕積立金の平均額】

【６．現在の借入金の有無】　□無　□有
※借入金が有る場合には、その完済予定年月（　　年　　月）

【７．直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】

【８．直前の会計年度での修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額及び滞納率】
【滞納額】
【滞納率】

【9．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】
【滞納額】
【滞納率】

【10．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】　□有　□無

【11．備考】

（注意）

1．【3．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部分を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。

2．【4．機械式駐車場設備の内容】、【7．現在の借入金の有無】及び【10．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【7．現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金がある場合には、完済の予定年月が最も遅いものを記載してください。

3．【4．機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【11．備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。

4．【5．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額
＝（A＋B＋C）÷X÷Y
A：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
B：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
C：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
X：マンションの総専有床面積（㎡）
Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

5．【8．直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】及び【9．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

6．【9．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額÷直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額」で算出した額を記載してください。

（第五面）

4．マンションの管理組合の運営状況

【1．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】
【監事の氏名又は名称】
【理事又は使用人との兼任の有無】　□有　□無

【9．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】　□無　□有

【10．備考】

（注意）

1．【3．計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体での専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部分を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。

2．【4．機械式駐車場設備の内容】、【6．現在の借入金の有無】及び【9．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【6．現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載してください。

（新設）

3．【5．計画期間全体での修繕積立金の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体での修繕積立金の平均額
＝（A＋B＋C）÷X÷Y
A：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
B：計画期間全体で集める修繕積立金の総額（円）
C：計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額（円）
X：マンションの総専有床面積（㎡）
Y：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

4．【7．直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】及び【8．直前の会計年度での修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

5．【8．直前の会計年度での修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の会計年度での修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額÷直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額」で算出した額を記載してください。

（第五面）

4．マンションの管理組合の運営状況

【1．監事の氏名又は名称】

【２．直近の集会が開かれた年月日】
年　月　日

【３．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】
【区分所有者名簿の有無】　□有　□無
【年１回以上の内容の更新の有無】　□有　□無

【４．居住者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】
【居住者名簿の有無】　□有　□無
【年１回以上の内容の更新の有無】　□有　□無

【５．管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項」の記載の有無】
□有　□無

【６．管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【７．管理規約への「管理者等及び監事の選任及び解任に関する事項」の記載の有無】
□有　□無

【８．管理規約への「管理者等及び監事の任期」の記載の有無及びその任期】　□有　□無
【管理者等の任期】
【監事の任期】

【９．管理規約への「管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【10．管理規約への「区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【11．管理規約への「集会において決議すべき事項」の記載の有無】　□有　□無

【12．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【13．備考】

（注意）
１．【１．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の欄及び【３．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】から【12．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
２．【１．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の【理事又は使用人との兼任の有無】の欄は、申請に係る管理組合が管理組合法人である場合に記載してください。

【２．直近の集会が開かれた年月日】
年　月　日

【３．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】
【区分所有者名簿の有無】　□無　□有
【年１回以上内容の更新の有無】　□無　□有

【４．居住者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】
【居住者名簿の有無】　□無　□有
【年１回以上内容の更新の有無】　□無　□有

【５．管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項」の記載】
□記載されている　□記載されていない

【６．管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載】
□記載されている　□記載されていない

【７．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】
□記載されている　□記載されていない

【８．備考】

（注意）
１．【３．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】から【７．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
（新設）

（第六面）

５．その他

【１．申請に係るマンションの防災に関する方針】 【当該方針を記載した書類の有無】　□有　□無 【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】　□有　□無 【当該方針の周知の方法】
【２．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【３．認定を受けた際の公表の可否】　□可　□否

（注意）

１．【１．申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【３．認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

２．【２．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

（削る）

（略）

別記様式第一号の二（第一条の八関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

年　　月　　日

（計画作成都道府県知事等）　　殿

申請者（分譲事業者）の
主たる事務所の所在地
申請者（分譲事業者）の
名称及び代表者の氏名
申請者（分譲事業者）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の15第２項の規定に基づき、管理計画の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（第六面）

５．その他

【１．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【２．認定を受けた際の公表の可否】　□可　□否

（注意）

（新設）

１．【１．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

２．【２．認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

（略）

（新設）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定コード欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　号		
係員氏名	係員氏名	

（注意）

本申請書にはマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第２項各号に掲げる書類を添付してください。

（第二面）

管　理　計　画

１．マンションの概要

【１．マンションの名称及び所在地】 【名称】 【所在地】
【２．マンションの用途】 □住宅　□住宅及び非住宅
【３．マンションの戸数】 【総戸数】　戸 【住宅戸数】　戸 【非住宅戸数】　戸
【４．主な構造】　造
【５．マンションの階数】 （地上）　階　（地下）　階
【６．マンションの床面積】 【延床面積】　㎡ 【総専有床面積】　㎡
【７．マンションの竣工年月】 年　月
【８．管理組合の形態】
【９．マンションの管理形態】 □全部委託　□一部委託　□自主管理
【10．備考】

（注意）
1．申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
2．【1．マンションの名称及び所在地】から【7．マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。
3．【2．マンションの用途】及び【9．マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
4．【8．管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。
⑴　単棟型（住宅のみ）
⑵　単棟型（複合用途型）
⑶　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）
⑷　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）
⑸　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）
⑹　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）
⑺　その他
5．複数の管理組合を設立する予定の場合は、【9．マンションの管理形態】の欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

（第三面）

2．マンションの修繕その他の管理の方法

【1．長期修繕計画の案の作成又は直近の変更の年月日】 年　月　日
【2．長期修繕計画の案の計画期間】 年
【3．備考】

（注意）
長期修繕計画の案が複数あり、記載事項が異なる場合は、【1．長期修繕計画の案の作成又は直近の変更の年月日】及び【2．長期修繕計画の案の計画期間】の欄には、それぞれの長期修繕計画の案ごとに記載してください。

（第四面）

3．マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1．計画期間当初の修繕積立金の残高】

【2．計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】
【3．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】
【4．機械式駐車場設備の内容】 機械式駐車場設備の有無　　□有　□無 機械式駐車場設備が有る場合の内訳 【2段（ピット1段）昇降式】　　台 【3段（ピット2段）昇降式】　　台 【3段（ピット1段）昇降横行式】　　台 【4段（ピット2段）昇降横行式】　　台 【エレベーター方式・垂直循環方式】　　台 【その他】　　台
【5．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】
【6．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】
【7．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】 【最低額】 【最高額】
【8．計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】
【9．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】　　□有　□無
【10．備考】

（注意）

1．申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。

2．【3．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部分を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。

３．【４．機械式駐車場設備の内容】及び【９．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
４．【４．機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【10．備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。
５．【５．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】及び【６．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額
＝（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）÷Ｘ÷Ｙ
計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額
＝Ｂ÷Ｘ÷Ｙ
Ａ：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
Ｂ：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
Ｃ：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
Ｘ：マンションの総専有床面積（㎡）
Ｙ：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

６．【７．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄の【最低額】及び【最高額】は、「計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額又は最高額÷マンションの総専有床面積」で算出した額を記載してください。

（第五面）

４．マンションの管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項

【１．引継ぎを適切かつ円滑に行うための具体的な方法等】
【２．上記を実施する者の氏名又は名称等】 【実施する者の氏名又は名称】 【実施する者の住所又は主たる事務所の所在地】 【実施する者の連絡先】
【３．人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日】 年　月　日

（注意）
１．申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
２．【２．上記を実施する者の氏名又は名称等】の欄は、【１．引継ぎを適切かつ円滑に行うための具体的な方法等】の欄に記載した事項を申請者以外の者が実施する場合に記載してください。

（第六面）

５．その他

【１．申請に係るマンションの防災に関する方針】 【当該方針を記載した書類の有無】　□有　□無 【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】　□有　□無 【当該方針の周知の方法】
【２．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【３．認定を受けた際の公表の可否】　□可　□否

（注意）

１．申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。

２．【１．申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【３.認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

３．【２．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

別記様式第一号の三（第一条の十二関係）（日本産業規格Ａ列４番）

認　定　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の15｛第１項／第２項｝の規定に基づき認定の申請があった管理計画について、同法第５条の16の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の17の規定に基づき通知します。

１．～３．（略）

４．認定の有効期間の満了日　　年　　月　　日

５．（略）

別記様式第一号の四（第一条の十三関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　定　更　新　申　請　書

（略）

別記様式第一号の二（第一条の十二関係）（日本産業規格Ａ列４番）

認　定　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の13第１項の規定に基づき認定の申請があった管理計画について、同法第５条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の15の規定に基づき通知します。

１．～３．（略）

（新設）

４．（略）

別記様式第一号の三（第一条の十三関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

認　定　更　新　申　請　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18第１項の認定の更新を受けたいので、同条第２項において準用する同法第５条の15第１項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項各号に掲げる書類を添付してください。

（第二面）

管　　理　　計　　画

１．マンションの概要

【１．マンションの名称及び所在地】
【名称】
【所在地】

【２．マンションの用途】～【５．マンションの階数】　（略）

【６．マンションの床面積】
【延床面積】　　㎡
【総専有床面積】　　㎡

【７．マンションの竣工年月】
年　月

【８．管理組合の形態】

【９．管理組合の名称】

【10．管理者等の氏名又は名称等】
【管理者等の氏名又は名称】

【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】

【管理者等の連絡先】

【11．マンションの管理形態】
□全部委託　□一部委託　□自主管理

【12．管理事務の委託先の情報】
【委託先の氏名又は名称】

【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の16第１項の認定の更新を受けたいので、同条第２項において準用する同法第５条の13第１項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．（略）

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項に規定する添付書類を添付してください。

（第二面）

管　　理　　計　　画

１．マンションの概要

【１．マンションの所在地】

【２．マンションの用途】～【５．マンションの階数】　（略）

【６．マンションが建設された年月】
年　月

【７．管理組合の形態】

【８．管理組合の名称】

【９．管理者等の氏名又は名称等】
【管理者等の氏名又は名称】

【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】

【管理者等の連絡先】

【10．マンションの管理形態】
□全部委託　□一部委託　□自主管理

【11．管理事務の委託先の情報】
【委託先の氏名又は名称】

【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】

【12．備考】

【13．備考】

（注意）

1．【1．マンションの名称及び所在地】から【7．マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。

2．【2．マンションの用途】及び【11．マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

3．【8．管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

(1)～(7)　（略）

4．複数の管理組合が共同で申請する場合、【9．管理組合の名称】から【12．管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

5．複数の管理者等が置かれている場合には、【10．管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者１名分を記載してください。

6．【12．管理事務の委託先の情報】の欄は、【11．マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

（第三面）

2．マンションの修繕その他の管理の方法

【1．長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
年　月　日

【2．長期修繕計画の計画期間の開始日】
年　月　日

【3．長期修繕計画の計画期間】
年

【4．備考】

（注意）

長期修繕計画が複数あり、記載事項が異なる場合は、【1．長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】から【3．長期修繕計画の計画期間】までの欄には、それぞれの長期修繕計画ごとに記載してください。

（第四面）

3．マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1．計画期間当初の修繕積立金の残高】

【2．計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】

【3．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】

（注意）

1．【1．マンションの所在地】から【6．マンションが建設された年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。

2．【2．建築物の用途】及び【10．マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

3．【7．管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

(1)～(7)　（略）

4．複数の管理組合が共同で申請する場合、【8．管理組合の名称】から【11．管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

5．複数の管理者等が置かれている場合には、【9．管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者１名分を記載してください。

6．【11．管理事務の委託先の情報】の欄は、【10．マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

（第三面）

2．マンションの修繕その他の管理の方法

【1．長期修繕計画の作成又は直近の変更の年月日】
年　月　日

【2．長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】
年　月　日

【3．長期修繕計画の計画期間】
【計画期間】　年

【4．備考】

（注意）

1．【3．長期修繕計画の計画期間】の欄は、計画作成時点からの修繕計画期間を記載してください。

（第四面）

3．マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【1．計画期間当初の修繕積立金の残高】

【2．計画期間全体で集める修繕積立金の総額】

【3．計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】

△

○

【４．機械式駐車場設備の内容】
機械式駐車場設備の有無　□有　□無
機械式駐車場設備が有る場合の内訳
【２段（ピット１段）昇降式】　台
【３段（ピット２段）昇降式】　台
【３段（ピット１段）昇降横行式】　台
【４段（ピット２段）昇降横行式】　台
【エレベーター方式・垂直循環方式】　台
【その他】　台

【５．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】

【６．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】

【７．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】
【最低額】
【最高額】

【８．計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】

【９．現在の借入金の有無】　□有　□無
※借入金がある場合には、その完済予定年月（　　年　　月）

【10．直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】

【11．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】
【滞納額】
【滞納率】

【12．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】　□有　□無

【13．備考】

（注意）
１．【３．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部分を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
２．【４．機械式駐車場設備の内容】、【９．現在の借入金の有無】及び【12．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【９．現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金がある場合には、完済の予定年月が最も遅いものを記載してください。

○

【４．機械式駐車場設備の内容】
機械式駐車場設備の有無　□有　□無
機械式駐車場設備が有る場合の内訳
【２段（ピット１段）昇降式】　台
【３段（ピット２段）昇降式】　台
【３段（ピット１段）昇降横行式】　台
【４段（ピット２段）昇降横行式】　台
【エレベーター方式（垂直循環方式）】　台
【その他】　台

【５．計画期間全体での修繕積立金の平均額】

【６．現在の借入金の有無】　□無　□有
※借入金が有る場合には、その完済予定年月（　　年　　月）

【７．直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】

【８．直前の会計年度での修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額及び滞納率】
【滞納額】
【滞納率】

【９．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】　□無　□有

【10．備考】

（注意）
１．【３．計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体での専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部分を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
２．【４．機械式駐車場設備の内容】、【６．現在の借入金の有無】及び【９．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【６．現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金が存在する場合には、完済期日が最も遅い期日を記載してください。

３．【４．機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【13．備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。

４．【５．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】及び【６．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額
＝（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）÷Ｘ÷Ｙ
計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額
＝Ｂ÷Ｘ÷Ｙ

Ａ：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
Ｂ：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
Ｃ：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
Ｘ：マンションの総専有床面積（㎡）
Ｙ：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

５．【７．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄の【最低額】及び【最高額】は、「計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額又は最高額÷マンションの総専有床面積」で算出した額を記載してください。

６．【６．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】及び【７．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄は、本申請書が、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の15第２項の認定の申請に基づき認定された管理計画に係るものである場合に記載してください。

７．【10．直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】及び【11．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

８．【11．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額÷直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額」で算出した額を記載してください。

（第五面）

４．マンションの管理組合の運営状況

【１．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】
【監事の氏名又は名称】
【理事又は使用人との兼任の有無】　□有　□無

【２．直近の集会が開かれた年月日】
年　月　日

【３．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】
【区分所有者名簿の有無】　□有　□無
【年１回以上の内容の更新の有無】　□有　□無

【４．居住者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】
【居住者名簿の有無】　□有　□無
【年１回以上の内容の更新の有無】　□有　□無

（新設）

３．【５．計画期間全体での修繕積立金の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体での修繕積立金の平均額
＝（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）÷Ｘ÷Ｙ

Ａ：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
Ｂ：計画期間全体で集める修繕積立金の総額（円）
Ｃ：計画期間全体での専用使用料等からの繰入額の総額（円）
Ｘ：マンションの総専有床面積（㎡）
Ｙ：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

（新設）

（新設）

４．【７．直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額】及び【８．直前の会計年度での修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。

５．【８．直前の会計年度での修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の会計年度での修繕積立金の３ヶ月以上の滞納額÷直前の会計年度で集める予定であった修繕積立金の総額」で算出した額を記載してください。

（第五面）

４．マンションの管理組合の運営状況

【１．監事の氏名又は名称】

【２．直近の集会が開かれた年月日】
年　月　日

【３．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】
【区分所有者名簿の有無】　□無　□有
【年１回以上内容の更新の有無】　□無　□有

【４．居住者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】
【居住者名簿の有無】　□無　□有
【年１回以上内容の更新の有無】　□無　□有

【5．管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項」の記載の有無】
□有　□無

【6．管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【7．管理規約への「管理者等及び監事の選任及び解任に関する事項」の記載の有無】
□有　□無

【8．管理規約への「管理者等及び監事の任期」の記載の有無及びその任期】　□有　□無
【管理者等の任期】
【監事の任期】

【9．管理規約への「管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【10．管理規約への「区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【11．管理規約への「集会において決議すべき事項」の記載の有無】　□有　□無

【12．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【13．備考】

（注意）
1．【1．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の欄及び【3．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】から【12．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
2．【1．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の【理事又は使用人との兼任の有無】の欄は、申請に係る管理組合が管理組合法人である場合に記載してください。

（第六面）

5．その他

【1．申請に係るマンションの防災に関する方針】
【当該方針を記載した書類の有無】　□有　□無
【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】　□有　□無
【当該方針の周知の方法】

【2．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】

【3．認定を受けた際の公表の可否】　□可　□否

【5．管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入りに関する事項」の記載】
□記載されている　□記載されていない

【6．管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載】
□記載されている　□記載されていない

【7．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】
□記載されている　□記載されていない

【8．備考】

（注意）
1．【3．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】から【7．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
（新設）

（第六面）

5．その他

【1．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】

【2．認定を受けた際の公表の可否】　□可　□否

（注意）
１．【１．申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【３．認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
２．【２．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。
（削る）

（略）

別記様式第一号の五（第一条の十三関係）（日本産業規格Ａ列４番）
（第一面）

認　定　更　新　申　請　書

年　月　日

（計画作成都道府県知事等）　殿

申請者（分譲事業者）の
主たる事務所の所在地
申請者（分譲事業者）の
名称及び代表者の氏名
申請者（分譲事業者）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18第１項の認定の更新を受けたいので、同条第２項において準用する同法第５条の15第２項の規定に基づき、申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

１．更新を申請する管理計画の認定コード

２．更新を申請する管理計画の認定年月日
年　月　日

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定コード欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　号		
係員氏名	係員氏名	

（注意）
本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第２項各号に掲げる書類を添付してください。

（注意）
（新設）

１．【１．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。
２．【２．認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

（略）

（新設）

（第二面）

管　　理　　計　　画

1．マンションの概要

【1．マンションの名称及び所在地】 【名称】 【所在地】
【2．マンションの用途】 □住宅　□住宅及び非住宅
【3．マンションの戸数】 【総戸数】　　戸 【住宅戸数】　　戸 【非住宅戸数】　　戸
【4．主な構造】　　造
【5．マンションの階数】 （地上）　　階　　（地下）　　階
【6．マンションの床面積】 【延床面積】　　㎡ 【総専有床面積】　　㎡
【7．マンションの竣工年月】 年　月
【8．管理組合の形態】
【9．マンションの管理形態】 □全部委託　□一部委託　□自主管理
【10．備考】

（注意）

1．申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。

2．【1．マンションの名称及び所在地】から【6．マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。

3．【2．マンションの用途】及び【9．マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

４．【８．管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

⑴　単棟型（住宅のみ）

⑵　単棟型（複合用途型）

⑶　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）

⑷　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）

⑸　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）

⑹　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）

⑺　その他

５．複数の管理組合を設立する予定の場合は、【９．マンションの管理形態】の欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

（第三面）

２．マンションの修繕その他の管理の方法

【１．長期修繕計画の案の作成又は直近の変更の年月日】 年　月　日
【２．長期修繕計画の案の計画期間】 年
【３．備考】

（注意）

長期修繕計画の案が複数あり、記載事項が異なる場合は、【１．長期修繕計画の案の作成又は直近の変更の年月日】及び【２．長期修繕計画の案の計画期間】までの欄には、それぞれの長期修繕計画の案ごとに記載してください。

（第四面）

３．マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【１．計画期間当初の修繕積立金の残高】
【２．計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】
【３．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】

【４．機械式駐車場設備の内容】
機械式駐車場設備の有無　□有　□無

機械式駐車場設備が有る場合の内訳
【２段（ピット１段）昇降式】　台
【３段（ピット２段）昇降式】　台
【３段（ピット１段）昇降横行式】　台
【４段（ピット２段）昇降横行式】　台
【エレベーター方式・垂直循環方式】　台
【その他】　台

【５．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】

【６．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】

【７．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】
【最低額】
【最高額】

【８．計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】

【９．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】　□有　□無

【10．備考】

（注意）
１．申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
２．【３．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部分を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。
３．【４．機械式駐車場設備の内容】及び【９．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。
４．【４．機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【10．備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。

５．【５．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】及び【６．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。

計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額
＝（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）÷Ｘ÷Ｙ
計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額
＝Ｂ÷Ｘ÷Ｙ
Ａ：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
Ｂ：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
Ｃ：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
Ｘ：マンションの総専有床面積（㎡）
Ｙ：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

６．【７．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄の【最低額】及び【最高額】は、「計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額又は最高額÷マンションの総専有床面積」で算出した額を記載してください。

（第五面）

４．マンションの管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項

【１．引継ぎを適切かつ円滑に行うための具体的な方法等】
【２．上記を実施する者の氏名又は名称等】 【実施する者の氏名又は名称】 【実施する者の住所又は主たる事務所の所在地】 【実施する者の連絡先】
【３．人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日】 年　月　日

（注意）
１．申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。
２．【２．上記を実施する者の氏名又は名称等】の欄は、【１．引継ぎを適切かつ円滑に行うための具体的な方法等】の欄に記載した事項を申請者以外の者が実施する場合に記載してください。

（第六面）

５．その他

【１．申請に係るマンションの防災に関する方針】 【当該方針を記載した書類の有無】　□有　□無 【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】　□有　□無 【当該方針の周知の方法】
【２．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【３．認定を受けた際の公表の可否】　□可　□否

（注意）

１．申請時点において記載すべき内容が確定していない場合は、予定されている内容を記載してください。

２．【１．申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【３．認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

３．【２．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

別記様式第一号の六（第一条の十四関係）（日本産業規格Ａ列４番）

認　定　更　新　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18第２項において準用する同法第５条の15｛第１項／第２項｝の規定に基づき認定の更新の申請があった管理計画について、同法第５条の18第２項において準用する同法第５条の16の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の18第２項において準用する同法第５条の17の規定に基づき通知します。

１．～３．（略）

４．更新後の認定の有効期間

年　月　日から　年　月　日まで

５．備考

別記様式第一号の七（第一条の十六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　申　請　書

（略）

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称及び
法人にあっては、その代表者の氏名
申請者の連絡先

別記様式第一号の四（第一条の十四関係）（日本産業規格Ａ列４番）

認　定　更　新　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の16第２項において準用する同法第５条の13第１項の規定に基づき認定の更新の申請があった管理計画について、同法第５条の16第２項において準用する同法第５条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の16第２項において準用する同法第５条の15の規定に基づき通知します。

１．～３．（略）

（新設）

４．備考

別記様式第一号の五（第一条の十六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　申　請　書

（略）

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあっては、その
代表者の氏名
申請者（管理者等）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の19第１項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．複数の管理者等が置かれている場合、【申請者の住所又は主たる事務所の所在地】及び【申請者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名】の欄は、代表者１名分を記載してください。

申請者が管理会社等の法人である場合には、その法人の代表者の氏名を併せて記載してください。なお、当該マンションの管理組合法人の理事が申請者である場合は、当該組合法人の名称は不要です。

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項各号に掲げる書類又は第２項各号に掲げる書類のうち、変更に係るものを添付してください。

別記様式第一号の八（第一条の十六関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

変　更　認　定　申　請　書

年　月　日

（計画作成都道府県知事等）　殿

申請者（分譲事業者）の
主たる事務所の所在地
申請者（分譲事業者）の
名称及び代表者の氏名
申請者（分譲事業者）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の19第１項の規定に基づき、同法第５条の20第１項の規定による管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

１．変更の認定を申請する管理計画の認定コード

２．変更の認定を申請する管理計画の認定年月日
年　月　日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の17第１項の規定に基づき、管理計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．複数の管理者等が置かれている場合、【申請者（管理者等）の住所又は主たる事務所の所在地】及び【申請者（管理者等）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名】の欄は、代表者１名分を記載してください。

申請者が管理会社等の法人である場合には、その法人の代表者の氏名を併せて記載してください。なお、当該マンションの管理組合法人の理事が申請者である場合は、当該組合法人の名称は不要です。

２．本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の８第１項に規定する添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

（新設）

３．マンションの名称

４．マンションの所在地

（本欄には記入しないでください。）

受　付　欄	認定コード欄	決　裁　欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号		
係員氏名	係員氏名	

（注意）
本申請書には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第１条の16第２項各号に掲げる書類を添付してください。

（第二面）

管　　理　　計　　画

１．マンションの概要

【１．マンションの名称及び所在地】 【名称】 【所在地】
【２．マンションの用途】 □住宅　□住宅及び非住宅
【３．マンションの戸数】 【総戸数】　　戸 【住宅戸数】　　戸 【非住宅戸数】　　戸
【４．主な構造】　　造
【５．マンションの階数】 （地上）　　階　　（地下）　　階
【６．マンションの床面積】 【延床面積】　　㎡ 【総専有床面積】　　㎡
【７．マンションの竣工年月】 年　月
【８．管理組合の形態】

【9．管理組合の名称】
【10．管理者等の氏名又は名称等】 【管理者等の氏名又は名称】 【管理者等の住所又は主たる事務所の所在地】 【管理者等の連絡先】
【11．マンションの管理形態】 □全部委託　□一部委託　□自主管理
【12．管理事務の委託先の情報】 【委託先の氏名又は名称】 【委託先の住所又は主たる事務所の所在地】
【13．備考】

（注意）

1．【1．マンションの名称及び所在地】から【7．マンションの竣工年月】までの欄は、管理計画の認定の対象となる建物に係る情報を記載してください。

2．【2．マンションの用途】及び【11．マンションの管理形態】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

3．【8．管理組合の形態】の欄は、次のいずれかを記載してください。

⑴　単棟型（住宅のみ）

⑵　単棟型（複合用途型）

⑶　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・住宅のみ）

⑷　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っている団地管理組合・複合用途型）

⑸　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・住宅のみ）

⑹　団地型（区分所有法第68条の規約設定を行っていない団地管理組合と棟管理組合・複合用途型）

⑺　その他

4．複数の管理組合が共同で申請する場合、【9．管理組合の名称】から【12．管理事務の委託先の情報】までの欄は、全ての管理組合に係る情報を記載してください。

5．複数の管理者等が置かれている場合には、【10．管理者等の氏名又は名称等】の欄は、代表者１名分を記載してください。代表者以外の管理者等については、第七面に管理者等全員の住所又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名並びに連絡先を記載してください。

6．【12．管理事務の委託先の情報】の欄は、【11．マンションの管理形態】の欄で「全部委託」又は「一部委託」を選んだ場合のみ記載してください。

（第三面）

２．マンションの修繕その他の管理の方法

【１．長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】 年　月　日
【２．長期修繕計画の計画期間の開始日】 年　月　日
【３．長期修繕計画の計画期間】 年
【４．備考】

（注意）

長期修繕計画が複数あり、記載事項が異なる場合は、【１．長期修繕計画の作成又は直近の変更について集会の決議をした年月日】から【３．長期修繕計画の計画期間】までの欄には、それぞれの長期修繕計画ごとに記載してください。

（第四面）

３．マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

【１．計画期間当初の修繕積立金の残高】
【２．計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額】
【３．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】
【４．機械式駐車場設備の内容】 機械式駐車場設備の有無　□有　□無 機械式駐車場設備が有る場合の内訳 【２段（ピット１段）昇降式】　台 【３段（ピット２段）昇降式】　台 【３段（ピット１段）昇降横行式】　台 【４段（ピット２段）昇降横行式】　台 【エレベーター方式・垂直循環方式】　台 【その他】　台

【5．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】
【6．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】
【7．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】 【最低額】 【最高額】
【8．計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額】
【9．現在の借入金の有無】　□有　□無 ※借入金がある場合には、その完済予定年月（　　年　　月）
【10．直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】
【11．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】 【滞納額】 【滞納率】
【12．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】　□有　□無
【13．備考】

（注意）

1．【3．計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額】の欄は、計画期間全体における専用使用料等（駐車場使用料等の特定の区分所有者がマンションの共用部分の一部分を専用使用するために納入する料金をいう。）から修繕積立金会計へ納入される額の総額を記載してください。

2．【4．機械式駐車場設備の内容】、【9．現在の借入金の有無】及び【12．管理費と修繕積立金の区分経理の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れるとともに、【9．現在の借入金の有無】の欄について、「有」を選んだ場合は、借入金の完済の予定年月を記載してください。複数の借入金がある場合には、完済の予定年月が最も遅いものを記載してください。

3．【4．機械式駐車場設備の内容】の欄において、【その他】に記載した場合は、【13．備考】に機械式駐車場の機種を記載してください。

４．【５．計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額】及び【６．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額】の欄は、以下の計算式により算出した額を記載してください。
計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額
＝（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）÷Ｘ÷Ｙ

計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額
＝Ｂ÷Ｘ÷Ｙ
Ａ：計画期間当初の修繕積立金の残高（円）
Ｂ：計画期間全体における修繕積立金の徴収金額の総額（円）
Ｃ：計画期間全体における専用使用料等からの繰入額の総額（円）
Ｘ：マンションの総専有床面積（㎡）
Ｙ：長期修繕計画の計画期間（ヶ月）

５．【７．計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額】の欄の【最低額】及び【最高額】は、「計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額又は最高額÷マンションの総専有床面積」で算出した額を記載してください。
６．【10．直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額】及び【11．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄は、該当する事業年度がない場合には記載は不要です。
７．【11．直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額及び滞納率】の欄の【滞納率】は、「直前の事業年度における修繕積立金の３ヶ月分以上の滞納額÷直前の事業年度において予定していた修繕積立金の徴収金額の総額」で算出した額を記載してください。

（第五面）

４．マンションの管理組合の運営状況

【１．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】 【監事の氏名又は名称】 【理事又は使用人との兼任の有無】　□有　□無
【２．直近の集会が開かれた年月日】 年　月　日
【３．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】 【区分所有者名簿の有無】　□有　□無 【年１回以上の内容の更新の有無】　□有　□無
【４．居住者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】 【居住者名簿の有無】　□有　□無 【年１回以上の内容の更新の有無】　□有　□無
【５．管理規約への「マンションの管理のため必要となる、管理者等のマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）により特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分への立入り及び保存行為の実施に関する事項」の記載の有無】 □有　□無
【６．管理規約への「マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保存に関する事項」の記載の有無】　□有　□無

【7．管理規約への「管理者等及び監事の選任及び解任に関する事項」の記載の有無】 □有　□無
【8．管理規約への「管理者等及び監事の任期」の記載の有無及びその任期】　□有　□無 【管理者等の任期】 【監事の任期】
【9．管理規約への「管理組合と管理者等及び監事（区分所有法第十八条第二項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引に関する事項」の記載の有無】　□有　□無
【10．管理規約への「区分所有法第三十四条第三項の規定による集会の招集の請求に関する事項」の記載の有無】　□有　□無
【11．管理規約への「集会において決議すべき事項」の記載の有無】　□有　□無
【12．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】　□有　□無
【13．備考】

（注意）

1．【1．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の欄及び【3．区分所有者名簿の有無及び年１回以上の内容の更新の有無】から【12．管理規約への「マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項」の記載の有無】までの欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

2．【1．監事の氏名又は名称及び理事又は使用人との兼任の有無】の【理事又は使用人との兼任の有無】の欄は、申請に係る管理組合が管理組合法人である場合に記載してください。

（第六面）

5．その他

【1．申請に係るマンションの防災に関する方針】 【当該方針を記載した書類の有無】　□有　□無 【当該方針のマンションの区分所有者等への周知の有無】　□有　□無 【当該方針の周知の方法】
【2．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】
【3．認定を受けた際の公表の可否】　□可　□否

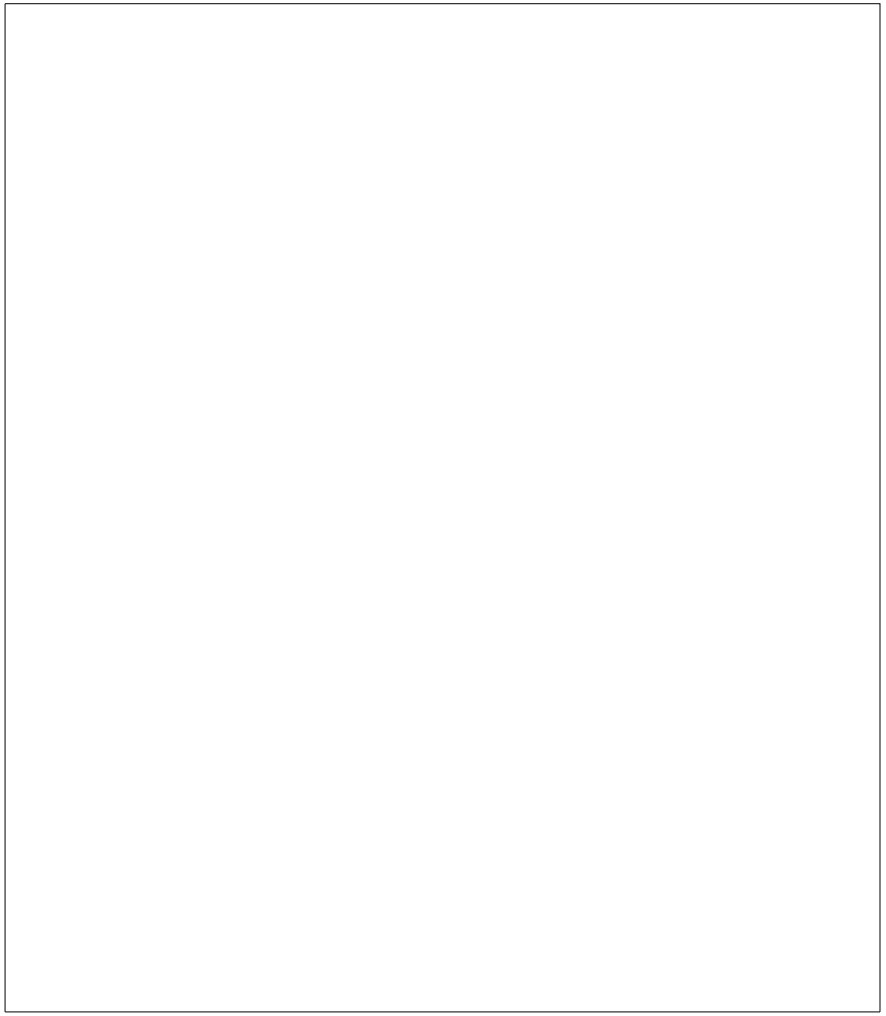
（注意）

1．【1．申請に係るマンションの防災に関する方針】及び【3.認定を受けた際の公表の可否】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」を入れてください。

2．【2．都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであることを確認するために必要な事項】の欄は、申請に係るマンションが所在する都道府県等において都道府県等マンション管理適正化指針が定められている場合に、当該指針に応じて必要な事項を記載してください。

（第七面）

6．代表者以外の管理者等



別記様式第一号の九（第一条の十七関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の19第１項の規定に基づき変更の認定の申請があった管理計画について、同条第２項において準用する同法第５条の16の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の19第２項において準用する同法第５条の17の規定に基づき通知します。

（略）

別記様式第一号の六（第一条の十七関係）（日本産業規格Ａ列４番）

変　更　認　定　通　知　書

（略）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の17第１項の規定に基づき変更の認定の申請があった管理計画について、同条第２項において準用する同法第５条の14の規定に基づき認定しましたので、同法第５条の17第２項において準用する同法第５条の15の規定に基づき通知します。

（略）

（削る）

別記様式第一号の七（第六条関係）

（Ａ４）

マンション管理士試験受験申込書

収入印紙（消印しないこと。）			

フリガナ			※　整理番号
氏名	（姓）	（名）	
生年月日	□明治 □大正 □昭和 □平成 □令和　　年　　月　　日	性別	□男□女
郵便番号	－		
フリガナ			
住所			
電話番号			
希望試験地			
試験一部免除の有無	□有　　□無		

私は、マンション管理士試験を受けたいので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第６条の規定により申し込みます。

年　　月　　日

国土交通大臣
指定試験機関代表者　　殿

氏名

備考　1　□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。

2　※印欄には、記入しないこと。

3　指定試験期間に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

別記様式第二号（第六条関係）

（Ａ４）

マンション管理士試験受験申込書

収入印紙 （消印しないこと。）			
フリガナ			※　整理番号
氏名	（姓）	（名）	
生年月日	□明治 □大正 □昭和 □平成 □令和　　年　　月　　日	性別	□男□女
郵便番号	－		
フリガナ			
住所			
電話番号			
希望試験地			
試験一部免除の有無	□有　　□無		

私は、マンション管理士試験を受けたいので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第６条の規定により申し込みます。

年　　月　　日

国土交通大臣
指定試験機関代表者　　殿

氏名

備考　１　□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。

２　※印欄には、記入しないこと。

３　指定試験期間に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。

別記様式第二号　削除

別記様式第三号（第二十五条関係）

（Ａ４）

マンション管理士登録申請書

フリガナ			※　整理番号
氏名	（姓）	（名）	
生年月日	□明治 □大正 □昭和 □平成 □令和　　年　　月　　日	性別	□男□女
郵便番号	－（住所フリガナ）		
現住所			
電話番号			
マンション管理士試験に合格した年月日	□平成 □令和　　年　　月　　日		
合格証書番号			

私は、マンション管理士の登録を受けたいので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第25条第１項の規定により申請します。

年　　月　　日

国土交通大臣
指定登録機関代表者　　殿

氏名

収入印紙（消印しないこと。）
又は領収書を貼ること。

備考　１～４　（略）

別記様式第三号（第二十五条関係）

（Ａ４）

マンション管理士登録申請書

フリガナ			※　整理番号
氏名	（姓）	（名）	
生年月日	□明治 □大正 □昭和 □平成 □令和　　年　　月　　日	性別	□男□女
郵便番号	－（住所フリガナ）		
現住所			
フリガナ			
本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍）			
電話番号			
マンション管理士試験に合格した年月日	□平成 □令和　　年　　月　　日		
合格証書番号			

私は、マンション管理士の登録を受けたいので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第25条第１項の規定により申請します。

年　　月　　日

国土交通大臣
指定登録機関代表者　　殿

氏名

収入印紙（消印しないこと。）
又は領収書を貼ること。

備考　１～４　（略）

別記様式第五号（第二十六条関係）

（略）

マンション管理士登録簿

（略）

(1)～(3)　（略）

(4)　性別

(5)～(8)　（略）

別記様式第六号（第二十七条関係）

（Ａ４）

マンション管理士登録証

氏　　名

（　　年　　月　　日生）

住　　所

性　　別

試験の合格年月日

合格証書番号

登録番号

登録年月日

国土交通大臣
指定登録機関代表者　　㊞

発行番号　第　　号

別記様式第五号（第二十六条関係）

（略）

マンション管理士登録簿

（略）

(1)～(3)　（略）

(4)　本籍　　性別

(5)～(8)　（略）

別記様式第六号（第二十七条関係）

（Ａ４）

マンション管理士登録証

氏　　名

（　　年　　月　　日生）

住　　所

本　　籍

性　　別

試験の合格年月日

合格証書番号

登録番号

登録年月日

国土交通大臣
指定登録機関代表者　　㊞

発行番号　第　　号

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。）第五条の二十第一項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 （維持保全に関する基準） **第五条の二**　法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の二十第一項に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） （第二面） 長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画 １．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項 〔建築物に関する事項〕 【１．地名地番】～【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略） 【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の20第１項に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有 （注意） （削る） １．～３．（略）	（長期優良住宅建築等計画等の認定の申請） **第二条**　（略） ２・３　（略） ４　法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請をしようとする者のうち、法第六条第八項の規定の適用を受けようとする者は、第一項の申請書の正本及び副本並びに添付図書にマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の十二に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。第五条の二において「マンション管理適正化法」という。）第五条の十八に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添えて、所管行政庁に提出するものとする。 （維持保全に関する基準） **第五条の二**　法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分及び設備について、国土交通大臣が定めるところにより点検の時期及び内容がマンション管理適正化法第五条の十八に規定する認定管理計画に定められていることとする。 第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番） （略） （第二面） 長　期　優　良　住　宅　建　築　等　計　画 １．建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項 〔建築物に関する事項〕 【１．地名地番】～【11．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略） 【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有 （注意） １．【６．建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ２．～４．（略）

４．【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の20第１項に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の20第１項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

５．（略）

（略）

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　維　持　保　全　計　画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の20第１項に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～３．（略）

４．【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の20第１項に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の20第１項に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（略）

５．【12．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

６．（略）

（略）

第一号の三様式（第二条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

（第二面）

長　期　優　良　住　宅　維　持　保　全　計　画

１．維持保全をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【１．地名地番】～【10．住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第５項の適用の有無】　（略）
【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】　□無　□有

（注意）

１．～３．（略）

４．【11．マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の18に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第１条の12に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の18に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。

（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　次に掲げる認定の申請であって、この省令の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

一　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正法第六条の規定による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「旧適正化法」という。）第五条の十三第一項（旧適正化法第五条の十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定又は認定の更新の申請

二　施行日前にされた旧適正化法第五条の十七第一項の規定による変更の認定の申請

３　施行日前に旧適正化法第五条の十四の認定（施行日以後に前項第一号の規定によりなお従前の例によりされた認定を含む。）を受けた管理計画認定マンションに関する改正法第六条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の十九第一項の変更の認定については、なお従前の例による。

○環境省令第二十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

環境大臣　石原　宏高

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官） **第三条**　（略） ２～５　（略） ６　環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（以下「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下「非営利環境保全活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。 二～五　（略） ７・８　（略） （環境金融推進室） **第四条**　環境経済課に、環境金融推進室を置く。 ２　環境金融推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に関するもの（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。）のうち金融に関する施策に係るものに限る。）。 二　環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に関するもの（環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに他局の所掌に属するものを除く。）のうち金融に関する施策に係るものに限る。）。 ３　環境金融推進室に、室長を置く。 （保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室） **第七条**　（略） ２～８　（略） ９　熱中症対策室に、室長を置く。 （特別国際交渉官） **第九条**　（略） ２　特別国際交渉官は、命を受けて、地球環境保全について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球環境保全に関する政策の企画及び立案の支援を行う。	（企画評価・政策プロモーション室、環境研究技術室及び環境教育推進室並びに調査官） **第三条**　（略） ２～５　（略） ６　環境教育推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（以下この項において「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（以下この項において「非営利環境保全活動」という。）の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。 二～五　（略） ７・８　（略） （市場メカニズム室） **第四条**　環境経済課に、市場メカニズム室を置く。 ２　市場メカニズム室は、環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に限る。）をつかさどる。 ３　市場メカニズム室に、室長を置く。 （保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室） **第七条**　（略） ２～８　（略） ９　熱中症対策室に室長を置く。 （特別国際交渉官） **第九条**　（略） ２　特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項、次条第二項第一号及び第二号並びに第十二条第二項において同じ。）の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第十条　（略）

2　脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号及び第十二条第二項において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）。

二　（略）

三　我が国における温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3～5　（略）

（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　脱炭素ビジネス推進室は、地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務（環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関するもの（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十二条に定めるところにより行うものに限る。）並びに温室効果ガス算定排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量をいう。）の算定、報告及び公表に関するものを除く。）をつかさどる。

5～8　（略）

（気候変動国際協力室）

第十二条　国際地球温暖化対策推進課に、気候変動国際協力室を置く。

2　気候変動国際協力室は、地球温暖化の防止に関する他国又は国際機関との交渉及び当該交渉に係る国際協力に関する事務をつかさどる。

3　気候変動国際協力室に、室長を置く。

（海域環境管理室）

第十五条　海洋環境課に、海域環境管理室を置く。

2・3　（略）

（削る）

（生物多様性戦略推進室及び生物多様性ビジネス推進室）

第十九条　自然環境計画課に、生物多様性戦略推進室及び生物多様性ビジネス推進室を置く。

2　生物多様性戦略推進室は、生物の多様性の確保に関する基本的な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（野生生物課及び生物多様性ビジネス推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

第十条　（略）

2　脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）。

二　（略）

三　我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量の算定及び公表に関すること。

3～5　（略）

（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第十一条　（略）

2・3　（略）

4　脱炭素ビジネス推進室は、地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務をつかさどる。

5～8　（略）

（気候変動国際交渉室）

第十二条　国際連携課に、気候変動国際交渉室を置く。

2　気候変動国際交渉室は、地球温暖化の防止に関する他国又は国際機関との交渉に関する事務をつかさどる。

3　気候変動国際交渉室に、室長を置く。

（海域環境管理室及び企画官）

第十五条　海洋環境課に、海域環境管理室及び企画官を置く。

2・3　（略）

4　企画官は、命を受けて、海洋環境課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（生物多様性戦略推進室）

第十九条　自然環境計画課に、生物多様性戦略推進室を置く。

2　生物多様性戦略推進室は、生物の多様性の確保に関する基本的な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（野生生物課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　（略）

４　生物多様性ビジネス推進室は、生物の多様性の確保に資する経済への移行に関する施策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

５　生物多様性ビジネス推進室に、室長を置く。

（循環型社会推進室及び企画官）

第二十二条　（略）

２　（略）

３　循環型社会推進室に、室長を置く。

附　則

この省令は、令和八年八月一日から施行する。

○防衛省令第十九号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）の一部の施行に伴い、及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六の二第六項第四号の規定に基づき、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令の一部を改正する省令

自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和六年防衛省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
３　（略） （新設） （新設） （循環型社会推進室及び企画官） **第二十二条**　（略） ２　（略） ３　循環型社会推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	３　（略） （新設） （新設） （循環型社会推進室及び企画官） **第二十二条**　（略） ２　（略） ３　循環型社会推進室に、室長を置く。
（高額療養費） **第十六条**　令第十七条の六各項及び第十七条の六の二の二第一項から第五項までの規定により高額療養費の支給を受けようとする自衛官等は、別紙様式第五の月間の高額療養費請求書を実施機関の長に提出しなければならない。 ２　自衛官等が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、前項の請求書に、当該各号に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。 一～四　［略］ 五　令第十七条の六の二の二第一項第五号に該当する者 ３　［略］ ４　令第十七条の六第三項の規定による認定（次項において単に「認定」という。）については、第十八条第一項又は第六項の規定による認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十七条の六の二の二第一項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 ５　認定を受けようとする自衛官等が令第十七条の六の二の二第一項第五号に該当するときは、第三項で定める医療に関する給付の実施機関を経由して、次に掲げる事項を実施機関の長に申し出ることができる。 一～三　［略］ 四　当該自衛官等が令第十七条の六の二の二第一項第五号に該当している旨 ６～14　［略］	（高額療養費） **第十六条**　令第十七条の六各項及び第十七条の六の二各項の規定により高額療養費の支給を受けようとする自衛官等は、別紙様式第五の高額療養費請求書を実施機関の長に提出しなければならない。 ２　自衛官等が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、前項の請求書に、当該各号に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。 一～四　［同上］ 五　令第十七条の六の二第一項第五号に該当する者 ３　［同上］ ４　令第十七条の六第三項の規定による認定（次項において単に「認定」という。）については、第十八条第一項又は第六項の規定による認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十七条の六の二第一項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 ５　認定を受けようとする自衛官等が令第十七条の六の二第一項第五号に該当するときは、第三項で定める医療に関する給付の実施機関を経由して、次に掲げる事項を実施機関の長に申し出ることができる。 一～三　［同上］ 四　当該自衛官等が令第十七条の六の二第一項第五号に該当している旨 ６～14　［同上］

第十六条の二　令第十七条の六の二各号及び第十七条の六の二の二第六項の規定により高額療養費の支給を受けようとする基準日自衛官等（令第十七条の六の二に規定する基準日自衛官等をいう。以下この条において同じ。）は、別紙様式第七の二の年間の高額療養費請求書を実施機関の長に提出しなければならない。

2　基準日自衛官等が令第十七条の六の二の二第六項第四号に該当する者である場合には、前項の請求書に、当該者に該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。

3　精算対象者（計算期間（令第十七条の六の二に規定する計算期間をいう。）の途中で死亡した被扶養者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）が死亡した日その他これに準ずる日において、当該精算対象者を扶養する自衛官等は、当該精算対象者に係る高額療養費の金額の算定の申請を行うことができる。この場合において、当該申請を行う者を第一項の基準日自衛官等とみなして、同項及び前項の規定を適用する。

（高額療養費算定基準額）

第十七条　令第十七条の六の二の二第一項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した療養、同条第二項に規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養又は同条第三項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養（令第十七条の六第三項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。）に要した費用の額は、令第十七条の六第一項第一号に掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を合算した額と同項第二号に掲げる額とを合算した金額若しくは同項第一号イからニまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

一～六　［略］

2　令第十七条の六の二の二第一項第五号に規定する防衛省令で定めるものは、令第十七条の六第一項の規定又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十七条の六の三第一項第五号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3　令第十七条の六の二の二第五項第二号に規定する防衛省令で定めるものに係る療養は、健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定めるものに係る療養とする。

4　令第十七条の六の二の二第六項第四号に規定する防衛省令で定める者は、令第十七条の六の二の規定又は国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四の二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十七条の六の三第一項第五号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

［条を加える。］

（高額療養費算定基準額）

第十七条　令第十七条の六の二第一項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した療養、同条第二項に規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養又は同条第三項第一号から第三号までに規定する防衛省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養（令第十七条の六第三項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。）に要した費用の額は、令第十七条の六第一項第一号に掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を合算した額と同項第二号に掲げる額とを合算した金額若しくは同項第一号イからニまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

一～六　［同上］

2　令第十七条の六の二第一項第五号に規定する防衛省令で定めるものは、令第十七条の六第一項の規定又は国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第十七条の六の三第一項第五号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3　令第十七条の六の二第五項第二号に規定する防衛省令で定めるものに係る療養は、健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定めるものに係る療養とする。

［項を加える。］

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十八条　［略］

２　［略］

３　自衛官限度額適用認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、自衛官限度額適用認定証を実施機関の長に返納しなければならない。

一～三　［略］

四　令第十七条の六の三第一項第一号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十七条の六の三第一項第二号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十七条の六の三第一項第三号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十七条の六の三第一項第四号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき。

五　［略］

４～７　［略］

８　限度額適用証の交付を受けた自衛官等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、限度額適用証を実施機関の長に返納しなければならない。

一・二　［略］

三　令第十七条の六の三第一項第五号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき。

四　［略］

９～11　［略］

別紙様式第五（第十六条関係）

月間の高額療養費請求書（　　年　　月分）

自衛官診療証記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	（　年　月　日生）
医療機関名又は薬局名及びその住所			
傷病名			
初診年月日	年　月　日	年　月　日	
療養期間	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	
本人に係る負担額	円		
被扶養者に係る負担額	円		
今回の療養を受けた月以前１２月間に受けた療養（被扶養者の受けたものを含む。）について高額療養費の支給を既に３回以上受けているときは、その年月及び金額			
請求額	円		

上記のとおり必要書類を添付の上申請します。

（実施機関の長）殿

年　月　日

請求者　住所

氏名

振込先口座（職員名義の国内口座を記入）公金受取口座希望（　する　／　しない　）

（公金受取口座への振込を希望する場合は、公金受取口座の「する」を選択し、振込先は記入不要です。）

銀行　支店　普通／当座　口座番号　名義人（フリガナ）

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十八条　［同上］

２　［同上］

３　自衛官限度額適用認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、自衛官限度額適用認定証を実施機関の長に返納しなければならない。

一～三　［同上］

四　令第十七条の六の三第一項第一号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十七条の六の三第一項第二号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十七条の六の三第一項第三号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十七条の六の三第一項第四号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき。

五　［同上］

４～７　［同上］

８　限度額適用証の交付を受けた自衛官等は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、限度額適用証を実施機関の長に返納しなければならない。

一・二　［同上］

三　令第十七条の六の三第一項第五号に掲げる者が令第十七条の六の二の二第一項第五号に掲げる者に該当しなくなったとき。

四　［同上］

９～11　［同上］

別紙様式第五（第十六条関係）

高額療養費請求書（　　年　　月分）

自衛官診療証記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	（　年　月　日生）
医療機関名又は薬局名及びその住所			
傷病名			
初診年月日	年　月　日	年　月　日	
療養期間	年　月　日から 年　月　日まで	年　月　日から 年　月　日まで	
本人に係る負担額	円		
被扶養者に係る負担額	円		
今回の療養を受けた月以前１２月間に受けた療養（被扶養者の受けたものを含む。）について高額療養費の支給を既に３回以上受けているときは、その年月及び金額			
請求根拠			
算式			
請求額	円		

上記のとおり必要書類を添付の上申請します。

（実施機関の長）殿

年　月　日

請求者　住所

氏名

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４番

［表面　略］

別紙様式第九（裏面）

注　意　事　項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。
2　この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。
3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、必ずこの証を資格確認書に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、５日以内にこの証を発行者に返納してください。
5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２の２第１項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同項第４号に掲げる者である場合は「エ」と記載すること。

別紙様式第七の二（第十六の二条関係）

年間の高額療養費請求書

自衛官診療証記号番号		所属・階級 氏名 （生年月日）	（　年　月　日生）
自衛官被扶養者 氏名 （生年月日）	（　年　月　日生）		（　年　月　日生）
計算期間 （始期及び終期）	年　月　日から 年　月　日まで		
基準日自衛官等が計算期間における自衛官等であった間に、高額療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月			
請求額	円		

上記のとおり必要書類を添付の上申請します。
（実施機関の長）殿
年　月　日
請求者　住所
氏名

振込先口座（職員名義の国内口座を記入）公金受取口座希望（　する　／　しない　）
（公金受取口座への振込を希望する場合は、公金受取口座の「する」を選択し、振込先は記入不要です。）

普通
＿＿＿銀行＿＿＿支店　当座　口座番号＿＿＿　名義人（ふりがな）＿＿＿

［同上］

別紙様式第九（裏面）

注　意　事　項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。
2　この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに１か月につき、別に定められた額を限度とします。
3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、必ずこの証を資格確認書に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、５日以内にこの証を発行者に返納してください。
5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２第１項第２号に掲げる者である場合は「ア」と、同項第３号に掲げる者である場合は「イ」と、同項第１号に掲げる者である場合は「ウ」と、同項第４号に掲げる者である場合は「エ」と記載すること。

［様式を加える。］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第四十条第二項の規定による申請）

第二条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（以下この条において「改正令」という。）附則第四十条第二項の規定による申請は、この省令による改正後の自衛官等に対する療養の給付等に関する省令別紙様式第七の二の年間の高額療養費請求書に、改正令第十五条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下この条において「第十五条改正後防衛省給与令」という。）第十七条の六の二に規定する基準日（第十五条改正後防衛省給与令第十七条の六の三第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の自衛官等（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の三第一項に規定する自衛官等であって、第十五条改正後防衛省給与令第十七条の六の二の二第六項第四号に掲げる者を除く。）である者に該当している旨を付記することによって行うものとする。

（経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［表面　略］

別紙様式第十一（裏面）

注　意　事　項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。
2　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額の減額が行われます。
(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、別に定められた額を限度とします。
(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、必ずこの証を資格確認書等に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、５日以内にこの証を発行者に返納してください。
5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２の２第１項第５号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

［同上］

別紙様式第十一（裏面）

注　意　事　項

1　この証は各面をよく読んで大切に持っていてください。
2　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養に係る標準負担額の減額が行われます。
(1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、別に定められた額を限度とします。
(2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額とします。
3　医療機関若しくは薬局又は指定訪問看護事業者について療養を受けるときには、その窓口で電子資格確認を受けるか、必ずこの証を資格確認書等に添えてその窓口で渡してください。入院療養を受ける場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
4　自衛官等としての身分を失ったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、有効期限に達したとき又は高齢者医療を受けることができるようになったときは、５日以内にこの証を発行者に返納してください。
5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
6　表面の記載事項に変更があったときは、遅滞なく発行者に差し出して訂正を受けてください。

備考１　用紙の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
２　「男女」欄は、該当しない文字を消すこと。
３　「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
４　適用区分欄には、適用対象者が防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第１７条の６の２第１項第５号に掲げる者である場合は「オ」と記載すること。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年七月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三〇―一一五

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（夜間特殊業務手当） **第二十三条の二**　夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。 一～十一　（略） 十二　内閣衛星情報センターに所属する職員　情報収集衛星（国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）第三条第一号ハに規定する情報収集衛星をいう。）に関する業務で人事院の定めるもの 十三・十四　（略） 2　（略）	（夜間特殊業務手当） **第二十三条の二**　夜間特殊業務手当は、次の各号に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。 一～十一　（略） 十二　内閣衛星情報センターに所属する職員　情報収集衛星（内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第二項第一号に規定する情報収集衛星をいう。）に関する業務で人事院の定めるもの 十三・十四　（略） 2　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第八十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十五号）附則第二条及び第三条の規定に基づき、内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示

（内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体の一部改正）

第一条　内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（令和八年内閣府告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第五号を次のように改める。

五　府令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体は、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県取手市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城

県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県白井市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県いすみ市、千葉県酒々井町、千葉県神崎町、千葉県東庄町、千葉県横芝光町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県鋸南町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

市及び熊本県玉東町とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準
東京都大島町	告示別表第一の0270163の項に係る機能要件
福島県郡山市、千葉県富里市、千葉県多古町、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市、奈良県高取町、奈良県明日香村	告示別表第一の0270329の項、0270431の項、0270432の項、0270434の項、0270437の項に係る機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第一の0270028の項、0270069の項、0270077の項、0270130の項、0270131の項、0270148の項、0270254の項、0270255の項、0270256の項、0270346の項、0270347の項、0270348の項、0270422の項に係る機能要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の0270008の項、0270068の項、0270143の項、0270148の項、0270152の項、0270202の項、0270234の項、0270245の項、0270255の項、0270262の項、0270275の項、0270320の項、0270323の項に係る機能要件

北海道小樽市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県十津川村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第一の0270008の項、0270068の項、0270143の項、0270148の項、0270152の項、0270202の項、0270234の項、0270245の項、0270255の項、0270262の項、0270275の項、0270320の項、0270323の項に係る機能要件
北海道函館市、北海道旭川市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第一の0270005の項、0270008の項、0270107の項、0270108の項、0270217の項、0270249の項、0270329の項、0270336の項、0270346の項、0270347の項、0270348の項、0270396の項、0270400の項、0270409の項、0270419の項、0270422の項、0270431の項、0270433の項、0270439の項、0270441の項、0270443の項、0270451の項に係る機能要件
熊本県八代市、熊本県玉名市	告示別表第一の0270008の項、0270009の項、0270012の項、0270044の項、0270077の項、0270114の項、0270115の項、0270116の項、0270117の項、0270118の項、0270119の項、0270128の項、0270134の項、0270148の項、0270202の項、0270234の項、0270245の項、0270255の項、0270262の項、0270275の項、0270320の項、0270323の項、0270329の項、0270332の項、0270338の項、0270346の項、0270347の項、0270348の項、0270426の項に係る機能要件

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三号関係）

地方公共団体	帳票要件の標準
福島県郡山市、千葉県富里市、千葉県多古町、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市、奈良県高取町、奈良県明日香村	告示別表第二の0270008の項、0270055の項、0270058の項、0270059の項に係る帳票要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第二の0270025の項、0270072の項に係る帳票要件
北海道函館市、北海道旭川市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第二の0270009の項、0270016の項、0270020の項、0270025の項、0270032の項、0270039の項、0270041の項、0270055の項、0270056の項、0270057の項、0270058の項、0270060の項、0270062の項、0270066の項、0270069の項、0270072の項、0270074の項、0270076の項、0270078の項、0270079の項に係る帳票要件

（内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日の一部改正）

第二条　内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童手当システム及び内閣総理大臣が定める日（令和八年内閣府告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

地方公共団体	適用日
北海道北見市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道豊浦町、北海道厚真町、青森県青森市、青森県おいらせ町、岩手県北上市、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県石巻市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県会津若松市、埼玉県川越市、埼玉県加須市、埼玉県狭山市、埼玉県蕨市、埼玉県入間市、埼玉県日高市、千葉県銚子市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都文京区、東京都台東区、東京都大田区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都町田市、東京都狛江市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、神奈川県相模原市、神奈川県逗子市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県若狭町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐	

阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県御殿場市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県知立市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県東郷町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県美浜町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県桑名市、三重県亀山市、三重県朝日町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府宇治市、大阪府堺市、大阪府八尾市、大阪府富田林市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府田尻町、兵庫県姫路市、兵庫県加古川市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県南あわじ市、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県桜井市、奈良県平群町、奈良県斑鳩町、奈良県御杖村、奈良県吉野町、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県徳島市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県松茂町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道訓子府町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県平内町、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、青森県南部町、岩手県盛岡市、宮城県塩竈市、宮城県山元町、宮城県大郷町、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県古殿町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、栃木県宇都宮市、埼玉県川口市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県市原市、千葉県浦安市、東京都新宿区、東京都目黒区、東京都北区、東京都荒川区、東京都調布市、東京都小平市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県加賀市、石川県かほく市、福井県福井市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、山梨県昭和町、長野県長野市、長野県松本市、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県湖西市、静岡県函南町、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県碧南市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県四日市市、三重県いなべ市、滋賀県豊郷町、大阪府高槻市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府羽曳野市、大阪府高石市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府熊取町、大阪府河南町、大阪府千早赤阪村、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、奈良県大淀町、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、島根県松江市、広島県三次市、広島県東広島市、山口県	令和10年４月１日

上関町、徳島県阿南市、香川県三木町、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	
宮城県仙台市、千葉県千葉市、千葉県八千代市、東京都中央区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、静岡県沼津市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、愛知県東海市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府豊中市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、和歌山県田辺市、鳥取県鳥取市、島根県雲南市、岡山県岡山市、広島県福山市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、福岡県北九州市、福岡県福岡市、鹿児島県鹿児島市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、埼玉県新座市、神奈川県小田原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県刈谷市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府交野市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市、宮崎県宮崎市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、神奈川県横浜市、神奈川県鎌倉市、神奈川県茅ヶ崎市、石川県金沢市、石川県小松市、大阪府大阪市、大阪府池田市、広島県広島市、山口県下関市、熊本県熊本市	令和13年４月１日

○内閣府告示第八十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第二条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第十七号）附則第二条及び第三条の規定に基づき、内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体及び子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が定める日の一部を改正する告示

（内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体の一部改正）

第一条　内閣総理大臣が認める地方公共団体の子ども・子育て支援システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（令和八年内閣府告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第五号を次のように改める。

五　府令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣が定める地方公共団体は、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県鶴岡市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県日立市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県前橋市、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県嬬恋村、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県上尾市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県袖ケ浦市、千葉県印西市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都港区、東京都江東区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、長野県飯田市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、福岡県糸島市、佐賀県有田町、長崎県長崎市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県八代市、熊本県玉名市、熊本県玉東町及び大分県大分市とする。

別表第１を次のように改める。

地方公共団体	機能要件の標準
岩手県岩手町、東京都大島町、大阪府交野市	告示別表第１の0280538の項、0280617の項に係る機能要件
福島県郡山市、千葉県富里市、千葉県多古町、東京都昭島市、奈良県生駒市、奈良県高取町、奈良県明日香村	告示別表第１の0280012の項、0280013の項、0280016の項、0280019の項、0280020の項、0280022の項、0280030の項、0280033の項、0280063の項、0280064の項、0280066の項、0280088の項、0280092の項、0280100の項、0280115の項、0280138の項、0280170の項、0280180の項、0280181の項、0280194の項、0280195の項、0280227の項、0280229の項、0280231の項、0280264の項、0280348の項、0280349の項、0280355の項、0280356の項、0280367の項、0280399の項、0280416の項、0280421の項、0280463の項、0280466の項、0280477の項、0280478の項、0280484の項、0280503の項、0280505の項、0280507の項、0280509の項、0280510の項、0280538の項、0280540の項、0280608の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項、0280622の項に係る機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県嬬恋村、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第１の0280004の項、0280006の項、0280030の項、0280057の項、0280059の項、0280064の項、0280072の項、0280079の項、0280080の項、0280149の項、0280154の項、0280170の項、0280203の項、0280217の項、0280222の項、0280224の項、0280227の項、0280229の項、0280231の項、0280232の項、0280275の項、0280288の項、0280297の項、0280314の項、0280317の項、0280325の項、0280328の項、0280355の項、0280361の項、0280366の項、0280477の項、0280478の項、0280484の項、0280503の項、0280505の項、0280510の項、0280527の項、0280530の項、0280550の項、0280551の項、0280568の項、0280574の項、0280579の項、0280581の項、0280585の項、0280592の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項に係る機能要件
北海道稚内市、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県南相馬市、福島県国見町、福島県新地町、茨城県牛久市、千葉県佐倉市、東京都八丈町、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県瀬戸市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府岬町、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、香川県坂出市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県大野城市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第１の0280340の項、0280347の項、0280348の項、0280349の項、0280355の項、0280356の項、0280361の項、0280364の項、0280473の項に係る機能要件

北海道旭川市、東京都青梅市、神奈川県大和市、静岡県伊東市、大阪府柏原市、福岡県春日市、福岡県苅田町、沖縄県那覇市、沖縄県名護市	告示別表第１の0280001の項、0280004の項、0280006の項、0280010の項、0280012の項、0280013の項、0280014の項、0280015の項、0280019の項、0280042の項、0280066の項、0280074の項、0280077の項、0280083の項、0280100の項、0280117の項、0280118の項、0280119の項、0280120の項、0280121の項、0280122の項、0280123の項、0280126の項、0280127の項、0280131の項、0280132の項、0280148の項、0280149の項、0280154の項、0280195の項、0280216の項、0280224の項、0280227の項、0280229の項、0280231の項、0280295の項、0280302の項、0280340の項、0280342の項、0280356の項、0280361の項、0280364の項、0280366の項、0280367の項、0280402の項、0280418の項、0280433の項、0280441の項、0280443の項、0280444の項、0280446の項、0280448の項、0280460の項、0280473の項、0280484の項、0280500の項、0280503の項、0280505の項、0280507の項、0280509の項、0280510の項、0280538の項、0280549の項、0280551の項、0280552の項、0280574の項、0280576の項、0280611の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項、0280621の項に係る機能要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第１の0280064の項、0280072の項、0280100の項、0280104の項、0280149の項、0280215の項、0280217の項、0280227の項、0280231の項、0280235の項、0280270の項、0280272の項、0280275の項、0280276の項、0280297の項、0280302の項、0280308の項、0280314の項、0280316の項、0280325の項、0280347の項、0280350の項、0280355の項、0280356の項、0280400の項、0280402の項、0280479の項、0280494の項、0280503の項、0280510の項、0280520の項、0280532の項、0280538の項、0280539の項、0280540の項、0280550の項、0280551の項、0280552の項、0280559の項、0280561の項、0280563の項、0280565の項、0280567の項、0280568の項、0280572の項、0280574の項、0280576の項、0280577の項、0280581の項、0280583の項、0280584の項、0280585の項、0280592の項、0280594の項、0280596の項に係る機能要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道当別町、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県十津川村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡	告示別表第１の0280064の項、0280072の項、0280100の項、0280104の項、0280149の項、0280215の項、0280217の項、0280227の項、0280231の項、0280235の項、0280264の項、0280270の項、0280272の項、0280275の項、0280276の項、0280297の項、0280302の項、0280308の項、0280314の項、0280316の項、0280325の項、0280347の項、0280350の項、0280355の項、0280356の項、0280479の項、0280494の項、0280503の項、0280510の項、0280520の項、0280530の項、0280532の項、0280538の項、0280539の項、0280540の項、0280550の項、0280551の項、0280552の項、0280559の項、0280561の項、0280563の項、0280565の項、0280567の項、0280568の項、0280572の項、0280574の項、0280576の項、0280577の項、0280581の項、0280583の項、0280584の項、0280585の項、0280592の項、0280594の項、0280596の項に係る機能要件

県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	
山形県鶴岡市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第１の0280012の項、0280019の項、0280030の項、0280088の項、0280110の項、0280111の項、0280212の項、0280215の項、0280217の項、0280221の項、0280224の項、0280227の項、0280229の項、0280231の項、0280234の項、0280264の項、0280267の項、0280269の項、0280270の項、0280272の項、0280275の項、0280281の項、0280284の項、0280286の項、0280295の項、0280297の項、0280302の項、0280304の項、0280305の項、0280308の項、0280314の項、0280317の項、0280324の項、0280325の項、0280326の項、0280327の項、0280328の項、0280332の項、0280347の項、0280348の項、0280349の項、0280355の項、0280356の項、0280358の項、0280359の項、0280360の項、0280361の項、0280366の項、0280379の項、0280389の項、0280390の項、0280394の項、0280400の項、0280405の項、0280414の項、0280417の項、0280422の項、0280433の項、0280446の項、0280448の項、0280449の項、0280471の項、0280473の項、0280479の項、0280484の項、0280489の項、0280494の項、0280497の項、0280500の項、0280503の項、0280505の項、0280509の項、0280510の項、0280531の項、0280538の項、0280539の項、0280540の項、0280548の項、0280551の項、0280559の項、0280561の項、0280563の項、0280565の項、0280567の項、0280568の項、0280574の項、0280576の項、0280577の項、0280579の項、0280581の項、0280583の項、0280584の項、0280585の項、0280592の項、0280594の項、0280596の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項に係る機能要件
福岡県糸島市、熊本県八代市、熊本県玉名市	告示別表第１の0280012の項、0280013の項、0280019の項、0280046の項、0280079の項、0280088の項、0280092の項、0280118の項、0280119の項、0280120の項、0280121の項、0280122の項、0280123の項、0280134の項、0280154の項、0280176の項、0280203の項、0280229の項、0280231の項、0280235の項、0280272の項、0280288の項、0280302の項、0280314の項、0280319の項、0280355の項、0280372の項、0280417の項、0280422の項、0280441の項、0280443の項、0280456の項、0280484の項、0280510の項、0280551の項、0280568の項、0280608の項、0280611の項、0280617の項、0280618の項、0280619の項、0280620の項に係る機能要件

別表第二を次のように改める。

地方公共団体	帳票要件の標準
福島県郡山市、千葉県富里市、千葉県多古町、東京都昭島市、奈良県生駒市、奈良県高取町、奈良県明日香村	告示別表第２の0280059の項、0280060の項、0280061の項、0280062の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県嬬恋村、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清	告示別表第２の0280006の項、0280007の項、0280015の項、0280017の項、0280033の項、0280034の項、0280055の項、0280056の項、0280105の項、0280116の項、0280117の項、0280133の項、0280136の項、0280138の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件

川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	
北海道稚内市、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県滝沢市、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県白河市、福島県二本松市、福島県南相馬市、福島県国見町、福島県新地町、茨城県牛久市、千葉県佐倉市、東京都八丈町、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県瀬戸市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県多気町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府岬町、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、香川県坂出市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県大野城市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第２の0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
北海道旭川市、東京都青梅市、神奈川県大和市、静岡県伊東市、大阪府柏原市、福岡県春日市、福岡県苅田町、沖縄県那覇市、沖縄県名護市	告示別表第２の0280013の項、0280015の項、0280017の項、0280090の項、0280105の項、0280112の項、0280114の項、0280116の項、0280126の項、0280131の項、0280133の項、0280134の項、0280153の項に係る帳票要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第２の0280006の項、0280007の項、0280013の項、0280017の項、0280023の項、0280031の項、0280032の項、0280033の項、0280034の項、0280035の項、0280046の項、0280055の項、0280059の項、0280104の項、0280107の項、0280112の項、0280116の項、0280122の項、0280123の項、0280126の項、0280131の項、0280133の項、0280134の項、0280135の項、0280136の項、0280138の項、0280139の項、0280142の項、0280154の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道当別町、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県	告示別表第２の0280006の項、0280007の項、0280013の項、0280017の項、0280023の項、0280030の項、0280031の項、0280032の項、0280033の項、0280034の項、0280035の項、0280046の項、0280055の項、0280059の項、0280104の項、0280107の項、0280112の項、0280116の項、0280117の項、0280122の項、0280123の項、0280126の項、0280131の項、0280133の項、0280134の項、0280135の項、0280136の項、0280138の項、0280139の項、

豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府門真市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県十津川村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	0280142の項、0280154の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
山形県鶴岡市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第２の0280001の項、0280002の項、0280003の項、0280006の項、0280007の項、0280008の項、0280011の項、0280013の項、0280015の項、0280017の項、0280019の項、0280020の項、0280023の項、0280025の項、0280030の項、0280031の項、0280033の項、0280034の項、0280035の項、0280036の項、0280039の項、0280041の項、0280042の項、0280044の項、0280046の項、0280053の項、0280055の項、0280056の項、0280057の項、0280059の項、0280061の項、0280062の項、0280067の項、0280068の項、0280069の項、0280077の項、0280078の項、0280079の項、0280082の項、0280083の項、0280084の項、0280085の項、0280088の項、0280090の項、0280091の項、0280099の項、0280101の項、0280102の項、0280104の項、0280105の項、0280107の項、0280109の項、0280112の項、0280114の項、0280116の項、0280119の項、0280120の項、0280122の項、0280123の項、0280131の項、0280133の項、0280134の項、0280135の項、0280136の項、0280138の項、0280139の項、0280142の項、0280164の項、0280165の項、0280166の項、0280167の項、0280168の項、0280169の項、0280170の項、0280171の項、0280172の項、0280173の項、0280174の項、0280175の項、0280176の項、0280177の項、0280178の項、0280179の項、0280180の項、0280181の項、0280182の項、0280183の項、0280184の項、0280185の項、0280186の項に係る帳票要件
福岡県糸島市、熊本県八代市、熊本県玉名市	告示別表第２の0280023の項、0280025の項、0280035の項、0280042の項、0280044の項、0280046の項、0280047の項、0280056の項、0280117の項、0280118の項、0280119の項に係る帳票要件

（子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システム及び内閣総理大臣が定める日の一部改正）

第二条　子ども・子育て支援システムに関して内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する子ども・子育て支援システム及び内閣総理大臣が定める日（令和八年内閣府告示第十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

地方公共団体	適用日
北海道函館市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道北斗市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道雨竜町、北海道南富良野町、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道豊浦町、北海道厚真町、青森県青森市、青森県十和田市、青森県おいらせ町、岩手県北上市、岩手県金ケ崎町、宮城県石巻市、宮城県岩沼市、秋田県大館市、埼玉県川越市、埼玉県加須市、埼玉県蕨市、埼玉県新座市、埼玉県富士見市、埼玉県日高市、千葉県銚子市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県習志野市、千葉県勝浦市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都中央区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都練馬区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都町田市、東京都小平市、東京都東村山市、東京都国立市、東京都狛江市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県小田原市、神奈川県逗子市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県若狭町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白	

川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県新城市、愛知県知立市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県東郷町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県美浜町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、三重県桑名市、三重県亀山市、三重県朝日町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府宇治市、大阪府堺市、大阪府富田林市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府田尻町、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県加古川市、兵庫県宝塚市、兵庫県南あわじ市、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県桜井市、奈良県平群町、奈良県斑鳩町、奈良県吉野町、和歌山県和歌山市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県呉市、広島県三原市、広島県福山市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、徳島県徳島市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県松茂町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県福岡市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県川崎町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県西都市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道訓子府町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県平内町、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、青森県南部町、宮城県塩竈市、宮城県大河原町、宮城県山元町、宮城県大郷町、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県米沢市、山形県東根市、福島県福島市、福島県いわき市、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県古殿町、福島県川内村、福島県浪江町、栃木県宇都宮市、埼玉県川口市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県入間市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県市原市、東京都品川区、東京都大田区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都足立区、東京都調布市、東京都武蔵村山市、東京都稲城市、東京都瑞穂町、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県茅ヶ崎市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県加賀市、石川県かほく市、福井県福井市、福井県鯖江市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、山梨県昭和町、長野県長野市、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県焼津市、静岡県湖西市、静岡県函南町、愛知県一宮市、愛知県春日井市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県いなべ市、滋賀県豊郷町、大阪府高槻市、大阪府守口市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府泉佐野市、大阪府羽曳野市、大阪府高石市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府熊取町、大阪府河南町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、奈良県大淀町、和歌山県橋本市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、島根県松江市、広島県三次市、広島県東広島市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、香川県三木町、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	令和10年４月１日
宮城県仙台市、秋田県秋田市、福島県会津若松市、千葉県千葉市、千葉県八千代市、東京都目黒区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都葛飾区、新潟県新潟市、長野県松本市、静岡県沼津市、静岡県袋井市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、愛知県東海市、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府豊中市、大阪府吹田市、兵庫県神戸市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県川西市、和歌山県田辺市、鳥取県鳥取市、島根県雲南市、岡山県岡山市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、福岡県北九州市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県盛岡市、岩手県奥州市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、埼玉県狭山市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、愛知県刈谷市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府和泉市、兵庫県豊岡市、兵庫県三田市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、熊本県熊本市、大分県別府市、宮崎県宮崎市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、神奈川県横浜市、石川県金沢市、石川県小松市、大阪府大阪市、大阪府池田市、兵庫県伊丹市、広島県広島市、山口県下関市	令和13年４月１日

附　則

（適用期日）

1　この告示は、告示の日から適用する。

（子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準の一部改正）

2　子ども・子育て支援法施行令附則第二十条の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準（平成二十年内閣府告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第二十条」を「第十五条」に改める。

○内閣府告示第八十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号）附則第二条及び第三条の規定に基づき、内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体等の一部を改正する告示を次のように定め、告示の日から適用する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体等の一部を改正する告示

（内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体の一部改正）

第一条　内閣総理大臣が認める地方公共団体の児童扶養手当システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置及び内閣総理大臣が認める地方公共団体（令和八年内閣府告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

第五号を次のように改める。

五　府令附則第二条第二項に規定する内閣総理大臣が認める地方公共団体は、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県大江町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県小川町、埼玉県東秩父村、埼玉県宮代町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県白井市、千葉県南房総市、千葉県香取市、千葉県いすみ市、神奈川県大井町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市及び長崎県松浦市とする。

別表第一を次のように改める。

地方公共団体	機能要件の標準
神奈川県綾瀬市	告示別表第一の0200126の項、0200130の項に係る機能要件
北海道旭川市、青森県五所川原市、福島県郡山市、千葉県富里市、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市	告示別表第一の0200014の項、0200021の項、0200022の項、0200033の項、0200115の項、0200145の項、0200148の項、0200156の項、0200157の項、0200169の項、0200174の項、0200175の項、0200182の項、0200210の項、0200232の項、0200254の項、0200259の項、0200267の項、0200292の項、0200348の項、0200365の項、0200379の項、0200380の項、0200390の項、0200399の項、0200405の項、0200409の項、0200413の項、0200418の項、0200422の項、0200426の項、0200428の項、0200432の項、0200437の項、0200443の項、0200461の項、0200466の項、0200468の項、0200470の項、0200477の項、0200480の項、0200481の項、0200484の項、0200486の項、0200488の項、0200490の項、0200493の項に係る機能要件
宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県大江町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県小川町、埼玉県東秩父村、埼玉県宮代町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、神奈川県大井町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市	告示別表第一の0200002の項、0200042の項、0200142の項、0200154の項、0200161の項、0200164の項、0200173の項、0200178の項、0200201の項、0200220の項、0200246の項、0200259の項、0200264の項、0200267の項、0200278の項、0200281の項、0200282の項、0200288の項、0200300の項、0200304の項、0200348の項、0200373の項、0200478の項、0200486の項、0200490の項、0200492の項、0200493の項、0200496の項に係る機能要件
北海道三笠市、北海道中富良野町	告示別表第一の0200162の項、0200164の項、0200169の項、0200187の項、0200196の項、0200255の項、0200267の項、0200277の項、0200285の項、0200310の項に係る機能要件
北海道函館市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第一の0200099の項、0200123の項、0200127の項、0200135の項、0200161の項、0200162の項、0200164の項、0200165の項、0200169の項、0200173の項、0200186の項、0200187の項、0200196の項、0200209の項、0200220の項、0200236の項、0200237の項、0200244の項、0200255の項、0200267の項、0200268の項、0200277の項、0200285の項、0200304の項、0200310の項、0200332の項、0200340の項、0200348の項、0200373の項、0200411の項、0200430の項、0200450の項、0200451の項、0200474の項、0200477の項、0200486の項、0200488の項、0200490の項、0200492の項、0200493の項、0200496の項に係る機能要件

長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村	告示別表第一の0200036の項、0200117の項、0200129の項、0200155の項、0200173の項、0200342の項、0200348の項、0200369の項、0200373の項に係る機能要件
岡山県矢掛町、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県吉野川市、徳島県佐那河内村、徳島県板野町、大分県津久見市	告示別表第一の0200007の項、0200008の項、0200350の項、0200373の項に係る機能要件

別表第二を次のように改める。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道旭川市、青森県五所川原市、福島県郡山市、千葉県富里市、東京都昭島市、大阪府和泉市、奈良県生駒市	告示別表第二の0200018の項、0200031の項、0200033の項、0200034の項に係る帳票要件
宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県大江町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県小川町、埼玉県横瀬町、埼玉県東秩父村、埼玉県宮代町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、神奈川県大井町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市	告示別表第二の0200012の項、0200015の項、0200024の項、0200031の項、0200033の項、0200034の項に係る帳票要件
北海道三笠市、北海道中富良野町	告示別表第二の0200011の項、0200015の項、0200018の項、0200020の項、0200029の項、0200033の項、0200034の項、0200037の項、0200042の項に係る帳票要件
北海道函館市、山形県鶴岡市、福島県福島市、埼玉県上尾市、東京都港区、東京都江東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都青梅市、東京都東久留米市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、大阪府東大阪市、長崎県長崎市、大分県大分市	告示別表第二の0200011の項、0200012の項、0200015の項、0200018の項、0200020の項、0200022の項、0200024の項、0200025の項、0200026の項、0200029の項、0200033の項、0200034の項、0200037の項に係る帳票要件
長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県八代市、熊本県玉名市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村	告示別表第二の0200012の項に係る帳票要件

（内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童扶養手当システム及び内閣総理大臣が定める日の一部改正）

第二条　内閣総理大臣が認める地方公共団体が利用する児童扶養手当システム及び内閣総理大臣が定める日（令和八年内閣府告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

地方公共団体	適用日
北海道北見市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、青森県青森市、宮城県石巻市、秋田県秋田市、秋田県大館市、埼玉県川越市、埼玉県加須市、埼玉県狭山市、埼玉県蕨市、埼玉県入間市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、埼玉県日高市、千葉県銚子市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、東京都文京区、東京都台東区、東京都大田区、東京都杉並区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都町田市、神奈川県、神奈川県相模原市、神奈川県逗子市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、新潟県新潟市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、福井県、福井県敦賀市、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県川辺町、静岡県静岡市、愛知県、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県新城市、愛知県知立市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、三重県桑名市、三重県亀山市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府宇治市、大阪府、大阪府富田林市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、兵庫県、兵庫県姫路市、兵庫県加古川市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県南あわじ市、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県桜井市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、徳島県徳島市、徳島県美馬市、徳島県石井町、徳島県神山町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県粕屋町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県菊池市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県菊陽町、熊本県益城町、熊本県氷川町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県日出町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日

北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道夕張市、北海道岩見沢市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道登別市、北海道恵庭市、北海道伊達市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道北斗市、青森県八戸市、青森県黒石市、岩手県盛岡市、宮城県塩竈市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県米沢市、山形県東根市、福島県いわき市、福島県伊達市、栃木県宇都宮市、埼玉県川口市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県新座市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県市原市、千葉県浦安市、東京都新宿区、東京都北区、東京都荒川区、東京都調布市、東京都小平市、東京都狛江市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都稲城市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、福井県福井市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、長野県長野市、長野県松本市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県伊東市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県御前崎市、静岡県伊豆の国市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県春日井市、愛知県碧南市、愛知県稲沢市、愛知県知多市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県みよし市、三重県津市、三重県四日市市、三重県いなべ市、大阪府豊中市、大阪府高槻市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府寝屋川市、大阪府羽曳野市、大阪府高石市、大阪府島本町、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県相生市、兵庫県高砂市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、鳥取県、島根県松江市、広島県三次市、広島県東広島市、徳島県阿南市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、長崎県、長崎県西海市、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県御船町、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村	令和10年４月１日
山形県、福島県会津若松市、千葉県千葉市、千葉県八千代市、東京都中央区、東京都世田谷区、東京都豊島区、石川県、静岡県静岡市、静岡県沼津市、静岡県袋井市、愛知県豊橋市、愛知県豊田市、愛知県東海市、三重県鈴鹿市、滋賀県大津市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県明石市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、和歌山県田辺市、鳥取県鳥取市、島根県雲南市、広島県福山市、徳島県、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県三豊市、愛媛県四国中央市、高知県、福岡県北九州市、福岡県福岡市、大分県、鹿児島県鹿児島市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県、岩手県奥州市、宮城県、宮城県仙台市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、秋田県、福島県須賀川市、茨城県、栃木県、栃木県小山市、埼玉県さいたま市、神奈川県小田原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県、岐阜県、愛知県刈谷市、滋賀県、福島県、京都府、大阪府交野市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、岡山県、広島県府中町、大分県別府市、宮崎県宮崎市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、埼玉県本庄市、神奈川県横浜市、神奈川県茅ヶ崎市、石川県金沢市、石川県小松市、大阪府大阪市、大阪府池田市、奈良県、広島県広島市、山口県下関市、熊本県熊本市	令和13年４月１日

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十七条第三項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向 事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争	第１　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向 事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争

力そのものを損なうことのみならず、サプライチェーンの安定性に影響を及ぼすとともに、当該事業者に対する外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンイノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第二十六項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕組みにあわせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十七項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を、法第六十八条第一項の規定に基づく認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。）から取得しようとする場合には、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関からの指導及び助言も受けつつ、確実に守るべき技術等情報を見極めることが重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第２に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

第２　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する施策に関する基本的な事項

１　（略）

２　主務省は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関又は法第二条第二十六項に規定する技術等情報漏えい防止措置を実施する事業者からの要請も踏まえつつ、技術等情報漏えい防止措置に関するパンフレットの作成及び配布、技術等情報漏えい防止措置に係る説明会の開催その他の技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に関し必要な知識及び能力の向上を図るために必要な施策を適切に実施するものとする。また、技術等情報漏えい防止措置に関する自己チェックリストの作成及び配布その他の技術等情報漏えい防止措置を実施しようとする事業者が技術等情報漏えい防止措置を適切に実施しているかどうかを自ら確認するために必要な施策を適切に実施するものとする。

３・４　（略）

力そのものを損なうことのみならず、サプライチェーンの安定性に影響を及ぼすとともに、当該事業者に対する外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンイノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第二十五項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕組みにあわせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十六項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を、法第六十八条第一項の規定に基づく認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認証機関」という。）から取得しようとする場合には、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関からの指導及び助言も受けつつ、確実に守るべき技術等情報を見極めることが重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第２に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

第２　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する施策に関する基本的な事項

１　（略）

２　主務省は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関又は法第二条第二十五項に規定する技術等情報漏えい防止措置を実施する事業者からの要請も踏まえつつ、技術等情報漏えい防止措置に関するパンフレットの作成及び配布、技術等情報漏えい防止措置に係る説明会の開催その他の技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に関し必要な知識及び能力の向上を図るために必要な施策を適切に実施するものとする。また、技術等情報漏えい防止措置に関する自己チェックリストの作成及び配布その他の技術等情報漏えい防止措置を実施しようとする事業者が技術等情報漏えい防止措置を適切に実施しているかどうかを自ら確認するために必要な施策を適切に実施するものとする。

３・４　（略）

第３　技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について法第六十八条第一項の認定の基準となるべき事項

１・２　（略）

３　法第二条第二十七項第一号に掲げる業務から生じるリスクに対して、保険、準備金等により備える対応をしていること。

第４　中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

１　（略）

２　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一　法第二条第二十七項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの義務項目を明確に示すこと等により、中小企業者において過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二　法第二条第二十七項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極め等についての指導及び助言を実施する場合には、必要に応じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、当該業務の対象となる中小企業者を取り巻く事業環境等の必要な情報（独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供できる範囲の情報であって、当該範囲について独立行政法人中小企業基盤整備機構との間で合意を得たものに限る。）の提供を求めること。

三　（略）

３　（略）

第３　技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について法第六十八条第一項の認定の基準となるべき事項

１・２　（略）

３　法第二条第二十六項第一号に掲げる業務から生じるリスクに対して、保険、準備金等により備える対応をしていること。

第４　中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

１　（略）

２　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一　法第二条第二十六項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの義務項目を明確に示すこと等により、中小企業者において過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二　法第二条第二十六項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極め等についての指導及び助言を実施する場合には、必要に応じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、当該業務の対象となる中小企業者を取り巻く事業環境等の必要な情報（独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供できる範囲の情報であって、当該範囲について独立行政法人中小企業基盤整備機構との間で合意を得たものに限る。）の提供を求めること。

三　（略）

３　（略）

附　則

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示を次のように定め、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十七条第三項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示

技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営 1　文書の作成 産業競争力強化法（以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき認定を受けようとする者（認定を受けた者を含む。以下総称してこの告示において「機関」という。）は、この告示で求められている事項であって、その機関内で法第二条第二十七項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務に関係する者が従うべきものを文書（当該文書の改正等を管理するための手順に係るものを含む。）として作成し、保管するとともに、当該関係する者が常に利用できるようにするものとする。 2　秘密の保護 機関は、認証業務（法第二条第二十七項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であって、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもって管理するものとする。ただし、公知化されている情報、認証業務若しくは指導助言業務の実施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過程において公知化された情報又は秘密保持に関する契約において秘密保持の対象から明確に除外されている情報については、この限りでない。 一～五　（略） 3　（略）	第一　基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営 1　文書の作成 産業競争力強化法（以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき認定を受けようとする者（認定を受けた者を含む。以下総称してこの告示において「機関」という。）は、この告示で求められている事項であって、その機関内で法第二条第二十六項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務に関係する者が従うべきものを文書（当該文書の改正等を管理するための手順に係るものを含む。）として作成し、保管するとともに、当該関係する者が常に利用できるようにするものとする。 2　秘密の保護 機関は、認証業務（法第二条第二十六項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であって、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。以下同じ。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもって管理するものとする。ただし、公知化されている情報、認証業務若しくは指導助言業務の実施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過程において公知化された情報又は秘密保持に関する契約において秘密保持の対象から明確に除外されている情報については、この限りでない。 一～五　（略） 3　（略）

附　則

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○個人情報保護委員会告示第八号

国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）
目次	目次
［略］	［同左］
【凡例】	【凡例】
［略］	［同左］
※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年７月31日）時点の条番号を示すものとする。	※　なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和８年４月１日）時点の条番号を示すものとする。
１～３　［略］	１～３　［同左］
４　適用の範囲	４　適用の範囲
４－１　法第５章の規律対象となる主体	４－１　法第５章の規律対象となる主体
［略］	［同左］
４－１－１　行政機関等	４－１－１　行政機関等
(1)　行政機関	(1)　行政機関
「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。	「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第２条第８項）。
①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）	①　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第１号）（※）

機関	法律の規定
［略］	［略］
復興庁	復興庁設置法（平成23年法律第125号）第２条
都市再生本部	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第３条
［略］	［略］
原子力防災会議	原子力基本法（昭和30年法律第186号）第３条の３
国家安全保障会議	国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第１条
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条

機関	法律の規定
［同左］	［同左］
復興庁	復興庁設置法（平成23年法律第125号）第２条
国家安全保障会議	国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第１条
都市再生本部	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第３条
［同左］	［同左］
原子力防災会議	原子力基本法（昭和30年法律第186号）第３条の３
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条

［略］	［略］
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）第26条
船舶活用医療推進本部	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和３年法律第79号）第７条
人工知能戦略本部	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和７年法律第53号）第19条
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和８年法律第28号）第２条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条

（※）令和８年７月31日時点において存続するもの

②～⑥　［略］

(2)～(6)　［略］

４－１－２　［略］

４－２　［略］

５～11　［略］

［同左］	［同左］
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第70条の２の２
船舶活用医療推進本部	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和３年法律第79号）第７条
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第65号）第26条
人工知能戦略本部	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和７年法律第53号）第19条
人事院	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第３条

（※）令和８年４月１日時点において存続するもの

②～⑥　［同左］

(2)～(6)　［同左］

４－１－２　［同左］

４－２　［同左］

５～11　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和八年七月三十一日から施行する。

○デジタル庁・総務省告示第二十七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第九号）附則第二条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体のクラウド利用情報システム並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうちサイバーセキュリティ等に関する標準を定める命令附則第二条第一項の内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体のクラウド利用情報システム並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	クラウド利用情報システム	適用日
福島県只見町	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和４年デジタル庁・総務省令第１号。以下「共同省令」という。）第１条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「児童手当システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第２条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「子ども・子育て支援システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第３条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「住民記録システム」という。）	令和９年４月１日

	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和４年政令第１号）第５号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「印鑑登録システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第５条各号に規定する事務のうち選挙人名簿の管理に関する事務の処理に係るシステム（以下「選挙人名簿管理システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第６条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「税務システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第13条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「介護保険システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第14条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「国民健康保険システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第15条に規定する事務の処理に係るシステム（以下「後期高齢者医療システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第16条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「国民年金システム」という。）	令和９年４月１日
	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和８年デジタル庁・総務省令第10号）第２条第２号に規定する機能（以下「共通機能」という。）	令和９年４月１日
福島県西会津町	児童手当システム	令和９年４月１日
	子ども・子育て支援システム	令和９年４月１日
	住民記録システム	令和９年４月１日
	印鑑登録システム	令和９年４月１日
	選挙人名簿管理システム	令和９年４月１日
	税務システム	令和９年４月１日
	共同省令第９条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「健康管理システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第12条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「障害者福祉システム」という。）	令和９年４月１日
	介護保険システム	令和９年４月１日
	国民健康保険システム	令和９年４月１日
	後期高齢者医療システム	令和９年４月１日
	国民年金システム	令和９年４月１日
	共通機能	令和９年４月１日
福島県猪苗代町	住民記録システム	令和９年４月１日
福島県泉崎村	児童手当システム	令和９年４月１日
	子ども・子育て支援システム	令和９年４月１日
	住民記録システム	令和９年４月１日
	共同省令第４条各号及び第７条第２号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「戸籍附票システム」という。）	令和９年４月１日
	印鑑登録システム	令和９年４月１日
	選挙人名簿管理システム	令和９年４月１日
	税務システム	令和９年４月１日

	共同省令第７条第１号、第５号及び第６号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「戸籍情報システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第７条第３号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「人口動態調査事務システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第７条第４号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「火葬等許可事務システム」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第８条各号に規定する事務（同条第１号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステム（以下「就学事務システム（学齢簿編製等）」という。）	令和９年４月１日
	共同省令第８条第１号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステム（以下「就学事務システム（就学援助）」という。）	令和９年４月１日
	障害者福祉システム	令和９年４月１日
	介護保険システム	令和９年４月１日
	国民健康保険システム	令和９年４月１日
	後期高齢者医療システム	令和９年４月１日
	国民年金システム	令和９年４月１日
	共通機能	令和９年４月１日
福島県中島村	児童手当システム	令和９年４月１日
	子ども・子育て支援システム	令和９年４月１日
	住民記録システム	令和９年４月１日
	戸籍附票システム	令和９年４月１日
	印鑑登録システム	令和９年４月１日
	選挙人名簿管理システム	令和９年４月１日
	税務システム	令和９年４月１日
	戸籍情報システム	令和９年４月１日
	人口動態調査事務システム	令和９年４月１日
	火葬等許可事務システム	令和９年４月１日
	就学事務システム（学齢簿編製等）	令和９年４月１日
	就学事務システム（就学援助）	令和９年４月１日
	健康管理システム	令和９年４月１日
	障害者福祉システム	令和９年４月１日
	介護保険システム	令和９年４月１日
	国民健康保険システム	令和９年４月１日
	後期高齢者医療システム	令和９年４月１日
	国民年金システム	令和９年４月１日
	共通機能	令和９年４月１日

福島県矢吹町	児童手当システム	令和９年４月１日
	子ども・子育て支援システム	令和９年４月１日
	住民記録システム	令和９年４月１日
	印鑑登録システム	令和９年４月１日
	選挙人名簿管理システム	令和９年４月１日
	税務システム	令和９年４月１日
	就学事務システム（学齢簿編製等）	令和９年４月１日
	就学事務システム（就学援助）	令和９年４月１日
	健康管理システム	令和９年４月１日
	障害者福祉システム	令和９年４月１日
	介護保険システム	令和９年４月１日
	国民健康保険システム	令和９年４月１日
	後期高齢者医療システム	令和９年４月１日
	国民年金システム	令和９年４月１日
	共通機能	令和９年４月１日
福島県玉川村	児童手当システム	令和９年４月１日
	子ども・子育て支援システム	令和９年４月１日
	住民記録システム	令和９年４月１日
	戸籍附票システム	令和９年４月１日
	印鑑登録システム	令和９年４月１日
	選挙人名簿管理システム	令和９年４月１日
	税務システム	令和９年４月１日
	戸籍情報システム	令和９年４月１日
	人口動態調査事務システム	令和９年４月１日
	火葬等許可事務システム	令和９年４月１日
	健康管理システム	令和９年４月１日
	障害者福祉システム	令和９年４月１日
	介護保険システム	令和９年４月１日
	国民健康保険システム	令和９年４月１日
	後期高齢者医療システム	令和９年４月１日
	国民年金システム	令和９年４月１日
	共通機能	令和９年４月１日

福島県平田村	児童手当システム	令和９年４月１日
	子ども・子育て支援システム	令和９年４月１日
	住民記録システム	令和９年４月１日
	印鑑登録システム	令和９年４月１日
	選挙人名簿管理システム	令和９年４月１日
	税務システム	令和９年４月１日
	就学事務システム（学齢簿編製等）	令和９年４月１日
	就学事務システム（就学援助）	令和９年４月１日
	健康管理システム	令和９年４月１日
	介護保険システム	令和９年４月１日
	国民健康保険システム	令和９年４月１日
	後期高齢者医療システム	令和９年４月１日
	国民年金システム	令和９年４月１日
	共通機能	令和９年４月１日
福島県小野町	児童手当システム	令和９年４月１日
	子ども・子育て支援システム	令和９年４月１日
	住民記録システム	令和９年４月１日
	印鑑登録システム	令和９年４月１日
	選挙人名簿管理システム	令和９年４月１日
	税務システム	令和９年４月１日
	就学事務システム（学齢簿編製等）	令和９年４月１日
	就学事務システム（就学援助）	令和９年４月１日
	健康管理システム	令和９年４月１日
	障害者福祉システム	令和９年４月１日
	介護保険システム	令和９年４月１日
	国民健康保険システム	令和９年４月１日
	後期高齢者医療システム	令和９年４月１日
	国民年金システム	令和９年４月１日
	共通機能	令和９年４月１日

福島県檜葉町	児童手当システム	令和９年４月１日
	子ども・子育て支援システム	令和９年４月１日
	住民記録システム	令和９年４月１日
	印鑑登録システム	令和９年４月１日
	選挙人名簿管理システム	令和９年４月１日
	税務システム	令和９年４月１日
	健康管理システム	令和９年４月１日
	障害者福祉システム	令和９年４月１日
	介護保険システム	令和９年４月１日
	国民健康保険システム	令和９年４月１日
	後期高齢者医療システム	令和９年４月１日
	国民年金システム	令和９年４月１日
	共通機能	令和９年４月１日
福島県浪江町	戸籍附票システム	令和９年４月１日
	戸籍情報システム	令和９年４月１日
	人口動態調査事務システム	令和９年４月１日
	火葬等許可事務システム	令和９年４月１日
福島県郡山市	戸籍附票システム	令和10年４月１日
	戸籍情報システム	令和10年４月１日
	人口動態調査事務システム	令和10年４月１日
	火葬等許可事務システム	令和10年４月１日
	共通機能	令和10年４月１日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○デジタル庁・総務省告示第二十八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）附則第三条の規定に基づき、令和八年デジタル庁・総務省告示第二十号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第三条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能に係る機能要件を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める令（令和四年政令第二百三号）の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能に係る機能要件を定める告示第一号の表を次のように改める。

地方公共団体	機能要件の標準
北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県那珂川町、群馬県中之条町、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、和歌山県紀美野町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、長崎県諫早市、熊本県玉東町	令和８年デジタル庁・総務省告示第16号（以下「告示」という。）別表第１の0290011の項、0290012の項、0290013の項及び0290030の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道稚内市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道新冠町、北海道弟子屈町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、秋田県潟上市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県河北町、山形県舟形町、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県田村市、福島県本宮市、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県平田村、福島県小野町、茨城県牛久市、千葉県佐倉市、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県小田原市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、愛知県岡崎市、愛知県瀬戸市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県加西市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、徳島県阿波市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第２の0300001の項、0300003の項、0300004の項、0300005の項、0300006の項、0300008の項及び0300011の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
青森県五所川原市、宮城県塩竈市、山形県米沢市、埼玉県所沢市、東京都品川区、東京都大島町、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、愛知県豊橋市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、大阪府枚方市、大阪府寝屋川市、兵庫県伊丹市、兵庫県丹波市、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、徳島県徳島市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、宮崎県宮崎市	告示別表第４の0320001の項、0320008の項及び0320021の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
宮城県大郷町、茨城県龍ケ崎市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県市原市、東京都中央区、東京都豊島区、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、愛知県一宮市、滋賀県大津市、大阪府河南町、奈良県黒滝村、岡山県西粟倉村、広島県呉市、広島県福山市	告示別表第４の0320001の項、0320008の項及び0320021の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川	告示別表第４の0320022の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	
北海道稚内市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道新冠町、北海道弟子屈町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、秋田県潟上市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県河北町、山形県舟形町、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県田村市、福島県本宮市、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県平田村、福島県小野町、茨城県牛久市、千葉県佐倉市、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県小田原市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、愛知県岡崎市、愛知県瀬戸市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県加西市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、徳島県阿波市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県大野城市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町	告示別表第５の0340002の項、0340005の項、0340006の項、0340010の項、0340012の項、0340013の項、0340016の項、0340017の項、0340018の項及び0340027の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
東京都大島町	告示別表第６の0360002の項、0360026の項、0360030の項、0360031の項、0360033の項、0360034の項、0360036の項、0360040の項、0360041の項、0360045の項、0360107の項、0360114の項、0360130の項、0360177の項、0360200の項、0360230の項、0360231の項、0360247の項、0360248の項、0360259の項、0360272の項、0360278の項、0360279の項、0360284の項、0360289の項、0360305の項、0360317の項、0360340の項、0360352の項、0360357の項、0360375の項、0360377の項、0360405の項、0360406の項、0360433の項、0360442の項、0360451の項、0360453の項、0360456の項、0360461の項及び0360467の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県長与町、熊本県玉東町	告示別表第６の0360083の項、0360085の項、0360104の項、0360105の項、0360106の項、0360107の項、0360112の項、0360127の項、0360155の項、0360156の項、0360177の項、0360179の項、0360187の項、0360190の項、0360202の項、0360204の項、0360209の項、0360213の項、0360214の項、0360215の項、0360222の項、0360223の項、0360227の項、0360228の項、0360235の項、0360248の項、0360249の項、0360251の項、0360265の項、0360267の項、0360277の項、0360285の項、0360292の項、0360293の項、0360294の項、0360295の項、0360296の項、0360301の項、0360305の項、0360306の項、0360312の項、0360317の項、0360327の項、0360331の項、0360334の項、0360389の項、0360396の項、0360402の項、0360411の項、0360413の項、0360438の項、0360439の項、0360443の項、0360452の項、0360454の項及び0360458の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
	告示別表第６の0360018の項、0360079の項、0360100の項、0360106の項、0360114の項、0360117の項、0360122の項、0360123の項、0360124の項、0360126の項、0360128の項、

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	0360130の項、0360139の項、0360143の項、0360147の項、0360172の項、0360176の項、0360199の項、0360200の項、0360201の項、0360222の項、0360223の項、0360252の項、0360259の項、0360300の項、0360301の項、0360302の項、0360304の項、0360312の項、0360327の項、0360333の項、0360345の項、0360347の項、0360348の項、0360349の項、0360380の項、0360406の項、0360437の項、0360443の項及び0360460の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第６の0360018の項、0360079の項、0360100の項、0360106の項、0360114の項、0360117の項、0360122の項、0360123の項、0360124の項、0360126の項、0360128の項、0360130の項、0360139の項、0360143の項、0360147の項、0360172の項、0360176の項、0360199の項、0360200の項、0360201の項、0360222の項、0360223の項、0360252の項、0360259の項、0360300の項、0360301の項、0360302の項、0360304の項、0360312の項、0360327の項、0360333の項、0360345の項、0360347の項、0360348の項、0360349の項、0360380の項、0360406の項、0360437の項、0360443の項及び0360460の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
福島県福島市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市	告示別表第６の0360063の項、0360110の項及び0360249の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
茨城県水戸市、群馬県前橋市、群馬県高崎市、群馬県伊勢崎市、群馬県沼田市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県吉岡町、群馬県上野村、群馬県神流町、群馬県南牧村、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、埼玉県熊谷市、埼玉県所沢市、埼玉県春日部市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県桶川市、埼玉県寄居町、東京都新宿区、東京都墨田区、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都小金井市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都福生市、東京都東大和市、東京都羽村市、東京都あきる野市	告示別表第６の0360425の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
宮城県気仙沼市、千葉県市原市、長崎県長崎市、沖縄県宮古島市	告示別表第７の0370090の項、0370124の項、0370170の項、0370173の項、0370195の項、0370196の項、0370197の項、0370198の項、0370199の項、0370200の項、0370201の項、0370202の項、0370230の項、0370231の項、0370245の項及び0370252の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

青森県五所川原市、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、東京都品川区、長野県長野市、長野県松本市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県丹波市、奈良県黒滝村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、山口県下関市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県三木町、香川県綾川町、高知県高知市	告示別表第７の0370196の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第７の0370075の項、0370083の項、0370111の項、0370144の項、0370157の項、0370168の項、0370171の項、0370182の項、0370183の項、0370197の項、0370198の項、0370217の項、0370230の項、0370247の項及び0370255の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
福島県福島市、神奈川県藤沢市	告示別表第７の0370049の項、0370111の項、0370169の項、0370182の項、0370189の項、0370217の項、0370218の項及び0370226の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省・デジタル庁告示第二十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）附則第四条の規定に基づき、令和八年デジタル庁・総務省告示第二十一号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の規定に基づき内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示）の全部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令附則第四条の内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体並びに内閣総理大臣及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道音更町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県六ヶ所村、青森県おいらせ町、青森県風間浦村、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県南相馬市、福島県新地町、埼玉県川越市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県富里市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都世田谷区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都八王子市、東京都昭島市、東京都町田市、東京都国立市、東京都狛江市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県出雲崎町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、長野県佐久穂町、長野県長和町、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県泰阜村、長野県豊丘村、長野県生坂村、長野県木島平村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静	

岡県湖西市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、静岡県森町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県愛西市、愛知県弥富市、愛知県東郷町、愛知県大治町、愛知県武豊町、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宇治市、京都府城陽市、京都府久御山町、大阪府吹田市、大阪府守口市、大阪府茨木市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県相生市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県香美町、奈良県奈良市、奈良県大和郡山市、奈良県桜井市、和歌山県和歌山市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県、山口県山口市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県勝浦町、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県芗北町、大分県日田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道訓子府町、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県八戸市、青森県平内町、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県南部町、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県岩沼市、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県古殿町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県川口市、埼玉県東松山市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、千葉県市川市、千葉県松戸市、千葉県多古町、東京都台東区、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都調布市、東京都稲城市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、神奈川県平塚市、神奈川県逗子市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、山梨県昭和町、岐阜県海津市、岐阜県養老町、静岡県、愛知県津島市、愛知県刈谷市、愛知県大府市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県あま市、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県美浜町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、三重県津市、三重県四日市市、三重県亀山市、三重県朝日町、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府宮津市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府木津川市、京都府精華町、大阪府泉佐野市、大阪府和泉市、大阪府高石市、兵庫県宝塚市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県山添村、奈良県平群町、奈良県斑鳩町、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県王寺町、奈良県吉野町、和歌山県橋本市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、島根県雲南市、広島県三次市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、大分県中津市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	令和10年４月１日
宮城県東松島市、福島県郡山市、千葉県船橋市、東京都荒川区、東京都葛飾区、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、新潟県新潟市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、愛知県東海市、京都府綾部市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、兵庫県赤穂市、岡山県岡山市、福岡県北九州市、福岡県福岡市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県奥州市、埼玉県さいたま市、埼玉県狭山市、神奈川県秦野市、神奈川県海老名市、鳥取県倉吉市、広島県広島市、広島県東広島市、広島県府中町、大分県別府市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、宮城県、宮城県村田町、宮城県山元町、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県加須市、埼玉県本庄市、埼玉県羽生市、埼玉県蕨市、千葉県千葉市、千葉県浦安市、東京都中野区、神奈川県、神奈川県横浜市、神奈川県鎌倉市、神奈川県座間市、石川県小松市、静岡県島田市、京都府京都市、大阪府大東市、兵庫県西宮市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、和歌山県北山村、鳥取県鳥取市、熊本県熊本市	令和13年４月１日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百八十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十一号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百八号（住民記録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の住民記録システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第九十九号（以下「告示」という。）別表第一の0010007の項、0010010の項、0010013の項、0010014の項、0010015の項、0010073の項、0010094の項、0010101の項、0010165の項、0010289の項、0010290の項、0010291の項、0010294の項、0010321の項、0010387の項、0010388の項、0010433の項及び0010587の項に規定する機能要件の標準
大阪府大阪市	告示別表第一の0010079の項、0010081の項、0010328の項及び0010431の項に規定する機能要件の標準
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県市原市、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都町田市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県越前市、福井県鯖江市、福井県越前町、福井県南越前町、福井県池田町、福井県南越前町、長野県長野市、長野県松本市、	告示別表第一の0010058の項、0010142の項、0010146の項、0010170の項、0010172の項、0010174の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010186の項、0010187の項、0010204の項、0010285の項、0010288の項、0010328の項、0010421の項、0010526の項、0010538の項、0010550の項及び0010575の項に規定する機能要件の標準

改正前

一　［同上］

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第九十九号（以下「告示」という。）別表第一の0010007の項、0010010の項、0010013の項、0010014の項、0010015の項、0010073の項、0010094の項、0010101の項、0010165の項、0010289の項、0010290の項、0010291の項、0010294の項、0010321の項、0010387の項、0010388の項、0010433の項及び0010587の項に規定する機能要件の標準
大阪府大阪市	告示別表第一の0010079の項、0010081の項、0010328の項及び0010431の項に規定する機能要件の標準
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県市原市、千葉県君津市、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都町田市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県越前市、福井県鯖江市、福井県越前町、福井県南越前町、福井県池田町、福井県越前町、長野県長野	告示別表第一の0010058の項、0010142の項、0010146の項、0010170の項、0010172の項、0010174の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010186の項、0010187の項、0010204の項、0010285の項、0010288の項、0010328の項、0010421の項、0010526の項、0010538の項、0010550の項及び0010575の項に規定する機能要件の標準

愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県東海市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県大津市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県呉市、広島県神石高原町、山口県下関市、徳島県徳島市、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉

告示別表第一の0010007の項、0010012の項、0010017の項、0010024の項、0010025の項、0010058の項、0010070の項、0010093の項、0010095の項、0010099の項、0010101の項、0010104の項、0010105の項、0010112の項、0010113の項、0010115の項、0010116の項、0010118の項、0010119の項、0010120の項、0010128の項、0010142の項、0010151の項、0010168の項、0010172の項、0010173の項、0010174の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010187の項、0010190の項、0010196の項、0010203の項、0010207の項、0010217の項、0010219の項、0010224の項、0010228の項、0010229の項、0010230の項、0010231の項、0010232の項、0010251の項、0010263の項、0010288の項、

愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県東海市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県大津市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県呉市、広島県神石高原町、山口県下関市、徳島県徳島市、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉

告示別表第一の0010007の項、0010012の項、0010017の項、0010024の項、0010025の項、0010058の項、0010070の項、0010093の項、0010095の項、0010099の項、0010101の項、0010104の項、0010105の項、0010112の項、0010113の項、0010115の項、0010116の項、0010118の項、0010119の項、0010120の項、0010128の項、0010142の項、0010151の項、0010168の項、0010172の項、0010173の項、0010174の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010187の項、0010190の項、0010196の項、0010203の項、0010207の項、0010217の項、0010219の項、0010224の項、0010228の項、0010229の項、0010230の項、0010231の項、0010232の項、0010251の項、0010263の項、0010288の項、

県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村

北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道新冠町、北海道豊頃町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、宮城県大河原町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山

告示別表第一の0010439の項に規定する機能要件の標準

0010289の項、0010290の項、0010291の項、0010294の項、0010324の項、0010325の項、0010328の項、0010329の項、0010345の項、0010361の項、0010397の項、0010434の項、0010439の項、0010446の項、0010452の項、0010461の項、0010473の項、0010502の項、0010503の項、0010505の項、0010506の項、0010508の項、0010509の項、0010514の項、0010515の項、0010517の項、0010518の項、0010520の項、0010521の項、0010538の項、0010539の項、0010550の項、0010574の項、0010575の項、0010577の項、0010580の項及び0010583の項に規定する機能要件の標準

告示別表第一の0010011の項、0010142の項、0010146の項、0010165の項、0010170の項、0010172の項、0010173の項、0010182の項、0010184の項、0010290の項、0010321の項、0010434の項、0010471の項、0010526の項、0010537の項、0010547の項、0010549の項、0010550の項、

県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村

北海道留萌市、北海道稚内市、北海道芦別市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道積丹町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道斜里町、北海道新冠町、北海道豊頃町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県今別町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県七戸町、青森県東北町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、宮城県蔵王町、宮城県大河原町、秋田県横手市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒

告示別表第一の0010439の項に規定する機能要件の標準

0010289の項、0010290の項、0010291の項、0010294の項、0010324の項、0010325の項、0010328の項、0010329の項、0010345の項、0010361の項、0010397の項、0010434の項、0010439の項、0010446の項、0010452の項、0010461の項、0010473の項、0010502の項、0010503の項、0010505の項、0010506の項、0010508の項、0010509の項、0010514の項、0010515の項、0010517の項、0010518の項、0010520の項、0010521の項、0010538の項、0010539の項、0010550の項、0010574の項、0010575の項、0010577の項、0010580の項及び0010583の項に規定する機能要件の標準

告示別表第一の0010011の項、0010142の項、0010146の項、0010165の項、0010170の項、0010172の項、0010173の項、0010182の項、0010184の項、0010290の項、0010321の項、0010434の項、0010471の項、0010526の項、0010537の項、0010547の項、0010549の項、0010550の項、

市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県郡山市、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県新地町、茨城県牛久市、埼玉県川越市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都台東区、東京都大田区、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都御蔵島村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県平塚市、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、大阪府岸和田市、大阪府高槻市、大阪府茨木市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県豊前市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県筑前

0010565の項、0010574の項及び0010575の項に規定する機能要件の標準

市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県金山町、山形県舟形町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県郡山市、福島県白河市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県只見町、福島県西会津町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県矢祭町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県小野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県新地町、茨城県牛久市、埼玉県川越市、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、東京都台東区、東京都大田区、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都利島村、東京都新島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都御蔵島村、東京都八丈町、東京都青ヶ島村、東京都小笠原村、神奈川県平塚市、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀宝町、大阪府岸和田市、大阪府高槻市、大阪府茨木市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、兵庫県佐用町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県里庄町、広島県竹原市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県阿武町、徳島県阿波市、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県東みよし町、香川県坂出市、香川県直島町、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、愛媛県上島町、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県豊前市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県朝倉

0010565の項、0010574の項及び0010575の項に規定する機能要件の標準

町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県福山市、広島県東広島市、福岡県福岡市、大分県大分市	告示別表第一の0010011の項、0010013の項、0110015の項、0110058の項、0010081の項、0010100の項、0010170の項、0010171の項、0010172の項、0010173の項、0010174の項、0010175の項、0010177の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010186の項、0010187の項、0010439の項、0010441の項、0010442の項、0010458の項、0010517の項、0010520の項、0010526の項、0010535の項、0010537の項、0010549の項、0010550の項、0010574の項、0010575の項及び0010597の項に規定する機能要件の標準

［二　略］

三　省令附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の住民記録システムに係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、	告示別表第三の0010002の項、0010006の項、0010012の項、0010013の項、0010014の項、0010016の項、0010018の項及び0010019の項に規定する帳票要件の標準

市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県福山市、広島県東広島市、福岡県福岡市、大分県大分市

告示別表第一の0010011の項、0010013の項、0110015の項、0110058の項、0010081の項、0010100の項、0010170の項、0010171の項、0010172の項、0010173の項、0010174の項、0010175の項、0010177の項、0010182の項、0010184の項、0010185の項、0010186の項、0010187の項、0010439の項、0010441の項、0010442の項、0010458の項、0010517の項、0010520の項、0010526の項、0010535の項、0010537の項、0010549の項、0010550の項、0010574の項、0010575の項及び0010597の項に規定する機能要件の標準

［二　同上］

三　［同上］

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木

地方公共団体

帳票要件の標準

告示別表第三の0010002の項、0010006の項、0010012の項、0010013の項、0010014の項、0010016の項、0010018の項及び0010019の項に規定する帳票要件の標準

茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県吉見町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県古座川町、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県海南市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村
	告示別表第三の0010007の項及び0010008の項に規定する帳票要件の標準

市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県吉見町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県古座川町、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県海南市、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村
	告示別表第三の0010007の項及び0010008の項に規定する帳票要件の標準

北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県福山市、広島県東広島市、福岡県福岡市、大分県大分市	告示別表第三の0010006の項、0010018の項及び0010019の項に規定する帳票要件の標準

［四　略］

五　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	五所川原市、平内町、横浜町、新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	塩竈市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町、美里町
山形県	米沢市、天童市、尾花沢市、中山町、西川町、大江町、大石田町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、檜枝岐村、南会津町、三島町、棚倉町、塙町、鮫川村、浅川町、古殿町、三春町
茨城県	龍ケ崎市、下妻市、笠間市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	桐生市、太田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、秩父市、鴻巣市、北本市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
東京都	中央区、港区、新宿区、品川区、世田谷区、豊島区、足立区、葛飾区、青梅市、町田市、清瀬市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県福山市、広島県東広島市、福岡県福岡市、大分県大分市	告示別表第三の0010006の項、0010018の項及び0010019の項に規定する帳票要件の標準

［四　同上］

五　［同上］

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	五所川原市、平内町、横浜町、新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	塩竈市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町
山形県	米沢市、天童市、中山町、西川町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、南会津町、三島町、鮫川村、古殿町、三春町
茨城県	龍ケ崎市、下妻市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	桐生市、太田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼玉県	さいたま市、秩父市、鴻巣市、北本市、三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、市原市、君津市、袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
東京都	中央区、港区、新宿区、品川区、世田谷区、豊島区、足立区、葛飾区、青梅市、町田市、清瀬市、武蔵村山市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村
新潟県	加茂市
石川県	金沢市

新潟県	加茂市
石川県	金沢市
福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	長野市、松本市、飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、一宮市、東海市、みよし市
三重県	いなべ市
滋賀県	大津市、甲良町、多賀町
大阪府	吹田市、八尾市、寝屋川市、泉南市、四條畷市、河南町
兵庫県	姫路市、尼崎市、相生市、丹波市、たつの市
奈良県	奈良市、三宅町、黒滝村、上北山村
和歌山県	海南市、田辺市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
島根県	松江市
岡山県	倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、西粟倉村、吉備中央町
広島県	呉市、神石高原町
山口県	下関市
徳島県	徳島市
香川県	高松市、観音寺市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	福岡市
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	熊本市、玉東町
宮崎県	宮崎市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	長野市、松本市、飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、一宮市、東海市、知多市、みよし市
三重県	いなべ市
滋賀県	大津市、甲良町、多賀町
大阪府	吹田市、八尾市、寝屋川市、泉南市、四條畷市、河南町
兵庫県	姫路市、尼崎市、相生市、丹波市、たつの市
奈良県	奈良市、三宅町、黒滝村、上北山村
和歌山県	海南市、田辺市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
島根県	松江市
岡山県	倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、西粟倉村、吉備中央町
広島県	呉市、神石高原町
山口県	下関市、上関町
徳島県	徳島市
香川県	高松市、観音寺市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	福岡市
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	熊本市、玉東町
宮崎県	宮崎市

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十一号）附則第三条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百九号（住民記録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。

改正後	
地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道斜里町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、北海道青森市、青森県八戸市、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、青森県金ケ崎町、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、埼玉県加須市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都狛江市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県魚津市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県湖西市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県春日井市、	令和九年四月一日

改正前	
［同上］	
地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県会津美里町、埼玉県草加市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都狛江市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県入善町、富山県射水市、富山県朝日町、石川県小松市、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知	令和九年四月一日

愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府宇治市、京都府城陽市、京都府久御山町、大阪府堺市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山市、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県新上五島町、長崎県佐々町、長崎県小値賀町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、

愛知県大府市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山市、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊

大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県所沢市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、東京都目黒区、東京都杉並区、東京都調布市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、山梨県昭和町、愛知県刈谷市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府宮津市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府木津川市、京都府精華町、大阪府泉佐野市、大阪府高石市、兵庫県伊丹市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県北山村、島根県雲南市、広島県三次市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	令和十年四月一日

後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、東京都調布市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、富山県砺波市、石川県加賀市、石川県かほく市、愛知県刈谷市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府久御山町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉佐野市、兵庫県伊丹市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、和歌山県那智勝浦町、島根県雲南市、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町	令和十年四月一日

埼玉県入間市、新潟県新潟市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、京都府綾部市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、福岡県北九州市	令和十一年四月一日
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	令和十二年四月一日
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、石川県小松市、静岡県静岡市	令和十三年四月一日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十二号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十号（戸籍附票システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の戸籍附票システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。	
地方公共団体	機能要件の標準
北海道小樽市、北海道旭川市、北海道帯広市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道恵庭市、北海道石狩市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道知内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜	令和八年総務省告示第百号（以下「告示」という。）別表第一の0040005の項、0040009の項、0040028の項、0040030の項、0040034の項、0040035の項、0040036の項、0040037の項、0040038の項、0040039の項、0040040の項、0040042の項、0040043の項、0040047の項、0040048の項、0040049の項、0040050の項、

改正前	
一　［同上］	
地方公共団体	機能要件の標準
北海道小樽市、北海道旭川市、北海道帯広市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道恵庭市、北海道石狩市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道知内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜	令和八年総務省告示第百号（以下「告示」という。）別表第一の0040005の項、0040009の項、0040028の項、0040030の項、0040034の項、0040035の項、0040036の項、0040037の項、0040038の項、0040039の項、0040040の項、0040042の項、0040043の項、0040047の項、0040048の項、0040049の項、0040050の項、

茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道東神楽町、北海道愛別町、北海道上川町、北海道東川町、北海道上富良野町、北海道中富良野町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道幌加内町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道斜里町、北海道清里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道興部町、北海道西興部村、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道洞爺湖町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道中標津町、北海道羅臼町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県十和田市、青森県むつ市、青森県つがる市、青森県平川市、青森県平内町、青森県今別町、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県鶴田町、青森県中泊町、青森県野辺地町、青森県七戸町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県東北町、青森県おいらせ町、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県五戸町、青森県田子町、青森県南部町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県奥州市、岩手県滝沢市、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県金ケ崎町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県

0040056の項、0040062の項、0040068の項、0040077の項、0040081の項、0040082の項、0040084の項、0040117の項、0040118の項、0040120の項、0040121の項、0040122の項、0040125の項、0040126の項、0040127の項、0040128の項、0040130の項、0040136の項、0040138の項、0040139の項、0040141の項、0040144の項、0040145の項、0040146の項、0040147の項、0040149の項、0040206の項、0040223の項、0040225の項、0040230の項、0040232の項、0040233の項、0040235の項、0040236の項、0040237の項、0040238の項、0040239の項、0040240の項、0040241の項、0040242の項、0040243の項、0040244の項、0040245の項、0040246の項、0040247の項、0040248の項、0040249の項、0040250の項、0040259の項、0040271の項、0040277の項、0040279の項、0040280の項、0040281の項、0040282の項及び0040283の項に規定する機能要件の標準

茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道東神楽町、北海道愛別町、北海道上川町、北海道東川町、北海道上富良野町、北海道中富良野町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道幌加内町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道斜里町、北海道清里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道興部町、北海道西興部村、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道洞爺湖町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道中標津町、北海道羅臼町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県十和田市、青森県むつ市、青森県つがる市、青森県平川市、青森県平内町、青森県今別町、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県鶴田町、青森県中泊町、青森県野辺地町、青森県七戸町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県東北町、青森県おいらせ町、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県五戸町、青森県田子町、青森県南部町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県奥州市、岩手県滝沢市、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県金ケ崎町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県

0040056の項、0040062の項、0040068の項、0040077の項、0040081の項、0040082の項、0040084の項、0040117の項、0040118の項、0040120の項、0040121の項、0040122の項、0040125の項、0040126の項、0040127の項、0040128の項、0040130の項、0040136の項、0040138の項、0040139の項、0040141の項、0040144の項、0040145の項、0040146の項、0040147の項、0040149の項、0040206の項、0040223の項、0040225の項、0040230の項、0040232の項、0040233の項、0040235の項、0040236の項、0040237の項、0040238の項、0040239の項、0040240の項、0040241の項、0040242の項、0040243の項、0040244の項、0040245の項、0040246の項、0040247の項、0040248の項、0040249の項、0040250の項、0040259の項、0040271の項、0040277の項、0040279の項、0040280の項、0040281の項、0040282の項及び0040283の項に規定する機能要件の標準

大槌町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県田野畑村、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県仙台市、宮城県石巻市、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県岩沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県東松島市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県七ヶ宿町、宮城県村田町、宮城県柴田町、宮城県川崎町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県加美町、宮城県涌谷町、宮城県美里町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県鹿角市、秋田県由利本荘市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県米沢市、山形県新庄市、山形県上山市、山形県村山市、山形県東根市、山形県尾花沢市、山形県山辺町、山形県中山町、山形県河北町、山形県西川町、山形県朝日町、山形県大江町、山形県戸沢村、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県飯豊町、山形県庄内町、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県喜多方市、福島県伊達市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県大玉村、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県北塩原村、福島県西会津町、福島県磐梯町、福島県会津坂下町、福島県湯川村、福島県柳津町、福島県三島町、福島県金山町、福島県昭和村、福島県会津美里町、福島県西郷村、福島県矢祭町、福島県石川町、福島県平田村、福島県古殿町、福島県三春町、福島県小野町、福島県広野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県川内村、福島県大熊町、福島県双葉町、福島県葛尾村、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県日立市、茨城県石岡市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県常陸太田市、茨城県高萩市、茨城県北茨城市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県河内町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県利根町、栃木県栃木市、栃木県日光市、栃木県矢板市、栃木県壬生町、栃木県上三川町、栃木県野木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県那

大槌町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県田野畑村、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県仙台市、宮城県石巻市、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県岩沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県東松島市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県七ヶ宿町、宮城県村田町、宮城県柴田町、宮城県川崎町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県加美町、宮城県涌谷町、宮城県美里町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県鹿角市、秋田県由利本荘市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県三種町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県米沢市、山形県新庄市、山形県山辺町、山形県中山町、山形県河北町、山形県西川町、山形県朝日町、山形県大江町、山形県戸沢村、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県飯豊町、山形県庄内町、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県喜多方市、福島県伊達市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県大玉村、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県西会津町、福島県会津坂下町、福島県三島町、福島県金山町、福島県会津美里町、福島県西郷村、福島県矢祭町、福島県石川町、福島県平田村、福島県古殿町、福島県三春町、福島県小野町、福島県広野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県双葉町、福島県大熊町、福島県葛尾村、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県日立市、茨城県常総市、茨城県下妻市、茨城県龍ケ崎市、茨城県高萩市、茨城県北茨城市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県河内町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県日光市、栃木県矢板市、栃木県上三川町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県上野村、群馬県南牧村、群馬県甘楽町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県片品村、

珂川町、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県上野村、群馬県南牧村、群馬県甘楽町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、群馬県板倉町、埼玉県川越市、埼玉県熊谷市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県羽生市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県蕨市、埼玉県朝霞市、埼玉県桶川市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県蓮田市、埼玉県幸手市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県白岡市、埼玉県伊奈町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県美里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県流山市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県東庄町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、東京都中央区、東京都港区、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都羽村市、東京都西東京市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、東京都大島町、東京都利島村、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県南足柄市、神

群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、群馬県板倉町、埼玉県川越市、埼玉県熊谷市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県蕨市、埼玉県朝霞市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県蓮田市、埼玉県幸手市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県白岡市、埼玉県伊奈町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県美里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県流山市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県東庄町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、東京都中央区、東京都港区、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都羽村市、東京都西東京市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、東京都大島町、東京都利島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛

奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県長岡市、新潟県柏崎市、新潟県新発田市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県見附市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県五泉市、新潟県上越市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県南魚沼市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県田上町、新潟県阿賀町、新潟県出雲崎町、新潟県湯沢町、新潟県津南町、新潟県刈羽村、新潟県関川村、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県七尾市、石川県小松市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県加賀市、石川県羽咋市、石川県かほく市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、福井県福井市、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県おおい町、福井県若狭町、山梨県甲府市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県甲州市、山梨県中央市、山梨県道志村、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県富士河口湖町、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、長野県小海町、長野県川上村、長野県南牧村、長野県南相木村、長野県北相木村、長野県佐久穂町、長野県軽井沢町、長野県御代田町、長野県立科町、長野県青木村、長野県長和町、長野県下諏訪町、長野県富士見町、長野県原村、長野県松川町、長野県高森町、長野県阿南町、長野県阿智村、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県売木村、長野県天龍村、長野県泰阜村、長野県喬木村、長野県豊丘村、長野県大鹿村、長野県上松町、長野県南木曽町、長野県木祖村、長野県王滝村、長野県大桑村、長野県木曽町、長野県麻績村、長野県生坂村、長野県山形村、長野県朝日村、長野県筑北村、長野県池田町、長野県松川村、長野県

川町、神奈川県清川村、新潟県長岡市、新潟県柏崎市、新潟県新発田市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県見附市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県五泉市、新潟県上越市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県南魚沼市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県田上町、新潟県阿賀町、新潟県出雲崎町、新潟県湯沢町、新潟県津南町、新潟県刈羽村、新潟県関川村、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県七尾市、石川県小松市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県加賀市、石川県羽咋市、石川県かほく市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、福井県福井市、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県おおい町、福井県若狭町、山梨県甲府市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県甲州市、山梨県中央市、山梨県道志村、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県富士河口湖町、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、長野県小海町、長野県川上村、長野県南牧村、長野県南相木村、長野県北相木村、長野県佐久穂町、長野県軽井沢町、長野県御代田町、長野県立科町、長野県長和町、長野県富士見町、長野県松川町、長野県高森町、長野県阿南町、長野県阿智村、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県天龍村、長野県泰阜村、長野県喬木村、長野県豊丘村、長野県上松町、長野県南木曽町、長野県木祖村、長野県王滝村、長野県大桑村、長野県木曽町、長野県麻績村、長野県生坂村、長野県山形村、長野県朝日村、長野県筑北村、長野県池田町、長野県松川村、長野県小谷村、長野県小布施町、長野県高山村、長野県山ノ内町、長野県木島平村、長野県野沢温泉村、長野県信濃町、長野県小川村、長野県飯綱町、長野県栄村、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県瑞浪市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃市、岐阜

県白馬村、長野県小谷村、長野県坂城町、長野県小布施町、長野県高山村、長野県山ノ内町、長野県木島平村、長野県野沢温泉村、長野県信濃町、長野県小川村、長野県飯綱町、長野県栄村、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県養老町、岐阜県垂井町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県坂祝町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県島田市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県伊豆の国市、静岡県東伊豆町、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎市、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県小山町、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県豊橋市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県大口町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県武豊町、愛知県幸田町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県津市、三重県四日市市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県亀山市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県朝日町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治田原町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府松原市、大阪府和泉

京都府綾部市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府松原市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府島本町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府岬町、大阪府太子町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県太子町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県生駒市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県三宅町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県王寺町、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県府中町、広島県熊野町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県

京都府綾部市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府松原市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府島本町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府岬町、大阪府太子町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県太子町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県生駒市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県三宅町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県王寺町、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県府中町、広島県熊野町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県

市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府島本町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府岬町、大阪府太子町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県太子町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県生駒市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県三宅町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県王寺町、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県府中町、広島県熊野町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県吉野川市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香

鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県今治市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県東温市、愛媛県松前町、愛媛県内子町、愛媛県愛南町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県上毛町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県新

川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県今治市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県東温市、愛媛県松前町、愛媛県内子町、愛媛県愛南町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県上毛町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県天草市、熊本県玉東町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県錦町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県球磨村、熊本県苓北町、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県都城市、

上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県天草市、熊本県玉東町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県錦町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県球磨村、熊本県苓北町、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県大崎町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

北海道札幌市、北海道北見市、北海道北広島市、北海道月形町、北海道美深町、北海道美幌町、北海道津別町、北海道遠軽町、北海道別海町、北海道標津町、岩手県雫石町、宮城県大崎市、福島県二本松市、福島県川俣町、茨城県筑西市、栃木県那須塩原市、栃木県益子町、栃木県茂木町、群馬県高崎

告示別表第一の0040043の項、0040068の項、0040089の項、0040122の項、0040127の項、0040138の項、0040139の項、0040141の項、

宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県大崎町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

北海道札幌市、北海道北見市、北海道北広島市、北海道美幌町、北海道津別町、北海道遠軽町、北海道別海町、北海道標津町、宮城県大崎市、福島県二本松市、福島県川俣町、茨城県筑西市、栃木県那須塩原市、栃木県益子町、栃木県茂木町、群馬県高崎市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田

告示別表第一の0040043の項、0040068の項、0040089の項、0040122の項、0040127の項、0040138の項、0040139の項、0040141の項、

市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県神流町、群馬県中之条町、群馬県東吾妻町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県戸田市、埼玉県坂戸市、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、東京都墨田区、東京都品川区、東京都中野区、神奈川県鎌倉市、岐阜県羽島市、静岡県森町、愛知県東郷町、京都府亀岡市、兵庫県明石市、兵庫県伊丹市、和歌山県有田市、鳥取県智頭町、鳥取県日南町、島根県出雲市、岡山県総社市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県勝央町、岡山県吉備中央町、山口県長門市、徳島県阿波市、徳島県牟岐町、高知県高知市、高知県南国市、高知県須崎市、佐賀県多久市、熊本県水俣市	0040184の項、0040185の項、0040188の項、0040198の項、0040206の項、0040216の項、0040217の項、0040221の項、0040223の項、0040225の項、0040259の項、0040271の項、0040276の項及び0040283の項に規定する機能要件の標準

［二　略］

三　省令附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の戸籍附票システムに係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道小樽市、北海道旭川市、北海道帯広市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道恵庭市、北海道石狩市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道知内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道東神楽町、北海道愛別町、北海道上川町、北海道東川町、北海道上富良野町、北海道中富良野町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道幌加内町、北海道増毛町、	告示別表第三の0040001の項、0040002の項及び0040005の項に規定する帳票要件の標準

市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県神流町、群馬県中之条町、群馬県東吾妻町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県戸田市、埼玉県坂戸市、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、東京都墨田区、東京都品川区、東京都中野区、神奈川県鎌倉市、岐阜県羽島市、静岡県森町、愛知県東郷町、京都府亀岡市、兵庫県明石市、兵庫県伊丹市、和歌山県有田市、鳥取県智頭町、鳥取県日南町、島根県出雲市、岡山県総社市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県勝央町、岡山県吉備中央町、山口県長門市、徳島県阿波市、徳島県牟岐町、高知県高知市、高知県南国市、高知県須崎市、佐賀県多久市、熊本県水俣市	0040184の項、0040185の項、0040188の項、0040198の項、0040206の項、0040216の項、0040217の項、0040221の項、0040223の項、0040225の項、0040259の項、0040271の項、0040276の項及び0040283の項に規定する機能要件の標準

［二　同上］

三　［同上］

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道小樽市、北海道旭川市、北海道帯広市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道恵庭市、北海道石狩市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道知内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道東神楽町、北海道愛別町、北海道上川町、北海道東川町、北海道上富良野町、北海道中富良野町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道幌加内町、北海道増毛町、	告示別表第三の0040001の項、0040002の項及び0040005の項に規定する帳票要件の標準

北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道斜里町、北海道清里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道興部町、北海道西興部村、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道洞爺湖町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道中標津町、北海道羅臼町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県十和田市、青森県むつ市、青森県つがる市、青森県平川市、青森県平内町、青森県今別町、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県鶴田町、青森県中泊町、青森県野辺地町、青森県七戸町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県東北町、青森県おいらせ町、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県五戸町、青森県田子町、青森県南部町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県奥州市、岩手県滝沢市、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県金ケ崎町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県大槌町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県田野畑村、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県仙台市、宮城県石巻市、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県岩沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県東松島市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県七ヶ宿町、宮城県村田町、宮城県柴田町、宮城県川崎町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県加美町、宮城県涌谷町、宮城県美里町、宮城県女川町、宮城県

北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道豊富町、北海道幌延町、北海道斜里町、北海道清里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道興部町、北海道西興部村、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道洞爺湖町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道中標津町、北海道羅臼町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県五所川原市、青森県十和田市、青森県むつ市、青森県つがる市、青森県平川町、青森県平内町、青森県今別町、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県鶴田町、青森県中泊町、青森県野辺地町、青森県七戸町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県東北町、青森県おいらせ町、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県五戸町、青森県田子町、青森県南部町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県奥州市、岩手県滝沢市、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県金ケ崎町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県大槌町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県田野畑村、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県仙台市、宮城県石巻市、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県岩沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県東松島市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県七ヶ宿町、宮城県村田町、宮城県柴田町、宮城県川崎町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大郷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県加美町、宮城県涌谷町、宮城県美里町、宮城県女川町、宮城県

南三陸町、秋田県能代市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県鹿角市、秋田県由利本荘市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県米沢市、山形県新庄市、山形県上山市、山形県村山市、山形県東根市、山形県尾花沢市、山形県山辺町、山形県中山町、山形県河北町、山形県西川町、山形県朝日町、山形県大江町、山形県戸沢村、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県飯豊町、山形県庄内町、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県喜多方市、福島県伊達市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県大玉村、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県北塩原村、福島県西会津町、福島県磐梯町、福島県会津坂下町、福島県湯川村、福島県柳津町、福島県三島町、福島県金山町、福島県昭和村、福島県会津美里町、福島県西郷村、福島県矢祭町、福島県石川町、福島県平田村、福島県古殿町、福島県三春町、福島県小野町、福島県広野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県川内村、福島県大熊町、福島県双葉町、福島県葛尾村、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県日立市、茨城県石岡市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県常陸太田市、茨城県高萩市、茨城県北茨城市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県河内町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県利根町、栃木県栃木市、栃木県日光市、栃木県矢板市、栃木県上三川町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県上野村、群馬県南牧村、群馬県甘楽町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、群馬県板倉町、埼玉県川越市、埼玉県熊谷市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県羽生市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、

南三陸町、秋田県能代市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県鹿角市、秋田県由利本荘市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県上小阿仁村、秋田県三種町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県米沢市、山形県新庄市、山形県村山市、山形県東根市、山形県尾花沢市、山形県山辺町、山形県中山町、山形県河北町、山形県西川町、山形県朝日町、山形県大江町、山形県戸沢村、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県飯豊町、山形県庄内町、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県喜多方市、福島県伊達市、福島県本宮市、福島県国見町、福島県大玉村、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県西会津町、福島県会津坂下町、福島県三島町、福島県金山町、福島県会津美里町、福島県西郷村、福島県矢祭町、福島県石川町、福島県平田村、福島県古殿町、福島県三春町、福島県小野町、福島県広野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県大熊町、福島県双葉町、福島県葛尾村、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県日立市、茨城県石岡市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県常陸太田市、茨城県高萩市、茨城県北茨城市、茨城県笠間市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県河内町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県日光市、栃木県矢板市、栃木県上三川町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県富岡市、群馬県上野村、群馬県南牧村、群馬県甘楽町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県昭和村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、群馬県板倉町、埼玉県川越市、埼玉県熊谷市、埼玉県春日部市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県東松山市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県蕨市、埼玉県朝霞市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県蓮田市、埼玉県幸手市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、埼玉県

埼玉県上尾市、埼玉県蕨市、埼玉県朝霞市、埼玉県桶川市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県蓮田市、埼玉県幸手市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県白岡市、埼玉県伊奈町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県美里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県銚子市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県流山市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県東庄町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、東京都中央区、東京都港区、東京都目黒区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都東久留米市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都羽村市、東京都西東京市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、東京都大島町、東京都利島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県長岡市、新潟県柏崎市、新潟県新発田市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県見附市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県五泉市、新潟県上越市、新潟県阿賀野市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県佐渡市、新潟県南魚沼市、新潟県田上町、新潟県

ふじみ野市、埼玉県白岡市、埼玉県伊奈町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県美里町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県流山市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県東庄町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、東京都中央区、東京都港区、東京都目黒区、東京都渋谷区、東京都杉並区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都東久留米市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都羽村市、東京都西東京市、東京都瑞穂町、東京都日の出町、東京都檜原村、東京都奥多摩町、東京都大島町、東京都利島村、東京都神津島村、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県長岡市、新潟県柏崎市、新潟県新発田市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県見附市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県五泉市、新潟県上越市、新潟県阿賀野市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県佐渡市、新潟県南魚沼市、新潟県田上町、新潟県阿賀町、新潟県出雲崎町、新潟県湯沢町、新潟県津南町、新潟県刈羽村、新潟県関川村、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富

阿賀町、新潟県出雲崎町、新潟県湯沢町、新潟県津南町、新潟県刈羽村、新潟県関川村、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県七尾市、石川県小松市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県加賀市、石川県羽咋市、石川県かほく市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、福井県福井市、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県おおい町、福井県若狭町、山梨県甲府市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県甲州市、山梨県中央市、山梨県道志村、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県富士河口湖町、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、長野県小海町、長野県川上村、長野県南牧村、長野県南相木村、長野県北相木村、長野県佐久穂町、長野県軽井沢町、長野県御代田町、長野県立科町、長野県青木村、長野県長和町、長野県下諏訪町、長野県富士見町、長野県原村、長野県松川町、長野県高森町、長野県阿南町、長野県阿智村、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県売木村、長野県天龍村、長野県泰阜村、長野県喬木村、長野県豊丘村、長野県大鹿村、長野県上松町、長野県南木曽町、長野県木祖村、長野県王滝村、長野県大桑村、長野県木曽町、長野県麻績村、長野県生坂村、長野県山形村、長野県朝日村、長野県筑北村、長野県池田町、長野県松川村、長野県白馬村、長野県小谷村、長野県坂城町、長野県小布施町、長野県高山村、長野県山ノ内町、長野県木島平村、長野県野沢温泉村、長野県信濃町、長野県小川村、長野県飯綱町、長野県栄村、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、静岡県静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町、愛知県名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、三重県津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、滋賀県大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、京都府京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、兵庫県神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取県鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山県岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、山口県下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島県徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、香川県高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、愛媛県松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡県北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀県佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎県長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本県熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分県大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、南風原町、与那原町、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県養老町、岐阜県垂井町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県坂祝町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県島田市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県伊豆の国市、静岡県東伊豆町、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県小山町、静岡県吉田町、静岡県川根本町、静岡県豊橋市、愛知県半田市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県大口町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県武豊町、愛知県幸田町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県津市、三重県四日市市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県亀山市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県朝日町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府貝塚市、大阪府泉佐野市、

阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県島田市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県伊豆の国市、静岡県東伊豆町、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県小山町、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県豊橋市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県大口町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県武豊町、愛知県幸田町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県津市、三重県四日市市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県亀山市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県木曽岬町、三重県菰野町、三重県朝日町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府宇治田原町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府泉佐野市、大阪府松原市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府島本町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府岬町、大阪府太子町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、

大阪府松原市、大阪府和泉市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府島本町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府岬町、大阪府太子町、大阪府千早赤阪村、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県太子町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県生駒市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県王寺町、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県府中町、広島県熊野町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県周防大島町、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県

兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県太子町、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県生駒市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県三宅町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県王寺町、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県白浜町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県江府町、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県府中町、広島県熊野町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、山口県下関市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県周防大島町、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県今治市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県東温市、愛媛県松前町、愛媛県内子町、愛媛県愛南町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県土佐市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県

善通寺市、香川県観音寺市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県東温市、愛媛県松前町、愛媛県内子町、愛媛県愛南町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県土佐市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県上毛町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県天草市、熊本県玉東町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県錦町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県球磨村、熊本県苓北町、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、

奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県上毛町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県嬉野市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県天草市、熊本県玉東町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県錦町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県球磨村、熊本県苓北町、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿

宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県大崎町、鹿児島県錦江町、鹿児島県中種子町、鹿児島県大和村、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

［四　略］

五　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	小樽市、旭川市、帯広市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、知内町、七飯町、鹿部町、江差町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、

［四　同上］

五　［同上］

都道府県名	市区町村名
北海道	小樽市、旭川市、帯広市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、恵庭市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、知内町、七飯町、鹿部町、江差町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、長沼町、栗山町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、東神楽町、愛別町、上川町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、

音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、中標津町、羅臼町

青森県

青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

岩手県

大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

宮城県

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

秋田県

能代市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村

山形県

米沢市、新庄市、上山市、村山市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、戸沢村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、庄内町

福島県

会津若松市、いわき市、喜多方市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、鏡石町、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、矢祭町、石川町、平田村、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町、飯舘村

茨城県

日立市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、河内町、八千代町、五霞町、利根町

栃木県

栃木市、日光市、矢板市、上三川町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、那須町、那珂川町

音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、中標津町、羅臼町

青森県

青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

岩手県

大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

宮城県

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、川崎町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

秋田県

能代市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、上小阿仁村、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村

山形県

米沢市、新庄市、村山市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、戸沢村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、庄内町

福島県

会津若松市、いわき市、喜多方市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、鏡石町、只見町、西会津町、会津坂下町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、矢祭町、石川町、平田村、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町、飯舘村

茨城県

日立市、石岡市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、河内町、八千代町、五霞町

栃木県

栃木市、日光市、矢板市、上三川町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、那須町、那珂川町

群馬県

沼田市、館林市、渋川市、富岡市、上野村、南牧村、甘楽町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町

群馬県
沼田市、館林市、渋川市、富岡市、上野村、南牧村、甘楽町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町

埼玉県
川越市、熊谷市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、朝霞市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、皆野町、長瀞町、美里町、宮代町、杉戸町

千葉県
千葉市、銚子市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都
中央区、港区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、八丈町

神奈川県
横浜市、相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

新潟県
長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村

富山県
富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

石川県
七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

福井県
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

山梨県
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、道志村、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

長野県
長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、下諏訪町、富士見町、原村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大

埼玉県
川越市、熊谷市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、蕨市、朝霞市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、皆野町、長瀞町、美里町、宮代町、杉戸町

千葉県
千葉市、銚子市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、流山市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都
中央区、港区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、八丈町

神奈川県
横浜市、相模原市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

新潟県
長岡市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村

富山県
富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

石川県
七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

福井県
福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

山梨県
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、道志村、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

長野県
長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村

岐阜県
鹿村、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町、麻績村、生坂村、
山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、小布施
町、高山村、山ノ内町、木島平村、沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村
大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃
加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上
市、下呂市、海津市、岐南町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、
安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗
町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村
静岡県
静岡市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川
市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国
市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、
吉田町、川根本町
愛知県
豊橋市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、
常滑市、江南市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭
市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、
みよし市、あま市、長久手市、大口町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、
東浦町、南知多町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県
津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、志摩市、伊賀
市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、大台町、紀北町、御浜町
滋賀県
彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖
南市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府
福知山市、舞鶴市、綾部市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、
南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、宇治田原町、和束町、精華町、南山
城村
大阪府
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、貝塚市、守口市、泉佐野市、松原
市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條
畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、
太子町、千早赤阪村
兵庫県
姫路市、尼崎市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、小野
市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍
粟市、加東市、たつの市、猪名川町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子
町、上郡町、香美町
奈良県
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、
宇陀市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、曽爾村、御杖村、王寺町
和歌山県
和歌山市、橋本市、新宮市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野
町、湯浅町、広川町、みなべ町、日高川町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、
太地町
鳥取県
米子市、倉吉市、琴浦町、大山町、南部町、江府町
島根県
安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠
岐の島町
岡山県
瀬戸内市、赤磐市

岐阜県
大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃
加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上
市、下呂市、海津市、岐南町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、
安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗
町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村
静岡県
静岡市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川
市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国
市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、
吉田町、川根本町
愛知県
豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、
江南市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉
市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし
市、あま市、長久手市、大口町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、
南知多町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県
津市、四日市市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、志摩市、伊賀
市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、大台町、紀北町、御浜町
滋賀県
彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖
南市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府
福知山市、舞鶴市、綾部市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、
南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、宇治田原町、和束町、精華町、南山
城村
大阪府
大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、貝塚市、守口市、泉佐野市、松原
市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條
畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、
太子町、千早赤阪村
兵庫県
姫路市、尼崎市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、小野
市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍
粟市、加東市、たつの市、猪名川町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子
町、上郡町、香美町
奈良県
奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、生駒市、宇陀市、
山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、三宅町、曽爾村、御杖村、王寺町
和歌山県
和歌山市、橋本市、新宮市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、高野
町、湯浅町、広川町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町
鳥取県
米子市、倉吉市、琴浦町、大山町、南部町、江府町
島根県
安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠
岐の島町
岡山県
瀬戸内市、赤磐市
広島県
広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、廿日市市、府中
町、熊野町、大崎上島町、世羅町
山口県
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島
町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

広島県	広島市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町、熊野町、大崎上島町、世羅町
山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、東みよし町
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	今治市、大洲市、伊予市、東温市、松前町、内子町、愛南町
高知県	室戸市、安芸市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、苅田町、みやこ町、上毛町
佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町
長崎県	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、新上五島町
熊本県	人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市、玉東町、長洲町、和水町、嘉島町、益城町、錦町、水上村、相良村、球磨村、苓北町
大分県	別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、大崎町、錦江町、南大隅町、中種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

備考　表中の「　」の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

徳島県	鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、東みよし町
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	今治市、大洲市、伊予市、東温市、松前町、内子町、愛南町
高知県	室戸市、安芸市、土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、苅田町、みやこ町、上毛町
佐賀県	佐賀市、唐津市、鳥栖市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、吉野ヶ里町、基山町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町
長崎県	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、新上五島町
熊本県	人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市、玉東町、長洲町、和水町、嘉島町、益城町、錦町、水上村、相良村、球磨村、苓北町
大分県	別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	都城市、延岡市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、日之影町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、大崎町、錦江町、南大隅町、中種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

○総務省告示第二百九十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十二号）附則第三条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十一号（戸籍附票システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。		［同上］	
地方公共団体	適用日	地方公共団体	適用日
北海道壮瞥町、青森県八戸市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県鮫川村、栃木県さくら市、千葉県市原市、千葉県八千代市、千葉県九十九里町、東京都練馬区、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、京都府宇治市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県三田市、兵庫県多可町、鳥取県日吉津村、岡山県津山市、岡山県美作市、岡山県早島町、広島県三次市、広島県庄原市、広島県神石高原町、愛媛県宇和島市、愛媛県西予市、愛媛県鬼北町、福岡県久留米市	令和九年四月一日	北海道壮瞥町、青森県八戸市、秋田県秋田市、秋田県大館市、福島県鮫川村、栃木県さくら市、群馬県下仁田町、千葉県市原市、千葉県八千代市、千葉県九十九里町、東京都練馬区、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、京都府宇治市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県多可町、鳥取県若桜町、鳥取県三朝町、鳥取県日吉津村、岡山県津山市、岡山県美作市、岡山県早島町、広島県三次市、広島県庄原市、広島県神石高原町、愛媛県宇和島市、愛媛県西予市、愛媛県鬼北町、宮崎県宮崎市	令和九年四月一日
北海道安平町、北海道浦幌町、青森県六ヶ所村、福島県塙町、栃木県鹿沼市、栃木県大田原市、栃木県那須烏山市、栃木県高根沢町、群馬県下仁田町、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、千葉県船橋市、東京都新宿区、東京都豊島区、東京都調布市、神奈川県横須賀市、新潟県新潟市、新潟県粟島浦村、石川県金沢市、山梨県北杜市、山梨県昭和町、岐阜県岐阜市、静岡県沼津市、静岡県御殿場市、愛知県刈谷市、滋賀県大津市、大阪府枚方市、兵庫県西脇市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県飯南町、岡山県真庭市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県安芸高田市、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、福岡県北九州市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、長崎県松浦市、熊本県八代市、宮崎県宮崎市、鹿児島県薩摩川内市	令和十年四月一日	北海道安平町、北海道浦幌町、青森県六ヶ所村、福島県塙町、栃木県大田原市、栃木県那須烏山市、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、埼玉県所沢市、埼玉県三芳町、千葉県船橋市、東京都新宿区、東京都豊島区、東京都調布市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、山梨県北杜市、山梨県昭和町、岐阜県岐阜市、静岡県沼津市、静岡県西伊豆町、愛知県刈谷市、滋賀県大津市、大阪府枚方市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県八頭町、鳥取県北栄町、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県飯南町、岡山県笠岡市、岡山県真庭市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県安芸高田市、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、福岡県北九州市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、長崎県松浦市、熊本県八代市、鹿児島県薩摩川内市	令和十年四月一日

福島県棚倉町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県下野市、栃木県塩谷町、埼玉県さいたま市、千葉県市川市、千葉県山武市、神奈川県川崎市、新潟県三条市、新潟県魚沼市、長野県松本市、愛知県一宮市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市、鳥取県湯梨浜町、岡山県笠岡市、香川県さぬき市、福岡県福岡市、熊本県熊本市	令和十一年四月一日	
山形県大石田町、福島県須賀川市、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県浅川町、栃木県小山市、埼玉県三芳町、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、静岡県西伊豆町、鳥取県北栄町、徳島県徳島市、愛媛県松山市	令和十二年四月一日	
山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市	令和十三年四月一日	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十二号（印鑑登録システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。	
地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第百一号（以下「告示」という。）別表第一の0020077の項、0020078の項、0020079の項、0020080の項、0020081の項、0020137の項、0020142の項、0020153の項、0020182の項、0020183の項、0020186の項、0020225の項、0020264の項及び0020265の項に規定する機能要件の標準

改正前	
一　［同上］	
地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市、大阪府枚方市	令和八年総務省告示第百一号（以下「告示」という。）別表第一の0020077の項、0020078の項、0020079の項、0020080の項、0020081の項、0020137の項、0020142の項、0020153の項、0020182の項、0020183の項、0020186の項、0020225の項、0020264の項及び0020265の項に規定する機能要件の標準

大阪府大阪市	青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県市原市、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都町田市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県鯖江市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、長野県松本市、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県東海市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県大津市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県呉市、広島県神石高原町、山口県下関市、徳島県徳島市、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0020222の項、0020223の項及び0020273の項に規定する機能要件の標準
	北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県	告示別表第一の0020007の項、0020008の項、0020019の項、0020032の項、0020061の項、0020063の項、0020064の項、0020065の項、0020067の項、0020073の項、0020074の項、0020077の項、0020078の項、0020079の項、0020080の項、0020081の項、0020086の項、0020103の項、

大阪府大阪市	青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県千葉市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県市原市、千葉県君津市、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都町田市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、長野県松本市、愛知県豊橋市、愛知県一宮市、愛知県東海市、愛知県知多市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県大津市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府吹田市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県呉市、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県上関町、徳島県徳島市、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0020222の項、0020223の項及び0020273の項に規定する機能要件の標準
	北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県笠間市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、	告示別表第一の0020007の項、0020008の項、0020019の項、0020032の項、0020061の項、0020063の項、0020064の項、0020065の項、0020067の項、0020073の項、0020074の項、0020077の項、0020078の項、0020079の項、0020080の項、0020081の項、0020086の項、0020103の項、

［二　略］

下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県三郷町、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県吉見町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県福山市、広島県東広島市、福岡県福岡市	0020107の項、0020109の項、0020130の項、0020131の項、0020133の項、0020134の項、0020137の項、0020139の項、0020140の項、0020142の項、0020147の項、0020150の項、0020188の項、0020189の項、0020233の項、0020234の項、0020235の項、0020236の項、0020238の項、0020240の項、0020242の項、0020260の項、0020262の項、0020267の項及び0020272の項に規定する機能要件の標準	告示別表第一の0020118の項、0020127の項、0020226の項、0020233の項、0020234の項、0020235の項、0020237の項、0020238の項及び0020257の項に規定する機能要件の標準

［二　同上］

茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県嬬恋村、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷町、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県吉見町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川口市、東京都文京区、東京都八王子市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、愛知県岡崎市、京都府京都市、兵庫県神戸市、兵庫県宝塚市、岡山県岡山市、広島県広島市、広島県福山市、広島県東広島市、福岡県福岡市	0020107の項、0020109の項、0020130の項、0020131の項、0020133の項、0020134の項、0020137の項、0020139の項、0020140の項、0020142の項、0020147の項、0020150の項、0020188の項、0020189の項、0020233の項、0020234の項、0020235の項、0020236の項、0020238の項、0020240の項、0020242の項、0020260の項、0020262の項、0020267の項及び0020272の項に規定する機能要件の標準	告示別表第一の0020118の項、0020127の項、0020226の項、0020233の項、0020234の項、0020235の項、0020237の項、0020238の項及び0020257の項に規定する機能要件の標準

三　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大衡村、色麻町、美里町
山形県	天童市、尾花沢市、中山町、西川町、大江町、大石田町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、檜枝岐村、南会津町、三島町、棚倉町、塙町、鮫川村、浅川町、三春町
茨城県	下妻市、笠間市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
埼玉県	三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町
千葉県	袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
東京都	青梅市、清瀬市、武蔵村山市
神奈川県	南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
新潟県	加茂市
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
大阪府	泉南市、四條畷市
奈良県	三宅町
和歌山県	海南市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	玉東町

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　［同上］

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大衡村、色麻町
山形県	天童市、中山町、西川町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、南会津町、三島町、鮫川村、三春町
茨城県	下妻市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
埼玉県	三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町
千葉県	袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
東京都	青梅市、清瀬市、武蔵村山市
神奈川県	南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村
新潟県	加茂市
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
大阪府	泉南市、四條畷市
奈良県	三宅町
和歌山県	海南市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	玉東町

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十三号）附則第三条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十三号（印鑑登録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。	
地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、埼玉県加須市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都狛江市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県	令和九年四月一日

改正前	
［同上］	
地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、福島県会津美里町、埼玉県草加市、埼玉県久喜市、埼玉県八潮市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都狛江市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県小松市、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神	令和九年四月一日

岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、静岡県御殿場市、静岡県湖西市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宇治市、京都府城陽市、京都府久御山町、大阪府堺市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県天川村、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県世羅町、広島県安芸高田市、広島県北広島町、山口県山口市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基

戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県松茂町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長

山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県芥北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町

北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県所沢市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、東京都目黒区、東京都杉並区、東京都調布市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、山梨県昭和町、愛知県刈谷市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府宮津市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府木津川市、京都府精華町、大阪府泉佐野市、大阪府高石市、兵庫県伊丹市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県北山村、島根県雲南市、広島県三次市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県小竹町、

令和十年四月一日

崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県芥北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町

北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、東京都調布市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、富山県砺波市、石川県加賀市、石川県かほく市、愛知県刈谷市、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府久御山町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉佐野市、兵庫県伊丹市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、和歌山県那智勝浦町、島根県雲南市、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町

令和十年四月一日

	福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	
令和十一年四月一日	埼玉県入間市、新潟県新潟市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、京都府綾部市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、福岡県北九州市	
令和十二年四月一日	北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	
令和十三年四月一日	北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、石川県小松市、静岡県静岡市	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

	北海道岩見沢市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、兵庫県赤穂市、福岡県北九州市	
令和十一年四月一日		
令和十二年四月一日	北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	
令和十三年四月一日	宮城県村田町、静岡県静岡市、静岡県沼津市、和歌山県北山村、鳥取県鳥取市	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十四号）附則第二条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十四号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準及び同条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体を定める告示）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
一　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る機能要件の標準は、次のとおりとする。		一　［同上］	
地方公共団体	機能要件の標準	地方公共団体	機能要件の標準
岩手県矢巾町、山形県米沢市、千葉県市原市、千葉県我孫子市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都品川区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都立川市、東京都	令和八年総務省告示第百二号（以下「告示」という。）別表第一の機能ＩＤ	岩手県矢巾町、宮城県石巻市、山形県米沢市、千葉県市原市、千葉県我孫子市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都品川区、東京都大田区、東京都豊島区、東京都足立区、東京都葛	令和八年総務省告示第百二号（以下「告示」という。）別表第一の機能ＩＤ

武蔵野市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国立市、東京都福生市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都羽村市、東京都あきる野市、東京都西東京市、東京都大島町、神奈川県小田原市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県袋井市、静岡県伊豆市、静岡県伊豆の国市、静岡県東伊豆町、静岡県函南町、静岡県小山町、愛知県一宮市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、兵庫県伊丹市、兵庫県小野市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、岡山県倉敷市、香川県高松市、高知県高知市	0050004の項、0050007の項、0050009の項、0050010の項、0050011の項、0050017の項、0050019の項、0050027の項、0050028の項、0050029の項、0050031の項、0050032の項、0050033の項、0050034の項、0050039の項、0050041の項、0050060の項、0050062の項、0050063の項、0050064の項、0050065の項、0050067の項、0050069の項、0050070の項、0050071の項、0050072の項、0050074の項、0050075の項、0050076の項、0050077の項、0050078の項、0050079の項、0050080の項、0050088の項、0050113の項、0050114の項、0050115の項、0050116の項、0050117の項、0050120の項、0050121の項、0050122の項、0050123の項、0050124の項、0050125の項、0050126の項及び0050128の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、	告示別表第一の機能ＩＤ0050003の項、0050011の項、0050028の項、0050029の項、0050041の項、0050045の項、0050049の項、0050053の項、0050054の項、0050061の項、0050062の項、0050063の項、0050065の項、0050067の項、0050069の項、0050070の項、0050071の項、0050072の項、0050074の項、0050079の項、0050080の項、0050112の項、0050123の項、0050124の項、

飾区、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都府中市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都国立市、東京都福生市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都武蔵村山市、東京都多摩市、東京都あきる野市、東京都西東京市、東京都大島町、神奈川県小田原市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県袋井市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県伊豆の国市、静岡県東伊豆町、静岡県函南町、静岡県小山町、愛知県一宮市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、兵庫県小野市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、岡山県倉敷市、香川県高松市、高知県高知市	0050004の項、0050007の項、0050009の項、0050010の項、0050011の項、0050017の項、0050019の項、0050027の項、0050028の項、0050029の項、0050031の項、0050032の項、0050033の項、0050034の項、0050039の項、0050041の項、0050060の項、0050062の項、0050063の項、0050064の項、0050065の項、0050067の項、0050069の項、0050070の項、0050071の項、0050072の項、0050074の項、0050075の項、0050076の項、0050077の項、0050078の項、0050079の項、0050080の項、0050088の項、0050113の項、0050114の項、0050115の項、0050116の項、0050117の項、0050120の項、0050121の項、0050122の項、0050123の項、0050124の項、0050125の項、0050126の項及び0050128の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏	告示別表第一の機能ＩＤ0050003の項、0050011の項、0050028の項、0050029の項、0050041の項、0050045の項、0050049の項、0050053の項、0050054の項、0050061の項、0050062の項、0050063の項、0050065の項、0050067の項、0050069の項、0050070の項、0050071の項、0050072の項、0050074の項、0050079の項、0050080の項、0050112の項、0050123の項、0050124の項、

栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

0050125の項、0050126の項及び0050135の項に規定する機能要件の標準

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、

告示別表第一の機能ＩＤ0050014の項、0050015の項、0050019の項、0050028の項、0050041の項、0050112の項及び0050135の項に規定する機能要件の標準

栃木県栃木市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

0050125の項、0050126の項及び0050135の項に規定する機能要件の標準

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、

告示別表第一の機能ＩＤ0050014の項、0050015の項、0050019の項、0050028の項、0050041の項、0050112の項及び0050135の項に規定する機能要件の標準

鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県名取市、宮城県白石市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、	告示別表第一の機能ＩＤ0050014の項、0050015の項、0050019の項、0050028の項、0050041の項、0050112の項及び0050135の項に規定する機能要件の標準

鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、	告示別表第一の機能ＩＤ0050014の項、0050015の項、0050019の項、0050028の項、0050041の項、0050112の項及び0050135の項に規定する機能要件の標準

山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府舞鶴市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

山形県米沢市、千葉県市原市、千葉県我孫子市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都品川区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都府中市、東京都国立市、東京都大島町、神奈川県小田原市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、長野県上田市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、愛知県一宮市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、岡山県倉敷市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市	北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川	告示別表第一の機能ＩＤ0060030の項、0060033の項、0060041の項、0060042の項、0060089の項、0060098の項、0060102の項、0060109の項、0060111の項、0060119の項、0060124の項、0060132の項、0060136の項、0060137の項、0060187の項、0060196の項、0060197の項、0060199の項、0060200の項、0060201の項、0060202の項、0060203の項、0060205の項、0060206の項、0060207の項、0060208の項、0060209の項、0060211の項、0060212の項、0060213の項、0060215の項、0060216の項、0060218の項、0060220の項、0060222の項、0060223の項、0060224の項、0060225の項、0060226の項、0060227の項、0060228の項、0060230の項、0060233の項、0060234の項、0060239の項、0060241の項、0060242の項、0060245の項、0060250の項、0060256の項、0060264の項、0060265の項、0060266の項、0060267の項、0060268の項及び0060288の項に規定する機能要件の標準
宮城県石巻市、山形県米沢市、千葉県市原市、千葉県我孫子市、東京都新宿区、東京都台東区、東京都品川区、東京都大田区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都府中市、東京都国立市、東京都大島町、神奈川県小田原市、福井県鯖江市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、長野県上田市、長野県伊那市、長野県駒ヶ根市、長野県松本市、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県南箕輪村、長野県中川村、愛知県一宮市、大阪府吹田市、大阪府枚方市、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、岡山県倉敷市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市	北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野	告示別表第一の機能ＩＤ0060030の項、0060033の項、0060041の項、0060042の項、0060089の項、0060098の項、0060102の項、0060109の項、0060111の項、0060119の項、0060124の項、0060132の項、0060136の項、0060137の項、0060187の項、0060196の項、0060197の項、0060199の項、0060200の項、0060201の項、0060202の項、0060203の項、0060205の項、0060206の項、0060207の項、0060208の項、0060209の項、0060211の項、0060212の項、0060213の項、0060215の項、0060216の項、0060218の項、0060220の項、0060222の項、0060223の項、0060224の項、0060225の項、0060226の項、0060227の項、0060228の項、0060230の項、0060233の項、0060234の項、0060239の項、0060241の項、0060242の項、0060245の項、0060250の項、0060256の項、0060264の項、0060265の項、0060266の項、0060267の項、0060268の項及び0060288の項に規定する機能要件の標準

県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、

告示別表第一の機能ＩＤ0060051の項、0060107の項、0060118の項、0060151の項、0060158の項、0060165の項、0060194の項、0060195の項及び0060203の項に規定する機能要件の標準

県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、

告示別表第一の機能ＩＤ0060051の項、0060107の項、0060118の項、0060151の項、0060158の項、0060165の項、0060194の項、0060195の項及び0060203の項に規定する機能要件の標準

宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県吉賀町、島根県邑南町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門

宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府舞鶴市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、

市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	福島県福島市、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市	告示別表第一の機能ＩＤ0060085の項及び0060293の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須烏山市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県		告示別表第一の機能ＩＤ0070023の項、0070026の項、0070027の項、0070040の項、0070046の項、0070048の項、0070049の項、0070050の項、0070067の項、0070073の項、0070075の項、0070080の項、0070082の項、0070103の項、0070115の項、0070122の項、0070154の項、0070155の項、0070156の項、0070157の項、0070158の項、0070159の項、0070163の項及び0070166の項に規定する機能要件の標準

山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	福島県福島市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県厚木市	告示別表第一の機能ＩＤ0060085の項及び0060293の項に規定する機能要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県塩谷町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県		告示別表第一の機能ＩＤ0070023の項、0070026の項、0070027の項、0070040の項、0070046の項、0070048の項、0070049の項、0070050の項、0070067の項、0070073の項、0070075の項、0070080の項、0070082の項、0070103の項、0070115の項、0070122の項、0070154の項、0070155の項、0070156の項、0070157の項、0070158の項、0070159の項、0070163の項及び0070166の項に規定する機能要件の標準

下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、

告示別表第一の機能ＩＤ0070171の項に規定する機能要件の標準

告示別表第一の機能ＩＤ0070023の項、0070025の項、0070048の項、0070102の項、0070115の項、0070163の項及び0070167の項に規定する機能要件の標準

高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、

告示別表第一の機能ＩＤ0070171の項に規定する機能要件の標準

告示別表第一の機能ＩＤ0070023の項、0070025の項、0070048の項、0070102の項、0070115の項、0070163の項及び0070167の項に規定する機能要件の標準

鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町 北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県朝日町、山形県最上町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、埼玉県飯能市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、新潟県十日町市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県山梨市、山梨県笛吹市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、岐阜県垂井町、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県高島市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県	告示別表第一の機能ＩＤ0070023の項、0070025の項、0070048の項、0070102の項、0070115の項、0070163の項及び0070167の項に規定する機能要件の標準

鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町 北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、秋田県鹿角市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県朝日町、山形県最上町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、埼玉県飯能市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、新潟県十日町市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県山梨市、山梨県笛吹市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、岐阜県垂井町、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県高島市、京都府舞鶴市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、	告示別表第一の機能ＩＤ0070023の項、0070025の項、0070048の項、0070102の項、0070115の項、0070163の項及び0070167の項に規定する機能要件の標準

大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、徳島県鳴門市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県上板町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県野田村、宮城県大崎市、宮城県亘理町、宮城県七ヶ浜町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代

告示別表第一の機能ＩＤ0080002の項、0080004の項、0080009の項、0080013の項、0080020の項、0080021の項及び0080023の項に規定する機能要件の標準

奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、徳島県鳴門市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県上板町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県中土佐町、高知県椎原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県野田村、宮城県大崎市、宮城県亘理町、宮城県七ヶ浜町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県鹿沼市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県

告示別表第一の機能ＩＤ0080002の項、0080004の項、0080009の項、0080013の項、0080020の項、0080021の項及び0080023の項に規定する機能要件の標準

町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県鹿沼市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県壬生町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県新宮市、和歌山県古座川町、鳥取県智頭町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県日野町

二　［略］

三　省令附則第二条第一項に規定する総務大臣が認める地方公共団体の選挙人名簿管理システムに係る帳票要件の標準は、次のとおりとする。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、	告示別表第三の帳票ＩＤ0050004の項及び0050006の項に規定する帳票要件の標準

さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県壬生町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県新宮市、和歌山県古座川町、鳥取県智頭町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県日野町

二　［同上］

三　［同上］

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏	告示別表第三の帳票ＩＤ0050004の項及び0050006の項に規定する帳票要件の標準

栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、

告示別表第三の帳票ＩＤ
0060014の項、0060015の項、0060025の項、0060026の項、0060027の項、0060028の項、0060029の項、0060030の項、0060031の項、0060033の項、0060034の項、0060035の項、0060044の項、0060053の項、0060054の項、0060055の項、0060056の項、0060057の項、0060058の項、0060059の項、

山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県三島町、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野

告示別表第三の帳票ＩＤ
0060014の項、0060015の項、0060025の項、0060026の項、0060027の項、0060028の項、0060029の項、0060030の項、0060031の項、0060033の項、0060034の項、0060035の項、0060044の項、0060053の項、0060054の項、0060055の項、0060056の項、0060057の項、0060058の項、0060059の項、

茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村
0060063の項、0060064の項、0060065の項、0060066の項、0060067の項、0060068の項、0060069の項、0060070の項、0060071の項、0060072の項、0060073の項、0060077の項、0060078の項、0060079の項、0060080の項、0060081の項、0060082の項、0060083の項、0060084の項、0060086の項、0060093の項及び0060094の項に規定する帳票要件の標準	告示別表第三の帳票ＩＤ0060019の項、0060020の項及び0060094の項に規定する帳票要件の標準

市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村
0060063の項、0060064の項、0060065の項、0060066の項、0060067の項、0060068の項、0060069の項、0060070の項、0060071の項、0060072の項、0060073の項、0060077の項、0060078の項、0060079の項、0060080の項、0060081の項、0060082の項、0060083の項、0060084の項、0060086の項、0060093の項及び0060094の項に規定する帳票要件の標準	告示別表第三の帳票ＩＤ0060019の項、0060020の項及び0060094の項に規定する帳票要件の標準

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志

告示別表第三の帳票ＩＤ0060006の項、0060007の項、0060008の項及び0060087の項に規定する帳票要件の標準

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県飯能市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中

告示別表第三の帳票ＩＤ0060006の項、0060007の項、0060008の項及び0060087の項に規定する帳票要件の標準

賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県檮原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、

能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、京都府舞鶴市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県檮原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、

宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県古河市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県松崎町、静岡県南伊豆町、静岡県河津町、静岡県牧之原市	告示別表第三の帳票ＩＤ0070015の項、0070018の項、0070021の項、0070022の項、0070023の項、0070024の項、0070025の項、0070026の項、0070028の項、0070029の項、0070030の項、0070031の項、0070033の項及び0070034の項に規定する帳票要件の標準

宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、岩手県大槌町、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、山形県天童市、山形県中山町、山形県西川町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県鮫川村、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県古河市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県伊奈町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県杉戸町、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、	告示別表第三の帳票ＩＤ0070015の項、0070018の項、0070021の項、0070022の項、0070023の項、0070024の項、0070025の項、0070026の項、0070028の項、0070029の項、0070030の項、0070031の項、0070033の項及び0070034の項に規定する帳票要件の標準

県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

告示別表第三の帳票ＩＤ0070012の項、0070013の項及び0070041の項に規定する帳票要件の標準

北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村

告示別表第三の帳票ＩＤ0070003の項に規定する帳票要件の標準

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

告示別表第三の帳票ＩＤ0070003の項に規定する帳票要件の標準

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、

鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町

告示別表第三の帳票ＩＤ0070012の項、0070013の項及び0070041の項に規定する帳票要件の標準

北海道三笠市、北海道島牧村、北海道寿都町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩村、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道泊村、北海道仁木町、北海道奈井江町、北海道中富良野町、北海道津別町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道えりも町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道更別村、北海道陸別町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、福島県石川町、福島県葛尾村

告示別表第三の帳票ＩＤ0070003の項に規定する帳票要件の標準

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町

告示別表第三の帳票ＩＤ0070003の項に規定する帳票要件の標準

北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道福島町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、秋田県鹿角市、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、

秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、埼玉県飯能市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、新潟県十日町市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県笛吹市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、岐阜県垂井町、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県高島市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、徳島県鳴門市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県中土佐町、高知県椿原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県鞍手町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県

秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、埼玉県飯能市、埼玉県白岡市、神奈川県三浦市、新潟県十日町市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県笛吹市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、岐阜県垂井町、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県扶桑町、三重県伊賀市、滋賀県彦根市、滋賀県高島市、京都府舞鶴市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、徳島県鳴門市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県上板町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県中土佐町、高知県椿原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、福岡県新宮町、福岡県

岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

四　［略］

五　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
岩手県	矢巾町
山形県	米沢市
茨城県	日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、境町
千葉県	館山市、野田市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、印西市、白井市、香取市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、睦沢町、長生村、長柄町、大多喜町
東京都	新宿区、台東区、品川区、豊島区、足立区、葛飾区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、あきる野市、西東京市、大島町
神奈川県	小田原市、逗子市
福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、若狭町
長野県	長野市、松本市、上田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
岐阜県	養老町
静岡県	熱海市、三島市、磐田市、焼津市、袋井市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町、小山町
愛知県	一宮市、豊川市、新城市、岩倉市、田原市、阿久比町、東浦町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
大阪府	吹田市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、摂津市
兵庫県	伊丹市、小野市、丹波市、南あわじ市、たつの市、稲美町、播磨町
奈良県	桜井市、斑鳩町

長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

四　［同上］

五　［同上］

都道府県名	市区町村名
岩手県	矢巾町
宮城県	石巻市
山形県	米沢市
茨城県	日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、茨城町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、境町
千葉県	館山市、野田市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、印西市、白井市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、大多喜町
東京都	新宿区、台東区、品川区、大田区、豊島区、足立区、葛飾区、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、あきる野市、西東京市、大島町
神奈川県	小田原市、逗子市
福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町、若狭町
長野県	長野市、松本市、上田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、中川村
岐阜県	養老町
静岡県	熱海市、三島市、島田市、磐田市、焼津市、袋井市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、函南町、小山町
愛知県	一宮市、豊川市、新城市、岩倉市、田原市、阿久比町、東浦町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
大阪府	吹田市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、摂津市
兵庫県	小野市、丹波市、南あわじ市、たつの市、稲美町、播磨町
奈良県	桜井市、斑鳩町
岡山県	倉敷市

岡山県　倉敷市
香川県　高松市
愛媛県　松山市
高知県　高知市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

香川県　高松市
愛媛県　松山市
高知県　高知市

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十四号）附則第三条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十五号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日を定める告示）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道帯広市、北海道夕張市、北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県黒石市、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、宮城県石巻市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、栃木県小山市、埼玉県加須市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県久喜市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都文京区、東京都江東区、東京都大田区、東京都渋谷区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都狛江市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、	令和九年四月一日

改　正　前

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道占冠村、北海道礼文町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県六戸町、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、栃木県小山市、埼玉県久喜市、埼玉県入間市、埼玉県朝霞市、埼玉県草加市、埼玉県吉川市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県鴨川市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都江東区、東京都杉並区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都狛江市、神奈川県相模原市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県小矢部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県小松市、福井県敦賀市、	令和九年四月一日

富山県滑川市、富山県黒部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県伊東市、静岡県御殿場市、静岡県湖西市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県刈谷市、愛知県安城市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府城陽市、京都府久御山町、大阪府茨木市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県王寺町、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県松茂町、徳島県東みよし町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県

福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県昭和町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県御殿場市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県常滑市、愛知県知立市、愛知県東郷町、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知立市、愛知県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県王寺町、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三次市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県松茂町、徳島県東みよし町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡

安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町

北海道室蘭市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、東京都目黒区、東京都杉並区、東京都調布市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県新潟市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、山梨県昭和町、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府京都市、京都府宮津市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府木津川市、京都府精華町、大阪府泉佐野市、大阪府高石市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝

令和十年四月一日

県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県産山村、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県苓北町、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県国頭村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町

北海道室蘭市、北海道江別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県越谷市、東京都調布市、神奈川県鎌倉市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、富山県富山市、富山県砺波市、富山県南砺市、愛知県豊明市、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府京都市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府木津川市、京都府久御山町、京都府精華町、京都府南山城村、大阪府泉佐野市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、和歌山県那智勝浦町、島根県雲南市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県合志市、熊本県高森町、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町

令和十年四月一日

来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県北山村、島根県雲南市、広島県三次市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町		
静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、愛知県豊田市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、福岡県北九州市	令和十一年四月一日	
岩手県奥州市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、埼玉県戸田市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町	令和十二年四月一日	
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、石川県小松市、静岡県島田市	令和十三年四月一日	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省・経済産業省告示第三号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十六条第五項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正

経済産業大臣　赤澤　亮正

創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

創業支援等事業の実施に関する指針（平成二十六年総務省・経済産業省告示第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二　創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項 創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第三十三項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。	二　創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項 創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第三十二項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

附　則

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○財務省・経済産業省告示第八号

経済社会構造の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）の一部を次の表のように改正し、同法第二十一条の二十第五項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項 一　基本認識 我が国の事業者は、人口減少社会などの構造的変化に加えて、米中貿易摩擦に代表される保護主義的な動きの台頭、地政学的リスクの高まり、急激な気候変動や自然災害、非連続な技術革新などの外生的・突発的に生ずる環境変化に常に晒されている。 こうした山積する課題に対し、成長戦略としての2050年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、今後の我が国の産業の基盤となることが見込まれる分野における生産及び販売の拡大、米国の関税措置による影響をはじめとした国際情勢が複雑化する中で生ずる急激な競争条件の変化への対応など、必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要である。併せて、サプライチェーンの再構築をはじめとするレジリエンスの強化も進めていく必要がある。 このため、産業競争力強化法（以下「法」という。）において、デジタルトランスフォーメーションや、カーボンニュートラルの実現に向けた生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。以下同じ。）の導入や、産業競争力基盤強化商品（同条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。以下同じ。）の生産及び販売の拡大に向けた取組、国際経済事情の急激な変化に対応して行う特定生産性向上設備等（同条第二十項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下同じ。）の導入等の取組を「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものである。 二　事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項 主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定に基づき認定を行うに当たっては、事業適応計画の実施期間（産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条の二第六項に規定する実施期間をいう。以下同じ。）の終了時を含む事業年度（以下「計画終了年度」という。）以前において、事業適応計画に定める事業を行うことにより、次のイ、ロ又はハに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ、ロ又はハに定める生産性の向上に関する目標又は新たな需要の開拓に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。 イ　情報技術事業適応 ①　（略） ②　情報技術事業適応による新たな需要の開拓に関する目標 計画終了年度において、事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去五事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から三以上上回ること。	1　事業適応の促進の意義及び目標その他の事業適応に関する基本的事項 一　基本認識 我が国の事業者は、人口減少社会などの構造的変化に加えて、米中貿易摩擦に代表される保護主義的な動きの台頭、地政学的リスクの高まり、急激な気候変動や自然災害、非連続な技術革新などの外生的・突発的に生ずる環境変化に常に晒されている。 こうした山積する課題に対し、成長戦略としての2050年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、今後の我が国の産業の基盤となることが見込まれる分野における生産及び販売の拡大など、必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要である。併せて、サプライチェーンの再構築をはじめとするレジリエンスの強化も進めていく必要がある。 このため、産業競争力強化法（以下「法」という。）において、デジタルトランスフォーメーションや、カーボンニュートラルの実現に向けた生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。以下同じ。）の導入や、産業競争力基盤強化商品（同条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品をいう。以下同じ。）の生産及び販売の拡大に向けた取組を「事業適応」として定義し、これに果敢にチャレンジする事業者に対して、必要な支援措置を講じ、産業競争力の強化を図るものである。 二　事業適応による生産性の向上又は需要の開拓に関する目標の設定に関する事項 主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定に基づき認定を行うに当たっては、事業適応計画の実施期間（産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十一条の二第五項に規定する実施期間をいう。以下同じ。）の終了時を含む事業年度（以下「計画終了年度」という。）以前において、事業適応計画に定める事業を行うことにより、次のイ又はロに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ又はロに定める生産性の向上に関する目標又は新たな需要の開拓に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。 イ　情報技術事業適応 ①　（略） ②　情報技術事業適応による新たな需要の開拓に関する目標 計画終了年度における情報技術事業適応を実施する事業者単位の計算において、減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が基準年度における当該値より二以上上回ること。

ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　国際経済事情激変事業適応	（新設）
①　国際経済事情激変事業適応による生産性の向上に関する目標 計画終了年度における国際経済事情激変事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のいずれかとする。 ⑴　減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、基準年度における当該値より二以上上回ること。 ⑵　固定資産回転率の値が、基準年度における固定資産回転率の値より五パーセント以上上回ること。 ⑶　従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より六パーセント以上上回ること。 ⑷　上記⑴から⑶までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善すること。	
②　国際経済事情激変事業適応による新たな需要の開拓に関する目標 計画終了年度において、事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去五事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から三以上上回ること。	
三　財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項	三　財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定により認定を行うに当たっては、次のイ、ロ又はハに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ、ロ又はハに定める事業適応を実施する事業者全体における財務内容の健全性の向上に関する目標（これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。）の達成が見込まれることを認定の要件とする。	主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定により認定を行うに当たっては、次のイ又はロに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ又はロに定める事業適応を実施する事業者全体における財務内容の健全性の向上に関する目標（これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。）の達成が見込まれることを認定の要件とする。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　国際経済事情激変事業適応　次の①及び②を満たすこと。	（新設）
①　事業適応計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。	
②　事業適応計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。	
2　事業適応の内容に関する事項	2　事業適応の内容に関する事項
一　事業適応の定義に関する事項	一　事業適応の定義に関する事項
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）

△

○

ホ　予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うもの

法第二条第十二項第三号の予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応して行うものとは、外国為替相場若しくは輸出若しくは輸入に直接伴ってする取引に係る条件の著しい変動又は国内外の金融秩序の混乱その他の国際的な事業環境の変化（①及び②において「事業環境変化」という。）のうち①又は②に掲げるいずれかの要件を満たすもの（以下「予見し難い国際経済事情の急激な変化」という。）に対応して行うものであって、③及び④のいずれにも該当するものをいうものとする。

①　事業環境変化が生じたことにより、認定を受けようとする事業者の認定の申請を行う事業年度の前事業年度の売上高が、当該変化が生じた事業年度の前事業年度の売上高に比して、五パーセント以上減少していること。

②　事業環境変化が生じたことにより、認定を受けようとする事業者の認定の申請を行う事業年度の前事業年度の売上高営業利益率が、当該変化が生じた事業年度の前事業年度の売上高営業利益率に比して、二十パーセント以上減少していること。

③　次に掲げるいずれかの取組類型に該当する取組であって、国内における特定生産性向上設備等の導入に伴い実施されるものであること。

⑴　新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供を行うものであって、計画終了年度において、当該新商品又は当該新たな役務の売上高の合計額が全ての事業の売上高の一パーセント以上となることが見込まれるものであること。

⑵　商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

⑶　商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品若しくは役務の提供に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること又はその事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費若しくは当該商品若しくは役務の提供に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を基準年度における当該値より五パーセント以上低減させることが見込まれるものであること。

④　予見し難い国際経済事情の急激な変化を踏まえて事業者の行う③の取組が、事業者の持続的な生産性の向上又は新需要の開拓に寄与すると認められるものであること。

3　事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

一　事業適応に係る金融支援制度の趣旨・目的

当該制度は、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して事業者が戦略的な事業適応を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である資金供給を支援するためのものであり、認定事業適応事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業適応事業者の資金調達の円滑化を図るものである。

○

（新設）

3　事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

一　事業適応に係る金融支援制度の趣旨・目的

当該制度は、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して事業者が戦略的な事業適応を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である資金供給を支援するためのものであり、認定事業適応事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第二十一条の二十六第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業適応事業者の資金調達の円滑化を図るものである。

そのため、当該制度に基づく資金の貸付け又は社債の引受けを行うに当たっては、次のイ及びロに該当することを要件とする。

イ　認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。ただし、公庫が当該貸付け又は当該社債の引受けを行う指定金融機関に対して貸付けを行わない場合にあってはこの限りでない。

ロ　当該資金の貸付期間又は引き受ける社債の償還期間が五年以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあっては、その貸付期間が七年以上であること。

二　（略）

三　公庫及び指定金融機関が業務を行う上で配慮すべき事項

イ　認定事業適応事業者が指定金融機関に対して、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金についての貸付け又は社債の引受けの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業適応事業者の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付け又は社債の引受けの決定を行うこととする。

ロ　指定金融機関による貸付け又は社債の引受けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合又は公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあってはこの限りでない。

ハ　（略）

ニ　公庫が行うツーステップ・ローン（法第二十一条の二十四第一項第一号及び第三号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）及びツーステップ・ローンを受けて指定金融機関が行う貸付け及び社債の引受けについては、次の①から③までに定めるところにより実施するものとする。

①　（略）

②　指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付け及び社債の引受けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。

③　（略）

ホ　（略）

ヘ　公庫及び指定金融機関は、認定事業適応計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の供給を行うものとする。

4　（略）

5　その他事業適応に関する重要事項

一　（略）

二　主務大臣は、事業適応に係る金融支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付け又は社債の引受けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。

三～八　（略）

そのため、当該制度に基づく資金の貸付けを行うに当たっては、次のイ及びロに該当することを要件とする。

イ　認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し貸付けを行わない場合にあってはこの限りでない。

ロ　当該資金の貸付期間が五年以上であること。ただし、公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあっては、その貸付期間が七年以上であること。

二　（略）

三　公庫及び指定金融機関が業務を行う上で配慮すべき事項

イ　認定事業適応事業者が指定金融機関に対して、認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金についての借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業適応事業者の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。

ロ　指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合又は公庫が当該貸付けを行う指定金融機関に対し利子補給金を支給する場合にあってはこの限りでない。

ハ　（略）

ニ　公庫が行うツーステップ・ローン（法第二十一条の二十四第一項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）及びツーステップ・ローンを受けて指定金融機関が行う貸付けについては、次の①から③までに定めるところにより実施するものとする。

①　（略）

②　指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。

③　（略）

ホ　（略）

ヘ　公庫及び指定金融機関は、認定事業適応計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

4　（略）

5　その他事業適応に関する重要事項

一　（略）

二　主務大臣は、事業適応に係る金融支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。

三～八　（略）

6　備考 一　第一項第二号イ及びハにおける各項目の計算方法 イ・ロ　（略） 二・三　（略）

附　則

1　この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定を受けた者が実施する同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画について適用し、同日前に同法第二十一条の二十二第一項の認定を受けた者が実施する同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画並びに同日前にされた同法二十一条の二十二第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

6　備考 一　第一項第二号イの各項目の計算方法 イ・ロ　（略） 二・三　（略）

○文部科学省告示第百四号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準を定める省令（令和八年文部科学省令第十号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、令和八年文部科学省告示第六十一号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条及び第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める適合基準日を定める件（令和八年文部科学省告示第百九十号。以下「告示一」という。）別表第一の〇一七〇一〇二の項及び〇一七〇一〇三の項の機能要件の標準について経過措置及び同条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

第一号の表を次のように改める。

地方公共団体	機能要件の標準
東京都国立市、東京都狛江市、神奈川県茅ヶ崎市、大阪府八尾市、大阪府交野市、宮崎県宮崎市	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条及び第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに同令第四条の文部科学大臣が定める適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める適合基準日を定める件（令和八年文部科学省告示第百九十号。以下「告示一」という。）別表第一の〇一七〇一〇二の項及び〇一七〇一〇三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
青森県八戸市	告示別表第一の〇一七〇二一〇の項、〇一七〇三六〇の項及び〇一七〇三六三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川越市、千葉県市原市、東京都武蔵村山市、神奈川県厚木市、京都府京都市、兵庫県尼崎市、和歌山県田辺市、大分県大分市、沖縄県那覇市	告示別表第一の〇一七〇一〇の項、〇一七〇二一〇の項、〇一七〇三六〇の項及び〇一七〇三六三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件

香県た多前谷楽り宮青
川和つ賀町区町市市森
県気の町　、　、　、県
三町市　、福東埼群群五
豊　、　、大井京玉馬馬所
市岡奈阪県都県県県川
　、山良府越中秩榛桐原
香県県枚前野父東生市、
川早奈方町区市村市　、
県島良市　、　、　、宮
土町市　、愛石埼群群城
庄　、　、大知川玉馬馬県
町岡岡阪県県県県県塩
　、山山府一金鴻板太竈
香県県寝宮沢巣倉田市、
川吉津屋市市市町市　、
県備山川　、　、　、　、山
小中市市愛福埼群群形
豆央　、知井玉馬馬県
島町岡大県県県県県米
町　、山阪み鯖北明館沢
　、広県府よ江本和林市、
香島玉河し市市町市　、
川県野南市　、　、　、福
県呉市町　、福千群群島
三市　、　、三井葉馬馬県
木　、岡兵重県県県古
町広山庫県越船千藤殿
　、島県県い前橋代岡町、
香県瀬相な市市田市　、
川神戸生べ　、町　、茨
県石内市市福東　、群城
綾高市　、　、井京群馬県
川原　、兵滋県都馬県龍
町町岡庫賀池中県安ケ
　、山県県田央大中崎
高知県浅波良　、町　、
県観口市町福東　、群栃
高寺立　、井京群馬木
知市　、兵滋県都馬県県
市　、山県県越田邑ど都

長取條川県神県県山呂町那千県城北
崎県畷村開奈匝神町山　須代笠県海
県三市　、成川瑳川　、町群塩町間色道
諫朝　、新町県市町埼　、馬原　、市麻古
早町奈潟　、大　、　、玉埼県市栃　、町平
市　、良県神磯東埼県玉東　、木茨　、町
　、鳥県加奈町京玉と県吾栃県城宮
長取三茂川　、都県き越妻木足県城宮
崎県宅市県神青上が生町県利潮県城
県湯町　、箱奈梅里わ町　、さ市来美県
平梨　、長根川市町町　、埼く　、市里登
戸浜和野町県　、　、埼玉ら栃　、町米
市町歌県　、二東埼埼玉県市木茨　、市、
　、　、山飯神宮京玉玉県三　、県城山
長鳥県田奈町都県県滑郷栃栃県形宮
崎取海市川　、清寄横川市木木常県城
県県南　、県神瀬居瀬町　、県市陸天県
松北市静真奈市町町　、埼那　、大童栗
浦栄　、岡鶴川　、　、埼玉須栃宮市原
市町和県町県神埼埼玉県烏木市　、市、
　、歌牧　、大奈玉玉県坂山県　、山　、
鳥山之神井川県県嵐戸市真茨形宮
取県原奈町県宮皆山市　、岡城県城
県紀市川　、南代野町　、栃市県中県
日美　、県神足町町　、埼木　、筑山大
吉野静湯奈柄　、　、埼玉県栃西町崎
津町岡河川市埼埼玉県下木市　、市、
村　、県原県　、玉玉県鶴野県　、福　、
　、鳥長町松神県県小ヶ市大茨島宮
鳥取泉　、田奈杉長川島　、田城県城
取県町神町川戸灘町市栃原県下県
県智　、奈　、県町町　、　、木市か郷松
伯頭大川神綾　、　、埼埼県　、す町島
耆町阪県奈瀬千埼玉玉高栃み　、町　、
町　、府愛川市葉玉県県根木が茨　、
　、鳥泉川県　、神県県川三沢県う城宮
鳥取南町山　、奈袖東島芳町矢ら県城
取県市　、北川浦父　、栃市　、妻利
日頭大奈　、県　、葉　、　、玉玉県栃城　、町、
野町阪川神山　、千埼県県那木県茨　、
町　、府県奈町　、葉玉鳩毛須県八城宮
　、鳥四清川　、　、　、　、　、　、　、

島鹿児鹿京京
与島児島都都府
論県徳島県県伊京
　之県錦県県府丹
　島大江十阿根市、
　町和町島久町後
　　、村　、村根　、市、
　鹿　、鹿　、市京　、
　児鹿児鹿　、都京
　島島児島児鹿府都
　県島県島島児与府
　天県南県島謝南
　城宇大さ県野丹
　町検隅つ西町市、
　　、村町ま之　、
　鹿　、　、町表長京
　児鹿鹿　、市崎都
　島児児鹿　、県府
　県島島児鹿壱井
　伊県県島児岐手
　仙瀬中県島市町、
　町戸種湧県　、
　　内子水奄長京
　鹿町町町美崎都
　児　、　、市県府
　島鹿鹿鹿　、五笠
　県児児児鹿島置
　和島島島県市町、
　泊県県県島　、京
　町龍南大県熊都
　　、郷種崎南本都
　鹿町子町九県府和
　児　、町　、州小国東
　島鹿　、鹿市国東
　県児鹿児　、町町、京都府
　知島児島鹿　、熊本
　名県島県東島本
　町喜県串県県嘉
　　、界屋　良三丹波
　鹿町久良　、島町島島町、
　児　、島町　、村町、
　島鹿　、鹿　、　、
　県児　、　、　、　、

城青青県海道海北
県森森平道美道海
多県県川音幌当道
賀田板市更町別小
城子柳　、町　、町樽
市町町青　、北　、市、
　、　、森北海北　、
宮岩青県海道海北
城手森外道湧道海
県県県ヶ士別森道
富花野浜幌町町北
谷巻辺町町　、　、見
市市地　、　、北北市、
　、　、町青北海海、
宮岩　、森海道道北
城手青県道滝余海
県県森西足上市道
柴久県目寄町町網
田慈大屋町　、　、走
町市間村　、北北市、
　、　、町　、北海海、
宮宮　、青海道道北
城城青森道雄由海
県県森県釧武仁道
丸白県藤路町町美
森石東崎町　、　、唄
町市通町　、北北市、
　、　、村　、青海海、
宮宮　、青森道道北
城城青森県白幌海
県県森県弘老加道
大名県大前町内紋
和取佐鰐市　、町別
町市井町　、北　、市、
　、　、村　、青海北、
宮宮　、青森道海北
城城青森県新道海
県県森県むひ枝道
涌角県田つだ幸北
谷田三舎市か町斗
町市戸館　町　、市、
　、　、町村青　、北、
宮宮　、　、森北海北

長取條川県神県県山呂町那千県城北
崎県畷村開奈匝神町山　須代笠県海
県三市　、成川瑳川　、町群塩町間色道
諫朝　、新町県市町埼　、馬原　、市麻古
早町奈潟　、大　、　、玉埼県市栃　、町平
市　、良県神磯東埼県玉東　、木茨　、町
　、鳥県加奈町京玉と県吾栃県城宮
長取三茂川　、都県き越妻木足県城宮
崎県宅市県神青上が生町県利潮県城
県湯町　、箱奈梅里わ町　、さ市来美県
平梨　、長根川市町町　、埼く　、市里登
戸浜和野町県　、　、埼玉ら栃　、町米
市町歌県　、二東埼埼玉県市木茨　、市、
　、　、山飯神宮京玉玉県三　、県城山
長鳥県田奈町都県県滑郷栃栃県形宮
崎取海市川　、清寄横川市木木常県城
県県南　、県神瀬居瀬町　、県市陸天県
松北市静真奈市町町　、埼那　、大童栗
浦栄　、岡鶴川　、　、埼玉須栃宮市原
市町和県町県神埼埼玉県烏木市　、市、
　、歌牧　、大奈玉玉県坂山県　、山　、
鳥山之神井川県県嵐戸市真茨形宮
取県原奈町県宮皆山市　、岡城県城
県紀市川　、南代野町　、栃市県中県
日美　、県神足町町　、埼木　、筑山大
吉野静湯奈柄　、　、埼玉県栃西町崎
津町岡河川市埼埼玉県下木市　、市、
村　、県原県　、玉玉県鶴野県　、福　、
　、鳥長町松神県県小ヶ市大茨島宮
鳥取泉　、田奈杉長川島　、田城県城
取県町神町川戸灘町市栃原県下県
県智　、奈　、県町町　、　、木市か郷松
伯頭大川神綾　、　、埼埼県　、す町島
耆町阪県奈瀬千埼玉玉高栃み　、町　、
町　、府愛川市葉玉県県根木が茨　、
　、鳥泉川県　、神県県川三沢県う城宮
鳥取南町山　、奈袖東島芳町矢ら県城
取県市　、北川浦父　、栃市　、妻利
日頭大奈　、県　、葉　、　、玉玉県栃城　、町、
野町阪川神山　、千埼県県那木県茨　、
町　、府県奈町　、葉玉鳩毛須県八城宮
　、鳥四清川　、　、　、　、　、　、　、

七項一〇七一の告
〇　、九一六七項示
二〇〇七の〇　、別
三一の〇項〇〇表
一七項一　、九一第
の〇　、八〇九七一
項二〇二一の〇〇
　、〇一の七項〇〇
〇七七項〇　、八一
一の〇　、一〇二七
七項一〇七一の〇
〇　、九一七七項〇
二〇一七の〇　、四
三一の〇項一〇九
六七項一　、一一の
の〇　、八〇四七項、
項二〇三一の〇　、
　、一一の七項〇〇
〇〇七項〇　、九一
一の〇　、一〇〇七
七項一〇七一の〇
〇　、九一八七項〇
二〇七七の〇　、五
三一の〇項一〇二
七七項一　、六一の
の〇　、八〇九七項、
項二〇四一の〇　、
　、一一の七項〇〇
〇一七項〇　、九一
一の〇　、一〇四七
七項二〇八一の〇
〇　、〇一〇七項〇
二〇二七の〇　、五
三一の〇項一〇三
八七項一　、七一の
の〇　、八一〇二七項、
項二〇六　、七項〇〇
　、一一の〇　、九一
〇二七項一　、九一
一の〇　、一〇五七
七項二〇八一の〇
〇　、〇一の七項〇
二〇三七の〇　、六
四一の〇　、一〇四

項三〇二七項三〇二七項二〇〇七項一〇七一の告
及九一の〇　、〇一の〇　、五一の〇　、九一六七項示
び五七項三〇九七項二〇一七項二〇〇七の〇　、別
　の〇　、一一の〇　、七一の〇　、三一の〇項〇〇表
一項三〇八七項三〇四七項二〇一七項一　、九一第
七　、八一の〇　、〇一の〇　、四一の〇　、八〇九七一
　〇〇〇七項三〇〇七項二〇七七項二〇二一の〇〇
四一の〇　、一一の〇　、七一の〇　、〇一の七項〇〇
三七項三〇四七項二〇〇七項二〇七七項〇　、八一
八〇　、二一の〇　、九一の〇　、四一の〇　、一〇二七
の四〇三七項三〇五七項二〇一七項一〇七一の〇
項二一の〇　、一一の〇　、五一の〇　、九一七七項〇
の一七項三〇〇七項二〇二七項二〇一七の〇　、四
機の〇　、一一の〇　、七一の〇　、三一の〇項一〇九
能項三〇九七項三〇五七項二〇六七項一　、一一の
要　、八一の〇　、〇一の〇　、四一の〇　、八〇四七項、
件〇五七項三〇一七項二〇八七項二〇三一の〇
　の一の〇　、一一の〇　、七一の〇　、一一の七項〇〇
　欄七項三〇五七項二〇一七項二〇〇七項〇　、九一
　に　、二一の〇　、九一の〇　、四一の〇　、一〇〇七
　掲四〇四七項三〇六七項二〇二七項一〇七一の〇
　げる二一の〇　、一一の〇　、五一の〇　、九一八七項〇
　る二七項三〇一七項二〇三七項二〇七七の〇　、五
　機の〇　、二一の〇　、七一の〇　、三一の〇項一〇二
　能項三〇〇七項三〇六七項二〇七七項一　、六一の
　要　、八一の〇　、〇一の〇　、四一の〇　、八〇九七項、
　件〇六七項三〇七七項二〇九七項二〇四一の〇
　　一の〇　、一一の〇　、七一の〇　、一一の七項〇〇
　　七項三〇六七項二〇二七項二〇一七項〇　、九一
　　〇　、二一の〇　、九一の〇　、四一の〇　、一〇四七
　　四〇五七項三〇七七項二〇三七項二〇八一の〇
　　二一の〇　、一一の〇　、六一の〇　、〇一〇七項〇
　　三七項三〇二七項二〇五七項二〇二七の〇　、五
　　の〇　、二一の〇　、八一の〇　、三一の〇項一〇三
　　項三〇一七項三〇三七項二〇八七項一　、七一の
　　　、九一の〇　、〇一の〇　、五一の〇　、八一二七項、
　　〇四七項三〇八七項二〇〇七項二〇六　、七項〇〇
　　一の〇　、一一の〇　、七一の〇　、一一の〇　、九一
　　七項三〇七七項二〇三七項二〇二七項一　、八一
　　〇　、七一の〇　、九一の〇　、四一の〇　、一〇五七
　　四〇六七項三〇九七項二〇四七項二〇一の〇
　　二一の〇　、一一の〇　、六一の〇　、〇一〇七項〇
　　四七項三〇三七項二〇九七項二〇三七〇　、六
　　の〇　、二一の〇　、九一の〇　、四一の〇　、一〇四

告
示
別
表
第
一
〇
一
〇
一
七
七
〇
〇
一
〇
一
七
七
〇
〇
一
〇
一
七
七
〇

北海道旭川市、東京都神葛飾区、神奈川県広横須賀市、長野県上田市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県東海市、兵庫県神戸市、広島県福山市、福岡県岡垣町、北海道函館市、青森県弘前市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市、秋田県秋田市、山形県山形市、福島県福島市、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、神奈川県横浜市、川崎市、相模原市、新潟県新潟市、富山県富山市、石川県金沢市、福井県福井市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、三重県津市、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府大阪市、兵庫県神戸市、奈良県奈良市、和歌山県和歌山市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、広島県広島市、山口県山口市、徳島県徳島市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、佐賀県佐賀市、長崎県長崎市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市、沖縄県那覇市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、青森県青森市、岩手県盛岡市、宮城県仙台市、秋田県秋田市、山形県山形市、福島県福島市、茨城県水戸市、栃木県宇都宮市、群馬県前橋市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、神奈川県横浜市、川崎市、相模原市、新潟県新潟市、富山県富山市、石川県金沢市、福井県福井市、山梨県甲府市、長野県長野市、岐阜県岐阜市、静岡県静岡市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、三重県津市、滋賀県大津市、京都府京都市、大阪府

第三号の表を次のように改める。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、相模原市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、津市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、東大阪市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、北海道函館市、北海道小樽市、北海道旭川市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道北見市、北海道夕張市、北海道岩見沢市、北海道網走市、北海道留萌市、北海道苫小牧市、北海道稚内市、北海道美唄市、北海道芦別市、北海道江別市、北海道赤平市、北海道紋別市、北海道士別市、北海道名寄市、北海道三笠市、北海道根室市、北海道千歳市、北海道滝川市、北海道砂川市、北海道歌志内市、北海道深川市、北海道富良野市、北海道登別市、北海道恵庭市、北海道伊達市、北海道北広島市、北海道石狩市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道新篠津村、北海道松前町、北海道福島町、北海道知内町、北海道木古内町、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道江差町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道奥尻町、北海道今金町、北海道せたな町、北海道島牧町、北海道寿都町、北海道黒松内町、北海道蘭越町、北海道ニセコ町、北海道真狩町、北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道倶知安町、北海道共和町、北海道岩内町、北海道泊村、北海道神恵内村、北海道積丹町、北海道古平町、北海道仁木町、北海道余市町、北海道赤井川村、北海道南幌町、北海道奈井江町、北海道上砂川町、北海道由仁町、北海道長沼町、北海道栗山町、北海道月形町、北海道浦臼町、北海道新十津川町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道沼田町、北海道鷹栖町、北海道東神楽町、北海道当麻町、北海道比布町、北海道愛別町、北海道上川町、北海道東川町、北海道美瑛町、北海道上富良野町、北海道中富良野町、北海道南富良野町、北海道占冠町、北海道和寒町、北海道剣淵町、北海道下川町、北海道美深町、北海道音威子府村、北海道中川町、北海道幌加内町、北海道増毛町、北海道小平町、北海道苫前町、北海道羽幌町、北海道初山別村、北海道遠別町、北海道天塩町、北海道猿払村、北海道浜頓別町、北海道中頓別町、北海道枝幸町、北海道豊富町、北海道礼文町、北海道利尻町、北海道利尻富士町、北海道幌延町、北海道美幌町、北海道津別町、北海道斜里町、北海道清里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道置戸町、北海道佐呂間町、北海道遠軽町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道興部町、北海道西興部町、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道壮瞥町、北海道白老町、北海道厚真町、北海道洞爺湖町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道浦幌町、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、北海道雄武町、北海道大空町、北海道豊浦町、北海道壮瞥町、北海道白老町、北海道厚真町、北海道洞爺湖町、北海道安平町、北海道むかわ町、北海道日高町、北海道平取町、北海道新冠町、北海道浦河町、北海道様似町、北海道えりも町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道上士幌町、北海道鹿追町、北海道新得町、北海道清水町、北海道芽室町、北海道中札内村、北海道更別村、北海道大樹町、北海道広尾町、北海道幕別町、北海道池田町、北海道豊頃町、北海道本別町、北海道足寄町、北海道陸別町、北海道浦幌町、北海道釧路町、北海道厚岸町、北海道浜中町、北海道標茶町、北海道弟子屈町、北海道鶴居村、北海道白糠町、北海道別海町、北海道中標津町、北海道標津町、北海道羅臼町、青森県五所川原市、青森県つがる市、青森県平川市、青森県東北町、青森県六戸町、青森県横浜町、青森県六ヶ所村、青森県おいらせ町、青森県大間町、青森県東通村、青森県風間浦村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県五戸町、青森県田子町、青森県南部町、青森県階上町、青森県新郷村、岩手県宮古市、岩手県大船渡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県久慈市、岩手県遠野市、岩手県一関市、岩手県陸前高田市、岩手県釜石市、岩手県二戸市、岩手県八幡平市、岩手県奥州市、岩手県滝沢市、岩手県雫石町、岩手県葛巻町、岩手県岩手町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県西和賀町、岩手県金ケ崎町、岩手県平泉町、岩手県住田町、岩手県大槌町、岩手県山田町、岩手県岩泉町、岩手県田野畑村、岩手県普代村、岩手県軽米町、岩手県野田村、岩手県九戸村、岩手県洋野町、岩手県一戸町、宮城県仙台市、宮城県石巻市、宮城県塩竈市、宮城県気仙沼市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県岩沼市、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県東松島市、宮城県大崎市、宮城県富谷市、宮城県蔵王町、宮城県七ヶ宿町、宮城県大河原町、宮城県村田町、宮城県柴田町、宮城県川崎町、宮城県丸森町、宮城県亘理町、宮城県山元町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大和町、宮城県大郷町、宮城県富谷町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県加美町、宮城県涌谷町、宮城県美里町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県秋田市、秋田県能代市、秋田県横手市、秋田県大館市、秋田県男鹿市、秋田県湯沢市、秋田県鹿角市、秋田県由利本荘市、秋田県潟上市、秋田県大仙市、秋田県北秋田市、秋田県にかほ市、秋田県仙北市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、山形県山形市、山形県米沢市、山形県鶴岡市、山形県酒田市、山形県新庄市、山形県寒河江市、山形県上山市、山形県村山市、山形県長井市、山形県天童市、山形県東根市、山形県尾花沢市、山形県南陽市、山形県山辺町、山形県中山町、山形県河北町、山形県西川町、山形県朝日町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県金山町、山形県最上町、山形県舟形町、山形県真室川町、山形県大蔵村、山形県鮭川村、山形県戸沢村、山形県高畠町、山形県川西町、山形県小国町、山形県白鷹町、山形県飯豊町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県福島市、福島県会津若松市、福島県郡山市、福島県いわき市、福島県白河市、福島県須賀川市、福島県喜多方市、福島県相馬市、福島県二本松市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県伊達市、福島県本宮市、福島県桑折町、福島県国見町、福島県川俣町、福島県大玉村、福島県鏡石町、福島県天栄村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県只見町、福島県南会津町、福島県北塩原村、福島県西会津町、福島県磐梯町、福島県猪苗代町、福島県会津坂下町、福島県湯川村、福島県柳津町、福島県三島町、福島県金山町、福島県昭和村、福島県会津美里町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県棚倉町、福島県矢祭町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県石川町、福島県玉川村、福島県平田村、福島県浅川町、福島県古殿町、福島県三春町、福島県小野町、福島県広野町、福島県楢葉町、福島県富岡町、福島県川内村、福島県大熊町、福島県双葉町、福島県浪江町、福島県葛尾村、福島県新地町、福島県飯舘村、茨城県水戸市、茨城県日立市、茨城県土浦市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県結城市、茨城県龍ケ崎市、茨城県下妻市、茨城県常総市、茨城県常陸太田市、茨城県高萩市、茨城県北茨城市、茨城県笠間市、茨城県取手市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県鹿嶋市、茨城県潮来市、茨城県守谷市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県坂東市、茨城県稲敷市、茨城県かすみがうら市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、茨城県つくばみらい市、茨城県小美玉市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町、茨城県美浦村、茨城県阿見町、茨城県河内町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、茨城県境町、茨城県利根町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県小山市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県前橋市、群馬県高崎市、群馬県桐生市、群馬県伊勢崎市、群馬県太田市、群馬県沼田市、群馬県館林市、群馬県渋川市、群馬県藤岡市、群馬県富岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県吉岡町、群馬県上野村、群馬県神流町、群馬県下仁田町、群馬県南牧村、群馬県甘楽町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、群馬県片品村、群馬県川場村、群馬県みなかみ町、群馬県玉村町、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県さいたま市、埼玉県川越市、埼玉県熊谷市、埼玉県川口市、埼玉県行田市、埼玉県秩父市、埼玉県所沢市、埼玉県飯能市、埼玉県加須市、埼玉県本庄市、埼玉県東松山市、埼玉県春日部市、埼玉県狭山市、埼玉県羽生市、埼玉県鴻巣市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県蕨市、埼玉県戸田市、埼玉県入間市、埼玉県鳩ケ谷市、埼玉県朝霞市、埼玉県志木市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、埼玉県桶川市、埼玉県久喜市、埼玉県北本市、埼玉県八潮市、埼玉県富士見市、埼玉県三郷市、埼玉県蓮田市、埼玉県坂戸市、埼玉県幸手市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県日高市、埼玉県吉川市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県白岡市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、埼玉県松伏町、千葉県千葉市、千葉県銚子市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県館山市、千葉県木更津市、千葉県松戸市、千葉県野田市、千葉県茂原市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県勝浦市、千葉県市原市、千葉県流山市、千葉県八千代市、千葉県我孫子市、千葉県鴨川市、千葉県鎌ケ谷市、千葉県君津市、千葉県富津市、千葉県浦安市、千葉県四街道市、千葉県袖ケ浦市、千葉県八街市、千葉県印西市、千葉県白井市、千葉県富里市、千葉県南房総市、千葉県匝瑳市、千葉県香取市、千葉県山武市、千葉県いすみ市、千葉県大網白里市、千葉県酒々井町、千葉県栄町、千葉県神崎町、千葉県多古町、千葉県東庄町、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県横芝光町、千葉県一宮町、千葉県睦沢町、千葉県長生村、千葉県白子町、千葉県長柄町、千葉県長南町、千葉県大多喜町、千葉県御宿町、千葉県鋸南町、東京都千代田区、東京都中央区、東京都港区、東京都新宿区、東京都文京区、東京都台東区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都品川区、東京都目黒区、東京都大田区、東京都世田谷区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都杉並区、東京都豊島区、東京都北区、東京都荒川区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都足立区、東京都葛飾区、東京都江戸川区、東京都八王子市、東京都立川市、東京都武蔵野市、東京都三鷹市、東京都青梅市、東京都府中市、東京都昭島市、東京都調布市、東京都町田市、東京都小金井市、東京都小平市、東京都日野市、東京都東村山市、東京都国分寺市、東京都国立市、東京都福生市、東京都狛江市、東京都東大和市、東京都清瀬市、東京都東久留米市、東京都武蔵村山市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、神奈川県横須賀市、神奈川県平塚市、神奈川県鎌倉市、神奈川県藤沢市、神奈川県小田原市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県逗子市、神奈川県三浦市、神奈川県秦野市、神奈川県厚木市、神奈川県大和市、神奈川県伊勢原市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県寒川町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県新潟市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県新発田市、新潟県小千谷市、新潟県加茂市、新潟県十日町市、新潟県見附市、新潟県村上市、新潟県燕市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県上越市、新潟県阿賀野市、新潟県佐渡市、新潟県魚沼市、新潟県南魚沼市、新潟県胎内市、新潟県聖籠町、新潟県弥彦村、新潟県田上町、新潟県阿賀町、新潟県出雲崎町、富山県富山市、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、石川県金沢市、石川県七尾市、石川県小松市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県加賀市、石川県羽咋市、石川県かほく市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、福井県福井市、福井県敦賀市、福井県小浜市、福井県大野市、福井県勝山市、福井県鯖江市、福井県あわら市、福井県越前市、福井県坂井市、福井県永平寺町、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、福井県美浜町、福井県高浜町、福井県おおい町、福井県若狭町、山梨県甲府市、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県北杜市、山梨県甲斐市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県中央市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県昭和町、山梨県道志村、山梨県西桂町、山梨県忍野村、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県長野市、長野県松本市、長野県上田市、長野県岡谷市、長野県飯田市、長野県諏訪市、長野県須坂市、長野県小諸市、長野県伊那市、長野県駒ケ根市、長野県中野市、長野県大町市、長野県飯山市、長野県茅野市、長野県塩尻市、長野県佐久市、長野県千曲市、長野県東御市、長野県安曇野市、長野県小海町、長野県川上村、長野県南牧村、長野県南相木村、長野県北相木村、長野県佐久穂町、長野県軽井沢町、長野県御代田町、長野県立科町、長野県青木村、長野県長和町、長野県下諏訪町、長野県富士見町、長野県原村、長野県辰野町、長野県箕輪町、長野県飯島町、長野県南箕輪村、長野県中川村、長野県宮田村、長野県松川町、長野県高森町、長野県阿南町、長野県阿智村、長野県平谷村、長野県根羽村、長野県下條村、長野県売木村、長野県天龍村、長野県泰阜村、長野県喬木村、長野県豊丘村、長野県大鹿村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県多治見市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県海津市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県養老町、岐阜県垂井町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県坂祝町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県静岡市、静岡県浜松市、静岡県沼津市、静岡県熱海市、静岡県三島市、静岡県富士宮市、静岡県伊東市、静岡県島田市、静岡県富士市、静岡県磐田市、静岡県焼津市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県御殿場市、静岡県袋井市、静岡県下田市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、静岡県伊豆市、静岡県御前崎市、静岡県菊川市、静岡県伊豆の国市、静岡県牧之原市、静岡県東伊豆町、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県函南町、静岡県清水町、静岡県長泉町、静岡県小山町、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県名古屋市、愛知県豊橋市、愛知県岡崎市、愛知県一宮市、愛知県瀬戸市、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県豊川市、愛知県津島市、愛知県碧南市、愛知県刈谷市、愛知県豊田市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県蒲郡市、愛知県犬山市、愛知県常滑市、愛知県江南市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県新城市、愛知県東海市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県岩倉市、愛知県豊明市、愛知県日進市、愛知県田原市、愛知県愛西市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県弥富市、愛知県みよし市、愛知県あま市、愛知県長久手市、愛知県東郷町、愛知県豊山町、愛知県大口町、愛知県扶桑町、愛知県大治町、愛知県蟹江町、愛知県飛島村、愛知県阿久比町、愛知県東浦町、愛知県南知多町、愛知県美浜町、愛知県武豊町、愛知県幸田町、愛知県設楽町、愛知県東栄町、愛知県豊根村、三重県津市、三重県四日市市、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県鈴鹿市、三重県名張市、三重県尾鷲市、三重県亀山市、三重県鳥羽市、三重県熊野市、三重県いなべ市、三重県志摩市、三重県伊賀市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県多気町、三重県明和町、三重県大台町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、三重県紀北町、三重県御浜町、三重県紀宝町、滋賀県大津市、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、滋賀県米原市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、京都府京都市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宇治市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府大山崎町、京都府久御山町、京都府井手町、京都府宇治田原町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府精華町、京都府南山城村、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、京都府与謝野町、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府豊中市、大阪府池田市、大阪府吹田市、大阪府泉大津市、大阪府高槻市、大阪府貝塚市、大阪府守口市、大阪府枚方市、大阪府茨木市、大阪府八尾市、大阪府泉佐野市、大阪府富田林市、大阪府寝屋川市、大阪府河内長野市、大阪府松原市、大阪府大東市、大阪府和泉市、大阪府箕面市、大阪府柏原市、大阪府羽曳野市、大阪府門真市、大阪府摂津市、大阪府高石市、大阪府藤井寺市、大阪府東大阪市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府岬町、大阪府太子町、大阪府河南町、大阪府千早赤阪村、兵庫県神戸市、兵庫県姫路市、兵庫県尼崎市、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県加古川市、兵庫県赤穂市、兵庫県西脇市、兵庫県宝塚市、兵庫県三木市、兵庫県高砂市、兵庫県川西市、兵庫県小野市、兵庫県三田市、兵庫県加西市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県養父市、兵庫県丹波市、兵庫県南あわじ市、兵庫県朝来市、兵庫県淡路市、兵庫県宍粟市、兵庫県加東市、兵庫県たつの市、兵庫県猪名川町、兵庫県多可町、兵庫県稲美町、兵庫県播磨町、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県神河町、兵庫県上郡町、兵庫県佐用町、兵庫県香美町、兵庫県新温泉町、奈良県奈良市、奈良県大和高田市、奈良県大和郡山市、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県桜井市、奈良県五條市、奈良県御所市、奈良県生駒市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県宇陀市、奈良県山添村、奈良県平群町、奈良県三郷町、奈良県斑鳩町、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県三宅町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県御杖村、奈良県高取町、奈良県明日香村、奈良県上牧町、奈良県王寺町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県吉野町、奈良県大淀町、奈良県下市町、奈良県黒滝村、奈良県天川村、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県上北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県橋本市、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県紀美野町、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県高野町、和歌山県湯浅町、和歌山県広川町、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県日高町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県上富田町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、和歌山県古座川町、和歌山県北山村、和歌山県串本町、鳥取県鳥取市、鳥取県米子市、鳥取県倉吉市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県琴浦町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県日南町、鳥取県日野町、鳥取県江府町、島根県松江市、島根県浜田市、島根県出雲市、島根県益田市、島根県大田市、島根県安来市、島根県江津市、島根県雲南市、島根県奥出雲町、島根県飯南町、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県津和野町、島根県吉賀町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、島根県隠岐の島町、岡山県岡山市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県里庄町、岡山県矢掛町、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県西粟倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、岡山県吉備中央町、広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県安芸高田市、広島県江田島市、広島県府中町、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県北広島町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県長門市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、徳島県三好市、徳島県勝浦町、徳島県上勝町、徳島県佐那河内村、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県松茂町、徳島県北島町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県松前町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、愛媛県伊方町、愛媛県松野町、愛媛県鬼北町、愛媛県愛南町、高知県高知市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県長島町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県肝付町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県ギノワン市、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県久米島町、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

第五号を次のように改める。

五　省令附則第二条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体は、次のとおりとする。

北海道稚内市、北海道千歳市、北海道砂川市、北海道深川市、北海道石狩市、北海道新冠町、北海道弟子屈町、青森県三沢市、青森県つがる市、青森県鰺ヶ沢町、青森県深浦町、青森県鶴田町、青森県東北町、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、宮城県気仙沼市、宮城県大河原町、秋田県潟上市、秋田県仙北市、山形県山形市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県村山市、山形県山辺町、山形県河北町、山形県舟形町、山形県鮭川村、山形県戸沢村、福島県郡山市、福島県田村市、福島県南相馬市、福島県本宮市、福島県鏡石町、福島県只見町、福島県猪苗代町、福島県西郷村、福島県泉崎村、福島県中島村、福島県矢吹町、福島県平田村、福島県小野町、茨城県日立市、茨城県石岡市、茨城県牛久市、茨城県つくば市、茨城県茨城町、茨城県東海村、茨城県阿見町、千葉県佐倉市、千葉県習志野市、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県印西市、東京都江戸川区、東京都小平市、東京都東村山市、東京都東久留米市、東京都三宅村、東京都八丈町、神奈川県平塚市、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、新潟県燕市、新潟県胎内市、新潟県湯沢町、岐阜県多治見市、岐阜県美濃加茂市、岐阜県坂祝町、静岡県下田市、静岡県森町、愛知県豊橋市、愛知県瀬戸市、愛知県安城市、愛知県西尾市、愛知県尾張旭市、愛知県高浜市、愛知県武豊町、三重県伊勢市、三重県松阪市、三重県桑名市、三重県名張市、三重県鳥羽市、三重県志摩市、三重県多気町、三重県明和町、三重県玉城町、三重県度会町、三重県大紀町、三重県南伊勢町、大阪府岸和田市、大阪府河内長野市、大阪府大東市、大阪府箕面市、大阪府羽曳野市、大阪府岬町、兵庫県芦屋市、兵庫県伊丹市、兵庫県加古川市、兵庫県三木市、兵庫県小野市、兵庫県加西市、兵庫県宍粟市、兵庫県神河町、奈良県五條市、奈良県宇陀市、奈良県三郷町、奈良県王寺町、奈良県下市町、島根県益田市、島根県大田市、島根県津和野町、岡山県笠岡市、岡山県倉敷市、岡山県井原市、岡山県総社市、岡山県高梁市、岡山県新見市、岡山県矢掛町、広島県三原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県三次市、広島県庄原市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県安芸高田市、広島県江田島市、広島県府中町、広島県海田町、広島県熊野町、広島県坂町、広島県大崎上島町、広島県世羅町、広島県神石高原町、山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県萩市、山口県防府市、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県長門市、山口県柳井市、山口県美祢市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県阿武町、徳島県徳島市、徳島県鳴門市、徳島県小松島市、徳島県阿南市、徳島県吉野川市、徳島県阿波市、徳島県美馬市、徳島県三好市、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県善通寺市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県綾川町、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県東温市、愛媛県上島町、愛媛県久万高原町、愛媛県松前町、愛媛県砥部町、愛媛県内子町、愛媛県伊方町、愛媛県松野町、愛媛県鬼北町、愛媛県愛南町、高知県高知市、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県宿毛市、高知県土佐清水市、高知県四万十市、高知県香南市、高知県香美市、高知県東洋町、高知県奈半利町、高知県田野町、高知県安田町、高知県北川村、高知県馬路村、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県大川村、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県佐川町、高知県越知町、高知県檮原町、高知県日高村、高知県津野町、高知県四万十町、高知県大月町、高知県三原村、高知県黒潮町、福岡県北九州市、福岡県福岡市、福岡県大牟田市、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県柳川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県中間市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、福岡県太宰府市、福岡県古賀市、福岡県福津市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県嘉麻市、福岡県朝倉市、福岡県みやま市、福岡県糸島市、福岡県那珂川市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県水巻町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県小竹町、福岡県鞍手町、福岡県桂川町、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県大刀洗町、福岡県大木町、福岡県広川町、福岡県香春町、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県川崎町、福岡県大任町、福岡県赤村、福岡県福智町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県吉富町、福岡県上毛町、福岡県築上町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、佐賀県鳥栖市、佐賀県多久市、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、佐賀県鹿島市、佐賀県小城市、佐賀県嬉野市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県有田町、佐賀県大町町、佐賀県江北町、佐賀県白石町、佐賀県太良町、長崎県長崎市、長崎県佐世保市、長崎県島原市、長崎県諫早市、長崎県大村市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県西海市、長崎県雲仙市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、長崎県佐々町、熊本県熊本市、熊本県八代市、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県上天草市、熊本県宇城市、熊本県阿蘇市、熊本県天草市、熊本県合志市、熊本県美里町、熊本県玉東町、熊本県南関町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県小国町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県南阿蘇村、熊本県御船町、熊本県嘉島町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県錦町、熊本県多良木町、熊本県湯前町、熊本県水上村、熊本県相良村、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県球磨村、熊本県あさぎり町、熊本県苓北町、大分県大分市、大分県別府市、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、大分県玖珠町、宮崎県宮崎市、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県小林市、宮崎県日向市、宮崎県串間市、宮崎県西都市、宮崎県えびの市、宮崎県三股町、宮崎県高原町、宮崎県国富町、宮崎県綾町、宮崎県高鍋町、宮崎県新富町、宮崎県西米良村、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、宮崎県門川町、宮崎県諸塚村、宮崎県椎葉村、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、宮崎県五ヶ瀬町、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県出水市、鹿児島県指宿市、鹿児島県西之表市、鹿児島県垂水市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県曽於市、鹿児島県霧島市、鹿児島県いちき串木野市、鹿児島県南さつま市、鹿児島県志布志市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県長島町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県肝付町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県糸満市、沖縄県沖縄市、沖縄県豊見城市、沖縄県うるま市、沖縄県宮古島市、沖縄県南城市、沖縄県国頭村、沖縄県大宜味村、沖縄県東村、沖縄県今帰仁村、沖縄県本部町、沖縄県恩納村、沖縄県ぎのわん市、沖縄県金武町、沖縄県伊江村、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町、沖縄県北中城村、沖縄県中城村、沖縄県西原町、沖縄県与那原町、沖縄県南風原町、沖縄県渡嘉敷村、沖縄県座間味村、沖縄県粟国村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県久米島町、沖縄県八重瀬町、沖縄県多良間村、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町

告示別表第二の項、一の項、三一八七の項、〇〇三七の項、〇〇一の項、二一七〇八の項、〇〇三一の七項、二一七〇〇一の項、〇〇三一九七項、一二の項、〇〇四一の七項、二一七〇〇四一の項、五一〇七項、一五の項、〇〇四一七項、三一の項、〇〇四一一七項、一六の項、〇〇四一一七項、三一七〇〇一の項、〇〇四一一七項、二一七〇〇一の項、〇〇四一一七項、二二の項、〇〇四一一七項、二三の項、〇〇四一一七項、二四の項、〇〇四一一七項、二五の項、〇〇四一一七項、二六の項、〇〇四一一七項、二七の項、〇〇四一一七項、二八の項、〇〇四一一七項、二九の項、〇〇四一一七項、三〇の項、〇〇四一一七項、三一の項、〇〇四一一七項、三二の項、〇〇四一一七項、三三の項、〇〇四一一七項、三四の項、〇〇四一一七項、三五の項、〇〇四一一七項、三六の項、〇〇四一一七項、三七の項、〇〇四一一七項、三八の項、〇〇四一一七項、三九の項、〇〇四一一七項、四〇の項、〇〇四一一七項、四一の項、〇〇四一一七項、四二の項、〇〇四一一七項、四三の項、〇〇四一一七項、四四の項、〇〇四一一七項、四五の項、〇〇四一一七項、四六の項、〇〇四一一七項、四七の項、〇〇四一一七項、四八の項、〇〇四一一七項、四九の項、〇〇四一一七項、五〇の項、〇〇四一一七項、五一の項、〇〇四一一七項、五二の項、〇〇四一一七項、五三の項、〇〇四一一七項、五四の項、〇〇四一一七項、五五の項、〇〇四一一七項、五六の項、〇〇四一一七項、五七の項、〇〇四一一七項、五八の項、〇〇四一一七項、五九の項、〇〇四一一七項、六〇の項、〇〇四一一七項、六一の項、〇〇四一一七項、六二の項、〇〇四一一七項、六三の項、〇〇四一一七項、六四の項、〇〇四一一七項、六五の項、〇〇四一一七項、六六の項、〇〇四一一七項、六七の項、〇〇四一一七項、六八の項、〇〇四一一七項、六九の項、〇〇四一一七項、七〇の項、〇〇四一一七項、七一の項、〇〇四一一七項、七二の項、〇〇四一一七項、七三の項、〇〇四一一七項、七四の項、〇〇四一一七項、七五の項、〇〇四一一七項、七六の項、〇〇四一一七項、七七の項、〇〇四一一七項、七八の項、〇〇四一一七項、七九の項、〇〇四一一七項、八〇の項、〇〇四一一七項、八一の項、〇〇四一一七項、八二の項、〇〇四一一七項、八三の項、〇〇四一一七項、八四の項、〇〇四一一七項、八五の項、〇〇四一一七項、八六の項、〇〇四一一七項、八七の項、〇〇四一一七項、八八の項、〇〇四一一七項、八九の項、〇〇四一一七項、九〇の項、〇〇四一一七項、九一の項、〇〇四一一七項、九二の項、〇〇四一一七項、九三の項、〇〇四一一七項、九四の項、〇〇四一一七項、九五の項、〇〇四一一七項、九六の項、〇〇四一一七項、九七の項、〇〇四一一七項、九八の項、〇〇四一一七項、九九の項、〇〇四一一七項、一〇〇の項、〇〇四一一七項、一〇一の項、〇〇四一一七項、一〇二の項、〇〇四一一七項、一〇三の項、〇〇四一一七項、一〇四の項、〇〇四一一七項、一〇五の項、〇〇四一一七項、一〇六の項、〇〇四一一七項、一〇七の項、〇〇四一一七項、一〇八の項、〇〇四一一七項、一〇九の項、〇〇四一一七項、一一〇の項、〇〇四一一七項、一一一の項、〇〇四一一七項、一一二の項、〇〇四一一七項、一一三の項、〇〇四一一七項、一一四の項、〇〇四一一七項、一一五の項、〇〇四一一七項、一一六の項、〇〇四一一七項、一一七の項、〇〇四一一七項、一一八の項、〇〇四一一七項、一一九の項、〇〇四一一七項、一二〇の項、〇〇四一一七項、一二一の項、〇〇四一一七項、一二二の項、〇〇四一一七項、一二三の項、〇〇四一一七項、一二四の項、〇〇四一一七項、一二五の項、〇〇四一一七項、一二六の項、〇〇四一一七項、一二七の項、〇〇四一一七項、一二八の項、〇〇四一一七項、一二九の項、〇〇四一一七項、一三〇の項、〇〇四一一七項、一三一の項、〇〇四一一七項、一三二の項、〇〇四一一七項、一三三の項、〇〇四一一七項、一三四の項、〇〇四一一七項、一三五の項、〇〇四一一七項、一三六の項、〇〇四一一七項、一三七の項、〇〇四一一七項、一三八の項、〇〇四一一七項、一三九の項、〇〇四一一七項、一四〇の項、〇〇四一一七項、一四一の項、〇〇四一一七項、一四二の項、〇〇四一一七項、一四三の項、〇〇四一一七項、一四四の項、〇〇四一一七項、一四五の項、〇〇四一一七項、一四六の項、〇〇四一一七項、一四七の項、〇〇四一一七項、一四八の項、〇〇四一一七項、一四九の項、〇〇四一一七項、一五〇の項、〇〇四一一七項、一五一の項、〇〇四一一七項、一五二の項、〇〇四一一七項、一五三の項、〇〇四一一七項、一五四の項、〇〇四一一七項、一五五の項、〇〇四一一七項、一五六の項、〇〇四一一七項、一五七の項、〇〇四一一七項、一五八の項、〇〇四一一七項、一五九の項、〇〇四一一七項、一六〇の項、〇〇四一一七項、一六一の項、〇〇四一一七項、一六二の項、〇〇四一一七項、一六三の項、〇〇四一一七項、一六四の項、〇〇四一一七項、一六五の項、〇〇四一一七項、一六六の項、〇〇四一一七項、一六七の項、〇〇四一一七項、一六八の項、〇〇四一一七項、一六九の項、〇〇四一一七項、一七〇の項、〇〇四一一七項、一七一の項、〇〇四一一七項、一七二の項、〇〇四一一七項、一七三の項、〇〇四一一七項、一七四の項、〇〇四一一七項、一七五の項、〇〇四一一七項、一七六の項、〇〇四一一七項、一七七の項、〇〇四一一七項、一七八の項、〇〇四一一七項、一七九の項、〇〇四一一七項、一八〇の項、〇〇四一一七項、一八一の項、〇〇四一一七項、一八二の項、〇〇四一一七項、一八三の項、〇〇四一一七項、一八四の項、〇〇四一一七項、一八五の項、〇〇四一一七項、一八六の項、〇〇四一一七項、一八七の項、〇〇四一一七項、一八八の項、〇〇四一一七項、一八九の項、〇〇四一一七項、一九〇の項、〇〇四一一七項、一九一の項、〇〇四一一七項、一九二の項、〇〇四一一七項、一九三の項、〇〇四一一七項、一九四の項、〇〇四一一七項、一九五の項、〇〇四一一七項、一九六の項、〇〇四一一七項、一九七の項、〇〇四一一七項、一九八の項、〇〇四一一七項、一九九の項、〇〇四一一七項、二〇〇の項、〇〇四一一七項、二〇一の項、〇〇四一一七項、二〇二の項、〇〇四一一七項、二〇三の項、〇〇四一一七項、二〇四の項、〇〇四一一七項、二〇五の項、〇〇四一一七項、二〇六の項、〇〇四一一七項、二〇七の項、〇〇四一一七項、二〇八の項、〇〇四一一七項、二〇九の項、〇〇四一一七項、二一〇の項、〇〇四一一七項、二一一の項、〇〇四一一七項、二一二の項、〇〇四一一七項、二一三の項、〇〇四一一七項、二一四の項、〇〇四一一七項、二一五の項、〇〇四一一七項、二一六の項、〇〇四一一七項、二一七の項、〇〇四一一七項、二一八の項、〇〇四一一七項、二一九の項、〇〇四一一七項、二二〇の項、〇〇四一一七項、二二一の項、〇〇四一一七項、二二二の項、〇〇四一一七項、二二三の項、〇〇四一一七項、二二四の項、〇〇四一一七項、二二五の項、〇〇四一一七項、二二六の項、〇〇四一一七項、二二七の項、〇〇四一一七項、二二八の項、〇〇四一一七項、二二九の項、〇〇四一一七項、二三〇の項、〇〇四一一七項、二三一の項、〇〇四一一七項、二三二の項、〇〇四一一七項、二三三の項、〇〇四一一七項、二三四の項、〇〇四一一七項、二三五の項、〇〇四一一七項、二三六の項、〇〇四一一七項、二三七の項、〇〇四一一七項、二三八の項、〇〇四一一七項、二三九の項、〇〇四一一七項、二四〇の項、〇〇四一一七項、二四一の項、〇〇四一一七項、二四二の項、〇〇四一一七項、二四三の項、〇〇四一一七項、二四四の項、〇〇四一一七項、二四五の項、〇〇四一一七項、二四六の項、〇〇四一一七項、二四七の項、〇〇四一一七項、二四八の項、〇〇四一一七項、二四九の項、〇〇四一一七項、二五〇の項、〇〇四一一七項、二五一の項、〇〇四一一七項、二五二の項、〇〇四一一七項、二五三の項、〇〇四一一七項、二五四の項、〇〇四一一七項、二五五の項、〇〇四一一七項、二五六の項、〇〇四一一七項、二五七の項、〇〇四一一七項、二五八の項、〇〇四一一七項、二五九の項、〇〇四一一七項、二六〇の項、〇〇四一一七項、二六一の項、〇〇四一一七項、二六二の項、〇〇四一一七項、二六三の項、〇〇四一一七項、二六四の項、〇〇四一一七項、二六五の項、〇〇四一一七項、二六六の項、〇〇四一一七項、二六七の項、〇〇四一一七項、二六八の項、〇〇四一一七項、二六九の項、〇〇四一一七項、二七〇の項、〇〇四一一七項、二七一の項、〇〇四一一七項、二七二の項、〇〇四一一七項、二七三の項、〇〇四一一七項、二七四の項、〇〇四一一七項、二七五の項、〇〇四一一七項、二七六の項、〇〇四一一七項、二七七の項、〇〇四一一七項、二七八の項、〇〇四一一七項、二七九の項、〇〇四一一七項、二八〇の項、〇〇四一一七項、二八一の項、〇〇四一一七項、二八二の項、〇〇四一一七項、二八三の項、〇〇四一一七項、二八四の項、〇〇四一一七項、二八五の項、〇〇四一一七項、二八六の項、〇〇四一一七項、二八七の項、〇〇四一一七項、二八八の項、〇〇四一一七項、二八九の項、〇〇四一一七項、二九〇の項、〇〇四一一七項、二九一の項、〇〇四一一七項、二九二の項、〇〇四一一七項、二九三の項、〇〇四一一七項、二九四の項、〇〇四一一七項、二九五の項、〇〇四一一七項、二九六の項、〇〇四一一七項、二九七の項、〇〇四一一七項、二九八の項、〇〇四一一七項、二九九の項、〇〇四一一七項、三〇〇の項、〇〇四一一七項、三〇一の項、〇〇四一一七項、三〇二の項、〇〇四一一七項、三〇三の項、〇〇四一一七項、三〇四の項、〇〇四一一七項、三〇五の項、〇〇四一一七項、三〇六の項、〇〇四一一七項、三〇七の項、〇〇四一一七項、三〇八の項、〇〇四一一七項、三〇九の項、〇〇四一一七項、三一〇の項、〇〇四一一七項、三一一の項、〇〇四一一七項、三一二の項、〇〇四一一七項、三一三の項、〇〇四一一七項、三一四の項、〇〇四一一七項、三一五の項、〇〇四一一七項、三一六の項、〇〇四一一七項、三一七の項、〇〇四一一七項、三一八の項、〇〇四一一七項、三一九の項、〇〇四一一七項、三二〇の項、〇〇四一一七項、三二一の項、〇〇四一一七項、三二二の項、〇〇四一一七項、三二三の項、〇〇四一一七項、三二四の項、〇〇四一一七項、三二五の項、〇〇四一一七項、三二六の項、〇〇四一一七項、三二七の項、〇〇四一一七項、三二八の項、〇〇四一一七項、三二九の項、〇〇四一一七項、三三〇の項、〇〇四一一七項、三三一の項、〇〇四一一七項、三三二の項、〇〇四一一七項、三三三の項、〇〇四一一七項、三三四の項、〇〇四一一七項、三三五の項、〇〇四一一七項、三三六の項、〇〇四一一七項、三三七の項、〇〇四一一七項、三三八の項、〇〇四一一七項、三三九の項、〇〇四一一七項、三四〇の項、〇〇四一一七項、三四一の項、〇〇四一一七項、三四二の項、〇〇四一一七項、三四三の項、〇〇四一一七項、三四四の項、〇〇四一一七項、三四五の項、〇〇四一一七項、三四六の項、〇〇四一一七項、三四七の項、〇〇四一一七項、三四八の項、〇〇四一一七項、三四九の項、〇〇四一一七項、三五〇の項、〇〇四一一七項、三五一の項、〇〇四一一七項、三五二の項、〇〇四一一七項、三五三の項、〇〇四一一七項、三五四の項、〇〇四一一七項、三五五の項、〇〇四一一七項、三五六の項、〇〇四一一七項、三五七の項、〇〇四一一七項、三五八の項、〇〇四一一七項、三五九の項、〇〇四一一七項、三六〇の項、〇〇四一一七項、三六一の項、〇〇四一一七項、三六二の項、〇〇四一一七項、三六三の項、〇〇四一一七項、三六四の項、〇〇四一一七項、三六五の項、〇〇四一一七項、三六六の項、〇〇四一一七項、三六七の項、〇〇四一一七項、三六八の項、〇〇四一一七項、三六九の項、〇〇四一一七項、三七〇の項、〇〇四一一七項、三七一の項、〇〇四一一七項、三七二の項、〇〇四一一七項、三七三の項、〇〇四一一七項、三七四の項、〇〇四一一七項、三七五の項、〇〇四一一七項、三七六の項、〇〇四一一七項、三七七の項、〇〇四一一七項、三七八の項、〇〇四一一七項、三七九の項、〇〇四一一七項、三八〇の項、〇〇四一一七項、三八一の項、〇〇四一一七項、三八二の項、〇〇四一一七項、三八三の項、〇〇四一一七項、三八四の項、〇〇四一一七項、三八五の項、〇〇四一一七項、三八六の項、〇〇四一一七項、三八七の項、〇〇四一一七項、三八八の項、〇〇四一一七項、三八九の項、〇〇四一一七項、三九〇の項、〇〇四一一七項、三九一の項、〇〇四一一七項、三九二の項、〇〇四一一七項、三九三の項、〇〇四一一七項、三九四の項、〇〇四一一七項、三九五の項、〇〇四一一七項、三九六の項、〇〇四一一七項、三九七の項、〇〇四一一七項、三九八の項、〇〇四一一七項、三九九の項、〇〇四一一七項、四〇〇の項、〇〇四一一七項、四〇一の項、〇〇四一一七項、四〇二の項、〇〇四一一七項、四〇三の項、〇〇四一一七項、四〇四の項、〇〇四一一七項、四〇五の項、〇〇四一一七項、四〇六の項、〇〇四一一七項、四〇七の項、〇〇四一一七項、四〇八の項、〇〇四一一七項、四〇九の項、〇〇四一一七項、四一〇の項、〇〇四一一七項、四一一の項、〇〇四一一七項、四一二の項、〇〇四一一七項、四一三の項、〇〇四一一七項、四一四の項、〇〇四一一七項、四一五の項、〇〇四一一七項、四一六の項、〇〇四一一七項、四一七の項、〇〇四一一七項、四一八の項、〇〇四一一七項、四一九の項、〇〇四一一七項、四二〇の項、〇〇四一一七項、四二一の項、〇〇四一一七項、四二二の項、〇〇四一一七項、四二三の項、〇〇四一一七項、四二四の項、〇〇四一一七項、四二五の項、〇〇四一一七項、四二六の項、〇〇四一一七項、四二七の項、〇〇四一一七項、四二八の項、〇〇四一一七項、四二九の項、〇〇四一一七項、四三〇の項、〇〇四一一七項、四三一の項、〇〇四一一七項、四三二の項、〇〇四一一七項、四三三の項、〇〇四一一七項、四三四の項、〇〇四一一七項、四三五の項、〇〇四一一七項、四三六の項、〇〇四一一七項、四三七の項、〇〇四一一七項、四三八の項、〇〇四一一七項、四三九の項、〇〇四一一七項、四四〇の項、〇〇四一一七項、四四一の項、〇〇四一一七項、四四二の項、〇〇四一一七項、四四三の項、〇〇四一一七項、四四四の項、〇〇四一一七項、四四五の項、〇〇四一一七項、四四六の項、〇〇四一一七項、四四七の項、〇〇四一一七項、四四八の項、〇〇四一一七項、四四九の項、〇〇四一一七項、四五〇の項、〇〇四一一七項、四五一の項、〇〇四一一七項、四五二の項、〇〇四一一七項、四五三の項、〇〇四一一七項、四五四の項、〇〇四一一七項、四五五の項、〇〇四一一七項、四五六の項、〇〇四一一七項、四五七の項、〇〇四一一七項、四五八の項、〇〇四一一七項、四五九の項、〇〇四一一七項、四六〇の項、〇〇四一一七項、四六一の項、〇〇四一一七項、四六二の項、〇〇四一一七項、四六三の項、〇〇四一一七項、四六四の項、〇〇四一一七項、四六五の項、〇〇四一一七項、四六六の項、〇〇四一一七項、四六七の項、〇〇四一一七項、四六八の項、〇〇四一一七項、四六九の項、〇〇四一一七項、四七〇の項、〇〇四一一七項、四七一の項、〇〇四一一七項、四七二の項、〇〇四一一七項、四七三の項、〇〇四一一七項、四七四の項、〇〇四一一七項、四七五の項、〇〇四一一七項、四七六の項、〇〇四一一七項、四七七の項、〇〇四一一七項、四七八の項、〇〇四一一七項、四七九の項、〇〇四一一七項、四八〇の項、〇〇四一一七項、四八一の項、〇〇四一一七項、四八二の項、〇〇四一一七項、四八三の項、〇〇四一一七項、四八四の項、〇〇四一一七項、四八五の項、〇〇四一一七項、四八六の項、〇〇四一一七項、四八七の項、〇〇四一一七項、四八八の項、〇〇四一一七項、四八九の項、〇〇四一一七項、四九〇の項、〇〇四一一七項、四九一の項、〇〇四一一七項、四九二の項、〇〇四一一七項、四九三の項、〇〇四一一七項、四九四の項、〇〇四一一七項、四九五の項、〇〇四一一七項、四九六の項、〇〇四一一七項、四九七の項、〇〇四一一七項、四九八の項、〇〇四一一七項、四九九の項、〇〇四一一七項、五〇〇の項、〇〇四一一七項、五〇一の項、〇〇四一一七項、五〇二の項、〇〇四一一七項、五〇三の項、〇〇四一一七項、五〇四の項、〇〇四一一七項、五〇五の項、〇〇四一一七項、五〇六の項、〇〇四一一七項、五〇七の項、〇〇四一一七項、五〇八の項、〇〇四一一七項、五〇九の項、〇〇四一一七項、五一〇の項、〇〇四一一七項、五一一の項、〇〇四一一七項、五一二の項、〇〇四一一七項、五一三の項、〇〇四一一七項、五一四の項、〇〇四一一七項、五一五の項、〇〇四一一七項、五一六の項、〇〇四一一七項、五一七の項、〇〇四一一七項、五一八の項、〇〇四一一七項、五一九の項、〇〇四一一七項、五二〇の項、〇〇四一一七項、五二一の項、〇〇四一一七項、五二二の項、〇〇四一一七項、五二三の項、〇〇四一一七項、五二四の項、〇〇四一一七項、五二五の項、〇〇四一一七項、五二六の項、〇〇四一一七項、五二七の項、〇〇四一一七項、五二八の項、〇〇四一一七項、五二九の項、〇〇四一一七項、五三〇の項、〇〇四一一七項、五三一の項、〇〇四一一七項、五三二の項、〇〇四一一七項、五三三の項、〇〇四一一七項、五三四の項、〇〇四一一七項、五三五の項、〇〇四一一七項、五三六の項、〇〇四一一七項、五三七の項、〇〇四一一七項、五三八の項、〇〇四一一七項、五三九の項、〇〇四一一七項、五四〇の項、〇〇四一一七項、五四一の項、〇〇四一一七項、五四二の項、〇〇四一一七項、五四三の項、〇〇四一一七項、五四四の項、〇〇四一一七項、五四五の項、〇〇四一一七項、五四六の項、〇〇四一一七項、五四七の項、〇〇四一一七項、五四八の項、〇〇四一一七項、五四九の項、〇〇四一一七項、五五〇の項、〇〇四一一七項、五五一の項、〇〇四一一七項、五五二の項、〇〇四一一七項、五五三の項、〇〇四一一七項、五五四の項、〇〇四一一七項、五五五の項、〇〇四一一七項、五五六の項、〇〇四一一七項、五五七の項、〇〇四一一七項、五五八の項、〇〇四一一七項、五五九の項、〇〇四一一七項、五六〇の項、〇〇四一一七項、五六一の項、〇〇四一一七項、五六二の項、〇〇四一一七項、五六三の項、〇〇四一一七項、五六四の項、〇〇四一一七項、五六五の項、〇〇四一一七項、五六六の項、〇〇四一一七項、五六七の項、〇〇四一一七項、五六八の項、〇〇四一一七項、五六九の項、〇〇四一一七項、五七〇の項、〇〇四一一七項、五七一の項、〇〇四一一七項、五七二の項、〇〇四一一七項、五七三の項、〇〇四一一七項、五七四の項、〇〇四一一七項、五七五の項、〇〇四一一七項、五七六の項、〇〇四一一七項、五七七の項、〇〇四一一七項、五七八の項、〇〇四一一七項、五七九の項、〇〇四一一七項、五八〇の項、〇〇四一一七項、五八一の項、〇〇四一一七項、五八二の項、〇〇四一一七項、五八三の項、〇〇四一一七項、五八四の項、〇〇四一一七項、五八五の項、〇〇四一一七項、五八六の項、〇〇四一一七項、五八七の項、〇〇四一一七項、五八八の項、〇〇四一一七項、五八九の項、〇〇四一一七項、五九〇の項、〇〇四一一七項、五九一の項、〇〇四一一七項、五九二の項、〇〇四一一七項、五九三の項、〇〇四一一七項、五九四の項、〇〇四一一七項、五九五の項、〇〇四一一七項、五九六の項、〇〇四一一七項、五九七の項、〇〇四一一七項、五九八の項、〇〇四一一七項、五九九の項、〇〇四一一七項、六〇〇の項、〇〇四一一七項、六〇一の項、〇〇四一一七項、六〇二の項、〇〇四一一七項、六〇三の項、〇〇四一一七項、六〇四の項、〇〇四一一七項、六〇五の項、〇〇四一一七項、六〇六の項、〇〇四一一七項、六〇七の項、〇〇四一一七項、六〇八の項、〇〇四一一七項、六〇九の項、〇〇四一一七項、六一〇の項、〇〇四一一七項、六一一の項、〇〇四一一七項、六一二の項、〇〇四一一七項、六一三の項、〇〇四一一七項、六一四の項、〇〇四一一七項、六一五の項、〇〇四一一七項、六一六の項、〇〇四一一七項、六一七の項、〇〇四一一七項、六一八の項、〇〇四一一七項、六一九の項、〇〇四一一七項、六二〇の項、〇〇四一一七項、六二一の項、〇〇四一一七項、六二二の項、〇〇四一一七項、六二三の項、〇〇四一一七項、六二四の項、〇〇四一一七項、六二五の項、〇〇四一一七項、六二六の項、〇〇四一一七項、六二七の項、〇〇四一一七項、六二八の項、〇〇四一一七項、六二九の項、〇〇四一一七項、六三〇の項、〇〇四一一七項、六三一の項、〇〇四一一七項、六三二の項、〇〇四一一七項、六三三の項、〇〇四一一七項、六三四の項、〇〇四一一七項、六三五の項、〇〇四一一七項、六三六の項、〇〇四一一七項、六三七の項、〇〇四一一七項、六三八の項、〇〇四一一七項、六三九の項、〇〇四一一七項、六四〇の項、〇〇四一一七項、六四一の項、〇〇四一一七項、六四二の項、〇〇四一一七項、六四三の項、〇〇四一一七項、六四四の項、〇〇四一一七項、六四五の項、〇〇四一一七項、六四六の項、〇〇四一一七項、六四七の項、〇〇四一一七項、六四八の項、〇〇四一一七項、六四九の項、〇〇四一一七項、六五〇の項、〇〇四一一七項、六五一の項、〇〇四一一七項、六五二の項、〇〇四一一七項、六五三の項、〇〇四一一七項、六五四の項、〇〇四一一七項、六五五の項、〇〇四一一七項、六五六の項、〇〇四一一七項、六五七の項、〇〇四一一七項、六五八の項、〇〇四一一七項、六五九の項、〇〇四一一七項、六六〇の項、〇〇四一一七項、六六一の項、〇〇四一一七項、六六二の項、〇〇四一一七項、六六三の項、〇〇四一一七項、六六四の項、〇〇四一一七項、六六五の項、〇〇四一一七項、六六六の項、〇〇四一一七項、六六七の項、〇〇四一一七項、六六八の項、〇〇四一一七項、六六九の項、〇〇四一一七項、六七〇の項、〇〇四一一七項、六七一の項、〇〇四一一七項、六七二の項、〇〇四一一七項、六七三の項、〇〇四一一七項、六七四の項、〇〇四一一七項、六七五の項、〇〇四一一七項、六七六の項、〇〇四一一七項、六七七の項、〇〇四一一七項、六七八の項、〇〇四一一七項、六七九の項、〇〇四一一七項、六八〇の項、〇〇四一一七項、六八一の項、〇〇四一一七項、六八二の項、〇〇四一一七項、六八三の項、〇〇四一一七項、六八四の項、〇〇四一一七項、六八五の項、〇〇四一一七項、六八六の項、〇〇四一一七項、六八七の項、〇〇四一一七項、六八八の項、〇〇四一一七項、六八九の項、〇〇四一一七項、六九〇の項、〇〇四一一七項、六九一の項、〇〇四一一七項、六九二の項、〇〇四一一七項、六九三の項、〇〇四一一七項、六九四の項、〇〇四一一七項、六九五の項、〇〇四一一七項、六九六の項、〇〇四一一七項、六九七の項、〇〇四一一七項、六九八の項、〇〇四一一七項、六九九の項、〇〇四一一七項、七〇〇の項、〇〇四一一七項、七〇一の項、〇〇四一一七項、七〇二の項、〇〇四一一七項、七〇三の項、〇〇四一一七項、七〇四の項、〇〇四一一七項、七〇五の項、〇〇四一一七項、七〇六の項、〇〇四一一七項、七〇七の項、〇〇四一一七項、七〇八の項、〇〇四一一七項、七〇九の項、〇〇四一一七項、七一〇の項、〇〇四一一七項、七一一の項、〇〇四一一七項、七一二の項、〇

県高梁市、岡山県新見市、岡山県備前市、広島県広島市、広島県竹原市、広島県尾道市、広島県府中市、広島県庄原市、広島県海田町、広島県大崎上島町、山口県下松市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、徳島県徳島市、徳島県阿波市、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県東みよし町、香川県高松市、香川県坂出市、愛媛県今治市、愛媛県新居浜市、高知県宿毛市、高知県四万十市、高知県奈半利町、高知県北川村、高知県越知町、高知県日高村、高知県大月町、福岡県大牟田市、福岡県太宰府市、福岡県福津市、福岡県みやま市、福岡県筑前町、福岡県東峰村、福岡県添田町、福岡県糸田町、福岡県大任町、福岡県上毛町、長崎県雲仙市、熊本県南阿蘇村、沖縄県南城市、沖縄県本部町、沖縄県読谷村、沖縄県嘉手納町、沖縄県北谷町

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第百五号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十号）附則第三条の規定に基づき、令和八年文部科学省告示第六十二号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日を定める件）の全部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村、長岡市、上越市、富山市、高岡市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、大垣市、高山市、豊橋市、豊田市、豊川市、津市、四日市市、伊賀市、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、京丹後市、南丹市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、堺市堺区、堺市中区、堺市東区、堺市西区、堺市南区、堺市北区、堺市美原区、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、岡山市北区、岡山市中区、岡山市東区、岡山市南区、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町、広島市中区、広島市東区、広島市南区、広島市西区、広島市安佐南区、広島市安佐北区、広島市安芸区、広島市佐伯区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、世羅町、神石高原町、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檮原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町、福岡市東区、福岡市博多区、福岡市中央区、福岡市南区、福岡市西区、福岡市城南区、福岡市早良区、福岡市、北九州市門司区、北九州市若松区、北九州市戸畑区、北九州市小倉北区、北九州市小倉南区、北九州市八幡東区、北九州市八幡西区、北九州市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泉町、与論町、沖縄市、那覇市、うるま市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野湾市、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町	令和九年四月一日

町沖島児崎大竹苓甲長荒保町福福福福福 縄県島県分田北佐洲尾市　岡岡岡岡岡 県伊県日県市町町町市　佐県県県県県 沖佐鹿向国　、、、、長賀築粕宗大久 縄市屋市東大大熊熊熊崎県上屋像川留 市　市　市分分本本本県基町町市市米 　鹿　宮　県県県県県大山　、、、、市 沖児鹿崎大豊中山和水村町佐福福福　、 縄島児県分後津都水俣市　賀岡岡岡福 県県島三県高市町町市　佐県県県県岡 う始県股日田　、、、、長賀鳥芦古行県 る良枕町出市大熊熊熊崎県栖屋賀橋直 ま市崎　町　分本本本県上市町市市方 市　市宮　大県県県県佐峰　、、、、市 　沖　崎大分日氷大玉々町佐福福福　、 沖縄鹿県分県田川津名町　賀岡岡岡福 縄県児国県杵市町町市　佐県県県県岡 県宜島富九築　、、、長賀伊岡う豊県 伊野県町重市大熊熊熊崎県万垣き前飯 江湾薩　町　分本本本県み里町は市塚 村市摩宮　大県県県県新や市　市　市、 、　川崎宮分佐芦菊上上き　福　福　、 沖沖内県崎県伯北陽天五町佐岡福岡福 縄縄市門県宇市町町草島　賀県岡県岡 県県　川都佐　、　市町佐県遠県小県 北石鹿町城市大熊熊　、賀小賀宮郡田 中垣児　市　分本本本熊熊県城町若市川 城市島宮　大県県県本本玄市　市　市 村　県崎宮分臼津南県県海　福　福　、 　沖日県崎県杵奈小天熊町佐岡福岡福 沖縄置美県豊市木国草本　賀県岡県岡 縄県市郷延後　町町市市佐県川県筑県 県浦　町岡大大　、　、　賀神崎那紫八 西添鹿　市野分熊熊熊熊県埼町珂野女 原市児宮　市県本本本本太市　川市市 町　島崎宮　津県県県県良　福市　、 　沖県県崎大久水益美人町佐岡　福福福 沖縄霧高県分見上城里吉　賀県福岡岡 縄県島千日県市村町町市長県み県県 県名市穂南由　、　、　崎吉や県春筑 南護　町市布大熊熊熊熊県野こ久山日後 風市鹿　、市分本本本本佐ヶ町、町市、 原　児鹿宮　県県県県県世里	令和十年四月一日			
島本本熊県岡島和県庫都賀愛富新奈東市福青北北 町県県本長県根歌新県府県知山潟川京　島森海海 山産県崎中県山温高精日県県県都埼県県道道 江山山市間雲県泉砂華野春小見鎌新玉会横江札 村村鹿　市南岩町市町町日矢附倉宿県津浜別幌 　、市長　市出　、　、　井部市市区草美町市市、 熊熊　崎福　市奈兵大滋市市　、　、加里　、 本本熊県岡岡　良庫阪賀　、新神東市町青北北 県県本西県山和県県府県愛富潟奈京　、森海海 あ高県海嘉県歌天養吹竜知山県川都埼埼県道道 さ森菊市麻岡山理父田王県県上県目玉玉南登室 ぎ町池　市山県市市市町刈南越大黒県県部別蘭 り　市長　市か　、　、谷砺市和区越所町市市、 町熊　崎福　つ奈兵大滋市市　市　市　谷沢　、 　本熊県岡岡ら良庫阪賀　、新　東市市岩北北 宮県本東県山ぎ県県府県愛石潟新京　、手海海 崎西県彼小県町橿朝泉愛知川県潟都埼埼県道道 県原宇杵竹鏡　原来佐荘県県魚県豊玉玉金伊釧 五村土町町野和市市野町豊加沼新島県県ケ達路 ヶ　市　、町歌　、市　明賀市潟区八東崎市市、 瀬熊　長福　山奈兵　滋市市　市　潮松町　、 町本熊崎岡広県良庫大賀　、新　東市山　北北 　県本県県島九県県阪県愛石潟新京　市宮海海 沖御県川桂県度御加府豊知川県潟都埼　城道道 縄船阿棚川三山所東高郷県県粟県調玉埼県壮帯 県町蘇町町次町市市石町日か島長布県玉仙瞥広 豊　市　、市　、　、市　進ほ浦岡市幸県台町市、 見熊　長佐　和奈兵　京市く村市　手羽市　、 城本熊崎賀山歌良庫兵都　市　、東市生　北北 市県本県県口山県県庫府三　富新京　市宮海海 　多県波佐県県山市県向重山山潟都埼　城道道 沖良合佐賀山湯添川姫日県梨県県町玉埼県洞留 縄木志見市口浅村町路市津県富三田県玉山爺萌 県町市町　市町　、市　市昭山条市吉県元湖市、 国　、　佐　和兵　京　和市市　川深町町　、 頭熊熊長賀山　和歌庫兵都滋町　、東市谷　、北 村本本崎県口　歌山県庫府賀　富新京　市福青海 　県県県唐県県　山県福県長県野　長山潟都葉県県県多　千　島森道 沖五南小津平すさの紀崎西岡大　県県　埼県県平苦 縄木関値市生　の町宮京津松　砺柏摩　千葉県玉伊小 県村町賀　町　み　川　市市市　本　波崎市　葉　達内牧 久　、町長　町　市兵　、　、　市　市市　上市町、 米熊熊　崎福　、庫兵京滋　、　、　神　尾　、	令和十年四月一日			
町				

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

北海道岩見沢市、石川県小松市、大阪府大阪市、大阪府池田市、岡山県赤磐市、山口県下関市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、埼玉県伊奈町、東京都荒川区、神奈川県横浜市、	令和十三年四月一日	北海道夕張市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、福島県須賀川市、神奈川県座間市、	令和十二年四月一日	北海道滝川市、静岡県富士市、大阪府堺市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、大分県別府市、	令和十一年四月一日	北海道士別市、静岡県入間市、東京都八王子市、神奈川県川崎市、静岡県沼津市、京都府大山崎町、愛媛県松山市、

○文部科学省告示第百六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十一号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、令和八年文部科学省告示第六十三号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同条第一項の文部科学大臣が定める地方公共団体の就学事務システム（就学援助）に係る機能要件の標準又は帳票要件の標準についての経過措置及び同条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

第一号の表を次のように改める。

地方公共団体	機能要件の標準
青森県八戸市	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日を定める件（令和八年文部科学省告示第六十号。以下「告示」という。）別表第一の一の項及び一の二の項及び一の三の項及び一の四の項及び一の五の項及び一の六の項及び一の七の項及び一の八の項及び一の九の項及び一の十の項及び一の十一の項及び一の十二の項及び一の十三の項及び一の十四の項及び一の十五の項及び一の十六の項及び一の十七の項及び一の十八の項及び一の十九の項及び一の二十の項及び一の二十一の項及び一の二十二の項及び一の二十三の項及び一の二十四の項及び一の二十五の項及び一の二十六の項及び一の二十七の項及び一の二十八の項及び一の二十九の項及び一の三十の項及び一の三十一の項及び一の三十二の項及び一の三十三の項及び一の三十四の項及び一の三十五の項及び一の三十六の項及び一の三十七の項及び一の三十八の項及び一の三十九の項及び一の四十の項及び一の四十一の項及び一の四十二の項及び一の四十三の項及び一の四十四の項及び一の四十五の項及び一の四十六の項及び一の四十七の項及び一の四十八の項及び一の四十九の項及び一の五十の項及び一の五十一の項及び一の五十二の項及び一の五十三の項及び一の五十四の項及び一の五十五の項及び一の五十六の項及び一の五十七の項及び一の五十八の項及び一の五十九の項及び一の六十の項及び一の六十一の項及び一の六十二の項及び一の六十三の項及び一の六十四の項及び一の六十五の項及び一の六十六の項及び一の六十七の項及び一の六十八の項及び一の六十九の項及び一の七十の項及び一の七十一の項及び一の七十二の項及び一の七十三の項及び一の七十四の項及び一の七十五の項及び一の七十六の項及び一の七十七の項及び一の七十八の項及び一の七十九の項及び一の八十の項及び一の八十一の項及び一の八十二の項及び一の八十三の項及び一の八十四の項及び一の八十五の項及び一の八十六の項及び一の八十七の項及び一の八十八の項及び一の八十九の項及び一の九十の項及び一の九十一の項及び一の九十二の項及び一の九十三の項及び一の九十四の項及び一の九十五の項及び一の九十六の項及び一の九十七の項及び一の九十八の項及び一の九十九の項及び一の百の項及び一の百一の項及び一の百二の項及び一の百三の項及び一の百四の項及び一の百五の項及び一の百六の項及び一の百七の項及び一の百八の項及び一の百九の項及び一の百十の項及び一の百十一の項及び一の百十二の項及び一の百十三の項及び一の百十四の項及び一の百十五の項及び一の百十六の項及び一の百十七の項及び一の百十八の項及び一の百十九の項及び一の百二十の項及び一の百二十一の項及び一の百二十二の項及び一の百二十三の項及び一の百二十四の項及び一の百二十五の項及び一の百二十六の項及び一の百二十七の項及び一の百二十八の項及び一の百二十九の項及び一の百三十の項及び一の百三十一の項及び一の百三十二の項及び一の百三十三の項及び一の百三十四の項及び一の百三十五の項及び一の百三十六の項及び一の百三十七の項及び一の百三十八の項及び一の百三十九の項及び一の百四十の項及び一の百四十一の項及び一の百四十二の項及び一の百四十三の項及び一の百四十四の項及び一の百四十五の項及び一の百四十六の項及び一の百四十七の項及び一の百四十八の項及び一の百四十九の項及び一の百五十の項及び一の百五十一の項及び一の百五十二の項及び一の百五十三の項及び一の百五十四の項及び一の百五十五の項及び一の百五十六の項及び一の百五十七の項及び一の百五十八の項及び一の百五十九の項及び一の百六十の項及び一の百六十一の項及び一の百六十二の項及び一の百六十三の項及び一の百六十四の項及び一の百六十五の項及び一の百六十六の項及び一の百六十七の項及び一の百六十八の項及び一の百六十九の項及び一の百七十の項及び一の百七十一の項及び一の百七十二の項及び一の百七十三の項及び一の百七十四の項及び一の百七十五の項及び一の百七十六の項及び一の百七十七の項及び一の百七十八の項及び一の百七十九の項及び一の百八十の項及び一の百八十一の項及び一の百八十二の項及び一の百八十三の項及び一の百八十四の項及び一の百八十五の項及び一の百八十六の項及び一の百八十七の項及び一の百八十八の項及び一の百八十九の項及び一の百九十の項及び一の百九十一の項及び一の百九十二の項及び一の百九十三の項及び一の百九十四の項及び一の百九十五の項及び一の百九十六の項及び一の百九十七の項及び一の百九十八の項及び一の百九十九の項及び一の二百の項及び一の二百一の項及び一の二百二の項及び一の二百三の項及び一の二百四の項及び一の二百五の項及び一の二百六の項及び一の二百七の項及び一の二百八の項及び一の二百九の項及び一の二百十の項及び一の二百十一の項及び一の二百十二の項及び一の二百十三の項及び一の二百十四の項及び一の二百十五の項及び一の二百十六の項及び一の二百十七の項及び一の二百十八の項及び一の二百十九の項及び一の二百二十の項及び一の二百二十一の項及び一の二百二十二の項及び一の二百二十三の項及び一の二百二十四の項及び一の二百二十五の項及び一の二百二十六の項及び一の二百二十七の項及び一の二百二十八の項及び一の二百二十九の項及び一の二百三十の項及び一の二百三十一の項及び一の二百三十二の項及び一の二百三十三の項及び一の二百三十四の項及び一の二百三十五の項及び一の二百三十六の項及び一の二百三十七の項及び一の二百三十八の項及び一の二百三十九の項及び一の二百四十の項及び一の二百四十一の項及び一の二百四十二の項及び一の二百四十三の項及び一の二百四十四の項及び一の二百四十五の項及び一の二百四十六の項及び一の二百四十七の項及び一の二百四十八の項及び一の二百四十九の項及び一の二百五十の項及び一の二百五十一の項及び一の二百五十二の項及び一の二百五十三の項及び一の二百五十四の項及び一の二百五十五の項及び一の二百五十六の項及び一の二百五十七の項及び一の二百五十八の項及び一の二百五十九の項及び一の二百六十の項及び一の二百六十一の項及び一の二百六十二の項及び一の二百六十三の項及び一の二百六十四の項及び一の二百六十五の項及び一の二百六十六の項及び一の二百六十七の項及び一の二百六十八の項及び一の二百六十九の項及び一の二百七十の項及び一の二百七十一の項及び一の二百七十二の項及び一の二百七十三の項及び一の二百七十四の項及び一の二百七十五の項及び一の二百七十六の項及び一の二百七十七の項及び一の二百七十八の項及び一の二百七十九の項及び一の二百八十の項及び一の二百八十一の項及び一の二百八十二の項及び一の二百八十三の項及び一の二百八十四の項及び一の二百八十五の項及び一の二百八十六の項及び一の二百八十七の項及び一の二百八十八の項及び一の二百八十九の項及び一の二百九十の項及び一の二百九十一の項及び一の二百九十二の項及び一の二百九十三の項及び一の二百九十四の項及び一の二百九十五の項及び一の二百九十六の項及び一の二百九十七の項及び一の二百九十八の項及び一の二百九十九の項及び一の三百の項及び一の三百一の項及び一の三百二の項及び一の三百三の項及び一の三百四の項及び一の三百五の項及び一の三百六の項及び一の三百七の項及び一の三百八の項及び一の三百九の項及び一の三百十の項及び一の三百十一の項及び一の三百十二の項及び一の三百十三の項及び一の三百十四の項及び一の三百十五の項及び一の三百十六の項及び一の三百十七の項及び一の三百十八の項及び一の三百十九の項及び一の三百二十の項及び一の三百二十一の項及び一の三百二十二の項及び一の三百二十三の項及び一の三百二十四の項及び一の三百二十五の項及び一の三百二十六の項及び一の三百二十七の項及び一の三百二十八の項及び一の三百二十九の項及び一の三百三十の項及び一の三百三十一の項及び一の三百三十二の項及び一の三百三十三の項及び一の三百三十四の項及び一の三百三十五の項及び一の三百三十六の項及び一の三百三十七の項及び一の三百三十八の項及び一の三百三十九の項及び一の三百四十の項及び一の三百四十一の項及び一の三百四十二の項及び一の三百四十三の項及び一の三百四十四の項及び一の三百四十五の項及び一の三百四十六の項及び一の三百四十七の項及び一の三百四十八の項及び一の三百四十九の項及び一の三百五十の項及び一の三百五十一の項及び一の三百五十二の項及び一の三百五十三の項及び一の三百五十四の項及び一の三百五十五の項及び一の三百五十六の項及び一の三百五十七の項及び一の三百五十八の項及び一の三百五十九の項及び一の三百六十の項及び一の三百六十一の項及び一の三百六十二の項及び一の三百六十三の項及び一の三百六十四の項及び一の三百六十五の項及び一の三百六十六の項及び一の三百六十七の項及び一の三百六十八の項及び一の三百六十九の項及び一の三百七十の項及び一の三百七十一の項及び一の三百七十二の項及び一の三百七十三の項及び一の三百七十四の項及び一の三百七十五の項及び一の三百七十六の項及び一の三百七十七の項及び一の三百七十八の項及び一の三百七十九の項及び一の三百八十の項及び一の三百八十一の項及び一の三百八十二の項及び一の三百八十三の項及び一の三百八十四の項及び一の三百八十五の項及び一の三百八十六の項及び一の三百八十七の項及び一の三百八十八の項及び一の三百八十九の項及び一の三百九十の項及び一の三百九十一の項及び一の三百九十二の項及び一の三百九十三の項及び一の三百九十四の項及び一の三百九十五の項及び一の三百九十六の項及び一の三百九十七の項及び一の三百九十八の項及び一の三百九十九の項及び一の四百の項及び一の四百一の項及び一の四百二の項及び一の四百三の項及び一の四百四の項及び一の四百五の項及び一の四百六の項及び一の四百七の項及び一の四百八の項及び一の四百九の項及び一の四百十の項及び一の四百十一の項及び一の四百十二の項及び一の四百十三の項及び一の四百十四の項及び一の四百十五の項及び一の四百十六の項及び一の四百十七の項及び一の四百十八の項及び一の四百十九の項及び一の四百二十の項及び一の四百二十一の項及び一の四百二十二の項及び一の四百二十三の項及び一の四百二十四の項及び一の四百二十五の項及び一の四百二十六の項及び一の四百二十七の項及び一の四百二十八の項及び一の四百二十九の項及び一の四百三十の項及び一の四百三十一の項及び一の四百三十二の項及び一の四百三十三の項及び一の四百三十四の項及び一の四百三十五の項及び一の四百三十六の項及び一の四百三十七の項及び一の四百三十八の項及び一の四百三十九の項及び一の四百四十の項及び一の四百四十一の項及び一の四百四十二の項及び一の四百四十三の項及び一の四百四十四の項及び一の四百四十五の項及び一の四百四十六の項及び一の四百四十七の項及び一の四百四十八の項及び一の四百四十九の項及び一の四百五十の項及び一の四百五十一の項及び一の四百五十二の項及び一の四百五十三の項及び一の四百五十四の項及び一の四百五十五の項及び一の四百五十六の項及び一の四百五十七の項及び一の四百五十八の項及び一の四百五十九の項及び一の四百六十の項及び一の四百六十一の項及び一の四百六十二の項及び一の四百六十三の項及び一の四百六十四の項及び一の四百六十五の項及び一の四百六十六の項及び一の四百六十七の項及び一の四百六十八の項及び一の四百六十九の項及び一の四百七十の項及び一の四百七十一の項及び一の四百七十二の項及び一の四百七十三の項及び一の四百七十四の項及び一の四百七十五の項及び一の四百七十六の項及び一の四百七十七の項及び一の四百七十八の項及び一の四百七十九の項及び一の四百八十の項及び一の四百八十一の項及び一の四百八十二の項及び一の四百八十三の項及び一の四百八十四の項及び一の四百八十五の項及び一の四百八十六の項及び一の四百八十七の項及び一の四百八十八の項及び一の四百八十九の項及び一の四百九十の項及び一の四百九十一の項及び一の四百九十二の項及び一の四百九十三の項及び一の四百九十四の項及び一の四百九十五の項及び一の四百九十六の項及び一の四百九十七の項及び一の四百九十八の項及び一の四百九十九の項及び一の五百の項及び一の五百一の項及び一の五百二の項及び一の五百三の項及び一の五百四の項及び一の五百五の項及び一の五百六の項及び一の五百七の項及び一の五百八の項及び一の五百九の項及び一の五百十の項及び一の五百十一の項及び一の五百十二の項及び一の五百十三の項及び一の五百十四の項及び一の五百十五の項及び一の五百十六の項及び一の五百十七の項及び一の五百十八の項及び一の五百十九の項及び一の五百二十の項及び一の五百二十一の項及び一の五百二十二の項及び一の五百二十三の項及び一の五百二十四の項及び一の五百二十五の項及び一の五百二十六の項及び一の五百二十七の項及び一の五百二十八の項及び一の五百二十九の項及び一の五百三十の項及び一の五百三十一の項及び一の五百三十二の項及び一の五百三十三の項及び一の五百三十四の項及び一の五百三十五の項及び一の五百三十六の項及び一の五百三十七の項及び一の五百三十八の項及び一の五百三十九の項及び一の五百四十の項及び一の五百四十一の項及び一の五百四十二の項及び一の五百四十三の項及び一の五百四十四の項及び一の五百四十五の項及び一の五百四十六の項及び一の五百四十七の項及び一の五百四十八の項及び一の五百四十九の項及び一の五百五十の項及び一の五百五十一の項及び一の五百五十二の項及び一の五百五十三の項及び一の五百五十四の項及び一の五百五十五の項及び一の五百五十六の項及び一の五百五十七の項及び一の五百五十八の項及び一の五百五十九の項及び一の五百六十の項及び一の五百六十一の項及び一の五百六十二の項及び一の五百六十三の項及び一の五百六十四の項及び一の五百六十五の項及び一の五百六十六の項及び一の五百六十七の項及び一の五百六十八の項及び一の五百六十九の項及び一の五百七十の項及び一の五百七十一の項及び一の五百七十二の項及び一の五百七十三の項及び一の五百七十四の項及び一の五百七十五の項及び一の五百七十六の項及び一の五百七十七の項及び一の五百七十八の項及び一の五百七十九の項及び一の五百八十の項及び一の五百八十一の項及び一の五百八十二の項及び一の五百八十三の項及び一の五百八十四の項及び一の五百八十五の項及び一の五百八十六の項及び一の五百八十七の項及び一の五百八十八の項及び一の五百八十九の項及び一の五百九十の項及び一の五百九十一の項及び一の五百九十二の項及び一の五百九十三の項及び一の五百九十四の項及び一の五百九十五の項及び一の五百九十六の項及び一の五百九十七の項及び一の五百九十八の項及び一の五百九十九の項及び一の六百の項及び一の六百一の項及び一の六百二の項及び一の六百三の項及び一の六百四の項及び一の六百五の項及び一の六百六の項及び一の六百七の項及び一の六百八の項及び一の六百九の項及び一の六百十の項及び一の六百十一の項及び一の六百十二の項及び一の六百十三の項及び一の六百十四の項及び一の六百十五の項及び一の六百十六の項及び一の六百十七の項及び一の六百十八の項及び一の六百十九の項及び一の六百二十の項及び一の六百二十一の項及び一の六百二十二の項及び一の六百二十三の項及び一の六百二十四の項及び一の六百二十五の項及び一の六百二十六の項及び一の六百二十七の項及び一の六百二十八の項及び一の六百二十九の項及び一の六百三十の項及び一の六百三十一の項及び一の六百三十二の項及び一の六百三十三の項及び一の六百三十四の項及び一の六百三十五の項及び一の六百三十六の項及び一の六百三十七の項及び一の六百三十八の項及び一の六百三十九の項及び一の六百四十の項及び一の六百四十一の項及び一の六百四十二の項及び一の六百四十三の項及び一の六百四十四の項及び一の六百四十五の項及び一の六百四十六の項及び一の六百四十七の項及び一の六百四十八の項及び一の六百四十九の項及び一の六百五十の項及び一の六百五十一の項及び一の六百五十二の項及び一の六百五十三の項及び一の六百五十四の項及び一の六百五十五の項及び一の六百五十六の項及び一の六百五十七の項及び一の六百五十八の項及び一の六百五十九の項及び一の六百六十の項及び一の六百六十一の項及び一の六百六十二の項及び一の六百六十三の項及び一の六百六十四の項及び一の六百六十五の項及び一の六百六十六の項及び一の六百六十七の項及び一の六百六十八の項及び一の六百六十九の項及び一の六百七十の項及び一の六百七十一の項及び一の六百七十二の項及び一の六百七十三の項及び一の六百七十四の項及び一の六百七十五の項及び一の六百七十六の項及び一の六百七十七の項及び一の六百七十八の項及び一の六百七十九の項及び一の六百八十の項及び一の六百八十一の項及び一の六百八十二の項及び一の六百八十三の項及び一の六百八十四の項及び一の六百八十五の項及び一の六百八十六の項及び一の六百八十七の項及び一の六百八十八の項及び一の六百八十九の項及び一の六百九十の項及び一の六百九十一の項及び一の六百九十二の項及び一の六百九十三の項及び一の六百九十四の項及び一の六百九十五の項及び一の六百九十六の項及び一の六百九十七の項及び一の六百九十八の項及び一の六百九十九の項及び一の七百の項及び一の七百一の項及び一の七百二の項及び一の七百三の項及び一の七百四の項及び一の七百五の項及び一の七百六の項及び一の七百七の項及び一の七百八の項及び一の七百九の項及び一の七百十の項及び一の七百十一の項及び一の七百十二の項及び一の七百十三の項及び一の七百十四の項及び一の七百十五の項及び一の七百十六の項及び一の七百十七の項及び一の七百十八の項及び一の七百十九の項及び一の七百二十の項及び一の七百二十一の項及び一の七百二十二の項及び一の七百二十三の項及び一の七百二十四の項及び一の七百二十五の項及び一の七百二十六の項及び一の七百二十七の項及び一の七百二十八の項及び一の七百二十九の項及び一の七百三十の項及び一の七百三十一の項及び一の七百三十二の項及び一の七百三十三の項及び一の七百三十四の項及び一の七百三十五の項及び一の七百三十六の項及び一の七百三十七の項及び一の七百三十八の項及び一の七百三十九の項及び一の七百四十の項及び一の七百四十一の項及び一の七百四十二の項及び一の七百四十三の項及び一の七百四十四の項及び一の七百四十五の項及び一の七百四十六の項及び一の七百四十七の項及び一の七百四十八の項及び一の七百四十九の項及び一の七百五十の項及び一の七百五十一の項及び一の七百五十二の項及び一の七百五十三の項及び一の七百五十四の項及び一の七百五十五の項及び一の七百五十六の項及び一の七百五十七の項及び一の七百五十八の項及び一の七百五十九の項及び一の七百六十の項及び一の七百六十一の項及び一の七百六十二の項及び一の七百六十三の項及び一の七百六十四の項及び一の七百六十五の項及び一の七百六十六の項及び一の七百六十七の項及び一の七百六十八の項及び一の七百六十九の項及び一の七百七十の項及び一の七百七十一の項及び一の七百七十二の項及び一の七百七十三の項及び一の七百七十四の項及び一の七百七十五の項及び一の七百七十六の項及び一の七百七十七の項及び一の七百七十八の項及び一の七百七十九の項及び一の七百八十の項及び一の七百八十一の項及び一の七百八十二の項及び一の七百八十三の項及び一の七百八十四の項及び一の七百八十五の項及び一の七百八十六の項及び一の七百八十七の項及び一の七百八十八の項及び一の七百八十九の項及び一の七百九十の項及び一の七百九十一の項及び一の七百九十二の項及び一の七百九十三の項及び一の七百九十四の項及び一の七百九十五の項及び一の七百九十六の項及び一の七百九十七の項及び一の七百九十八の項及び一の七百九十九の項及び一の八百の項及び一の八百一の項及び一の八百二の項及び一の八百三の項及び一の八百四の項及び一の八百五の項及び一の八百六の項及び一の八百七の項及び一の八百八の項及び一の八百九の項及び一の八百十の項及び一の八百十一の項及び一の八百十二の項及び一の八百十三の項及び一の八百十四の項及び一の八百十五の項及び一の八百十六の項及び一の八百十七の項及び一の八百十八の項及び一の八百十九の項及び一の八百二十の項及び一の八百二十一の項及び一の八百二十二の項及び一の八百二十三の項及び一の八百二十四の項及び一の八百二十五の項及び一の八百二十六の項及び一の八百二十七の項及び一の八百二十八の項及び一の八百二十九の項及び一の八百三十の項及び一の八百三十一の項及び一の八百三十二の項及び一の八百三十三の項及び一の八百三十四の項及び一の八百三十五の項及び一の八百三十六の項及び一の八百三十七の項及び一の八百三十八の項及び一の八百三十九の項及び一の八百四十の項及び一の八百四十一の項及び一の八百四十二の項及び一の八百四十三の項及び一の八百四十四の項及び一の八百四十五の項及び一の八百四十六の項及び一の八百四十七の項及び一の八百四十八の項及び一の八百四十九の項及び一の八百五十の項及び一の八百五十一の項及び一の八百五十二の項及び一の八百五十三の項及び一の八百五十四の項及び一の八百五十五の項及び一の八百五十六の項及び一の八百五十七の項及び一の八百五十八の項及び一の八百五十九の項及び一の八百六十の項及び一の八百六十一の項及び一の八百六十二の項及び一の八百六十三の項及び一の八百六十四の項及び一の八百六十五の項及び一の八百六十六の項及び一の八百六十七の項及び一の八百六十八の項及び一の八百六十九の項及び一の八百七十の項及び一の八百七十一の項及び一の八百七十二の項及び一の八百七十三の項及び一の八百七十四の項及び一の八百七十五の項及び一の八百七十六の項及び一の八百七十七の項及び一の八百七十八の項及び一の八百七十九の項及び一の八百八十の項及び一の八百八十一の項及び一の八百八十二の項及び一の八百八十三の項及び一の八百八十四の項及び一の八百八十五の項及び一の八百八十六の項及び一の八百八十七の項及び一の八百八十八の項及び一の八百八十九の項及び一の八百九十の項及び一の八百九十一の項及び一の八百九十二の項及び一の八百九十三の項及び一の八百九十四の項及び一の八百九十五の項及び一の八百九十六の項及び一の八百九十七の項及び一の八百九十八の項及び一の八百九十九の項及び一の九百の項及び一の九百一の項及び一の九百二の項及び一の九百三の項及び一の九百四の項及び一の九百五の項及び一の九百六の項及び一の九百七の項及び一の九百八の項及び一の九百九の項及び一の九百十の項及び一の九百十一の項及び一の九百十二の項及び一の九百十三の項及び一の九百十四の項及び一の九百十五の項及び一の九百十六の項及び一の九百十七の項及び一の九百十八の項及び一の九百十九の項及び一の九百二十の項及び一の九百二十一の項及び一の九百二十二の項及び一の九百二十三の項及び一の九百二十四の項及び一の九百二十五の項及び一の九百二十六の項及び一の九百二十七の項及び一の九百二十八の項及び一の九百二十九の項及び一の九百三十の項及び一の九百三十一の項及び一の九百三十二の項及び一の九百三十三の項及び一の九百三十四の項及び一の九百三十五の項及び一の九百三十六の項及び一の九百三十七の項及び一の九百三十八の項及び一の九百三十九の項及び一の九百四十の項及び一の九百四十一の項及び一の九百四十二の項及び一の九百四十三の項及び一の九百四十四の項及び一の九百四十五の項及び一の九百四十六の項及び一の九百四十七の項及び一の九百四十八の項及び一の九百四十九の項及び一の九百五十の項及び一の九百五十一の項及び一の九百五十二の項及び一の九百五十三の項及び一の九百五十四の項及び一の九百五十五の項及び一の九百五十六の項及び一の九百五十七の項及び一の九百五十八の項及び一の九百五十九の項及び一の九百六十の項及び一の九百六十一の項及び一の九百六十二の項及び一の九百六十三の項及び一の九百六十四の項及び一の九百六十五の項及び一の九百六十六の項及び一の九百六十七の項及び一の九百六十八の項及び一の九百六十九の項及び一の九百七十の項及び一の九百七十一の項及び一の九百七十二の項及び一の九百七十三の項及び一の九百七十四の項及び一の九百七十五の項及び一の九百七十六の項及び一の九百七十七の項及び一の九百七十八の項及び一の九百七十九の項及び一の九百八十の項及び一の九百八十一の項及び一の九百八十二の項及び一の九百八十三の項及び一の九百八十四の項及び一の九百八十五の項及び一の九百八十六の項及び一の九百八十七の項及び一の九百八十八の項及び一の九百八十九の項及び一の九百九十の項及び一の九百九十一の項及び一の九百九十二の項及び一の九百九十三の項及び一の九百九十四の項及び一の九百九十五の項及び一の九百九十六の項及び一の九百九十七の項及び一の九百九十八の項及び一の九百九十九の項及び一の千の項及び一の千一の項及び一の千二の項及び一の千三の項及び一の千四の項及び一の千五の項及び一の千六の項及び一の千七の項及び一の千八の項及び一の千九の項及び一の千一の項及び一の千二の項及び一の千三の項及び一の千四の項及び一の千五の項及び一の千六の項及び一の千七の項及び一の千八の項及び一の千九の項及び一の二千の項及び一の二千一の項及び一の二千二の項及び一の二千三の項及び一の二千四の項及び一の二千五の項及び一の二千六の項及び一の二千七の項及び一の二千八の項及び一の二千九の項及び一の三千の項及び一の三千一の項及び一の三千二の項及び一の三千三の項及び一の三千四の項及び一の三千五の項及び一の三千六の項及び一の三千七の項及び一の三千八の項及び一の三千九の項及び一の四千の項及び一の四千一の項及び一の四千二の項及び一の四千三の項及び一の四千四の項及び一の四千五の項及び一の四千六の項及び一の四千七の項及び一の四千八の項及び一の四千九の項及び一の五千の項及び一の五千一の項及び一の五千二の項及び一の五千三の項及び一の五千四の項及び一の五千五の項及び一の五千六の項及び一の五千七の項及び一の五千八の項及び一の五千九の項及び一の六千の項及び一の六千一の項及び一の六千二の項及び一の六千三の項及び一の六千四の項及び一の六千五の項及び一の六千六の項及び一の六千七の項及び一の六千八の項及び一の六千九の項及び一の七千の項及び一の七千一の項及び一の七千二の項及び一の七千三の項及び一の七千四の項及び一の七千五の項及び一の七千六の項及び一の七千七の項及び一の七千八の項及び一の七千九の項及び一の八千の項及び一の八千一の項及び一の八千二の項及び一の八千三の項及び一の八千四の項及び一の八千五の項及び一の八千六の項及び一の八千七の項及び一の八千八の項及び一の八千九の項及び一の九千の項及び一の九千一の項及び一の九千二の項及び一の九千三の項及び一の九千四の項及び一の九千五の項及び一の九千六の項及び一の九千七の項及び一の九千八の項及び一の九千九の項及び一の一万の項及び一の一万一の項及び一の一万二の項及び一の一万三の項及び一の一万四の項及び一の一万五の項及び一の一万六の項及び一の一万七の項及び一の一万八の項及び一の一万九の項及び一の二万の項及び一の二万一の項及び一の二万二の項及び一の二万三の項及び一の二万四の項及び一の二万五の項及び一の二万六の項及び一の二万七の項及び一の二万八の項及び一の二万九の項及び一の三万の項及び一の三万一の項及び一の三万二の項及び一の三万三の項及び一の三万四の項及び一の三万五の項及び一の三万六の項及び一の三万七の項及び一の三万八の項及び一の三万九の項及び一の四万の項及び一の四万一の項及び一の四万二の項及び一の四万三の項及び一の四万四の項及び一の四万五の項及び一の四万六の項及び一の四万七の項及び一の四万八の項及び一の四万九の項及び一の五万の項及び一の五万一の項及び一の五万二の項及び一の五万三の項及び一の五万四の項及び一の五万五の項及び一の五万六の項及び一の五万七の項及び一の五万八の項及び一の五万九の項及び一の六万の項及び一の六万一の項及び一の六万二の項及び一の六万三の項及び一の六万四の項及び一の六万五の項及び一の六万六の項及び一の六万七の項及び一の六万八の項及び一の六万九の項及び一の七万の項及び一の七万一の項及び一の七万二の項及び一の七万三の項及び一の七万四の項及び一の七万五の項及び一の七万六の項及び一の七万七の項及び一の七万八の項及び一の七万九の項及び一の八万の項及び一の八万一の項及び一の八万二の項及び一の八万三の項及び一の八万四の項及び一の八万五の項及び一の八万六の項及び一の八万七の項及び一の八万八の項及び一の八万九の項及び一の九万の項及び一の九万一の項及び一の九万二の項及び一の九万三の項及び一の九万四の項及び一の九万五の項及び一の九万六の項及び一の九万七の項及び一の九万八の項及び一の九万九の項及び一の十万の項及び一の十万一の項及び一の十万二の項及び一の十万三の項及び一の十万四の項及び一の十万五の項及び一の十万六の項及び一の十万七の項及び一の十万八の項及び一の十万九の項及び一の二十万の項及び一の二十万一の項及び一の二十万二の項及び一の二十万三の項及び一の二十万四の項及び一の二十万五の項及び一の二十万六の項及び一の二十万七の項及び一の二十万八の項及び一の二十万九の項及び一の三十万の項及び一の三十万一の項及び一の三十万二の項及び一の三十万三の項及び一の三十万四の項及び一の三十万五の項及び一の三十万六の項及び一の三十万七の項及び一の三十万八の項及び一の三十万九の項及び一の四十万の項及び一の四十万一の項及び一の四十万二の項及び一の四十万三の項及び一の四十万四の項及び一の四十万五の項及び一の四十万六の項及び一の四十万七の項及び一の四十万八の項及び一の四十万九の項及び一の五十万の項及び一の五十万一の項及び一の五十万二の項及び一の五十万三の項及び一の五十万四の項及び一の五十万五の項及び一の五十万六の項及び一の五十万七の項及び一の五十万八の項及び一の五十万九の項及び一の六十万の項及び一の六十万一の項及び一の六十万二の項及び一の六十万三の項及び一の六十万四の項及び一の六十万五の項及び一の六十万六の項及び一の六十万七の項及び一の六十万八の項及び一の六十万九の項及び一の七十万の項及び一の七十万一の項及び一の七十万二の項及び一の七十万三の項及び一の七十万四の項及び一の七十万五の項及び一の七十万六の項及び一の七十万七の項及び一の七十万八の項及び一の七十万九の項及び一の八十万の項及び一の八十万一の項及び一の八十万二の項及び一の八十万三の項及び一の八十万四の項及び一の八十万五の項及び一の八十万六の項及び一の八十万七の項及び一の八十万八の項及び一の八十万九の項及び一の九十万の項及び一の九十万一の項及び一の九十万二の項及び一の九十万三の項及び一の九十万四の項及び一の九十万五の項及び一の九十万六の項及び一の九十万七の項及び一の九十万八の項及び一の九十万九の項及び一の百万の項及び一の百万一の項及び一の百万二の項及び一の百万三の項及び一の百万四の項及び一の百万五の項及び一の百万六の項及び一の百万七の項及び一の百万八の項及び一の百万九の項及び一の二百万の項及び一の二百万一の項及び一の二百万二の項及び一の二百万三の項及び一の二百万四の項及び一の二百万五の項及び一の二百万六の項及び一の二百万七の項及び一の二百万八の項及び一の二百万九の項及び一の三百万の項及び一の三百万一の項及び一の三百万二の項及び一の三百万三の項及び一の三百万四の項及び一の三百万五の項及び一の三百万六の項及び一の三百万七の項及び一の三百万八の項及び一の三百万九の項及び一の四百万の項及び一の四百万一の項及び一の四百万二の項及び一の四百万三の項及び一の四百万四の項及び一の四百万五の項及び一の四百万六の項及び一の四百万七の項及び一の四百万八の項及び一の四百万九の項及び一の五百万の項及び一の五百万一の項及び一の五百万二の項及び一の五百万三の項及び一の五百万四の項及び一の五百万五の項及び一の五百万六の項及び一の五百万七の項及び一の五百万八の項及び一の五百万九の項及び一の六百万の項及び一の六百万一の項及び一の六百万二の項及び一の六百万三の項及び一の六百万四の項及び一の六百万五の項及び一の六百万六の項及び一の六百万七の項及び一の六百万八の項及び一の六百万九の項及び一の七百万の項及び一の七百万一の項及び一の七百万二の項及び一の七百万三の項及び一の七百万四の項及び一の七百万五の項及び一の七百万六の項及び一の七百万七の項及び一の七百万八の項及び一の七百万九の項及び一の八百万の項及び一の八百万一の項及び一の八百万二の項及び一の八百万三の項及び一の八百万四の項及び一の八百万五の項及び一の八百万六の項及び一の八百万七の項及び一の八百万八の項及び一の八百万九の項及び一の九百万の項及び一の九百万一の項及び一の九百万二の項及び一の九百万三の項及び一の九百万四の項及び一の九百万五の項及び一の九百万六の項及び一の九百万七の項及び一の九百万八の項及び一の九百万九の項及び一の千万の項及び一の千万一の項及び一の千万二の項及び一の千万三の項及び一の千万四の項及び一の千万五の項及び一の千万六の項及び一の千万七の項及び一の千万八の項及び一の千万九の項及び一の二千万の項及び一の二千万一の項及び一の二千万二の項及び一の二千万三の項及び一の二千万四の項及び一の二千万五の項及び一の二千万六の項及び一の二千万七の項及び一の二千万八の項及び一の二千万九の項及び一の三千万の項及び一の三千万一の項及び一の三千万二の項及び一の三千万三の項及び一の三千万四の項及び一の三千万五の項及び一の三千万六の項及び一の三千万七の項及び一の三千万八の項及び一の三千万九の項及び一の四千万の項及び一の四千万一の項及び一の四千万二の項及び一の四千万三の項及び一の四千万四の項及び一の四千万五の項及び一の四千万六の項及び一の四千万七の項及び一の四千万八の項及び一の四千万九の項及び一の五千万の項及び一の五千万一の項及び一の五千万二の項及び一の五千万三の項及び一の五千万四の項及び一の五千万五の項及び一の五千万六の項及び一の五千万七の項及び一の五千万八の項及び一の五千万九の項及び一の六千万の項及び一の六千万一の項及び一の六千万二の項及び一の六千万三の項及び一の六千万四の項及び一の六千万五の項及び一の六千万六の項及び一の六千万七の項及び一の六千万八の項及び一の六千万九の項及び一の七千万の項及び一の七千万一の項及び一の七千万二の項及び一の七千万三の項及び一の七千万四の項及び一の七千万五の項及び一の七千万六の項及び一の七千万七の項及び一の七千万八の項及び一の七千万九の項及び一の八千万の項及び一の八千万一の項及び一の八千万二の項及び一の八千万三の項及び一の八千万四の項及び一の八千万五の項及び一の八千万六の項及び一の八千万七の項及び一の八千万八の項及び一の八千万九の項及び一の九千万の項及び一の九千万一の項及び一の九千万二の項及び一の九千万三の項及び一の九千万四の項及び一の九千万五の項及び一の九千万六の項及び一の九千万七の項及び一の九千万八の項及び一の九千万九の項及び一の一億の項及び一の一億一の項及び一の一億二の項及び一の一億三の項及び一の一億四の項及び一の一億五の項及び一の一億六の項及び一の一億七の項及び一の一億八の項及び一の一億九の項及び一の二億の項及び一の二億一の項及び一の二億二の項及び一の二億三の項及び一の二億四の項及び一の二億五の項及び一の二億六の項及び一の二億七の項及び一の二億八の項及び一の二億九の項及び一の三億の項及び一の三億一の項及び一の三億二の項及び一の三億三の項及び一の三億四の項及び一の三億五の項及び一の三億六の項及び一の三億七の項及び一の三億八の項及び一の三億九の項及び一の四億の項及び一の四億一の項及び一の四億二の項及び一の四億三の項及び一の四億四の項及び一の四億五の項及び一の四億六の項及び一の四億七の項及び一の四億八の項及び一の四億九の項及び一の五億の項及び一の五億一の項及び一の五億二の項及び一の五億三の項及び一の五億四の項及び一の五億五の項及び一の五億六の項及び一の五億七の項及び一の五億八の項及び一の五億九の項及び一の六億の項及び一の六億一の項及び一の六億二の項及び一の六億三の項及び一の六億四の項及び一の六億五の項及び一の六億六の項及び一の六億七の項及び一の六億八の項及び一の六億九

北海道旭川市、東京都葛飾区、神奈川県横須賀市、長野県上田市、愛知県東海市、兵庫県神戸市、広島県東広島市

北海道青海北
道森海道
弟道
稚
内市、
北
、
北
、
北

第三号の表を次のように改める。

地方公共団体	帳票要件の標準
北海道 北海道古平町、 北海道美里町、 北海道中標津町、 北海道余市町、 北海道滝上町、 北海道当別町、 北海道樽 川市、 北海道飯 山形県寒 能相県県県鹿丸白県県道釧上別小 身ス梨内珠川市馬高東五角森石東藤釧上別小 延市県灘洲町、市畠成城市町市通崎路町町樽 町、富町市、埼、町瀬目、、村町町、、市 、山士、、新玉福、村町秋宮宮、、、北北 山梨吉石石潟県島山、田城城青青青海海北 梨県田川川県蕨県形山秋県県県森森森道道海 県笛市県県新市桑県形田小大名県県県雄余道 南吹、志羽発、折川県県坂和取佐大弘武市北 部市山賀昨田埼町西上八町町市井鰐前町町見 町、梨町市市玉、町山郎、、、村町市、、市、 、山県、、、県福、市潟秋宮宮、、、北北、 山梨都石石新蓮島山、町田城城青青青海海北 梨県留川川潟田県形山、県県県森森森道道海 県上市県県県市川県形秋上涌角県県県新幌道 富野、宝白十、俣白県田小谷田三田むひ加網 士原山達山日埼町鷹長県阿町市戸舎つだ内走 川市梨志市町玉、町井井仁、、町館市か町市、 町、県水、市県福、市川村宮宮、村、町、 、山山町石、白島山、町、城城青、青、北北 山梨梨、川新岡県形山、秋県県森青森北海海 梨県市石県潟市広県形秋田女多県森県海道道 県甲、川野県、野三県田県川賀田県平道枝美 西州山県々村千町川南県藤町城子板川音幸唄 桂市梨中市上葉、町陽大里、市町柳市更町市、 町、県能市市県福、市潟町宮、、町、町、 、山大登、、我島山、村、城宮岩、青、北北 山梨月町石石孫県形山、秋県城手青森北海道 梨県市、川川子飯県形秋田南県県森県海道道 県市、石県県市舘庄県田県三富花県外道美紋 山川山川川七、村内朝県三陸谷巻野ヶ士幌別 中三梨県北尾神、町日美種町市市辺浜幌町市、 湖郷県穴町市奈埼、町郷町、、、地町町、 村町韮水、川玉山、町、秋宮岩町、、北北 、崎町石石県県形山、秋田城手、青森県西目屋村、 山山市、川川三行県形山、秋田県県県柴久県道湧北 梨梨、石県県浦田遊県県能県慈大別斗 県県、山川津輪市市佐最羽後峰市町、間、 鳴早梨県能町市神埼、町、、秋宮宮、、北北 沢川県幡島、町上後町、、、、、 村町、南登、、奈玉福、、、、、、、	告示別表第二の〇一八〇〇一の項、〇一八〇〇二の項、〇一八〇〇三一の項、〇一八〇〇三二の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件 〇一八〇〇三四の項、〇一八〇〇三七の項及び〇一八〇〇三八の項、〇一八〇〇四一の項、〇一八〇〇四二の項、〇一八〇〇四三の項、〇一八〇〇四四の項、〇一八〇〇五一の項、〇一八〇〇五二の項、〇一八〇〇五三の項、〇一八〇〇六一の項、〇一八〇〇六二の項、〇一八〇〇六三の項、〇一八〇〇六四の項、〇一八〇〇六五の項、〇一八〇〇六六の項、〇一八〇〇七一の項、〇一八〇〇七二の項、〇一八〇〇七三の項、〇一八〇〇七四の項、〇一八〇〇七五の項、〇一八〇〇七六の項、〇一八〇〇七七の項、〇一八〇〇七八の項、〇一八〇〇七九の項、〇一八〇〇八一の項、〇一八〇〇八二の項、〇一八〇〇八三の項、〇一八〇〇八四の項、〇一八〇〇八五の項、〇一八〇〇八六の項、〇一八〇〇八七の項、〇一八〇〇八八の項、〇一八〇〇八九の項、〇一八〇〇九〇の項、〇一八〇〇九一の項、〇一八〇〇九二の項、〇一八〇〇九三の項、〇一八〇〇九四の項、〇一八〇〇九五の項、〇一八〇〇九六の項、〇一八〇〇九七の項、〇一八〇〇九八の項、〇一八〇〇九九の項、〇一八〇一〇〇の項、〇一八〇一〇一の項、〇一八〇一〇二の項、〇一八〇一〇三の項、〇一八〇一〇四の項、〇一八〇一〇五の項、〇一八〇一〇六の項、〇一八〇一〇七の項、〇一八〇一〇八の項、〇一八〇一〇九の項、〇一八〇一一〇の項、〇一八〇一一一の項、〇一八〇一一二の項、〇一八〇一一三の項、〇一八〇一一四の項、〇一八〇一一五の項、〇一八〇一一六の項、〇一八〇一一七の項、〇一八〇一一八の項、〇一八〇一一九の項、〇一八〇一二〇の項、〇一八〇一二一の項、〇一八〇一二二の項、〇一八〇一二三の項、〇一八〇一二四の項、〇一八〇一二五の項、〇一八〇一二六の項、〇一八〇一二七の項、〇一八〇一二八の項、〇一八〇一二九の項、〇一八〇一三〇の項、〇一八〇一三一の項、〇一八〇一三二の項、〇一八〇一三三の項、〇一八〇一三四の項、〇一八〇一三五の項、〇一八〇一三六の項、〇一八〇一三七の項、〇一八〇一三八の項、〇一八〇一三九の項、〇一八〇一四〇の項、〇一八〇一四一の項、〇一八〇一四二の項、〇一八〇一四三の項、〇一八〇一四四の項、〇一八〇一四五の項、〇一八〇一四六の項、〇一八〇一四七の項、〇一八〇一四八の項、〇一八〇一四九の項、〇一八〇一五〇の項、〇一八〇一五一の項、〇一八〇一五二の項、〇一八〇一五三の項、〇一八〇一五四の項、〇一八〇一五五の項、〇一八〇一五六の項、〇一八〇一五七の項、〇一八〇一五八の項、〇一八〇一五九の項、〇一八〇一六〇の項、〇一八〇一六一の項、〇一八〇一六二の項、〇一八〇一六三の項、〇一八〇一六四の項、〇一八〇一六五の項、〇一八〇一六六の項、〇一八〇一六七の項、〇一八〇一六八の項、〇一八〇一六九の項、〇一八〇一七〇の項、〇一八〇一七一の項、〇一八〇一七二の項、〇一八〇一七三の項、〇一八〇一七四の項、〇一八〇一七五の項、〇一八〇一七六の項、〇一八〇一七七の項、〇一八〇一七八の項、〇一八〇一七九の項、〇一八〇一八〇の項、〇一八〇一八一の項、〇一八〇一八二の項、〇一八〇一八三の項、〇一八〇一八四の項、〇一八〇一八五の項、〇一八〇一八六の項、〇一八〇一八七の項、〇一八〇一八八の項、〇一八〇一八九の項、〇一八〇一九〇の項、〇一八〇一九一の項、〇一八〇一九二の項、〇一八〇一九三の項、〇一八〇一九四の項、〇一八〇一九五の項、〇一八〇一九六の項、〇一八〇一九七の項、〇一八〇一九八の項、〇一八〇一九九の項、〇一八〇二〇〇の項、〇一八〇二〇一の項、〇一八〇二〇二の項、〇一八〇二〇三の項、〇一八〇二〇四の項、〇一八〇二〇五の項、〇一八〇二〇六の項、〇一八〇二〇七の項、〇一八〇二〇八の項、〇一八〇二〇九の項、〇一八〇二一〇の項、〇一八〇二一一の項、〇一八〇二一二の項、〇一八〇二一三の項、〇一八〇二一四の項、〇一八〇二一五の項、〇一八〇二一六の項、〇一八〇二一七の項、〇一八〇二一八の項、〇一八〇二一九の項、〇一八〇二二〇の項、〇一八〇二二一の項、〇一八〇二二二の項、〇一八〇二二三の項、〇一八〇二二四の項、〇一八〇二二五の項、〇一八〇二二六の項、〇一八〇二二七の項、〇一八〇二二八の項、〇一八〇二二九の項、〇一八〇二三〇の項、〇一八〇二三一の項、〇一八〇二三二の項、〇一八〇二三三の項、〇一八〇二三四の項、〇一八〇二三五の項、〇一八〇二三六の項、〇一八〇二三七の項、〇一八〇二三八の項、〇一八〇二三九の項、〇一八〇二四〇の項、〇一八〇二四一の項、〇一八〇二四二の項、〇一八〇二四三の項、〇一八〇二四四の項、〇一八〇二四五の項、〇一八〇二四六の項、〇一八〇二四七の項、〇一八〇二四八の項、〇一八〇二四九の項、〇一八〇二五〇の項、〇一八〇二五一の項、〇一八〇二五二の項、〇一八〇二五三の項、〇一八〇二五四の項、〇一八〇二五五の項、〇一八〇二五六の項、〇一八〇二五七の項、〇一八〇二五八の項、〇一八〇二五九の項、〇一八〇二六〇の項、〇一八〇二六一の項、〇一八〇二六二の項、〇一八〇二六三の項、〇一八〇二六四の項、〇一八〇二六五の項、〇一八〇二六六の項、〇一八〇二六七の項、〇一八〇二六八の項、〇一八〇二六九の項、〇一八〇二七〇の項、〇一八〇二七一の項、〇一八〇二七二の項、〇一八〇二七三の項、〇一八〇二七四の項、〇一八〇二七五の項、〇一八〇二七六の項、〇一八〇二七七の項、〇一八〇二七八の項、〇一八〇二七九の項、〇一八〇二八〇の項、〇一八〇二八一の項、〇一八〇二八二の項、〇一八〇二八三の項、〇一八〇二八四の項、〇一八〇二八五の項、〇一八〇二八六の項、〇一八〇二八七の項、〇一八〇二八八の項、〇一八〇二八九の項、〇一八〇二九〇の項、〇一八〇二九一の項、〇一八〇二九二の項、〇一八〇二九三の項、〇一八〇二九四の項、〇一八〇二九五の項、〇一八〇二九六の項、〇一八〇二九七の項、〇一八〇二九八の項、〇一八〇二九九の項、〇一八〇三〇〇の項、〇一八〇三〇一の項、〇一八〇三〇二の項、〇一八〇三〇三の項、〇一八〇三〇四の項、〇一八〇三〇五の項、〇一八〇三〇六の項、〇一八〇三〇七の項、〇一八〇三〇八の項、〇一八〇三〇九の項、〇一八〇三一〇の項、〇一八〇三一一の項、〇一八〇三一二の項、〇一八〇三一三の項、〇一八〇三一四の項、〇一八〇三一五の項、〇一八〇三一六の項、〇一八〇三一七の項、〇一八〇三一八の項、〇一八〇三一九の項、〇一八〇三二〇の項、〇一八〇三二一の項、〇一八〇三二二の項、〇一八〇三二三の項、〇一八〇三二四の項、〇一八〇三二五の項、〇一八〇三二六の項、〇一八〇三二七の項、〇一八〇三二八の項、〇一八〇三二九の項、〇一八〇三三〇の項、〇一八〇三三一の項、〇一八〇三三二の項、〇一八〇三三三の項、〇一八〇三三四の項、〇一八〇三三五の項、〇一八〇三三六の項、〇一八〇三三七の項、〇一八〇三三八の項、〇一八〇三三九の項、〇一八〇三四〇の項、〇一八〇三四一の項、〇一八〇三四二の項、〇一八〇三四三の項、〇一八〇三四四の項、〇一八〇三四五の項、〇一八〇三四六の項、〇一八〇三四七の項、〇一八〇三四八の項、〇一八〇三四九の項、〇一八〇三五〇の項、〇一八〇三五一の項、〇一八〇三五二の項、〇一八〇三五三の項、〇一八〇三五四の項、〇一八〇三五五の項、〇一八〇三五六の項、〇一八〇三五七の項、〇一八〇三五八の項、〇一八〇三五九の項、〇一八〇三六〇の項、〇一八〇三六一の項、〇一八〇三六二の項、〇一八〇三六三の項、〇一八〇三六四の項、〇一八〇三六五の項、〇一八〇三六六の項、〇一八〇三六七の項、〇一八〇三六八の項、〇一八〇三六九の項、〇一八〇三七〇の項、〇一八〇三七一の項、〇一八〇三七二の項、〇一八〇三七三の項、〇一八〇三七四の項、〇一八〇三七五の項、〇一八〇三七六の項、〇一八〇三七七の項、〇一八〇三七八の項、〇一八〇三七九の項、〇一八〇三八〇の項、〇一八〇三八一の項、〇一八〇三八二の項、〇一八〇三八三の項、〇一八〇三八四の項、〇一八〇三八五の項、〇一八〇三八六の項、〇一八〇三八七の項、〇一八〇三八八の項、〇一八〇三八九の項、〇一八〇三九〇の項、〇一八〇三九一の項、〇一八〇三九二の項、〇一八〇三九三の項、〇一八〇三九四の項、〇一八〇三九五の項、〇一八〇三九六の項、〇一八〇三九七の項、〇一八〇三九八の項、〇一八〇三九九の項、〇一八〇四〇〇の項、〇一八〇四〇一の項、〇一八〇四〇二の項、〇一八〇四〇三の項、〇一八〇四〇四の項、〇一八〇四〇五の項、〇一八〇四〇六の項、〇一八〇四〇七の項、〇一八〇四〇八の項、〇一八〇四〇九の項、〇一八〇四一〇の項、〇一八〇四一一の項、〇一八〇四一二の項、〇一八〇四一三の項、〇一八〇四一四の項、〇一八〇四一五の項、〇一八〇四一六の項、〇一八〇四一七の項、〇一八〇四一八の項、〇一八〇四一九の項、〇一八〇四二〇の項、〇一八〇四二一の項、〇一八〇四二二の項、〇一八〇四二三の項、〇一八〇四二四の項、〇一八〇四二五の項、〇一八〇四二六の項、〇一八〇四二七の項、〇一八〇四二八の項、〇一八〇四二九の項、〇一八〇四三〇の項、〇一八〇四三一の項、〇一八〇四三二の項、〇一八〇四三三の項、〇一八〇四三四の項、〇一八〇四三五の項、〇一八〇四三六の項、〇一八〇四三七の項、〇一八〇四三八の項、〇一八〇四三九の項、〇一八〇四四〇の項、〇一八〇四四一の項、〇一八〇四四二の項、〇一八〇四四三の項、〇一八〇四四四の項、〇一八〇四四五の項、〇一八〇四四六の項、〇一八〇四四七の項、〇一八〇四四八の項、〇一八〇四四九の項、〇一八〇四五〇の項、〇一八〇四五一の項、〇一八〇四五二の項、〇一八〇四五三の項、〇一八〇四五四の項、〇一八〇四五五の項、〇一八〇四五六の項、〇一八〇四五七の項、〇一八〇四五八の項、〇一八〇四五九の項、〇一八〇四六〇の項、〇一八〇四六一の項、〇一八〇四六二の項、〇一八〇四六三の項、〇一八〇四六四の項、〇一八〇四六五の項、〇一八〇四六六の項、〇一八〇四六七の項、〇一八〇四六八の項、〇一八〇四六九の項、〇一八〇四七〇の項、〇一八〇四七一の項、〇一八〇四七二の項、〇一八〇四七三の項、〇一八〇四七四の項、〇一八〇四七五の項、〇一八〇四七六の項、〇一八〇四七七の項、〇一八〇四七八の項、〇一八〇四七九の項、〇一八〇四八〇の項、〇一八〇四八一の項、〇一八〇四八二の項、〇一八〇四八三の項、〇一八〇四八四の項、〇一八〇四八五の項、〇一八〇四八六の項、〇一八〇四八七の項、〇一八〇四八八の項、〇一八〇四八九の項、〇一八〇四九〇の項、〇一八〇四九一の項、〇一八〇四九二の項、〇一八〇四九三の項、〇一八〇四九四の項、〇一八〇四九五の項、〇一八〇四九六の項、〇一八〇四九七の項、〇一八〇四九八の項、〇一八〇四九九の項、〇一八〇五〇〇の項、〇一八〇五〇一の項、〇一八〇五〇二の項、〇一八〇五〇三の項、〇一八〇五〇四の項、〇一八〇五〇五の項、〇一八〇五〇六の項、〇一八〇五〇七の項、〇一八〇五〇八の項、〇一八〇五〇九の項、〇一八〇五一〇の項、〇一八〇五一一の項、〇一八〇五一二の項、〇一八〇五一三の項、〇一八〇五一四の項、〇一八〇五一五の項、〇一八〇五一六の項、〇一八〇五一七の項、〇一八〇五一八の項、〇一八〇五一九の項、〇一八〇五二〇の項、〇一八〇五二一の項、〇一八〇五二二の項、〇一八〇五二三の項、〇一八〇五二四の項、〇一八〇五二五の項、〇一八〇五二六の項、〇一八〇五二七の項、〇一八〇五二八の項、〇一八〇五二九の項、〇一八〇五三〇の項、〇一八〇五三一の項、〇一八〇五三二の項、〇一八〇五三三の項、〇一八〇五三四の項、〇一八〇五三五の項、〇一八〇五三六の項、〇一八〇五三七の項、〇一八〇五三八の項、〇一八〇五三九の項、〇一八〇五四〇の項、〇一八〇五四一の項、〇一八〇五四二の項、〇一八〇五四三の項、〇一八〇五四四の項、〇一八〇五四五の項、〇一八〇五四六の項、〇一八〇五四七の項、〇一八〇五四八の項、〇一八〇五四九の項、〇一八〇五五〇の項、〇一八〇五五一の項、〇一八〇五五二の項、〇一八〇五五三の項、〇一八〇五五四の項、〇一八〇五五五の項、〇一八〇五五六の項、〇一八〇五五七の項、〇一八〇五五八の項、〇一八〇五五九の項、〇一八〇五六〇の項、〇一八〇五六一の項、〇一八〇五六二の項、〇一八〇五六三の項、〇一八〇五六四の項、〇一八〇五六五の項、〇一八〇五六六の項、〇一八〇五六七の項、〇一八〇五六八の項、〇一八〇五六九の項、〇一八〇五七〇の項、〇一八〇五七一の項、〇一八〇五七二の項、〇一八〇五七三の項、〇一八〇五七四の項、〇一八〇五七五の項、〇一八〇五七六の項、〇一八〇五七七の項、〇一八〇五七八の項、〇一八〇五七九の項、〇一八〇五八〇の項、〇一八〇五八一の項、〇一八〇五八二の項、〇一八〇五八三の項、〇一八〇五八四の項、〇一八〇五八五の項、〇一八〇五八六の項、〇一八〇五八七の項、〇一八〇五八八の項、〇一八〇五八九の項、〇一八〇五九〇の項、〇一八〇五九一の項、〇一八〇五九二の項、〇一八〇五九三の項、〇一八〇五九四の項、〇一八〇五九五の項、〇一八〇五九六の項、〇一八〇五九七の項、〇一八〇五九八の項、〇一八〇五九九の項、〇一八〇六〇〇の項、〇一八〇六〇一の項、〇一八〇六〇二の項、〇一八〇六〇三の項、〇一八〇六〇四の項、〇一八〇六〇五の項、〇一八〇六〇六の項、〇一八〇六〇七の項、〇一八〇六〇八の項、〇一八〇六〇九の項、〇一八〇六一〇の項、〇一八〇六一一の項、〇一八〇六一二の項、〇一八〇六一三の項、〇一八〇六一四の項、〇一八〇六一五の項、〇一八〇六一六の項、〇一八〇六一七の項、〇一八〇六一八の項、〇一八〇六一九の項、〇一八〇六二〇の項、〇一八〇六二一の項、〇一八〇六二二の項、〇一八〇六二三の項、〇一八〇六二四の項、〇一八〇六二五の項、〇一八〇六二六の項、〇一八〇六二七の項、〇一八〇六二八の項、〇一八〇六二九の項、〇一八〇六三〇の項、〇一八〇六三一の項、〇一八〇六三二の項、〇一八〇六三三の項、〇一八〇六三四の項、〇一八〇六三五の項、〇一八〇六三六の項、〇一八〇六三七の項、〇一八〇六三八の項、〇一八〇六三九の項、〇一八〇六四〇の項、〇一八〇六四一の項、〇一八〇六四二の項、〇一八〇六四三の項、〇一八〇六四四の項、〇一八〇六四五の項、〇一八〇六四六の項、〇一八〇六四七の項、〇一八〇六四八の項、〇一八〇六四九の項、〇一八〇六五〇の項、〇一八〇六五一の項、〇一八〇六五二の項、〇一八〇六五三の項、〇一八〇六五四の項、〇一八〇六五五の項、〇一八〇六五六の項、〇一八〇六五七の項、〇一八〇六五八の項、〇一八〇六五九の項、〇一八〇六六〇の項、〇一八〇六六一の項、〇一八〇六六二の項、〇一八〇六六三の項、〇一八〇六六四の項、〇一八〇六六五の項、〇一八〇六六六の項、〇一八〇六六七の項、〇一八〇六六八の項、〇一八〇六六九の項、〇一八〇六七〇の項、〇一八〇六七一の項、〇一八〇六七二の項、〇一八〇六七三の項、〇一八〇六七四の項、〇一八〇六七五の項、〇一八〇六七六の項、〇一八〇六七七の項、〇一八〇六七八の項、〇一八〇六七九の項、〇一八〇六八〇の項、〇一八〇六八一の項、〇一八〇六八二の項、〇一八〇六八三の項、〇一八〇六八四の項、〇一八〇六八五の項、〇一八〇六八六の項、〇一八〇六八七の項、〇一八〇六八八の項、〇一八〇六八九の項、〇一八〇六九〇の項、〇一八〇六九一の項、〇一八〇六九二の項、〇一八〇六九三の項、〇一八〇六九四の項、〇一八〇六九五の項、〇一八〇六九六の項、〇一八〇六九七の項、〇一八〇六九八の項、〇一八〇六九九の項、〇一八〇七〇〇の項、〇一八〇七〇一の項、〇一八〇七〇二の項、〇一八〇七〇三の項、〇一八〇七〇四の項、〇一八〇七〇五の項、〇一八〇七〇六の項、〇一八〇七〇七の項、〇一八〇七〇八の項、〇一八〇七〇九の項、〇一八〇七一〇の項、〇一八〇七一一の項、〇一八〇七一二の項、〇一八〇七一三の項、〇一八〇七一四の項、〇一八〇七一五の項、〇一八〇七一六の項、〇一八〇七一七の項、〇一八〇七一八の項、〇一八〇七一九の項、〇一八〇七二〇の項、〇一八〇七二一の項、〇一八〇七二二の項、〇一八〇七二三の項、〇一八〇七二四の項、〇一八〇七二五の項、〇一八〇七二六の項、〇一八〇七二七の項、〇一八〇七二八の項、〇一八〇七二九の項、〇一八〇七三〇の項、〇一八〇七三一の項、〇一八〇七三二の項、〇一八〇七三三の項、〇一八〇七三四の項、〇一八〇七三五の項、〇一八〇七三六の項、〇一八〇七三七の項、〇一八〇七三八の項、〇一八〇七三九の項、〇一八〇七四〇の項、〇一八〇七四一の項、〇一八〇七四二の項、〇一八〇七四三の項、〇一八〇七四四の項、〇一八〇七四五の項、〇一八〇七四六の項、〇一八〇七四七の項、〇一八〇七四八の項、〇一八〇七四九の項、〇一八〇七五〇の項、〇一八〇七五一の項、〇一八〇七五二の項、〇一八〇七五三の項、〇一八〇七五四の項、〇一八〇七五五の項、〇一八〇七五六の項、〇一八〇七五七の項、〇一八〇七五八の項、〇一八〇七五九の項、〇一八〇七六〇の項、〇一八〇七六一の項、〇一八〇七六二の項、〇一八〇七六三の項、〇一八〇七六四の項、〇一八〇七六五の項、〇一八〇七六六の項、〇一八〇七六七の項、〇一八〇七六八の項、〇一八〇七六九の項、〇一八〇七七〇の項、〇一八〇七七一の項、〇一八〇七七二の項、〇一八〇七七三の項、〇一八〇七七四の項、〇一八〇七七五の項、〇一八〇七七六の項、〇一八〇七七七の項、〇一八〇七七八の項、〇一八〇七七九の項、〇一八〇七八〇の項、〇一八〇七八一の項、〇一八〇七八二の項、〇一八〇七八三の項、〇一八〇七八四の項、〇一八〇七八五の項、〇一八〇七八六の項、〇一八〇七八七の項、〇一八〇七八八の項、〇一八〇七八九の項、〇一八〇七九〇の項、〇一八〇七九一の項、〇一八〇七九二の項、〇一八〇七九三の項、〇一八〇七九四の項、〇一八〇七九五の項、〇一八〇七九六の項、〇一八〇七九七の項、〇一八〇七九八の項、〇一八〇七九九の項、〇一八〇八〇〇の項、〇一八〇八〇一の項、〇一八〇八〇二の項、〇一八〇八〇三の項、〇一八〇八〇四の項、〇一八〇八〇五の項、〇一八〇八〇六の項、〇一八〇八〇七の項、〇一八〇八〇八の項、〇一八〇八〇九の項、〇一八〇八一〇の項、〇一八〇八一一の項、〇一八〇八一二の項、〇一八〇八一三の項、〇一八〇八一四の項、〇一八〇八一五の項、〇一八〇八一六の項、〇一八〇八一七の項、〇一八〇八一八の項、〇一八〇八一九の項、〇一八〇八二〇の項、〇一八〇八二一の項、〇一八〇八二二の項、〇一八〇八二三の項、〇一八〇八二四の項、〇一八〇八二五の項、〇一八〇八二六の項、〇一八〇八二七の項、〇一八〇八二八の項、〇一八〇八二九の項、〇一八〇八三〇の項、〇一八〇八三一の項、〇一八〇八三二の項、〇一八〇八三三の項、〇一八〇八三四の項、〇一八〇八三五の項、〇一八〇八三六の項、〇一八〇八三七の項、〇一八〇八三八の項、〇一八〇八三九の項、〇一八〇八四〇の項、〇一八〇八四一の項、〇一八〇八四二の項、〇一八〇八四三の項、〇一八〇八四四の項、〇一八〇八四五の項、〇一八〇八四六の項、〇一八〇八四七の項、〇一八〇八四八の項、〇一八〇八四九の項、〇一八〇八五〇の項、〇一八〇八五一の項、〇一八〇八五二の項、〇一八〇八五三の項、〇一八〇八五四の項、〇一八〇八五五の項、〇一八〇八五六の項、〇一八〇八五七の項、〇一八〇八五八の項、〇一八〇八五九の項、〇一八〇八六〇の項、〇一八〇八六一の項、〇一八〇八六二の項、〇一八〇八六三の項、〇一八〇八六四の項、〇一八〇八六五の項、〇一八〇八六六の項、〇一八〇八六七の項、〇一八〇八六八の項、〇一八〇八六九の項、〇一八〇八七〇の項、〇一八〇八七一の項、〇一八〇八七二の項、〇一八〇八七三の項、〇一八〇八七四の項、〇一八〇八七五の項、〇一八〇八七六の項、〇一八〇八七七の項、〇一八〇八七八の項、〇一八〇八七九の項、〇一八〇八八〇の項、〇一八〇八八一の項、〇一八〇八八二の項、〇一八〇八八三の項、〇一八〇八八四の項、〇一八〇八八五の項、〇一八〇八八六の項、〇一八〇八八七の項、〇一八〇八八八の項、〇一八〇八八九の項、〇一八〇八九〇の項、〇一八〇八九一の項、〇一八〇八九二の項、〇一八〇八九三の項、〇一八〇八九四の項、〇一八〇八九五の項、〇一八〇八九六の項、〇一八〇八九七の項、〇一八〇八九八の項、〇一八〇八九九の項、〇一八〇九〇〇の項、〇一八〇九〇一の項、〇一八〇九〇二の項、〇一八〇九〇三の項、〇一八〇九〇四の項、〇一八〇九〇五の項、〇一八〇九〇六の項、〇一八〇九〇七の項、〇一八〇九〇八の項、〇一八〇九〇九の項、〇一八〇九一〇の項、〇一八〇九一一の項、〇一八〇九一二の項、〇一八〇九一三の項、〇一八〇九一四の項、〇一八〇九一五の項、〇一八〇九一六の項、〇一八〇九一七の項、〇一八〇九一八の項、〇一八〇九一九の項、〇一八〇九二〇の項、〇一八〇九二一の項、〇一八〇九二二の項、〇一八〇九二三の項、〇一八〇九二四の項、〇一八〇九二五の項、〇一八〇九二六の項、〇一八〇九二七の項、〇一八〇九二八の項、〇一八〇九二九の項、〇一八〇九三〇の項、〇一八〇九三一の項、〇一八〇九三二の項、〇一八〇九三三の項、〇一八〇九三四の項、〇一八〇九三五の項、〇一八〇九三六の項、〇一八〇九三七の項、〇一八〇九三八の項、〇一八〇九三九の項、〇一八〇九四〇の項、〇一八〇九四一の項、〇一八〇九四二の項、〇一八〇九四三の項、〇一八〇九四四の項、〇一八〇九四五の項、〇一八〇九四六の項、〇一八〇九四七の項、〇一八〇九四八の項、〇一八〇九四九の項、〇一八〇九五〇の項、〇一八〇九五一の項、〇一八〇九五二の項、〇一八〇九五三の項、〇一八〇九五四の項、〇一八〇九五五の項、〇一八〇九五六の項、〇一八〇九五七の項、〇一八〇九五八の項、〇一八〇九五九の項、〇一八〇九六〇の項、〇一八〇九六一の項、〇一八〇九六二の項、〇一八〇九六三の項、〇一八〇九六四の項、〇一八〇九六五の項、〇一八〇九六六の項、〇一八〇九六七の項、〇一八〇九六八の項、〇一八〇九六九の項、〇一八〇九七〇の項、〇一八〇九七一の項、〇一八〇九七二の項、〇一八〇九七三の項、〇一八〇九七四の項、〇一八〇九七五の項、〇一八〇九七六の項、〇一八〇九七七の項、〇一八〇九七八の項、〇一八〇九七九の項、〇一八〇九八〇の項、〇一八〇九八一の項、〇一八〇九八二の項、〇一八〇九八三の項、〇一八〇九八四の項、〇一八〇九八五の項、〇一八〇九八六の項、〇一八〇九八七の項、〇一八〇九八八の項、〇一八〇九八九の項、〇一八〇九九〇の項、〇一八〇九九一の項、〇一八〇九九二の項、〇一八〇九九三の項、〇一八〇九九四の項、〇一八〇九九五の項、〇一八〇九九六の項、〇一八〇九九七の項、〇一八〇九九八の項、〇一八〇九九九の項

北海道旭川市、東京都葛飾区、神奈川県横須賀市、長野県上田市、愛知県東海市、兵庫県神戸市、広島県東広島市	告示別表第二の〇一八〇〇〇〇六の項、〇一八〇〇〇〇七の項、〇一八〇〇〇〇八の項、〇一八〇〇〇〇九の項、〇一八〇〇〇二四の項、〇一八〇〇〇二五の項、〇一八〇〇〇二六の項及び〇一八〇〇〇三四の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件	沖き宮町宮柳の市島徳部島県町市兵阪長古枝山縄串崎〝町川町〝県島市県川〝〝庫府浜屋市梨県木県熊〝市〝高つ県〝甘本和奈県柏市市〝県八野木本福〝高知る三山日町歌良川原〝〝静富重市城県岡福知県ぎ好口市〝山県西市滋愛岡士瀬〝町錦県岡県土町市県市島県安市〝賀知県河町沖〝町鞍県中佐〝〝防〝根有堵〝大県県菊口〝縄宮〝手糸土清香徳府広県田町兵阪高長川湖沖県崎大町島佐水川島市島美市〝庫府島久市町、縄糸県分〝市町市県県〝県郷〝奈県門市手〝〝県満川県福〝〝〝東美山江町和良猪真〝市愛長竹市南玖岡福高高か波口田〝歌県名市滋〝知野富〝町珠県岡知知が町県島島山川川〝賀愛県県町沖〝町大県県県わ〝美市根県西町大県知碧軽〝縄宮〝木宇椋東市徳祢〝県御町〝阪東県南井沖県崎宮町美原洋〝島市広邑坊〝兵府近豊市沢縄宮県崎〝町町町香県〝島南市奈庫交江山〝町、県古都県福〝〝川海山県町〝良県野市町愛与島農小岡福高高県陽口熊〝和県太市〝〝知岐那市町林県岡知知宇町県野島歌田子〝京愛県阜国〝〝市吉県県県多〝山町根山原町大都知犬県町沖鹿〝富篠津田津徳陽〝県県本〝阪府県山垂縄児宮町栗野野町島小広隠上町奈府南扶市井県島崎〝町町町〝県野島岐富〝良大山桑〝町恩県県長〝〝〝愛藍田県の田奈県阪城町愛〝納出え崎福高高媛住市安島町良大狭村〝知静村水び県岡知知県町〝芸町〝県和山〝三県岡〝市の島県県県松〝山太〝島上高市大重江県沖〝市原志四安野徳口田岡根牧田〝阪県南磐縄鹿〝市免万田町島県町山県町市大府伊市田県児宮〝町十町〝県周〝県浜〝〝阪泉賀〝市宜島崎長〝町〝高板防広総田奈奈府大市愛〝野県県崎福〝高知野大島社市良良阪津〝知静座垂高県岡高知県町島県市〝県県南市滋県岡村水原対県知県土〝町北〝島広香市〝賀清県〝市町馬須県本佐徳〝広広根陵芝〝大県須掛沖〝宮市恵黒山市島山島島県町市大阪彦市川縄鹿崎長〝町潮町〝県口町県江〝〝阪府根〝市、県児県崎福〝高知板和山竹市良良太塚〝知静中島宮県岡福知県町木口市〝県県子市滋県岡城県鍋長県岡県須〝町県〝島河葛町〝賀北県村い町、与新県い崎徳〝宇広根合城〝大県名藤	
北海道川市、東京都葛飾区、神奈川県横須賀市、長野県上田市、愛知県東海市、兵庫県神戸市、広島県東広島市	第五号を次のように改める。 五　省令附則第二条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体は、次のとおりとする。 茨城県土浦市、茨城県古河市、茨城県石岡市、茨城県取手市、茨城県つくば市、茨城県ひたちなか市、茨城県守谷市、茨城県桜川市、茨城県神栖市、茨城県行方市、茨城県つくばみらい市、茨城県茨城町、茨城県阿見町、千葉県柏市、千葉県流山市、千葉県印西市 **附　則** この告示は、公布の日から施行する。	沖崎岡大毛島県根兵大大県知静小東福山青海北縄県県月市市海県庫阪紀鳥県岡田京島形森道海県雲み町〝田大県府町羽高県原都県県県弟子稚北仙や〝高徳町田神羽〝市浜森市東本山東子谷市ま福知島〝市河曳三〝市町〝村宮形北屈内町〝市岡県県山〝町野重三〝〝神山市市町町、熊〝県四石口岡〝市県重愛愛奈市〝〝本福福万井県山奈〝南県知知川〝茨山岩青北県岡岡十町下県良大伊志県県県東城形手森海南県市市〝松笠県阪勢摩武豊秦京県県道阿筑〝〝徳市岡五府町市豊橋野都牛酒矢三千蘇前福高島〝市條岬〝〝町市市東久田巾沢歳村町岡知県山〝市町大三〝〝〝久市市町、市、〝県県神口広〝〝阪重三愛新留〝〝沖福大奈山県島奈兵府県重知潟米千山宮青北縄岡牟半町岩県良庫岸多県県県市葉形城森海県県田利〝国広県県和気伊瀬胎〝県県県県道南東市町香市島宇伊田町勢戸内東佐寒気つ砂城峰〝〝川〝市陀丹市〝市市市京倉河仙が川市村福高県山〝市市〝三〝〝〝都市江沼る市、〝岡知高口広〝〝大重三愛岐三〝市市市〝北沖福県県松県島奈兵阪県重知阜宅千〝〝〝北縄岡大北市光県良庫府明県県県村葉山宮青海県県野川〝市尾県県河和松安多〝県形城森道本糸城村愛〝道三加内町阪城治東習県県県深部田市〝媛山市郷古長〝市市見京志山大鰺川町町〝高県口〝町川野三〝〝市都野辺河ヶ市、〝福知今県広〝市市重三愛〝八市町原沢沖福岡県治柳島奈〝県重知岐丈〝〝町町北縄岡県越市井県良兵大玉県県阜町東福〝〝海県県太知〝市府県庫阪城桑西県〝京島秋青道読福宰町愛〝中王県府町名尾美神都県田森石谷智府〝媛山市寺三大〝市市濃奈江郡県県狩村町市高県口〝町木東三〝〝加川戸山潟深市、〝〝知新県広〝市市重三愛茂県川市上浦沖福福県居周島奈〝県重知市平区、福、市町北縄岡岡日浜南県良兵大度県県、塚東島秋青道県県県高市市庄県庫阪会名尾阜市京県田森新嘉上福村〝原下県府町張張県岐市都南県県冠手毛津〝高徳市市加箕〝市旭坂奈小相仙鶴町、納町市高知島〝町西面三〝市、祝川平馬北田町、町〝知県県広〝市市重三〝町、北、長福県宿徳島島〝県重愛、県	

○文部科学省告示第百七号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十一号）附則第三条の規定に基づき、令和八年文部科学省告示第六十四号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日を定める件）の全部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、それぞれ次のとおりとする。

地方公共団体	適用日
北海道 青森県 秋田県 森岡市 盛岡市 宮城県 仙台市 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 新潟県 新潟市 富山県 石川県 金沢市 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 浜松市 愛知県 名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 豊田市 三重県 滋賀県 京都府 京都市 大阪府 大阪市 堺市 兵庫県 神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 松江市 岡山県 岡山市 倉敷市 広島県 広島市 福山市 山口県 下関市 徳島県 香川県 愛媛県 松山市 今治市 高知県 福岡県 北九州市 福岡市 久留米市 佐賀県 長崎県 佐世保市 熊本県 熊本市 大分県 宮崎県 鹿児島県 鹿児島市 沖縄県 那覇市 宇都宮市 前橋市 高崎市 川越市 川口市 越谷市 船橋市 柏市 八王子市 横須賀市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町 相模湖町 藤野町 上野原市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市 富士川町 昭和町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村 長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 小海町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 軽井沢町 御代田町 立科町 青木村 長和町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曽町 木祖村 王滝村 大桑村 木曽町 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 瑞穂市 飛騨市 本巣市 郡上市 下呂市 海津市 岐南町 笠松町 養老町 垂井町 関ケ原町 神戸町 輪之内町 安八町 揖斐川町 大野町 池田町 北方町 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 長久手市 東郷町 三好町 阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 熊野市 いなべ市 志摩市 伊賀市 木曽岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 多気町 明和町 大台町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町 紀北町 御浜町 紀宝町 大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町 京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 城陽市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 京丹後市 南丹市 木津川市 大山崎町 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村 京丹波町 伊根町 与謝野町 大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 豊岡市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 丹波篠山市 養父市 丹波市 南あわじ市 朝来市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曽爾村 御杖村 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 和歌山市 海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 紀の川市 岩出市 紀美野町 かつらぎ町 九度山町 高野町 湯浅町 広川町 有田川町 日高町 由良町 印南町 みなべ町 日高川町 白浜町 上富田町 すさみ町 那智勝浦町 太地町 古座川町 北山村 串本町 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町 松江市 浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市 雲南市 奥出雲町 飯南町 川本町 美郷町 邑南町 津和野町 吉賀町 海士町 西ノ島町 知夫村 隠岐の島町 岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町 吉備中央町 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 北広島町 世羅町 神石高原町 下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 長門市 柳井市 美祢市 周南市 山陽小野田市 周防大島町 和木町 上関町 田布施町 平生町 阿武町 徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 つるぎ町 東みよし町 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町 新居浜市 西条市 今治市 四国中央市 伊予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町 高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 宿毛市 土佐清水市 四万十市 香南市 香美市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 檮原町 日高村 津野町 四万十町 大月町 三原村 黒潮町 北九州市 福岡市 久留米市 大牟田市 直方市 飯塚市 田川市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 行橋市 豊前市 中間市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 宮若市 嘉麻市 朝倉市 みやま市 糸島市 那珂川市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 小竹町 鞍手町 桂川町 筑前町 東峰村 大刀洗町 大木町 広川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 苅田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 平戸市 松浦市 対馬市 壱岐市 五島市 西海市 雲仙市 南島原市 長与町 時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 佐々町 熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 美里町 玉東町 南関町 長洲町 和水町 大津町 菊陽町 南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 南阿蘇村 御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町 氷川町 芦北町 津奈木町 錦町 多良木町 湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村 あさぎり町 苓北町 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 姫島村 日出町 九重町 玖珠町 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 西米良村 木城町 川南町 都農町 門川町 諸塚村 椎葉村 美郷町 高千穂町 日之影町 鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 曽於市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 姶良市 三島村 十島村 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 屋久島町 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 ギノワン市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 南風原町 与那原町 八重瀬町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 久米島町 八重山広域連合	令和九年四月一日

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和十年四月一日
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和十一年四月一日
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和十二年四月一日
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和十三年四月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第二百九十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月一日から適用する。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療
一～二十八　（略）	一～二十八　（略）
二十九　歯科用ＯＣＴ画像診断装置を用いた不顕性齲蝕（うしょく）の検出率の向上及び管理療法　シェーグレン症候群	（新設）

○厚生労働省告示第二百九十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月一日から適用する。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30582	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					
30726	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					
31194	削除	削除	削除	削除	削除
（略）					

改正前

別表第三

都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）					
30582	新潟	五泉中央病院	1.0283	0.0606	0.0145	0.0000
（略）					
30726	静岡	公立森町病院	1.0283	0.1307	0.0191	−0.0221
（略）					
31194	高知	社会医療法人仁生会細木病院	1.0583	0.0552	0.0147	0.0000
（略）					

○厚生労働省告示第二百九十二号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和八年厚生労働省令第百十六号）による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の三第一項第二号の規定に基づき、作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件

1　作業環境測定法施行規則第三条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十八条第一項の技術上の指針のうち厚生労働省労働基準局長が定めるものにおいて分析方法が定められた物質について分析する場合　当該物質に係る分析方法が作業環境測定士規程（昭和五十一年労働省告示第十六号。以下「規程」という。）第三条第一項の表規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項、規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項、規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項、規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項又は規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務の項の中欄に規定する分析の方法（以下「規程において作業場ごとに定める分析方法」という。）のいずれに該当するかに応じ、当該各項の上欄に規定する作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士であること。

二　前号の厚生労働省労働基準局長の定めるものにおいて分析方法が定められていない物質について分析する場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件

イ　当該物質について第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、規程において作業場ごとに定める分析方法に含まれる場合　当該選定した分析方法が前号に規定する各項の中欄に規定する分析の方法のいずれに該当するかに応じ、当該各項の上欄に規定する作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士であること。

ロ　当該物質について第一種作業環境測定士が適切に選定した分析方法が、規程において作業場ごとに定める分析方法に含まれない場合　当該選定した分析方法による分析に必要な機器を有し、かつ、適切に分析できる能力を有する第一種作業環境測定士であること。

2　この告示に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

○農林水産省告示第千九十七号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の九第四項の規定に基づき、平成二十三年農林水産省告示第三百八号（農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。 一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け 二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け	
法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘六毛
	令和八年四月一日から令和八年六月三十日まで	年二分八毛
	令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで	年二分一厘四毛
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘五毛
	令和八年四月一日から令和八年六月三十日まで	年一分九厘六毛
	令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで	年二分一厘五毛

改正前	
農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の農林水産大臣が定める利率は、次に掲げる貸付けにつき、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる当該貸付けの日の属する期間（第二号に掲げる貸付けにあっては、平成二十六年四月一日以後の期間）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。 一　農業改良資金融通法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け 二　農業経営基盤強化促進法第十四条の六第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付け	
法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	（略）	（略）
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘六毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
沖縄振興開発金融公庫	（略）	（略）
	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで	年一分六厘五毛
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

○経済産業省告示第九十五号

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第六条の四第五号の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条の四第五号の経済産業大臣が定める日等に関する告示を次のように定め、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六条の四第五号の経済産業大臣が定める日等に関する告示

1　経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（以下「規則」という。）第六条の四第五号の経済産業大臣が定める日は、令和七年十二月二十六日とする。

2　規則第六条の四第五号に規定する経済産業大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　変更後投資計画（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第二条第二十項の確認を受けようとする生産性向上設備等（同条第十九項の生産性向上設備等をいう。）の導入を含む一体の投資計画であって、その策定の決議又は決定（取締役会その他これに準ずる機関により行われたものに限る。）があった日が規則第六条の四第五号に規定する日前の日である投資計画を変更したもの（当該策定の決議又は決定があった日以後五年以内に変更の決議又は決定（取締役会その他これに準ずる機関により行われたものに限る。）をいう。以下同じ。）に基

づき取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をする設備（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアであって、同条第三号及びび第六号に該当するものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が、当初投資計画（当該変更前の投資計画をいう。以下同じ。）に基づき取得等をすることとされていた設備の取得価額の合計額の一・五倍以上であること。

二　規則第六条の四第一号の算式により算定した変更後投資計画における年平均の投資利益率が同号の算式により算定した当初投資計画における年平均の投資利益率を上回ることが見込まれること。

三　変更後投資計画と当初投資計画の目的が同一であること。

四　規則第六条の四第一号の設備（以下この号において「確認対象設備」という。）が当初投資計画に基づき取得等をすることとされていた設備と同種の設備である場合には、当該確認対象設備につき当該取得等をすることとされていた設備からの質的又は構造的な向上が認められ、かつ、当該向上が第二号の投資利益率の上昇に資すると認められるものであること。

○経済産業省告示第九十六号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、経済産業大臣が定める取決めを次のように定める。

令和八年七月三十一日　経済産業大臣　赤澤　亮正

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十六条の二第一項の経済産業大臣が定める取決めは、令和七年九月四日にワシントンで署名された日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書とする。

○経済産業省告示第九十七号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第十六条の二第一項の規定に基づき、特定引受業務指針を次のように定め、令和八年七月三十一日から施行することとしたので、同項の規定に基づき、これを公表する。

令和八年七月三十一日　経済産業大臣　赤澤　亮正

特定引受業務指針

株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）が特定引受業務を行うに当たって従うべき指針は、次のとおりとする。

一　特定引受業務の実施に関する基本的事項

⑴　政策的意義

特定引受業務は、我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化のために特に必要な日本国政府と日本国以外の国の政府との間の取決めとして経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けに係る業務である。これは、我が国の経済・国家安全保障上の利益を促進するために必要な二国間の合意を受けた貿易保険又は再保険の引受けであり、会社は、こうした観点を踏まえ、積極的な特定引受けを行うこととする。その際、次に掲げる事項に特に留意して特定引受業務を行うこととする。

⑵　特定引受業務の実施に関し留意すべき事項

①　特定引受業務の政策的意義にも鑑み、我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓又は我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靱化の対応に資するものであるかどうかを確認するとともに、特定引受けの内容に応じて適切なリスク審査を行った上で特定引受けを行うこと。

②　特定引受業務の適切な運営に関して客観的な評価を実施するため、外部の有識者により組織される諮問機関が、少なくとも事業年度に一回及び会社の求めに応じて適時に特定引受業務の実施状況を評価し、会社に対して、その評価結果を報告する体制を確保すること。また、これらの評価結果は、経営計画・事業計画に反映させる等、経営管理に適切に活用すること。

二　特定引受業務に関する財務の適正な管理

法附則第三条の規定により、政府は、特別勘定の健全性を確保し、特定引受業務に係る保険金等を支払うために必要となる資金の確保に用いるため、国債を発行し、これを会社に交付することができる。この国債は、特定引受業務に係る保険金等を支払う場合において、政府保証を活用する場合を含めた民間金融機関や金融市場からの適時の資金調達が困難であるときに、その支払に不足する額について、償還（現金化）が行われるものである。これを踏まえ、会社は、特定引受業務に関する財務状況を適正に管理するため、法の規定に加え、次に掲げる事項に沿って特定引受業務を行うこととする。

⑴　勘定全体の財務・リスク管理

特別勘定全体について、定量的なリスク管理のみならず、これを補完する観点から、特定引受業務の案件の性質を踏まえつつ、将来の経済状況及び事業環境等の変化も見据えたストレステストを定期的に実施すること。また、これらの結果は、経営計画・事業計画に反映させる等、経営管理に適切に活用すること。

⑵　信用リスク・流動性リスク・為替リスク等の管理

特定引受業務の案件の性質を踏まえ、信用リスク、流動性リスク及び為替リスクをはじめとした各種リスクの管理を適切に行うこと。

⑶　特定引受け後におけるモニタリング

特定引受業務の保険契約等の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者及び特定引受業務の案件が実施される国の政府等との緊密な対話等を通じて、特定引受け後も適切な案件管理を行うこと。

⑷　外部有識者の活用

外部有識者の知見を特定引受業務に関する財務の適正な管理に活用すること。

三　経済産業大臣に対する特定引受業務の実施状況の報告

会社は、経済産業大臣に対して、特定引受業務の実施状況等について、次に掲げる事項に沿って必要な報告を、経済産業大臣の求めがあった場合及び必要に応じて適時に、適切に行うこととする。これらの報告を踏まえ、政府は、特定引受けに係る保険契約上の権利義務関係が有効な期間、情勢の変化に応じて適切な対応を検討することとなる。

⑴　個別案件の実施状況についての報告

法第十六条の四第二項の規定に基づき、会社は特定引受けを行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けることとなるが、会社は特定引受決定後においても、特定引受業務の個別案件の進捗状況（保険対象の融資契約等における返済状況を含む。）について、少なくとも四半期に一回経済産業大臣に報告すること。特に、個別案件において重大な影響を及ぼす事態があった場合には、その内容について、適時に経済産業大臣に報告すること。

⑵　財務の適正な管理についての報告

上記二に基づく特定引受業務に関する財務の適正な管理の状況について、少なくとも半期に一回経済産業大臣に報告すること。

(3)　諮問機関による評価についての報告
上記―(2)②に基づく諮問機関による特定引受業務に係る評価結果について、評価後速やかに経済産業大臣に報告すること。
四　その他
特定引受業務を適切かつ効果的に実施するため、会社は、特定引受業務の特性に対応した専門的人材の採用、育成を進めることとする。
(注)　この特定引受業務指針における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

○経済産業省告示第九十八号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十六条の三第一項の規定に基づき、株式会社日本貿易保険が特定引受けを決定するに当たって従うべき基準を次のように定め、令和八年七月三十一日から施行することとしたので、同条第二項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特定引受基準

1　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）及び特定引受業務指針（令和八年経済産業省告示第九十七号）のほか、国内関係法令並びに貿易保険に関わる国際的取決め及びこれに準ずるものを踏まえて、特定引受けを行うこと。

2　特定引受けの対象となる案件及び適用する貿易保険の種類の特性（再保険については、特定引受けの対象となる保険（以下「元受保険」という。）を適用する案件及び元受保険の特性）（以下これらを「特定引受内容」という。）に応じて、我が国の機械設備その他の製品の海外の需要の開拓や我が国の経済活動が依拠している重要な物資の安定的な供給の確保による本邦企業の供給網の強靭化の観点から、我が国への裨益を具体的に確認の上で、特定引受けを行うこと。

3　法第十六条の二第一項の規定により経済産業大臣が定める取決めに係る貿易保険又は再保険の引受けであることを具体的に確認し、特定引受けを行うこと。

4　特定引受内容に応じて適切なリスク審査を行った上で、貿易保険の特定引受けの場合は法第四十条の規定に従い経済産業大臣に届け出た引受条件に、再保険の特定引受けの場合は法第十二条第三項の規定に従い定めた再保険料率に、それぞれ基づき、特定引受けを行うこと。

5　特定引受内容に応じて他の公的機関や他国輸出信用機関及び国際機関との協調に努めた上で、特定引受けを行うこと。

○国土交通省告示第千十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和三年国土交通省告示第千二百八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項	一　マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項
1　管理組合及びマンションの区分所有者等の役割	1　管理組合及び区分所有者の役割
マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者等で構成される管理組合である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）第五条第一項においても、管理組合は、マンション管理適正化指針（管理組合がマンション管理適正化推進計画が作成されている都道府県等の区域内にある場合にあっては、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針。第三項において同じ。）の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。マンションストックの高経年化が進む中、これらを可能な限り長く活用するよう努めることが重要であり、管理組合は、自らの責任を自覚し、必要に応じて専門家の支援や建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第四十六条の二第一項の所有者不明専有部分管理命令、区分所有法第四十六条の八第一項の管理不全専有部分管理命令又は区分所有法第四十六条の十三第一項の管理不全共用部分管理命令の請求制度（第三項において「所有者不明専有部分管理命令等請求制度」という。）も活用しながら、適切に管理を行うとともに、国及び地方公共団体が講じる施策に協力するよう努める必要がある。	マンションは私有財産の集合体であり、その管理の主体は、あくまでマンションの区分所有者等で構成される管理組合である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）第五条第一項においても、管理組合は、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう自ら努めなければならないとされている。マンションストックの高経年化が進む中、これらを可能な限り長く活用するよう努めることが重要であり、管理組合は、自らの責任を自覚し、必要に応じて専門家の支援や財産管理制度なども活用しながら、適切に管理を行うとともに、国及び地方公共団体が講じる施策に協力するよう努める必要がある。

マンションの区分所有者等は、管理組合の運営を外部の専門家等に委ねる場合も含め、管理組合の一員としての役割及び修繕の必要性を十分に認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。

特に、管理組合の集会（区分所有法第三十四条（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による集会をいう。以下同じ。）における意思決定は出席者の多数決により行われるものの、海外に居住している場合など、集会への出席が困難な区分所有者等においては、書面又は委任による議決権行使や区分所有法第六条の二第二項の国内管理人の選任といった手段を活用し、管理組合の意思決定に関わっていくことが重要である。

2　国の役割

国は、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図るためにマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくよう努める必要がある。

このため、マンション管理士制度及びマンション管理業者の登録制度の適切な運用を図るほか、マンションの実態調査の実施、「マンション標準管理規約」及び各種ガイドライン・マニュアルの策定や適時適切な見直しとその周知、マンションの管理の適正化の推進に係る財政上の措置、大規模修繕（マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事をいう。以下同じ。）等のための資金調達手段の確保、マンション管理士等の専門家の育成等によって、管理組合や地方公共団体のマンションの管理の適正化及びその推進に係る取組を支援していく必要がある。

また、国は、マンションの長寿命化に係る先進的な事例の収集・普及等に取り組むとともに、管理組合等からの求めに応じ、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な情報提供等に努める必要がある。

3　地方公共団体の役割

地方公共団体は、区域内のマンションの管理状況等を踏まえ、計画的にマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくよう努める必要がある。

このため、区域内のマンションの実態把握を進めるとともに、マンション管理適正化推進計画を作成し、施策の方向性等を明らかにして管理計画の認定に係る制度（以下「管理計画認定制度」という。）を適切に運用することで、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図っていくことが望ましい。

その際、特に必要がある場合には、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、マンションの管理に関する知識や経験を生かして活動等を行うＮＰＯ法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等の関係者に対し、調査に必要な協力を求めることも検討し、これらの関係者と連携を図りながら、効果的に施策を進めることが望ましい。

さらに、マンション管理士等の専門的知識を有する者やＮＰＯ法人等の経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者等の協力を得て、マンションに係る相談体制の充実を図るとともに、管理組合等からの求めに応じ、必要な情報提供等に努める必要がある。

これらの取組をより効果的に実施していく上では、マンション管理士等の専門的知識を有する者の団体やＮＰＯ法人等と平素から密接な連携体制を構築することが必要であり、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等により、そうした連携体制の構築に取り組むことが望ましい。

マンションの区分所有者等は、管理組合の運用を外部の専門家等に委ねる場合も含め、管理組合の一員としての役割及び修繕の必要性を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。

特に、管理組合の集会における意思決定は出席者の多数決により行われるものの、海外に居住している場合など、集会への出席が困難な区分所有者等においては、書面又は委任による議決権行使や国内管理人の選任といった手段を活用し、管理組合の意思決定に関わっていくことが重要である。

2　国の役割

国は、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図るためにマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくよう努める必要がある。

このため、マンション管理士制度及びマンション管理業の登録制度の適切な運用を図るほか、マンションの実態調査の実施、「マンション標準管理規約」及び各種ガイドライン・マニュアルの策定や適時適切な見直しとその周知、マンションの管理の適正化の推進に係る財政上の措置、リバースモーゲージの活用等による大規模修繕等のための資金調達手段の確保、マンション管理士等の専門家の育成等によって、管理組合や地方公共団体のマンションの管理の適正化及びその推進に係る取組を支援していく必要がある。

また、国は、マンションの長寿命化に係る先進的な事例の収集・普及等に取り組むとともに、管理組合等からの求めに応じ、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な情報提供等に努める必要がある。

3　地方公共団体の役割

地方公共団体は、区域内のマンションの管理状況等を踏まえ、計画的にマンションの管理の適正化の推進に関する施策を講じていくよう努める必要がある。

このため、区域内のマンションの実態把握を進めるとともに、法第三条の二に基づくマンション管理適正化推進計画を作成し、施策の方向性等を明らかにして法第三章に基づく管理計画認定制度を適切に運用することで、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備を図っていくことが望ましい。

その際、特に必要がある場合には、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、マンションの管理に関する知識や経験を生かして活動等を行うＮＰＯ法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）等の関係者に対し、調査に必要な協力を求めることも検討し、これらの関係者と連携を図りながら、効果的に施策を進めることが望ましい。

さらに、マンション管理士等専門的知識を有する者やＮＰＯ法人等の経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者等の協力を得て、マンションに係る相談体制の充実を図るとともに、管理組合等からの求めに応じ、必要な情報提供等に努める必要がある。

これらの取組をより効果的に実施していく上では、マンション管理士等専門的知識を有する者の団体やＮＰＯ法人等と平素から密接な連携体制を構築することが必要であり、法第五条の三に基づくマンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の登録等により、そうした連携体制の構築に取り組むことが望ましい。

また、法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導又は同条第二項の規定による勧告（以下「助言等」という。）の措置を検討するに当たり、必要な限度において、管理組合の管理者等に対して、同条第六項の規定による報告の徴収等を行うことが考えられる。この報告を通じて得られた管理の実態を踏まえ、管理が適正に行われていないマンションに対しては、マンション管理適正化指針に即し、助言等の適切な措置を講じるとともに、同条第二項の規定による勧告を行った場合においては、必要に応じて専門家のあっせんに努めることや、地方公共団体としても所有者不明専有部分管理命令等請求制度の活用を検討するなど、能動的かつ継続的に関与していくことが重要である。

4　マンション管理士及びマンション管理業者等の役割

マンションの管理には専門的知識を要することが多いため、マンション管理士には、管理組合等からの相談に応じ、助言、指導その他の援助を適切に行うことが求められており、誠実にその業務を行う必要がある。また、マンション管理業者においても、管理組合から管理事務の委託等を受けた場合には、誠実にその業務を行う必要がある。

さらに、マンション管理士及びマンション管理業者は、地方公共団体等からの求めに応じ、必要な協力をするよう努める必要がある。

また、分譲事業者は、管理組合の立ち上げや運営の円滑化のため、分譲時に管理規約（区分所有法第三十条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）の規約をいう。以下同じ。）や長期修繕計画、修繕積立金の金額等の案について適切に定めるとともに、これらの内容を購入者に対して説明し理解を得るよう努める必要がある。

また、マンションの管理においては、マンション管理士等の専門的知識を有する者やマンション管理業者が管理組合の管理者等に就任する外部管理者方式（当該管理組合を構成する区分所有者以外の者が当該管理組合の管理者等に就任する方式をいう。以下この項において同じ。）の採用例が増加しつつある。特にマンション管理業者が管理組合の管理者等を兼ねる外部管理者方式（以下「管理業者管理者方式」という。）を採用する場合には、修繕工事等の実施に当たり、マンションの区分所有者等の利益に反する懸念があることから、法及び「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」を踏まえながら、自己取引等を行おうとする際には、マンションの区分所有者等に対して取引相手や取引内容等を事前説明するなど、適切に管理者事務を行う必要がある。

5　支援法人の役割

管理組合等は、マンション管理士等の専門的知識を有する者やＮＰＯ法人等から情報提供等の支援を受けながら、マンションの管理に取り組むことが有効であると考えられる。都道府県知事等から登録を受け、支援法人として活動する法人は、管理組合等からの相談対応や合意形成等の支援を適切に行うことが求められており、誠実にその業務を行う必要がある。

また、支援法人は、地方公共団体に対するマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案をはじめとした権限のほか、地方公共団体が行うマンションの管理の適正化の推進に関する施策に対し、必要な協力を行うことが求められる。

二　マンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項

マンションの適切な管理のためには、適切な長期修繕計画の作成や計画的な修繕積立金の積立て等が必要となることから、国においては、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）に基づく住生活基本計画（全国計画）において、管理計画の認定を受けているマンションの割合を目標として掲げている。

また、法第五条の二に基づく助言・指導又は勧告（以下「助言・指導等」という。）の措置を検討するに当たり、必要な限度において、マンションの管理組合の管理者等に対して、法第五条の二第六項に基づく管理状況に関する報告の徴収等を行うことが考えられる。この報告を通じて得られた管理の実態を踏まえ、管理が適正に行われていないマンションに対しては、マンション管理適正化指針等に即し、助言・指導等適切な措置を講じるとともに、勧告を行った場合においては、必要に応じて専門家のあっせんに努めることや、地方公共団体としても財産管理人制度の活用を検討するなど、能動的かつ継続的に関与していくことが重要である。

4　マンション管理士及びマンション管理業者等の役割

マンションの管理には専門的知識を要することが多いため、マンション管理士には、管理組合等からの相談に応じ、助言等の支援を適切に行うことが求められており、誠実にその業務を行う必要がある。また、マンション管理業者においても、管理組合から管理事務の委託等を受けた場合には、誠実にその業務を行う必要がある。

さらに、マンション管理士及びマンション管理業者は、地方公共団体等からの求めに応じ、必要な協力をするよう努める必要がある。

また、分譲会社は、管理組合の立ち上げや運営の円滑化のため、分譲時に管理規約や長期修繕計画、修繕積立金の金額等の案について適切に定めるとともに、これらの内容を購入者に対して説明し理解を得るよう努める必要がある。

また、マンションの管理においては、マンション管理士等専門的知識を有する者やマンション管理業者等が管理組合の管理者等に就任する外部管理者方式の採用例が増加しつつある。特にマンション管理業者が管理組合の管理者等を兼ねる場合には、修繕工事等の実施に当たり、区分所有者の利益に反する事態が生じる懸念があることから、法及び「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」も踏まえながら、自己取引等を行おうとする際には、区分所有者に対して取引相手や取引内容等を事前説明するなど、適切に管理者事務を行う必要がある。

5　支援法人の役割

管理組合等は、マンション管理士等専門的知識を有する者やＮＰＯ法人等から助言等を受けながら、マンションの管理に取り組むことが有効であると考えられる。都道府県知事等から登録を受け、支援法人として活動する法人は、管理組合等からの相談対応や合意形成等の支援を適切に行うことが求められており、誠実にその業務を行う必要がある。

また、支援法人は、地方公共団体に対するマンション管理適正化推進計画の作成又は変更の提案をはじめとした権限のほか、地方公共団体が行うマンションの管理の適正化の推進に関する施策に対し、必要な協力を行うことが求められる。

二　マンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項

マンションの適切な管理のためには、適切な長期修繕計画の作成や計画的な修繕積立金の積立が必要となることから、国においては、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）に基づく住生活基本計画（全国計画）において、二十五年以上の長期修繕計画に基づき修繕積立金を設定している管理組合の割合を目標として掲げている。

地方公共団体においては、国が掲げる目標を参考にしつつ、マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項も考慮し、区域内のマンションの状況を把握し、地域の実情に応じた適切な目標を設定することが望ましい。

三　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針に関する事項

マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、都道府県等又は都道府県知事等が管理組合の管理者等に対して助言等を行う場合の判断基準の目安を別紙一に、計画作成都道府県知事等が法第五条の十六の認定をする際の基準を別紙二及び別紙三に示すものである。

1　管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、我が国における重要な居住形態であり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。

このようなマンションの重要性に鑑み、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、良好な居住環境が確保できるように、次に掲げる事項を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とするべきである。

(1)　（略）

(2)　管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分に認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。

(3)　マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等の専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。

(4)　マンションの状況によっては、外部の専門家等が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視及び監督を適正に行うとともに、監視及び監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

(5)　（略）

2　マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1)　（略）

(2)　管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成に当たっては、管理組合は、区分所有法に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分に周知することが重要である。さらに、良好な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等のマンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等のその是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

地方公共団体においては、国が掲げる目標を参考にしつつ、マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項も考慮し、区域内のマンションの状況を把握し、地域の実情に応じた適切な目標を設定することが望ましい。

三　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針（マンション管理適正化指針）に関する事項

マンション管理適正化指針は、管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、その基本的な考え方を示すとともに、地方公共団体が法第五条の二に基づき管理組合の管理者等に対して助言・指導等を行う場合の判断基準の目安を別紙一に、法第五条の十四に基づき管理計画を認定する際の基準を別紙二に示すものである。

1　管理組合によるマンションの管理の適正化の基本的方向

マンションは、我が国における重要な居住形態であり、その適切な管理は、マンションの区分所有者等だけでなく、社会的にも要請されているところである。

このようなマンションの重要性にかんがみ、マンションを社会的資産として、この資産価値をできる限り保全し、かつ、快適な居住環境が確保できるように、以下の点を踏まえつつ、マンションの管理を行うことを基本とするべきである。

(1)　（略）

(2)　管理組合を構成するマンションの区分所有者等は、管理組合の一員としての役割を十分認識して、管理組合の運営に関心を持ち、積極的に参加する等、その役割を適切に果たすよう努める必要がある。

(3)　マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、管理組合は、問題に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の支援を得ながら、主体性をもって適切な対応をするよう心がけることが重要である。

(4)　マンションの状況によっては、外部の専門家が、管理組合の管理者等又は役員に就任することも考えられるが、その場合には、マンションの区分所有者等が当該管理者等又は役員の選任や業務の監視等を適正に行うとともに、監視・監督の強化のための措置等を講じることにより適正な業務運営を担保することが重要である。

(5)　（略）

2　マンションの管理の適正化のために管理組合が留意すべき事項

(1)　（略）

(2)　管理規約

管理規約は、マンション管理の最高自治規範であることから、管理組合として管理規約を作成する必要がある。その作成に当たっては、管理組合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）に則り、「マンション標準管理規約」を参考として、当該マンションの実態及びマンションの区分所有者等の意向を踏まえ、適切なものを作成し、必要に応じてその改正を行うこと、これらを十分周知することが重要である。さらに、快適な居住環境を目指し、マンションの区分所有者等間のトラブルを未然に防止するために、使用細則等マンションの実態に即した具体的な住まい方のルールを定めておくことも重要である。

また、管理費等の滞納など管理規約又は使用細則等に違反する行為があった場合、管理組合の管理者等は、その是正のため、必要な勧告、指示等を行うとともに、法令等に則り、少額訴訟等その是正又は排除を求める法的措置をとることが重要である。

(3)　共用部分の範囲及び管理費用の明確化

管理組合は、マンションの良好な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

特に、専有部分と共用部分の区分、管理規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。

(4)　（略）

(5)　長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの良好な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成及び見直しに当たっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等の専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分に周知することが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討に当たっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知するなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分に把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

(6)　（略）

(7)　発注等の適正化

管理事務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家等が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

(8)　良好な居住環境の維持及び向上

マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことが重要である。

また、防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点からも、マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においても、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要である。

(3)　共用部分の範囲及び管理費用の明確化

管理組合は、マンションの快適な居住環境を確保するため、あらかじめ、共用部分の範囲及び管理費用を明確にし、トラブルの未然防止を図ることが重要である。

特に、専有部分と共用部分の区分、専用使用部分と共用部分の管理及び駐車場の使用等に関してトラブルが生じることが多いことから、適正な利用と公平な負担が確保されるよう、各部分の範囲及びこれに対するマンションの区分所有者等の負担を明確に定めておくことが重要である。

(4)　（略）

(5)　長期修繕計画の作成及び見直し等

マンションの快適な居住環境を確保し、資産価値の維持向上を図るためには、適時適切な維持修繕を行うことが重要である。特に、経年による劣化に対応するため、あらかじめ長期修繕計画を作成し、必要な修繕積立金を積み立てておく必要がある。

長期修繕計画の作成及び見直しに当たっては、「長期修繕計画作成ガイドライン」を参考に、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の意見を求め、また、あらかじめ建物診断等を行って、その計画を適切なものとするよう配慮する必要がある。長期修繕計画の実効性を確保するためには、修繕内容、資金計画を適正かつ明確に定め、それらをマンションの区分所有者等に十分周知させることが必要である。

管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、設計に関する図書等を保管することが重要である。また、この図書等について、マンションの区分所有者等の求めに応じ、適時閲覧できるようにすることが重要である。

なお、建設後相当の期間が経過したマンションにおいては、長期修繕計画の検討を行う際には、必要に応じ、建替え等についても視野に入れて検討することが望ましい。建替え等の検討に当たっては、その過程をマンションの区分所有者等に周知するなど透明性に配慮しつつ、各区分所有者等の意向を十分把握し、合意形成を図りながら進める必要がある。

(6)　（略）

(7)　発注等の適正化

管理業務の委託や工事の発注等については、事業者の選定に係る意思決定の透明性確保や利益相反等に注意して、適正に行われる必要があるが、とりわけ外部の専門家が管理組合の管理者等又は役員に就任する場合においては、マンションの区分所有者等から信頼されるような発注等に係るルールの整備が必要である。

(8)　良好な居住環境の維持及び向上

マンションの資産価値や良好な居住環境を維持する観点から、防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施、被災時を想定した管理規約上の取り決め、火災保険への加入等、管理組合としてマンションにおける防災・減災や防犯に取り組むことは重要である。

また、防災・減災、防犯に加え、日常的なトラブルの防止などの観点からも、マンションにおけるコミュニティ形成は重要なものであり、管理組合においても、区分所有法に則り、良好なコミュニティの形成に積極的に取り組むことが重要である。

一方、自治会及び町内会等（以下この項において「自治会」という。）は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の使途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などの管理組合の業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

(9)　その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあっては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

また、管理組合は、当該管理組合を構成する区分所有者の名簿（以下「区分所有者名簿」という。）やマンションに居住する者の名簿（以下「居住者名簿」という。）の管理方法等、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3　マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分に認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等の管理に関する事項に十分に留意することが重要である。また、管理組合及びマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情報の提供に配慮する必要がある。

マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

4　（略）

五　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

マンションの管理の適正化を推進するためには、必要な情報提供、技術的支援等が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、マンションの実態の調査及び把握に努め、必要な情報提供等について、その充実を図ることが重要である。

国においては、法及びマンション管理適正化指針の内容の周知を行うとともに、「マンション標準管理規約」や各種ガイドライン・マニュアルの策定や適時適切な見直しとその周知を行っていくほか、地方公共団体が能動的にマンションの管理の適正化の推進に取り組むことができるよう、地方公共団体の担当者向けの研修を実施するなど、地方公共団体の体制の強化に向けた総合的な支援に努める必要がある。

一方、自治会及び町内会等（以下「自治会」という。）は、管理組合と異なり、各居住者が各自の判断で加入するものであることに留意するとともに、特に管理費の使途については、マンションの管理と自治会活動の範囲・相互関係を整理し、管理費と自治会費の徴収、支出を分けて適切に運用する必要がある。なお、このように適切な峻別や、代行徴収に係る負担の整理が行われるのであれば、自治会費の徴収を代行することや、防災や美化などのマンションの管理業務を自治会が行う活動と連携して行うことも差し支えない。

(9)　その他配慮すべき事項

マンションが団地を構成する場合には、各棟固有の事情を踏まえつつ、全棟の連携をとって、全体としての適切な管理がなされるように配慮することが重要である。

複合用途型マンションにあっては、住宅部分と非住宅部分との利害の調整を図り、その管理、費用負担等について適切な配慮をすることが重要である。

また、管理組合は、組合員名簿や居住者名簿の管理方法等、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）による個人情報取扱事業者としての義務を負うことに十分に留意する必要がある。

3　マンションの管理の適正化のためにマンションの区分所有者等が留意すべき事項

マンションを購入しようとする者は、マンションの管理の重要性を十分認識し、売買契約だけでなく、管理規約、使用細則、管理委託契約、長期修繕計画等管理に関する事項に十分に留意することが重要である。また、管理組合及びマンションの区分所有者等は、マンションを購入しようとする者に対するこれらの情報の提供に配慮する必要がある。

マンションの区分所有者等は、その居住形態が戸建てとは異なり、相隣関係等に配慮を要する住まい方であることを十分に認識し、その上で、マンションの快適かつ適正な利用と資産価値の維持を図るため、管理組合の一員として、進んで、集会その他の管理組合の管理運営に参加するとともに、定められた管理規約、集会の決議等を遵守する必要がある。そのためにも、マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関する法律等についての理解を深めることが重要である。

専有部分の賃借人等の占有者は、建物又はその敷地若しくは附属施設の使用方法につき、マンションの区分所有者等が管理規約又は集会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負うことに十分に留意することが必要である。

4　（略）

五　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

マンションの管理の適正化を推進するためには、必要な情報提供、技術的支援等が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、マンションの実態の調査及び把握に努め、必要な情報提供等について、その充実を図ることが重要である。

国においては、法及びマンション管理適正化指針の内容の周知を行うとともに、「マンション標準管理規約」や各種ガイドライン・マニュアルの策定や適時適切な見直しとその周知を行っていくほか、地方公共団体が能動的にマンションの管理等の円滑化に取り組むことができるよう、地方公共団体の担当者向けの研修を実施するなど、地方公共団体の体制の強化に向けた総合的な支援に努める必要がある。

国、地方公共団体、マンション管理適正化推進センター、マンション管理士、支援法人等の関係者が相互に連携をとり、管理組合等の相談に応じられるネットワークを整備することが重要である。

地方公共団体においては、必要に応じてマンション管理士等の専門的知識を有する者や支援法人等の協力を得て、セミナーの開催やマンションに係る相談体制の充実を図るよう努める必要がある。

マンション管理適正化推進センターにおいては、関係機関及び関係団体との連携を密にし、管理組合等に対する積極的な情報提供を行う等、管理適正化業務を適正かつ確実に実施する必要がある。

これらのほか、国、地方公共団体、関係機関等は、管理計画認定制度の周知等を通じて、これから管理組合の一員たる区分所有者等としてマンションの管理に携わることとなるマンションを購入しようとする者に対しても、マンションの管理の重要性を認識させるように取り組むことも重要である。

六　マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項

マンションは全国的に広く分布しており、各地域に一定のストックが存在するが、中でも大都市圏への集中が見られ、建設後相当の期間が経過し、管理上の課題が顕在化しているものも多い。また、大都市以外でも、都市近郊の観光地等で主に別荘として利用される、いわゆるリゾートマンションを多く有する地域もある。

地方公共団体は、このように各地域で異なるマンションの状況等を踏まえつつ、法及び本基本方針に基づき、住生活基本計画（都道府県計画）（市町村にあっては住生活基本計画（全国計画）（令和八年三月二十七日閣議決定）第４（５）に基づく市町村計画を含む。第六項において同じ。）と調和を図るほか、マンションの管理の適正化の推進に関する施策の担当部局と福祉関連部局、防災関連部局、まちづくり関連部局、空き家対策関連部局、地方住宅供給公社等と連携し、マンション管理適正化推進計画を策定することが望ましい。

１　マンションの管理の適正化に関する目標

区域内のマンションの状況に応じ、管理計画の認定を受けているマンションの割合等、明確な目標を設定し、その進捗を踏まえ、施策に反映させていくことが望ましい。

２　（略）

３　マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

地域の実情に応じてニーズを踏まえつつ、適切な施策を行っていくことが重要であり、管理組合向けのセミナーの開催、相談窓口の設置、マンション管理士等の専門家の派遣、長期修繕計画の作成等に必要な取組に対する財政支援等を位置づけることが考えられる。

また、きめ細かな施策を推進するため、地方公共団体、地域の実情に精通したマンション管理士等の専門家、マンション管理業者等の事業者、管理組合の代表者、支援法人等で協議会を設置することも考えられる。

このほか、必要に応じ、地方住宅供給公社によるマンションの修繕その他の管理に関する事業を定めることが考えられる。この場合において、地方住宅供給公社は、当該都道府県等の区域内において、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、管理組合の委託により、当該事業を行うことができる。

国、地方公共団体、マンション管理適正化推進センター、マンション管理士、支援法人等の関係者が相互に連携をとり、管理組合等の相談に応じられるネットワークを整備することが重要である。

地方公共団体においては、必要に応じてマンション管理士等専門的知識を有する者や経験豊かで地元の実情に精通したマンションの区分所有者等から信頼される者、支援法人等の協力を得て、セミナーの開催やマンションに係る相談体制の充実を図るよう努める必要がある。

マンション管理適正化推進センターにおいては、関係機関及び関係団体との連携を密にし、管理組合等に対する積極的な情報提供を行う等、管理適正化業務を適正かつ確実に実施する必要がある。

これらのほか、国、地方公共団体、関係機関等は、管理計画認定制度の周知等を通じて、これから管理組合の一員たる区分所有者等としてマンションの管理に携わることとなるマンションを購入しようとする者に対しても、マンションの管理の重要性を認識させるように取り組むことも重要である。

六　マンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項

マンションは全国的に広く分布しており、各地域に一定のストックが存在するが、中でも大都市圏への集中が見られ、建設後相当の期間が経過し、管理上の課題が顕在化しているものも多い。また、大都市以外でも、都市近郊の観光地等で主に別荘として利用される、いわゆるリゾートマンションを多く有する地域もある。

地方公共団体は、このように各地域で異なるマンションの状況等を踏まえつつ、法及び本基本方針に基づき、住生活基本計画（都道府県計画）（市町村にあっては住生活基本計画（全国計画）（令和三年三月十九日閣議決定）第４（４）に基づく市町村計画を含む。以下同じ。）と調和を図るほか、マンションの管理の適正化の推進に関する施策の担当部局と福祉関連部局、防災関連部局、まちづくり関連部局、空き家対策関連部局、地方住宅供給公社等と連携し、マンション管理適正化推進計画を策定することが望ましい。

１　マンションの管理の適正化に関する目標

区域内のマンションの状況に応じ、二十五年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合等、明確な目標を設定し、その進捗を踏まえ、施策に反映させていくことが望ましい。

２　（略）

３　マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

地域の実情に応じてニーズを踏まえつつ、適切な施策を行っていくことが重要であり、管理組合向けのセミナーの開催、相談窓口の設置、マンション管理士等の専門家の派遣、長期修繕計画の作成等に必要な取組に対する財政支援等を位置づけることが考えられる。

また、きめ細やかな施策を推進するため、地方公共団体、地域の実情に精通したマンション管理士等の専門家、マンション管理業者等の事業者、管理組合の代表者、支援法人等で協議会を設置することも考えられる。

このほか、必要に応じ、地方住宅供給公社によるマンションの修繕その他の管理に関する事業を定めることが考えられる。この場合において、地方住宅供給公社は、当該都道府県等の区域内において、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、管理組合の委託により、当該事業を行うことができる。

4　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

法第五条第一項に基づき、管理組合は、マンション管理適正化指針のほか、都道府県等マンション管理適正化指針にも留意してマンションを適正に管理するよう努めることとなるほか、都道府県等マンション管理適正化指針は、助言等の基準や、法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準ともなり得るものである。

マンション管理適正化指針と同様のものとすることも差し支えないが、必要に応じ、例えば、浸水が想定される区域においては適切な防災対策を講じていることなど地域の実情を踏まえたマンションの管理に求められる観点や水準を定めることが望ましい。

5　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションの管理の適正化の推進を図るためには、必要な情報提供、技術的支援等が不可欠であることから、マンション管理適正化推進センターやマンション管理士の団体、支援法人等と連携したセミナーの開催、相談窓口の設置、専門家の派遣や、これらの取組を広く周知することを位置づけることなどが考えられる。

6　（略）

7　その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

管理計画認定制度の運用に当たって、例えば、指定認定事務支援法人を活用する場合にはその旨等を定めることが考えられる。

このほか、地域の実情に応じて取り組む独自の施策を積極的に位置づけることが望ましい。

七　その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項

1　マンション管理士制度の一層の普及促進

マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、国、地方公共団体及びマンション管理適正化推進センターは、マンション管理士制度がより一層広く利用されることとなるよう、その普及のために必要な啓発を行い、マンション管理士に関する情報提供に努める必要がある。

なお、管理組合は、マンションの管理の適正化を図るため、必要に応じ、マンション管理士等の専門的知識を有する者の知見の活用を考慮することが重要である。

2　管理計画認定制度の適切な運用

管理計画認定制度の活用によって、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備が図られることが期待されることから、管理計画認定制度を運用する地方公共団体においては、その積極的な周知を図るなど適切に運用していくことが重要である。

また、国においては、管理計画認定制度の普及を図るため、管理組合の意向に応じて管理に関する詳細な情報を公表し、比較や検討が容易となる仕組みの構築に取り組むほか、マンションの分譲時点から適切な管理を確保することが重要であることから、分譲事業者に対する積極的な周知を図るなど、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な施策を講じていく必要がある。

4　管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（都道府県等マンション管理適正化指針）に関する事項

法第五条第一項に基づき、管理組合は、マンション管理適正化指針のほか、都道府県等マンション管理適正化指針にも留意してマンションを適正に管理するよう努めることとなるほか、都道府県等マンション管理適正化指針は、法第五条の二に基づく助言・指導等の基準や、法第五条の十四に基づく管理計画の認定の基準ともなり得るものである。

マンション管理適正化指針と同様のものとすることも差し支えないが、必要に応じ、例えば、浸水が想定される区域においては適切な防災対策を講じていることなど地域の実情を踏まえたマンションの管理に求められる観点や水準を定めることが望ましい。

5　マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションの管理の適正化の推進を図るためには、必要な情報提供、技術的支援等が不可欠であることから、マンション管理適正化推進センターやマンション管理士会、支援法人等と連携したセミナーの開催、相談窓口の設置、専門家の派遣や、これらの取組を広く周知することを位置づけることなどが考えられる。

6　（略）

7　その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

管理計画認定制度の運用に当たって、例えば、法第五条の二十二に基づく指定認定事務支援法人を活用する場合にはその旨等を定めることが考えられる。

このほか、地域の実情に応じて取り組む独自の施策を積極的に位置づけることが望ましい。

七　その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項

1　マンション管理士制度の一層の普及促進

マンションの管理には専門的な知識を要する事項が多いため、国、地方公共団体及びマンション管理適正化推進センターは、マンション管理士制度がより一層広く利用されることとなるよう、その普及のために必要な啓発を行い、マンション管理士に関する情報提供に努める必要がある。

なお、管理組合は、マンションの管理の適正化を図るため、必要に応じ、マンション管理士等専門的知識を有する者の知見の活用を考慮することが重要である。

2　管理計画認定制度の適切な運用

管理計画認定制度の活用によって、マンションの管理水準の維持向上と管理状況が市場において評価される環境整備が図られることが期待されることから、同制度を運用する地方公共団体においては、その積極的な周知を図るなど適切に運用していくことが重要である。

また、国においては、管理計画認定制度の拡充を図る中で、管理組合の意向に応じて管理に関する詳細な情報を公表し、比較や検討が容易となる仕組みの構築に取り組むほか、既存マンションが対象となる管理計画認定制度に加え、マンションの適切な管理を担保するためには分譲時点から適切な管理を確保することが重要であることから、新築分譲マンションを対象とした管理計画を予備的に認定する仕組みについても、マンション管理適正化推進センターと連携しながら、必要な施策を講じていく必要がある。

なお、地方公共団体は、指定認定事務支援法人に、認定に係る調査に関する事務を委託することも可能であり、必要に応じてこれを活用するとともに、指定認定事務支援法人は個人情報等も扱う可能性があることや利益相反も想定されることに鑑み、委託する際は適切に監督を行う必要がある。

3　都道府県と市町村との連携

法において、都道府県は町村の区域内に係るマンション管理適正化推進行政事務を行うこととされているが、市町村と連携を図り、必要に応じて市の区域内を含めて施策を講じていくことが重要である。

また、町村が地域のマンションの詳細な実情を把握していることも想定されることから、都道府県と町村においては、連絡体制を確立し、密に連携をとる必要がある。

なお、法第百四条の二に基づき、町村がマンション管理適正化推進行政事務を行う場合には、都道府県と適切に協議を行い、必要な引継ぎを確実に受けるほか、その旨を公示等で周知するなど当該事務の実施に遺漏のないようにする必要がある。

4　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置

法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導を行うことができることとされているが、助言及び指導を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。

例えば、修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションをそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至った場合には、都道府県知事等が同条第二項に基づき勧告の措置を講じることや、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。

また、都道府県知事等は、マンションの専有部分又は共用部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となり、適正な管理のため特に必要があると認められるときは、裁判所に対し、区分所有法第四十六条の八第一項の管理不全専有部分管理命令又は区分所有法第四十六条の十三第一項の管理不全共用部分管理命令の請求をすることも考えられる。

その他、マンションの経年に伴う劣化や不具合が著しく、修繕を行っても、マンション管理の立て直しが困難である場合には、マンションの建替え等の観点から、マンションの再生等の円滑化に関する法律第四条の二第二項第九号の二に規定するマンション建替等円滑化指針に即した助言、指導又は勧告を行うことも考えられる。

別紙一　5・6　（略）

別紙一　法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導又は同条第二項の規定による勧告を行う際の判断の基準の目安

1　法第五条の二第一項の規定による助言又は指導を行う場合の判断の基準の目安は、次の場合とする。

⑴　管理組合の運営

イ　管理組合の運営を円滑に行うための管理者等が選任されていない場合

ロ　集会が年に一回以上開催されていない場合

なお、地方公共団体は、指定認定事務支援法人に、認定に係る調査に関する事務を委託することも可能であり、必要に応じてこれを活用するとともに、指定認定事務支援法人は個人情報等も扱う可能性があることや利益相反も想定されることに鑑み、委託する際は適切に監督を行う必要がある。

3　都道府県と市町村との連携

法において、都道府県は町村の区域内に係るマンション管理適正化推進行政事務を行うこととされているが、市区町村と連携を図り、必要に応じて市区の区域内を含めて施策を講じていくことが重要である。

また、町村が地域のマンションの詳細な実情を把握していることも想定されることから、都道府県と町村においては、連絡体制を確立し、密に連携をとる必要がある。

なお、法第百四条の二に基づき、町村がマンション管理適正化推進行政事務を行う場合には、都道府県と適切に協議を行い、必要な引継ぎを確実に受けるほか、その旨を公示等で周知するなど同事務の実施に遺漏のないようにする必要がある。

4　修繕等が適切に行われていないマンションに対する措置

法第五条の二において、都道府県等は管理組合の管理者等に対してマンションの管理の適正化を図るために必要な助言・指導等を行うことができることとされているが、助言及び指導を繰り返し行っても、なおマンションの管理の適正化が図られないことも考えられる。

例えば、修繕等が適切に行われなかった結果、老朽化したマンションをそのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害な状態となる恐れがあると認められるに至った場合には、都道府県知事等が同条第二項に基づき勧告の措置を講じることや、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づき特定行政庁である地方公共団体が改善の命令等の強制力を伴う措置を講じることも考えられる。

また、都道府県知事等は、マンションの専有部分又は共用部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となり、適正な管理のため特に必要があると認められるときは、裁判所に対し、当該部分について財産管理人を選任し管理を命ずる処分等をすることを請求することも考えられる。

その他、マンションの経年に伴う劣化や不具合が著しく、修繕を行っても、マンション管理の立て直しが困難である場合には、マンションの建替え等の観点から、「マンションの建替えその他の措置の実施の円滑化に関する基本的な指針」に即した助言・指導等を行うことも考えられる。

別紙一　5・6　（略）

別紙一　法第五条の二に基づく助言・指導等を行う際の判断の基準の目安

法第五条の二に基づき管理組合の管理者等に対して助言・指導等を行う際の判断の基準の目安は、以下の場合とする。

なお、個別の事案に応じて以下の事項以外の事項についても、基本方針三のマンション管理適正化指針や基本方針六４の都道府県等マンション管理適正化指針に即し、必要な助言・指導等を行うことは差し支えない。

（助言・指導等）

(2)　管理規約
イ　管理規約が作成されていない場合
ロ　必要に応じた管理規約の改正が行われていない場合
(3)　管理組合の経理
管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていないなど、適正な管理が行われていない場合
(4)　長期修繕計画の作成及び見直し等
イ　長期修繕計画が作成されていない場合
ロ　必要に応じた長期修繕計画の見直しが行われていない場合
ハ　適時適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない場合
(5)　マンションの修繕の実施
長期修繕計画に基づく適切な修繕が行われていない場合
2　法第五条の二第二項の規定による勧告を行う場合の判断の基準の目安は、次の場合とする。
(1)　前項(1)から(4)までの場合
(2)　マンションの修繕の実施
長期修繕計画に基づき、適切な修繕が行われておらず、老朽化したマンションをそのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められる場合
3　都道府県等又は都道府県知事等は、個別の事案に応じて、前二項の場合以外の場合であっても、マンションの管理の適正化を図るために必要があると認めるときは、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に即し、必要な助言等を行うことができる。

別紙二　法第五条の十五第一項の認定の申請、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請又は法第五条の十九第一項の変更の認定の申請があった場合の法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準

法第五条の十五第一項の認定の申請、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請又は法第五条の十九第一項の変更の認定の申請があった場合の法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準は、次のとおりとする。

1　管理組合の運営
管理組合の運営の状況が次に掲げる要件の全てを満たすこと。
(1)　管理者等が管理規約に基づき選任されていること。
(2)　監事が管理規約に基づき選任されていること。
(3)　管理者等及び監事が選任された日から法第五条の十五第一項の認定の申請の日（第四項において「申請日」という。）までの期間が、それぞれ管理規約で定める任期を超えていないこと。
(4)　集会が年一回以上開催されていること。
(5)　管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、区分所有者名簿及び居住者名簿を作成し、及び保管し、並びに年一回以上の更新を行っていること。

1　管理組合の運営
(1)　管理組合の運営を円滑に行うための管理者等が定められていない場合
(2)　集会が年に一回以上開催されていない場合
2　管理規約
管理規約が作成されておらず、また、必要に応じた改正が行われていない場合
3　管理組合の経理
管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていないなど、適正な管理が行われていない場合
4　長期修繕計画の作成及び見直し等
長期修繕計画が作成されておらず、また、必要に応じた見直しが行われていない場合や、適時適切な維持修繕を行うための修繕積立金が積み立てられていない場合
5　マンションの修繕の実施
(助言・指導)　長期修繕計画に基づく適切な修繕が行われていない場合
(勧告)　長期修繕計画に基づき、適切な修繕が行われておらず、老朽化したマンションをそのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態その他マンションにおける居住環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となると認められる場合

別紙二　法第五条の十四に基づく管理計画の認定の基準

法第五条の十四に基づく管理計画の認定の基準は、以下の基準のいずれにも適合することとする。

1　管理組合の運営
(1)　管理者等が定められていること
(2)　監事が選任されていること
(3)　集会が年一回以上開催されていること
2　管理規約
(1)　管理規約が作成されていること
(2)　マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
(3)　マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること
3　管理組合の経理
(1)　管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
(2)　修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと

2　管理規約

管理規約が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　管理規約が作成されていること。

(2)　管理者等及び監事の選任及び解任について、集会の決議による旨（管理規約に基づき理事会を置く場合にあっては、区分所有法第二十五条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する管理者の選任及び解任について、理事会の決議による旨及び監事の選任及び解任について、集会の決議による旨）が定められており、かつ、管理者等及び監事の選任及び解任を困難にするおそれがある事項が定められていないこと。

(3)　管理者等及び監事の任期について、二年を超えない範囲内で定められていること。

(4)　マンションの適切な管理のため、管理上必要なときの専有部分及び管理規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができることとされた部分（以下「専有部分等」という。）への立入り及び保存行為の実施の請求並びに災害等の緊急時の専有部分等への立入り及び保存行為の実施について定められていること。

(5)　マンションの適切な維持修繕のため、修繕等の履歴情報の整理及び管理等について定められていること。

(6)　管理組合の適正な業務運営のため、管理組合と管理者等及び監事（管理規約に基づき理事会を置く場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引を防止するための規定が「マンション標準管理規約」（管理業者管理者方式を採用している場合にあっては、「マンション標準管理規約管理業者管理者方式を採用する場合の書き換え表」。以下この項において同じ。）に準拠して定められていること。

(7)　区分所有者等による集会招集の円滑化のため、区分所有者等の集会の招集の請求に係る規定が「マンション標準管理規約」に準拠して定められており、かつ、当該規定において区分所有者等の負担を加重する事項が定められていないこと。

(8)　区分所有者等による合意形成過程の適正化のため、「マンション標準管理規約」において集会の議決事項として掲げる全ての事項が集会の議決事項として定められていること。

(9)　マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理組合の財務及び管理に関する情報の書面の交付又は電磁的記録の提供について定められていること。

3　管理組合の経理

管理組合の経理の状況が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。

(2)　修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。

(3)　直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の三箇月分以上の滞納額が全体の一割以内であること。

4　長期修繕計画の作成及び見直し等

長期修繕計画が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成され、長期修繕計画の内容（当該長期修繕計画に定められたマンションの修繕の実施に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を記載した資金計画を含む。）について集会において決議されていること。

(2)　管理規約が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(3)　直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の三ヶ月以上の滞納額が全体の一割以内であること

4　長期修繕計画の作成及び見直し等

(1)　長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること

(2)　長期修繕計画の作成又は見直しが七年以内に行われていること

(3)　長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が二回以上含まれるように設定されていること

(4)　長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと

(5)　長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと

(6)　長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること

5　その他

(1)　管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、一年に一回以上は内容の確認を行っていること

(2)　都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること

(2)　長期修繕計画の作成又は見直しが申請日前五年以内（法第五条の十八第一項の認定の更新の申請の場合にあっては、従前の認定を受けた日から当該申請の日までの間）に行われていること。

(3)　長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、申請日（法第五条の十八第一項の認定の更新の申請の場合にあっては、当該申請の日）から当該計画期間の終了の日までの間に大規模修繕が二回以上含まれるように設定されていること。

(4)　計画期間全体における修繕積立金の総額が計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額を下回らないように設定されていること。

(5)　将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。

(6)　計画期間の最終年度に借入金の残高がないように設定されていること。

(7)　計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。

(8)　法第五条の二十第一項の規定による法第五条の十九第一項の変更の認定の申請の場合にあっては、計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額が次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

イ　一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額が、計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の平均額（以下「基準額」という。）の〇・六倍以上であること。

ロ　一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最高額が、基準額の一・一倍以内であること。

5　良好な居住環境の維持及び向上

次に掲げる事項が記載されたマンションの防災に関する方針を記載した書類が作成され、その内容が当該マンションの区分所有者等に周知されていること。

(1)　防災訓練の実施方針

(2)　防災情報及びその周知方法

(3)　防災物資等の備蓄方針

(4)　災害等の緊急時における活動体制

6　その他

都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

別紙三　法第五条の十五第二項の認定の申請、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請又は法第五条の十九第一項の変更の認定の申請があった場合の法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準

（新設）

法第五条の十五第二項の認定の申請、法第五条の十八第一項の認定の更新の申請又は法第五条の十九第一項の変更の認定の申請があった場合の法第五条の十六第五号に掲げる管理計画の認定の基準は、次のとおりとする。

1　管理規約の案（管理規約を既に定めている場合にあっては、当該管理規約。以下この項において同じ。）

(1)　管理規約の案が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(2)　管理者等及び監事の選任及び解任について、集会の決議による旨（管理規約に基づき理事会を置く場合にあっては、区分所有法第二十五条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する管理者の選任及び解任について、理事会の決議による旨及び監事の選任及び解任について、集会の決議による旨）が定められており、かつ、管理者等及び監事の選任及び解任を困難にするおそれがある事項が定められていないこと。

(3) 管理者等及び監事の任期について、二年を超えない範囲内で定められていること。
(4) 集会を年一回以上開催する旨が定められていること。
(5) 区分所有者名簿及び居住者名簿の作成及び保管並びに年一回以上の更新について定められていること。
(6) マンションの適切な管理のため、管理上必要なときの専有部分等への立入り及び保存行為の実施の請求並びに災害等の緊急時の専有部分等への立入り及び保存行為の実施について定められていること。
(7) マンションの適切な維持修繕のため、修繕等の履歴情報の整理及び管理等について定められていること。
(8) 管理組合の適正な業務運営のため、管理組合と管理者等及び監事（管理規約に基づき理事会を置く場合にあっては、その定めるところにより選任された管理組合の役員）との利益が相反する取引を防止するための規定が「マンション標準管理規約」（管理業者管理者方式を採用している場合にあっては、「マンション標準管理規約管理業者管理者方式を採用する場合の書き換え表」。以下この項において同じ。）に準拠して定められていること。
(9) 区分所有者等による集会招集の円滑化のため、区分所有者等の集会の招集の請求に係る規定が「マンション標準管理規約」に準拠して定められており、かつ、当該規定において区分所有者等の負担を加重する事項が定められていないこと。
(10) 区分所有者等による合意形成過程の適正化のため、「マンション標準管理規約」において集会の議決事項として掲げる全ての事項が集会の議決事項として定められていること。
(11) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理組合の財務及び管理に関する情報の書面の交付又は電磁的記録の提供について定められていること。
(12) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われる旨が定められていること。
(13) 修繕積立金会計から他の会計への充当が行われない旨が定められていること。
(14) 修繕積立金の滞納者に対し必要な措置を講じる旨が定められていること。

2　長期修繕計画の案の作成及び見直し等

長期修繕計画の案を次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 長期修繕計画の案が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成されていること。
(2) 長期修繕計画の案の作成又は見直しが法第五条の十五第二項の認定の申請の日前五年以内（法第五条の十八第一項の認定の更新の申請の場合にあっては、従前の認定を受けた日から当該申請の日までの間）に行われていること。
(3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、計画期間内に大規模修繕が二回以上含まれるように設定されていること。
(4) 計画期間全体における修繕積立金の総額が計画期間内に見込まれる修繕工事費の総額を下回らないように設定されていること。
(5) 将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
(6) 計画期間の最終年度に借入金の残高がないように設定されていること。
(7) 計画期間全体における修繕積立金の総額から算定された一月当たりの修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。

(8)　計画期間全体における一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額及び最高額が次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

イ　一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最低額が、基準額の〇・六倍以上であること。

ロ　一月当たりの修繕積立金の徴収金額の最高額が、基準額の一・一倍以内であること。

3　良好な居住環境の維持及び向上

次に掲げる事項が記載されたマンションの防災に関する方針を記載した書類が作成されていること。

(1)　防災訓練の実施方針

(2)　防災情報及びその周知方法

(3)　防災物資等の備蓄方針

(4)　災害等の緊急時における活動体制

4　マンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎ

管理計画において、分譲事業者による管理組合の管理者等へのマンションの管理の引継ぎを適切かつ円滑に行うための方法が記載されていること。

5　その他

都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

附　則

この告示は、令和九年四月一日から施行する。

その他告示

○デジタル庁告示第八号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年七月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度岩手県洋野町物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度岩手県洋野町一般会計補正予算における、岩手県洋野町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度新潟県上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県上越市一般会計補正予算における、新潟県上越市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和八年度和歌山県海南市物価高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度和歌山県海南市一般会計補正予算における、和歌山県海南市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和八年度広島県福山市子育て世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度広島県福山市一般会計補正予算における、広島県福山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第三十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年七月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

一　令和八年度岩手県洋野町物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度岩手県洋野町一般会計補正予算における、岩手県洋野町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第二条第一号に規定する物価高騰対策給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和五年内閣府・総務省・財

務省令第一号）第二条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる世帯（同条第一号イ、ロ及びヘ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）（同令第二条第一号ハからホまでに掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯（同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第三号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第三号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

二　令和八年度新潟県上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県上越市一般会計補正予算における、新潟県上越市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（地方税関係情報、児童扶養手当関係情報（児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当関係情報（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、児童手当関係情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金（令和五年三月予備費使用及び令和五年度予算に係る子育て関連給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第四十二号）第一条第二項に規定する令和五年三月予備費使用に係る子育て世帯生活支援特別給付金をいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当（物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則第二条第五号に掲げる者その他これに準ずる者に対し給付金を支給することを目的として国が交付する補助金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条第五号に掲げるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

三　令和八年度和歌山県海南市物価高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度和歌山県海南市一般会計補正予算における、和歌山県海南市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

四　令和八年度広島県福山市子育て世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度広島県福山市一般会計補正予算における、広島県福山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する情報及び令和七年度物価高対応子育て応援手当の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁・総務省告示第三十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事務	情報
一　令和八年度岩手県洋野町物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度岩手県洋野町一般会計補正予算における、岩手県洋野町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和八年度岩手県洋野町物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度岩手県洋野町一般会計補正予算における、岩手県洋野町から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税

令和六年度物価高対策給付金（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として、同令第一条第三号に掲げる市町村から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和八年度新潟県上越市子育て世帯応援手当（原油価格・物価高騰対策給付金（同令第二条第三号に掲げる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として、同令第一条第三号に掲げる市町村から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	二　令和八年度新潟県上越市子育て世帯応援手当（原油価格・物価高騰対策給付金（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として、同令第一条第三号に掲げる市町村から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和八年度新潟県上越市子育て世帯応援手当（原油価格・物価高騰対策給付金（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として、同令第一条第三号に掲げる市町村から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和八年度新潟県上越市子育て世帯応援手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、令和五年度子育て世帯応援手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和七年度物価高対策子育て応援手当の支給に関する情報の管理に関する事務
三　令和八年度和歌山県海南市物価高騰緊急支援給付金（原油価格・物価高騰対策給付金（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として、同令第一条第三号に掲げる市町村から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報及び令和八年度和歌山県海南市物価高騰緊急支援給付金（原油価格・物価高騰対策給付金（同令第二条第三号イ(3)に掲げる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として、同令第一条第三号に掲げる市町村から支給されるものをいう。以下同じ。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	四　令和八年度広島県福山市子育て世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等に影響に鑑み、

1　登録番号　第24499号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　SPROIMPRESS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第24528号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Lentinus edodes (Berk.) Sing.
4　登録品種の名称　菌王３号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社富士種菌
山梨県南アルプス市有野499―１

1　登録番号　第24538号
2　登録年月日　平成27年９月30日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　PHALFIMWAQ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

○農林水産省告示第千九十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月三日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22684号
2　登録年月日　平成25年10月２日
3　農林水産植物の種類
Lobelia L.
4　登録品種の名称　WESLOSU
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Heinrich Westhoff
Fresenhorst 22―24 46354 Sudlohn, Germany

1　登録番号　第22690号
2　登録年月日　平成25年10月２日
3　農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　Sunsenebaibai
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第22691号
2　登録年月日　平成25年10月２日
3　農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　Sunsenelibubi
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

○農林水産省告示第千百号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月七日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第29401号
2　登録年月日　令和４年10月４日
3　農林水産植物の種類
Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　MIVIPB1
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

○農林水産省告示第千百一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月九日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第30469号
2　登録年月日　令和６年10月８日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　新初の香
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野賢治
愛知県丹羽郡大口町中小口２丁目10―１

1　登録番号　第30473号
2　登録年月日　令和６年10月８日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　みくのか３号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野賢治
愛知県丹羽郡大口町中小口２丁目10―１

1　登録番号　第30474号
2　登録年月日　令和６年10月８日
3　農林水産植物の種類
Fragaria L.
4　登録品種の名称　初の香４号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水野賢治
愛知県丹羽郡大口町中小口２丁目10―１

1　登録番号　第30487号
2　登録年月日　令和６年10月８日
3　農林水産植物の種類
Lactuca sativa L.
4　登録品種の名称　シナノリーフ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２

○農林水産省告示第千百二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第27030号
2　登録年月日　平成30年10月10日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　シューサークル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531―８

1　登録番号　第27036号
2　登録年月日　平成30年10月10日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFOSIT
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第27046号
2　登録年月日　平成30年10月10日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精夏うぐいす
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27048号
2　登録年月日　平成30年10月10日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀ゆづる
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531―８

○農林水産省告示第千百三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第25435号
2　登録年月日　平成28年10月14日
3　農林水産植物の種類
Allium chinense G. Don
4　登録品種の名称　プリティパール
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鳥取県
鳥取県鳥取市東町１丁目220番地

1　登録番号　第25436号
2　登録年月日　平成28年10月14日
3　農林水産植物の種類
Aster L.
4　登録品種の名称　DASJES
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Gartenbau Bongartz GmbH
Korschgenstr. 19, DE―41238 Moncheng-ladbach, Germany

1　登録番号　第25439号
2　登録年月日　平成28年10月14日
3　農林水産植物の種類
Aster L.
4　登録品種の名称　DASASH
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Gartenbau Bongartz GmbH
Korschgenstr. 19, DE―41238 Moncheng-ladbach, Germany

1　登録番号　第25447号
2　登録年月日　平成28年10月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀たきび
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531―８

1　登録番号　第25452号
2　登録年月日　平成28年10月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKRABELO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, the Netherlands

○農林水産省告示第千百四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22718号
2　登録年月日　平成25年10月15日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELISEREN
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676 BS Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第千百五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第17073号
2　登録年月日　平成20年10月16日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　イースタンメッセージ　大和撫子
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社　FARM BASE
山梨県甲州市塩山熊野274番地

○農林水産省告示第千百六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月二十二日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第28671号
2　登録年月日　令和３年10月21日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFMAT 3
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第千百七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月二十三日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第15694号
2　登録年月日　平成19年10月22日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　沖の乙女
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

1　登録番号　第15734号
2　登録年月日　平成19年10月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　インタージャトリル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

○農林水産省告示第千百八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第13517号
2　登録年月日　平成17年10月24日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ケイハサモア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第13521号
2　登録年月日　平成17年10月24日
3　農林水産植物の種類
Asarina Mill.
4　登録品種の名称　サンアサワレ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第13525号
2　登録年月日　平成17年10月24日
3　農林水産植物の種類
Melampodium leucanthum Torr. & A. Gray
4　登録品種の名称　メテオ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第26281号
2　登録年月日　平成29年10月24日
3　農林水産植物の種類
Calendula L.
4　登録品種の名称　SAKCAL002
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

○農林水産省告示第千百九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月二十八日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23739号
2　登録年月日　平成26年10月27日
3　農林水産植物の種類
Glycine max (L.) Merr.
4　登録品種の名称　すずほまれ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２

1　登録番号　第27062号
2　登録年月日　平成30年10月26日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　グランドマウンテン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社谷田部園芸
栃木県鹿沼市塩山町20番地

○農林水産省告示第千百十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年一月二十三日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○農林水産省告示第千百十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年十月二十日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第24554号
2　登録年月日　平成27年10月29日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　Sunparasuji
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第24555号
2　登録年月日　平成27年10月29日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　Sunparaprero
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第24557号
2　登録年月日　平成27年10月29日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　SGレッド８
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
園田憲雄
鹿児島県姶良郡湧水町鶴丸20―４

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の氏名又は名称及び住所
有効期間が令和11年１月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第23121号	加工りん酸肥料	苦土重焼燐A号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第56407号	液状肥料	くみあい有機入り尿素複合液肥255	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第72487号	家庭園芸用複合肥料	植酸よみがえる特号１	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第72488号	家庭園芸用複合肥料	植酸よみがえる特号２	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第82240号	混合りん酸肥料	セルカリン40号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82244号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料857号	株式会社ISEKI　Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第82246号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料550号	株式会社ISEKI　Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第82247号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料305号	株式会社ISEKI　Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第82253号	化成肥料	有機入りマザー608	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第82262号	化成肥料	丸菱苦土有機入り尿素化成820	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地
生第82266号	液状肥料	有機入り液状複合肥料けい酸植酸グリーンペースト特号	東京化研株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第82267号	液状肥料	苦土マンガン入り液状複合肥料植酸グリーン液肥	東京化研株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第82268号	液状肥料	有機入り液状複合肥料けい酸植酸セーフティーグラス２号	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第82272号	汚泥肥料	工業汚泥肥料１号	カルビー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
生第82273号	汚泥肥料	つかさ４号	有限会社グロウブ	静岡県牧之原市白井495番地
生第82274号	汚泥肥料	バイオニック	中央三共有機株式会社	山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺47番地２
生第85816号	化成肥料	有機入り化成肥料新AO684	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第85817号	化成肥料	くみあい尿素・有機入り複合肥料B038T号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第85818号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料B20特T号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第85833号	液状肥料	ダン有機入り複合液肥393号	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第85836号	液状肥料	海藻バイオアミノ	株式会社西日本酵素	熊本県合志市栄3415番地23
生第85838号	配合肥料	くみあい腐植酸苦土入り複合硝加燐安S965	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第85843号	汚泥肥料	グリーンパワーみのる	桐生市	群馬県桐生市織姫町１番１号

生第85844号	汚泥肥料	グリーンパワー大地	桐生市	群馬県桐生市織姫町１番１号
生第85845号	汚泥肥料	ソウインコンポ	桑名・員弁広域連合	三重県桑名市大字上之輪新田字永長707番地
生第85850号	汚泥肥料	とべ動物園汚泥発酵肥料１号	公益財団法人愛媛県動物園協会	愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地
生第85851号	汚泥肥料	ルーツマックス	株式会社ユニサス	広島県広島市中区南吉島一丁目２番37号
生第85852号	汚泥肥料	おでい１号	佐世保市	長崎県佐世保市八幡町１番10号
生第85854号	汚泥肥料	コスモスゆうき	有限会社小林堆肥センター	宮崎県小林市北西方7125番地37
生第88531号	家庭園芸用複合肥料	ACM―806	株式会社　エイ・シー・エム	東京都墨田区両国四丁目８番10号
生第88533号	汚泥肥料	STバイオ	サンテクノ株式会社	北海道帯広市西二十三条北二丁目17番地８
生第88535号	汚泥肥料	袖ケ浦バイオマス堆肥	奥野元好	千葉県袖ケ浦市蔵波3065番地４
生第88540号	汚泥肥料	カウソイル	双葉三共株式会社	広島県東広島市西条町上三永535番21
生第91664号	化成肥料	今生ホウ素入り高度250号	有限会社今生農材	宮城県富谷市太子堂一丁目16番25号
生第91665号	化成肥料	苦土ほう素有機入り化成肥料100号	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
生第91671号	化成肥料	内海ウマミノール１号	内海工業株式会社	岡山県倉敷市玉島柏島7088番地
生第91676号	液状肥料	万田園芸用苦土有機入り液肥EZ５―Ⅱ	ミズホユーキ有限会社	茨城県土浦市中都町一丁目5508番地
生第91684号	汚泥肥料	みのり大地	株式会社JAファームひゅうが	宮崎県日向市大字塩見11974番地１
生第103234号	配合肥料	新東かがわ１号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第103236号	化成肥料	たばこ用尿素有機入りオルガマイティ590	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第103250号	液状肥料	AGWPK号	アグリワークス株式会社	埼玉県越谷市千間台西四丁目14番地22
生第103260号	化成肥料	こうべハーベスト10―６－６－２	水ingエンジニアリング株式会社	東京都港区東新橋一丁目９番２号
生第107757号	化成肥料	東西有機入り化成408	東西肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町港町１番地の２
生第107792号	配合肥料	RT―11	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
生第107795号	副産肥料	サンワリンサンB85	三和油化工業株式会社	愛知県刈谷市一里山町深田15番地
生第107796号	副産肥料	サンワリンサンB75	三和油化工業株式会社	愛知県刈谷市一里山町深田15番地
生第107798号	汚泥肥料	ウエスト２号	株式会社大島産業	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2133番地ロ第１
輸第9719号	液状肥料	サバンナミスト10号（M10）	株式会社ブラン	千葉県東金市土農田９番地４
輸第12812号	液状肥料	エクストラ　アイアン	株式会社ブラン	千葉県東金市土農田９番地４
輸第12813号	副産肥料	CG骨りん酸35粒状	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第12814号	化成肥料	化成肥料10―20―12―２―0.３	株式会社シーディング	新潟県村上市下助渕959番地
輸第12816号	化成肥料	有機入り化成肥料280	日越化学株式会社	熊本県熊本市東区桜木五丁目７番30号
輸第12818号	液状肥料	サバンナミスト12号（M12）	株式会社ブラン	千葉県東金市土農田９番地４

有効期間が令和11年１月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第93726号	化成肥料	ジシアン苦土有機入り細粒化成8662	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93730号	液状肥料	苦土・複合アミノ酸入り葉面散布材	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第93732号	液状肥料	若い芽パワー液肥１号	株式会社東肥糧製造所	徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山２番地の２
生第93733号	液状肥料	若い芽パワー葉面３号	株式会社東肥糧製造所	徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山２番地の２
生第93734号	液状肥料	若い芽パワー葉面２号	株式会社東肥糧製造所	徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山２番地の２
生第93735号	液状肥料	若い芽パワー液肥２号	株式会社東肥糧製造所	徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山２番地の２
生第93736号	液状肥料	若い芽パワー液肥３号	株式会社東肥糧製造所	徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山２番地の２
生第93737号	液状肥料	若い芽パワー葉面１号	株式会社東肥糧製造所	徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山２番地の２
生第105747号	化成肥料	新いなば果樹複合	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第105752号	化成肥料	有機入り化成742	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第105754号	汚泥肥料	メタンのしずく	有限会社そおリサイクルセンター	鹿児島県曽於郡大崎町菱田1218番地48
生第105762号	汚泥肥料	すこやか元気肥料	株式会社緑山環境	千葉県旭市三川13407番地
輸第13883号	副産肥料	アミノ副産窒素肥料	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第105742号	配合肥料	サンパワー　タンクエース	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部２丁目149番地

有効期間が令和14年１月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第23120号	加工りん酸肥料	くみあい苦土重焼燐１号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番１号
生第23238号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料30号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３

生第72457号	化成肥料	尿素入り高度化成肥料Ｖ１号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第74360号	混合りん酸肥料	苦土りん35号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第74378号	配合肥料	BBねぎ専用555号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番１
生第76597号	化成肥料	高度複合52号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第78997号	化成肥料	ヰセキ有機入り350号	株式会社ISEKI　Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第79008号	化成肥料	みづほ化成288	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第79013号	化成肥料	PK化成30号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第82245号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料726号	株式会社ISEKI　Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第82256号	化成肥料	微量要素入りりん酸かり肥料１号	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番８号
生第82257号	化成肥料	昭和微量要素入りりん酸かり肥料１号	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町10番１号
生第82278号	化成肥料	ことぶき化成484	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第88542号	化成肥料	くみあい尿素入り複合燐加安553	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第91663号	加工りん酸肥料	HT苦土入りりん肥35	ハクスイテック株式会社	大阪府大阪市北区豊崎３丁目９番７号
生第91670号	化成肥料	GE高度化成6702	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地
生第91672号	化成肥料	苦土有機入りUFD552	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第103181号	化成肥料	トリプルエイトA	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
輸第5921号	化成肥料	りん安Z―1151別１号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第6538号	化成肥料	りん酸二アンモニウム	正和ピーケー株式会社	東京都台東区東上野四丁目２番３号
輸第7201号	硝酸加里	硝酸加里１号	東海物産株式会社	三重県四日市市高角町2997番地
輸第8071号	尿素	46尿素	クリエイトインターナショナル株式会社	大阪府大阪市中央区本町一丁目５番６号
輸第8075号	化成肥料	ニトロ化成211	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第8093号	配合肥料	DF10―20―20（S）	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第8094号	配合肥料	DF13―８―25（S）	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第8095号	配合肥料	DF15―９―18	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第8097号	水酸化苦土肥料	水マグ60	ユニオン化成株式会社	東京都千代田区九段南一丁目６番５号九段会館テラスClassicOffice２階B
輸第8098号	水酸化苦土肥料	水マグ58	ユニオン化成株式会社	東京都千代田区九段南一丁目６番５号九段会館テラスClassicOffice２階B
輸第11195号	化成肥料	高度化成16―19―16	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第11196号	化成肥料	高度化成21―９―14	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第11198号	腐植酸苦土肥料	113腐植酸苦土肥料	株式会社農産アグリーン	兵庫県尼崎市昭和南通三丁目26番地
輸第103257号	混合りん酸肥料	シーアイハイリン酸	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
外第114号	熔成りん肥	粒状ホウ素マンガン入りようりん18号	貴州清和化学有限公司	中華人民共和国貴州省福泉市馬場坪鎮桐梓林
			清和肥料工業株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
外第203号	重過りん酸石灰	重過りん酸　粒状	山東雲涛有機肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市峡山区峡山街道済青高速峡山口向南1000米
			雲涛有機株式会社（国内管理人）	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の１

有効期間が令和14年１月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第61585号	化成肥料	くみあい硫加燐安066	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第61606号	化成肥料	みどりほう素入り高度化成園芸用特14号	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地

有効期間が令和14年１月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第93742号	混合加里肥料	CG混合加里肥料１号	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
生第93743号	化成肥料	GK化成肥料444号	ガウス工業株式会社	東京都台東区東上野五丁目13番４号
生第93744号	化成肥料	くみあいけい酸加里入り複合塩加燐安664	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93745号	化成肥料	くみあいけい酸加里入り複合塩加燐安242	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93746号	化成肥料	くみあい尿素苦土けい酸加里ASU入り化成高度022	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93748号	化成肥料	煌グリーン	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第93749号	配合肥料	ウォーターファームDFトマト用	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第93752号	配合肥料	PE506	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

生第105760号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい珪酸苦土石灰粒状テツ15号	株式会社テツゲン	東京都千代田区富士見一丁目４番４号
生第105761号	化成肥料	新有機入り高度化成100号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第105765号	混合微量要素肥料	MKトレ配合	株式会社マカショー	静岡県藤枝市五十海四丁目５番10号
輸第13889号	水酸化苦土肥料	苦土の恵み　水マグ60	ユニメイト通商株式会社	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾三丁目16番16―１号
輸第105745号	配合肥料	AGTC―MMK―01	株式会社アグテコ	滋賀県野洲市吉川5401番地
輸第105749号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
輸第105750号	混合マンガン肥料	粒状肥料GT７号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第105755号	副産肥料	軽焼マグネシア80	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第105757号	水酸化苦土肥料	水マグ55HY	日越化学株式会社	熊本県熊本市東区桜木五丁目７番30号
輸第105763号	化成肥料	化成肥料３―53	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第105767号	硫酸加里苦土	硫酸加里苦土20.5―17.5	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第105768号	硝酸石灰	硝酸カルシウム14	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年七月三十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　肥料の名称の変更

登録番号　輸第9280号
　変更前　シンプロット・シグネチャーＣＭ
　変更後　シグネチャーＣＭ
登録番号　輸第9281号
　変更前　シンプロット・シグネチャーアイアンプラス
　変更後　シグネチャーアイアンプラス
登録番号　輸第9283号
　変更前　シンプロット・リキマックス40
　変更後　リキマックス40
登録番号　輸第9284号
　変更前　シンプロット・リキマックスグリーンマックス
　変更後　リキマックスグリーンマックス
登録番号　輸第9293号
　変更前　シンプロット・シグネチャーコントロールＰＫ
　変更後　シグネチャーコントロールＰＫ
登録番号　輸第9294号
　変更前　シンプロット・リキマックス10
　変更後　リキマックス10
登録番号　輸第9295号
　変更前　シンプロット・リキマックス12
　変更後　リキマックス12
登録番号　輸第9438号
　変更前　シンプロット・シグネチャートレース
　変更後　シグネチャートレース
登録番号　輸第10387号
　変更前　シンプロット・リキマックス・トリプル10
　変更後　リキマックス・トリプル10
登録番号　輸第11163号
　変更前　シンプロット・リキッドシリカ
　変更後　リキッドシリカ
登録番号　輸第107271号
　変更前　粒状　硝酸加里
　変更後　硝酸加里

○農林水産省告示第千百十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年七月三十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第70113号	配合肥料	バイタルパウダー２号	共栄肥料工業株式会社	静岡県静岡市清水区長崎174番地の１
輸第13899号	化成肥料	化成肥料１号	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第13902号	硫酸アンモニア	硫安20.5	千代田肥糧株式会社	愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番５

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項及び種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第五条第二項の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第五百八十九号（種苗法第二条第七項及び種苗法施行規則第五条第二項の規定に基づく重要な形質及び重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
区分	重要な形質	選択形質	区分	重要な形質	選択形質
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）		カキツバタ	（略）	
ホソバタイセイ	胚（はい）軸のアントシアニン着色、子葉の長さ、子葉の幅、葉の長さ、葉の幅、葉の先端から最大幅の位置までの長さ、葉の長さ／幅、葉の最大幅の位置、葉の数、葉身の表面の毛、葉身の裏面の毛、葉身の表面の色、葉身の表面の光沢、葉身の表面のろう質、葉身の凹凸、葉身の周縁部の波打ち、葉身の周縁部の鋸歯（きょ）、中肋（ろく）の表面の主な色、中肋（ろく）の基部のアントシアニン着色、開花期、花序の形、草姿、花茎の長さ、花茎の太さ、花茎の数、ほう葉の裂片の長さ、花茎のアントシアニン着色、花茎の緑色の濃淡（茎のアントシアニン着色がある品種を除く。）、花茎のろう質、さやの先端部の形、さやの長さ、さやの幅、さやの長さ／幅、果柄の長さ、種子の色、脱粒性		（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）		パッションフルーツ	（略）	
キリ	樹形、樹冠形、樹高（１年目）、樹高（２年目）、幹の伸長量（１年目）、幹の伸長量（２年目）、幹の太さ（１年目）、幹の太さ（２年目）、幹の肥大量（１年目）、幹の肥大量（２年目）、樹皮の色、樹皮の亀裂の有無、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の長さ／幅、葉身の切れ込みの有無、葉身の周縁部の鋸歯（きょ）の深さ、葉身の裂片の数、葉身の凹凸、葉身の脈の色、葉身の表面の毛の		（新設）	（新設）	

	粗密、葉身の裏面の毛の粗密、葉身のアントシアニンの着色、葉身の緑色の濃淡、葉柄の裏面の毛、葉柄の長さ、葉柄の太さ、葉柄のアントシアニンの着色、着らいの有無、花の主な色、花の二次色、花冠の長さ、花冠の幅、花冠筒部の形、花冠筒部の溝の有無、花冠の内面の斑点の分布の大きさ、開花期	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	
カノコソウ	株の幅、茎の毛、葉の数、葉の長さ、葉の幅、葉の長さ／幅、葉柄の長さ、葉柄のアントシアニン着色、小葉の数、小葉の長さ、小葉の幅、小葉の長さ／幅、小葉の形、小葉の鋸歯の数、小葉の鋸歯の深さ、葉身の周縁部の波打ち、小葉の先端部の角度、小葉の光沢、小葉の凹凸、小葉の表面の毛、小葉の裏面の毛、小葉の表面の主な色、花茎の数、花茎の長さ、花茎の太さ、花序の大きさ、蕾の色、小花の大きさ、小花の色、ほうの色、ほうの長さ、根茎と根の重さ（薬用品種に限る。）、収穫期の根の太さ（薬用品種に限る。）、開花期	
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
コケモモ	（略）	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第千百十五号

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、農地法第四条第一項に規定する指定市町村の指定に関する告示（令和元年農林水産省告示第千六百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

都道府県名	指定市町村名	指定の効力発生の日
（略）	（略）	（略）
長崎県	諫早市 大村市	平成二十八年九月一日 令和八年十月一日
（略）	（略）	（略）

改正前

都道府県名	指定市町村名	指定の効力発生の日
（略）	（略）	（略）
長崎県	諫早市 （新設）	平成二十八年九月一日 （新設）
（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官報

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和８年５月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年７月31日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	80,698,000,000	6,328,496,709	55,344,218,656	61,672,715,366	△19,025,284,633	76.4
租税	79,668,000,000	6,207,563,430	54,421,297,969	60,628,861,399	△19,039,138,600	76.1
所得税	24,659,000,000	1,280,367,175	20,150,142,311	21,430,509,487	△3,228,490,512	86.9
法人税	19,596,000,000	1,147,310,400	10,586,331,450	11,733,641,851	△7,862,358,148	59.8
相続税	3,693,000,000	541,360,420	2,812,523,312	3,353,883,733	△339,116,266	90.8
消費税	25,543,000,000	2,473,212,566	16,240,477,021	18,713,689,588	△6,829,310,411	73.2
酒税	1,112,000,000	129,266,776	712,952,795	842,219,572	△269,780,427	75.7
たばこ税	953,000,000	142,012,260	736,010,291	878,022,552	△74,977,447	92.1
揮発油税	1,800,000,000	251,900,573	1,374,756,466	1,626,657,039	△173,342,960	90.3
石油ガス税	4,000,000	383,103	3,069,232	3,452,336	△547,663	86.3
航空機燃料税	40,000,000	5,054,075	31,170,811	36,224,887	△3,775,112	90.5
石油石炭税	601,000,000	51,316,497	405,505,631	456,822,128	△144,177,871	76.0
電源開発促進税	307,000,000	48,924,973	236,903,122	285,828,095	△21,171,904	93.1
自動車重量税	407,000,000	37,114,517	330,440,822	367,555,340	△39,444,659	90.3
国際観光旅客税	49,000,000	5,484,908	43,620,260	49,105,168	105,168	100.2
関税	895,000,000	93,073,638	749,105,900	842,179,539	△52,820,460	94.0
とん税	9,000,000	781,540	8,287,905	9,069,446	69,446	100.7
地価税	—	—	631	631	631	—
印紙収入						
印紙収入	1,030,000,000	120,933,278	922,920,687	1,043,853,966	13,853,966	101.3
官業益金及官業収入						
官業収入	51,779,865	—	54,822,068	54,822,068	3,042,203	105.8
政府資産整理収入	293,761,786	—	367,466,625	367,466,625	73,704,839	125.0
国有財産処分収入	33,515,978	—	41,001,643	41,001,643	7,485,665	122.3
回収金等収入	260,245,808	—	326,464,981	326,464,981	66,219,173	125.4
雑収入	9,401,725,134	1,829,404,252	8,483,670,971	10,313,075,223	911,350,089	109.6
国有財産利用収入	124,681,532	3,980,903	124,968,508	128,949,411	4,267,879	103.4
納付金	1,445,326,205	1,830,061,898	567,396,467	2,397,458,365	952,132,160	165.8
諸収入	7,831,717,397	△4,638,549	7,791,305,995	7,786,667,445	△45,049,951	99.4
公債金						
公債金	40,343,072,460	—	37,343,072,229	37,343,072,229	△3,000,000,230	92.5
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	2,712,880,582	—	12,956,879,858	12,956,879,858	10,243,999,276	477.6
合計	133,501,219,827	8,157,900,961	114,550,130,409	122,708,031,371	△10,793,188,455	91.9

(2)　歳出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,482,067	—	12,200,733	12,200,733	1,281,333	90.4
国会	147,414,817	—	134,434,271	134,434,271	12,980,545	91.1
裁判所	387,286,639	—	344,530,655	344,530,655	42,755,983	88.9
会計検査院	17,774,423	—	16,654,919	16,654,919	1,119,503	93.7
内閣	250,312,917	—	191,616,186	191,616,186	58,696,731	76.5
内閣府	6,282,081,587	50	4,973,223,299	4,973,223,349	1,308,858,237	79.1
デジタル庁	338,629,065	—	198,753,477	198,753,477	139,875,587	58.6
総務省	24,305,167,758	—	22,790,877,965	22,790,877,965	1,514,289,792	93.7
法務省	994,758,162	84	900,540,087	900,540,171	94,217,990	90.5
外務省	1,069,101,914	—	978,737,888	978,737,888	90,364,026	91.5
財務省	30,720,460,362	141,697,923	30,141,286,151	30,282,984,074	437,476,287	98.5
文部科学省	8,474,153,927	2,793	7,097,996,252	7,097,999,045	1,376,154,881	83.7
厚生労働省	37,375,643,852	288	35,277,141,132	35,277,141,421	2,098,502,431	94.3
農林水産省	4,256,749,515	3,095,200	3,023,099,369	3,026,194,569	1,230,554,945	71.0
経済産業省	4,723,716,556	—	4,051,848,440	4,051,848,440	671,868,115	85.7
国土交通省	13,008,778,447	△5	9,088,025,908	9,088,025,903	3,920,752,544	69.8
環境省	860,773,773	—	615,454,399	615,454,399	245,319,374	71.5
防衛省	10,518,200,058	—	9,484,884,392	9,484,884,392	1,033,315,665	90.1
合計	143,744,485,847	144,796,335	129,321,305,533	129,466,101,868	14,278,383,978	90.0

２　特　別　会　計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名		歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金							%
	歳入	53,112,630,257	118,586,146	52,340,698,569	52,459,284,715	△ 653,345,541	98.7
	歳出	52,965,872,357	—	52,071,036,901	52,071,036,901	894,835,455	98.3
地震再保険							
	歳入	117,427,430	—	118,734,475	118,734,475	1,307,045	101.1
	歳出	117,427,430	—	2,305,420	2,305,420	115,122,009	1.9
国債整理基金							
	歳入	220,716,411,758	380,716,171	215,699,910,743	216,080,626,914	△ 4,635,784,843	97.8
	歳出	223,802,235,688	—	212,857,264,769	212,857,264,769	10,944,970,918	95.1
外国為替資金							
	歳入	4,942,991,669	—	5,725,290,516	5,725,290,516	782,298,847	115.8
	歳出	1,545,794,724	129	668,712,373	668,712,502	877,082,221	43.2
財政投融資							
財政融資資金勘定							
	歳入	23,436,397,274	—	21,378,070,178	21,378,070,178	△ 2,058,327,095	91.2
	歳出	23,436,397,274	9,492	21,357,192,475	21,357,201,967	2,079,195,306	91.1
投資勘定							
	歳入	982,170,202	—	1,221,664,157	1,221,664,157	239,493,955	124.3
	歳出	1,021,170,202	—	903,429,853	903,429,853	117,740,348	88.4
特定国有財産整備勘定							
	歳入	40,439,908	—	30,112,786	30,112,786	△ 10,327,121	74.4
	歳出	5,380,687	—	5,299,220	5,299,220	81,466	98.4
エネルギー対策							
エネルギー需給勘定							
	歳入	3,802,269,093	18,667,289	4,714,454,790	4,733,122,080	930,852,987	124.4
	歳出	4,555,091,579	15,115	3,146,792,097	3,146,807,212	1,408,284,367	69.0
電源開発促進勘定							
	歳入	507,690,758 △	51,147	585,689,443	585,638,295	77,947,537	115.3
	歳出	560,015,075	—	459,743,450	459,743,450	100,271,625	82.0
原子力損害賠償支援勘定							
	歳入	12,169,336,286	—	8,261,291,633	8,261,291,633	△ 3,908,044,652	67.8
	歳出	12,169,336,286	—	8,260,507,856	8,260,507,856	3,908,828,429	67.8
先端半導体・人工知能関連技術勘定							
	歳入	585,287,619	—	585,288,518	585,288,518	899	100.0
	歳出	585,287,619	45	585,287,556	585,287,601	18	99.9
労働保険							
労災勘定							
	歳入	1,260,215,646	53,127,890	1,217,168,157	1,270,296,048	10,080,402	100.7
	歳出	1,107,811,516 △	5,683	1,041,798,848	1,041,793,165	66,018,351	94.0
雇用勘定							
	歳入	2,394,700,619	11,406,987	2,388,244,558	2,399,651,546	4,950,927	100.2
	歳出	2,197,095,893 △	2,114	1,973,746,286	1,973,744,171	223,351,721	89.8
徴収勘定							
	歳入	4,257,725,436	12,692	4,365,906,333	4,365,919,026	108,193,590	102.5
	歳出	4,257,787,169	69,792,341	4,176,460,441	4,246,252,783	11,534,386	99.7
年金							
基礎年金勘定							
	歳入	28,557,395,255 △	5	28,524,257,931	28,524,257,925 △	33,137,329	99.8
	歳出	28,557,395,255	—	26,306,155,788	26,306,155,788	2,251,239,466	92.1
国民年金勘定							
	歳入	4,312,450,059 △	117	4,331,267,276	4,331,267,158	18,817,099	100.4
	歳出	4,312,450,059	—	4,260,280,621	4,260,280,621	52,169,437	98.7
厚生年金勘定							
	歳入	52,432,946,234 △	8	53,321,082,166	53,321,082,157	888,135,923	101.6
	歳出	52,432,946,234	—	51,555,769,414	51,555,769,414	877,176,819	98.3
健康勘定							
	歳入	13,768,540,281	—	14,379,634,668	14,379,634,668	611,094,387	104.4
	歳出	13,768,540,281	—	13,761,871,232	13,761,871,232	6,669,048	99.9
業務勘定							
	歳入	1,247,034,313	1	1,325,516,854	1,325,516,855	78,482,542	106.2
	歳出	1,247,034,313	—	1,211,086,791	1,211,086,791	35,947,521	97.1
子ども・子育て支援							
子ども・子育て支援勘定							
	歳入	4,818,001,025	3,952	4,965,760,252	4,965,764,204	147,763,179	103.0
	歳出	4,905,721,821	592	4,573,649,591	4,573,650,183	332,071,638	93.2
育児休業等給付勘定							
	歳入	1,068,697,363	5,248,819	1,060,820,768	1,066,069,587 △	2,627,775	99.7
	歳出	1,068,697,363 △	40	964,469,847	964,469,807	104,227,555	90.2
食料安定供給							
農業経営安定勘定							
	歳入	247,250,231	124,679	260,763,163	260,887,842	13,637,611	105.5
	歳出	247,250,231	111,121	191,246,982	191,358,104	55,892,126	77.3

食糧管理勘定							
歳　入	922,420,785	—	723,303,876	723,303,876	△ 199,116,908	78.4
歳　出	934,775,795	1,686,061	565,772,863	567,458,925	367,316,870	60.7
農業再保険勘定						
歳　入	100,836,552	2,970,519	57,033,581	60,004,100	△ 40,832,451	59.5
歳　出	96,721,563	—	51,697,886	51,697,886	45,023,676	53.4
漁船再保険勘定						
歳　入	7,894,751	—	9,533,850	9,533,850	1,639,099	120.7
歳　出	6,878,861	—	4,519,411	4,519,411	2,359,449	65.6
漁業共済保険勘定						
歳　入	27,044,253	—	11,807,532	11,807,532	△ 15,236,720	43.6
歳　出	11,501,201	—	11,408,771	11,408,771	92,429	99.1
業務勘定						
歳　入	24,005,361	1,797,183	9,591,566	11,388,750	△ 12,616,610	47.4
歳　出	24,028,791	—	11,366,261	11,366,261	12,662,529	47.3
国営土地改良事業勘定						
歳　入	8,413,420	—	6,959,160	6,959,160	△ 1,454,259	82.7
歳　出	9,191,885	—	6,627,892	6,627,892	2,563,992	72.1
国有林野事業債務管理						
歳　入	334,314,124	—	334,297,762	334,297,762	△ 16,361	99.9
歳　出	334,314,124	—	334,297,762	334,297,762	16,361	99.9
特許						
歳　入	262,683,987	228,796	285,994,334	286,223,131	23,539,144	108.9
歳　出	154,677,660	—	147,988,240	147,988,240	6,689,419	95.6
自動車安全						
自動車事故対策勘定						
歳　入	656,227,851	—	659,689,366	659,689,366	3,461,515	100.5
歳　出	34,274,104	155,747	24,544,355	24,700,103	9,574,001	72.0
自動車検査登録勘定						
歳　入	45,049,850	155,746	46,426,554	46,582,300	1,532,450	103.4
歳　出	44,491,031	—	41,027,191	41,027,191	3,463,839	92.2
空港整備勘定						
歳　入	395,248,271	—	516,172,315	516,172,315	120,924,044	130.5
歳　出	500,554,560	—	379,543,957	379,543,957	121,010,603	75.8
東日本大震災復興						
歳　入	767,546,621	77,028,644	763,399,583	840,428,228	72,881,607	109.4
歳　出	830,140,064	222,811,911	447,897,870	670,709,782	159,430,282	80.7

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫						%
収　入	13,976,035	—	10,816,487	10,816,487	△ 3,159,547	77.3
支　出	11,936,279	—	9,089,524	9,089,524	2,846,754	76.1
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収　入	202,077,485	—	155,544,115	155,544,115	△ 46,533,369	76.9
支　出	127,950,234	—	95,721,359	95,721,359	32,228,874	74.8
農林水産業者向け業務						
収　入	55,428,254	—	67,257,889	67,257,889	11,829,635	121.3
支　出	54,394,934	—	38,729,346	38,729,346	15,665,587	71.2
中小企業者向け業務						
収　入	146,213,116	—	100,906,184	100,906,184	△ 45,306,931	69.0
支　出	65,160,091	—	41,326,935	41,326,935	23,833,155	63.4
信用保険等業務						
収　入	289,927,847	—	257,220,539	257,220,539	△ 32,707,307	88.7
支　出	878,752,235	—	442,804,068	442,804,068	435,948,166	50.3
危機対応円滑化業務						
収　入	12,842,017	—	11,062,822	11,062,822	△ 1,779,194	86.1
支　出	55,522,275	—	21,231,204	21,231,204	34,291,070	38.2
特定事業等促進円滑化業務						
収　入	5,964,969	—	531,094	531,094	△ 5,433,874	8.9
支　出	5,964,967	—	529,866	529,866	5,435,100	8.8
株式会社国際協力銀行						
収　入	1,973,709,011	—	1,091,826,976	1,091,826,976	△ 881,882,034	55.3
支　出	1,913,109,085	—	992,910,693	992,910,693	920,198,391	51.9
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収　入	170,455,297	—	193,339,894	193,339,894	22,884,597	113.4
支　出	223,578,281	—	146,385,237	146,385,237	77,193,043	65.4

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和８年度の令和８年５月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和８年７月31日　　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	83,735,000,000	—	—	—	△ 83,735,000,000	—
租税	82,655,000,000	—	—	—	△ 82,655,000,000	—
所得税	25,325,000,000	—	—	—	△ 25,325,000,000	—
防衛特別所得税	38,000,000	—	—	—	△ 38,000,000	—
法人税	20,696,000,000	—	—	—	△ 20,696,000,000	—
防衛特別法人税	576,000,000	—	—	—	△ 576,000,000	—
相続税	3,818,000,000	—	—	—	△ 3,818,000,000	—
消費税	26,688,000,000	—	—	—	△ 26,688,000,000	—
酒税	1,147,000,000	—	—	—	△ 1,147,000,000	—
たばこ税	976,000,000	—	—	—	△ 976,000,000	—
揮発油税	972,000,000	—	—	—	△ 972,000,000	—
石油ガス税	4,000,000	—	—	—	△ 4,000,000	—
航空機燃料税	40,000,000	—	—	—	△ 40,000,000	—
石油石炭税	598,000,000	—	—	—	△ 598,000,000	—
電源開発促進税	314,000,000	—	—	—	△ 314,000,000	—
自動車重量税	421,000,000	—	—	—	△ 421,000,000	—
国際観光旅客税	130,000,000	—	—	—	△ 130,000,000	—
関税	903,000,000	—	—	—	△ 903,000,000	—
とん税	9,000,000	—	—	—	△ 9,000,000	—
印紙収入						
印紙収入	1,080,000,000	—	—	—	△ 1,080,000,000	—
官業益金及官業収入						
官業収入	54,375,414	3,593,090	5,737,126	9,330,217	△ 45,045,196	17.1
政府資産整理収入	180,961,066	3,123,549	1,921,307	5,044,857	△ 175,916,208	2.7
国有財産処分収入	32,299,378	2,756,273	1,873,336	4,629,610	△ 27,669,767	14.3
回収金等収入	148,661,688	367,275	47,970	415,246	△ 148,246,441	0.2
雑収入	8,754,177,301	219,349,819	213,439,642	432,789,462	△ 8,321,387,838	4.9
国有財産利用収入	112,444,902	6,085,074	13,997,009	20,082,084	△ 92,362,817	17.8
納付金	1,920,890,305	38,135,145	28,903,440	67,038,585	△ 1,853,851,719	3.4
諸収入	6,720,842,094	175,129,599	170,539,192	345,668,791	△ 6,375,173,302	5.1
公債金						
公債金	29,584,000,000	1,365,999,910	—	1,365,999,910	△ 28,218,000,089	4.6
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	733,254	—	—	—	△ 733,254	—
合計	122,309,247,035	1,592,066,369	221,098,077	1,813,164,447	△ 120,496,082,587	1.4

(2)　歳　出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,648,753	71,322	296,089	367,411	13,281,342	2.6
国会	145,773,232	8,499,428	7,406,509	15,905,937	129,867,295	10.9
裁判所	387,221,498	19,010,259	19,039,537	38,049,796	349,171,701	9.8
会計検査院	18,106,659	865,640	862,671	1,728,311	16,378,347	9.5
内閣	175,400,615	7,792,971	2,211,910	10,004,881	165,395,734	5.7
内閣府	5,534,898,968	57,797,901	1,350,575,329	1,408,373,230	4,126,525,738	25.4
デジタル庁	294,543,189	3,673,531	11,484,564	15,158,096	279,385,093	5.1
防災庁	2,414,573	—	—	—	2,414,573	—
総務省	22,703,714,567	1,028,965,799	7,724,864,812	8,753,830,611	13,949,883,955	38.5
法務省	944,653,365	54,633,902	36,780,306	91,414,208	853,239,156	9.6
外務省	889,281,550	167,790,798	73,660,856	241,451,655	647,829,895	27.1
財務省	33,313,616,029	182,340,669	141,591,344	323,932,014	32,989,684,015	0.9
文部科学省	7,720,525,067	343,069,157	1,091,362,627	1,434,431,785	6,286,093,281	18.5
厚生労働省	36,528,554,845	2,461,909,620	4,103,109,673	6,565,019,293	29,963,535,551	17.9
農林水産省	3,372,806,072	86,580,745	108,478,523	195,059,268	3,177,746,804	5.7
経済産業省	2,005,220,872	92,529,054	166,877,409	259,406,463	1,745,814,408	12.9
国土交通省	9,952,532,626	119,795,084	92,550,790	212,345,875	9,740,186,751	2.1
環境省	565,810,507	4,099,800	17,867,138	21,966,938	543,843,568	3.8
防衛省	9,919,530,135	357,211,461	271,309,616	628,521,077	9,291,009,057	6.3
合計	134,488,253,131	4,996,637,150	15,220,329,709	20,216,966,859	114,271,286,271	15.0

２　特　別　会　計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名		歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入合歩又は支出合歩
							%
交付税及び譲与税配付金							
	歳入	51,307,459,118	453,302,234	7,870,395,577	8,323,697,811	△42,983,761,306	16.2
	歳出	51,092,000,197	6,743,754,060	10,194,833,608	16,938,587,669	34,153,412,527	33.1
地震再保険							
	歳入	126,339,766	6,764,629	9,119	6,773,748	△119,566,017	5.3
	歳出	126,339,766	109,594	92,377	201,971	126,137,794	0.1
国債整理基金							
	歳入	224,828,567,066	21,652,031,423	50,728,617,694	72,380,649,118	△152,447,917,947	32.1
	歳出	227,871,441,806	15,709,922,535	14,286,161,470	29,996,084,005	197,875,357,800	13.1
外国為替資金							
	歳入	4,824,674,375	367,180	367,001	734,182	△4,823,940,192	0.0
	歳出	1,973,396,598	78,075,200	69,067,807	147,143,008	1,826,253,589	7.4
財政投融資							
財政融資資金勘定							
	歳入	26,676,473,344	980,892,120	14,670,517	995,562,638	△25,680,910,705	3.7
	歳出	26,676,473,344	946,319,019	9,705,723	956,024,743	25,720,448,600	3.5
投資勘定							
	歳入	758,500,041	27,041	218,281,964	218,309,005	△540,191,035	28.7
	歳出	768,500,041	6,557	57,846,658	57,853,216	710,646,824	7.5
特定国有財産整備勘定							
	歳入	31,207,322	182	24,319,104	24,319,287	△6,888,034	77.9
	歳出	4,377,380	3,469	404	3,874	4,373,505	0.0
エネルギー対策							
エネルギー需給勘定							
	歳入	3,241,496,260	950,966,117	921,489,906	1,872,456,023	△1,369,040,236	57.7
	歳出	4,155,649,433	1,282,922,167	20,029,249	1,302,951,416	2,852,698,016	31.3
電源開発促進勘定							
	歳入	473,227,391	122,321,530	31,537,721	153,859,252	△319,368,138	32.5
	歳出	547,422,104	1,159,842	23,721,471	24,881,313	522,540,791	4.5
原子力損害賠償支援勘定							
	歳入	11,967,206,114	755,209,316	901,851,727	1,657,061,044	△10,310,145,069	13.8
	歳出	11,967,206,114	889,627,816	901,651,727	1,791,279,544	10,175,926,569	14.9
先端半導体・人工知能関連技術勘定							
	歳入	1,239,004,417	789,325,743	57,884,384	847,210,127	△391,794,289	68.3
	歳出	1,239,004,417	352,100,000	51,414	352,151,414	886,853,003	28.4
労働保険							
労災勘定							
	歳入	1,331,596,448	1,494,059	149,396,949	150,891,009	△1,180,705,438	11.3
	歳出	1,123,327,218	47,067,287	122,842,250	169,909,537	953,417,680	15.1
雇用勘定							
	歳入	2,494,863,538	9,214,393	16,509,834	25,724,227	△2,469,139,310	1.0
	歳出	2,290,439,006	159,897,811	129,966,957	289,864,768	2,000,574,237	12.6
徴収勘定							
	歳入	4,224,165,321	10,590,382	59,864,395	70,454,778	△4,153,710,542	1.6
	歳出	4,224,165,321	2,551,767	29,832,381	32,384,149	4,191,781,171	0.7
年金							
基礎年金勘定							
	歳入	28,980,031,698	2,377,329	4,700,479,907	4,702,857,236	△24,277,174,461	16.2
	歳出	28,980,031,698	712,700,201	3,728,495,160	4,441,195,361	24,538,836,336	15.3
国民年金勘定							
	歳入	4,238,936,181	81,859,810	758,762,350	840,622,160	△3,398,314,020	19.8
	歳出	4,238,936,181	9,513,063	502,184,307	511,697,370	3,727,238,810	12.0
厚生年金勘定							
	歳入	53,781,662,807	319,093,796	5,588,439,926	5,907,533,723	△47,874,129,083	10.9
	歳出	53,781,662,807	57,547,031	8,698,381,476	8,755,928,507	45,025,734,299	16.2
健康勘定							
	歳入	14,640,093,254	89,472,093	930,652,491	1,020,124,585	△13,619,968,668	6.9
	歳出	14,640,093,254	937,109,366	1,432,148,014	2,369,257,380	12,270,835,873	16.1
業務勘定							
	歳入	1,285,836,031	47,675,553	80,146,067	127,821,621	△1,158,014,409	9.9
	歳出	1,285,836,522	40,482,429	21,960,144	62,442,573	1,223,393,948	4.8
子ども・子育て支援							
子ども・子育て支援勘定							
	歳入	4,796,876,921	144,947,169	1,364,177,347	1,509,124,517	△3,287,752,403	31.4
	歳出	4,813,351,679	20,540,697	644,314,445	664,855,142	4,148,496,536	13.8
育児休業等給付勘定							
	歳入	1,104,257,967	49,936	28,088,650	28,138,587	△1,076,119,379	2.5
	歳出	1,104,257,967	82,060,089	85,471,605	167,531,694	936,726,272	15.1
食料安定供給							
農業経営安定勘定							
	歳入	239,451,358	4,062,564	56,264,921	60,327,485	△179,123,872	25.1
	歳出	239,451,358	2,493,452	1,755,036	4,248,489	235,202,868	1.7

食糧管理勘定							
歳　入	905,209,426	86,578,090	21,368,849	107,946,940	△ 797,262,485	11.9
歳　出	922,715,012	47,070,432	—	47,070,432	875,644,579	5.1
農業再保険勘定						
歳　入	98,170,467	3,483,162	11,366,465	14,849,628	△ 83,320,838	15.1
歳　出	93,361,649	612,184	6,677,810	7,289,994	86,071,654	7.8
漁船再保険勘定						
歳　入	7,679,775	9,408	40,593	50,001	△ 7,629,773	0.6
歳　出	6,681,619	—	40,110	40,110	6,641,509	0.6
漁業共済保険勘定						
歳　入	23,467,932	706,682	4,034,184	4,740,866	△ 18,727,066	20.2
歳　出	12,188,667	4,411,750	34,184	4,445,934	7,742,732	36.4
業務勘定						
歳　入	31,040,437	294	364,334	364,629	△ 30,675,807	1.1
歳　出	31,062,926	942,289	921,276	1,863,566	29,199,359	5.9
国営土地改良事業勘定						
歳　入	6,271,017	136,474	132,835	269,310	△ 6,001,706	4.2
歳　出	8,562,133	34,722	22,475	57,197	8,504,936	0.6
国有林野事業債務管理						
歳　入	330,539,496	68,962,066	—	68,962,066	△ 261,577,429	20.8
歳　出	330,539,496	68,962,066	—	68,962,066	261,577,429	20.8
特　許						
歳　入	291,219,450	12,194,329	141,038,336	153,232,665	△ 137,986,784	52.6
歳　出	160,708,531	8,726,218	2,365,979	11,092,197	149,616,334	6.9
自動車安全						
自動車事故対策勘定						
歳　入	86,050,827	721,861	13,319,139	14,041,001	△ 72,009,825	16.3
歳　出	29,833,204	641,349	3,993,401	4,634,751	25,198,453	15.5
自動車検査登録勘定						
歳　入	52,963,186	△ 49,021,897	61,310,959	12,289,061	△ 40,674,124	23.2
歳　出	46,988,221	972,657	1,724,883	2,697,540	44,290,681	5.7
空港整備勘定						
歳　入	423,591,419	54,711,826	88,315,886	143,027,712	△ 280,563,706	33.7
歳　出	525,744,419	13,177,467	8,472,899	21,650,367	504,094,052	4.1
東日本大震災復興						
歳　入	633,368,369	46,744,094	60,129,879	106,873,973	△ 526,494,395	16.8
歳　出	712,770,628	35,285,176	1,394,107	36,679,284	676,091,344	5.1

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	前月までの累計	計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
沖縄振興開発金融公庫						%
収　入	15,847,922	668,772	669,723	1,338,495	△ 14,509,426	8.4
支　出	13,556,576	1,507,374	921,467	2,428,842	11,127,733	17.9
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収　入	218,589,405	14,772,798	9,754,545	24,527,344	△ 194,062,060	11.2
支　出	133,089,839	5,699,463	5,640,950	11,340,413	121,749,425	8.5
農林水産業者向け業務						
収　入	60,652,516	1,469,595	1,011,118	2,480,714	△ 58,171,801	4.0
支　出	59,685,303	1,425,863	1,126,171	2,552,034	57,133,268	4.2
中小企業者向け業務						
収　入	164,231,883	7,293,409	7,400,602	14,694,012	△ 149,537,870	8.9
支　出	75,554,390	4,042,591	2,205,302	6,247,893	69,306,496	8.2
信用保険等業務						
収　入	306,218,880	19,376,952	22,863,606	42,240,559	△ 263,978,320	13.7
支　出	807,788,009	38,796,363	38,503,536	77,299,900	730,488,108	9.5
危機対応円滑化業務						
収　入	20,590,247	297,060	435,676	732,737	△ 19,857,509	3.5
支　出	50,253,662	37,800	1,639,996	1,677,797	48,575,864	3.3
特定事業等促進円滑化業務						
収　入	8,261,111	180,225	16,111	196,336	△ 8,064,774	2.3
支　出	8,261,091	170,637	5,141	175,779	8,085,311	2.1
株式会社国際協力銀行						
収　入	3,303,556,755	50,120,004	93,950,774	144,070,778	△ 3,159,485,976	4.3
支　出	3,270,846,394	78,916,756	101,148,064	180,064,821	3,090,781,572	5.5
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収　入	185,508,891	8,378,088	11,627,354	20,005,442	△ 165,503,448	10.7
支　出	298,065,866	17,714,938	8,927,185	26,642,124	271,423,741	8.9

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。